

所固として罷出候旨届出候事、栗園漫抄、
 文化二年二月廿日過、自注、廿九日、江戸表より御目付衆
 遠山金四郎殿長崎へ御着、七日程過ぎて同三月初
自注、此日、使節を立山御役所へ御呼出し也、自注、此日、
別傳の記事多し、御役所へは、使節并にマヨル
は、深客申せし、を録す、自注、これ足輕頭、外に、カベタン自注、
といふ官人兩人、自注、これ足輕頭、外に、カベタン自注、
名はクルー、ランゾフ自注、足輕一人、外沓取一人召
 連、梅ヶ崎より波戸場へかゝり、西屋鋪前立山御役
 所へ行きし由、其節通行の町々は、左右に幕を張詰
 し由、都合三度程出しと覺ゆ、引書名、
脱スルカ、

通航一覽卷之二百八十一終

とも、固く退けていれず、唯唐山、朝鮮、琉球、紅毛
 の往來することは、互市の利を必とするにあらす、
 來ることの久しき素より其謂れあるを以なり、其
 國の如きは、昔よりいまた會て信を通せし事なし、
 計らざるに、前年我國漂流の人をいさなひて、松
 前に來りて通商を乞ふ、今又長崎に到り好みを通
し、按ずるに、北海島船記に、交易を開かん由を計る、既に
は、文を通しあり、其事再におよんで、深く我國に望む所あるも又切
 なるをしれり、然りといへども望み乞所の通信商
 の事は、重く爰に議すへからざるもの也、我國海外
 の諸國と通問せざるに既に久し、隣誼を外國に
 修むる事をしらするにあらす、其風土異にして、事
 情におけるも又懽心を結ふにたらず、徒に行李を
 煩らはしむる故を以て絶て通せず、是我國歴世封
 疆を守るの常法なり、争か其國一价の故をもつて、
 朝廷歴世の法を變すへけんや、禮は往來を尙ふ、今
 其國之禮物を請て答へすんは、禮を知らざるの國
 ならん、答へんとすれば、海外萬里何れの國か然る
 へからさらむ、容ざるの勝れるにしかず、互市の如
 きは、其國の有所を以て我無所に更へ、各其理ある

通航一覽卷之二百八十二

魯西亞國部十

○渡來并通商願

文化二乙丑年三月七日、再び使節を呼出し、御教諭書
 及び奉行の諭書等讀聞せ、かれ承伏し畢りて、御目付
 よりもまた申渡しあり、時に眞綿二千把ならひに米
 鹽を與ふ、使節賜物を辭せし事再三ありしが、終に通事の示諭に
に従ふ、從ふ、また出帆のため奉行の印書其外、引書の筋あり、引書
に就て見

文化二乙丑年三月七日

一魯西亞人々御教諭御書付大廣蓋に載せ、支配勘
 定村田林右衛門持出、豊後守前に置、御教諭之御書
 付讀聞候間、可承旨申演られ候上、同人被讀聞、

御教諭御書付左之通

申渡

我國昔より海外に通問する諸國不少といへども、
 事便宜にあらざるか故に、嚴禁を設く、我國の商戸
 外國に往事をとめ、外國の買船もまたもやすく
 我國に來る事を許さず、強て來る海舶ありといへ

に似たりといへども、通して是れを論ずれば、海外
 無價の物を得て、我國有用の貨を失はん、要するに
 國計の善なるものにあらす、況やまた輕刑の民奸
 猾の商物を競ひ、價を争ひ唯利是を謀て、やゝもす
 れは風を壞り俗を亂る、我民を養ふに害ありて、深
 くとらざる所なり、互市交易の事なくして、唯信を
 通し新に好を結ぶ、素よりまた我國の禁ゆるかせ
 になしかたし、爰を以て通する事をせす、按ずるに、北
は通する事を許朝廷の意かくの如し、按ずるに、北再來る事を費す
ことなかれ、歸帆すへしとの文あり、是なるへし、
 右、御書付、村田林右衛門持出、通詞被渡、魯西亞
 人御請いたし、畢而奉行申諭之書付小廣蓋に載せ、
 家老西尾儀左衛門是を持出て、因幡守前に置、奉行
 申諭之、書付讀聞せ候間可承旨、因幡守被申述候
 上、同人被讀聞、
 御書付左之通
 長崎奉行申渡
 先年、松前へ來りし節、都て通信通商は成難き事を
 も一通り申諭し、國書と唱ふるもの、我國の假名に
 似たる書も解しかたき間、持來事を許さず、第一松

前の地は、異國の事を官府へ申次所にあらず、若此上其國に残りし漂流人を連來る歟、或は又願ひ申旨などありとも、松前にては決して事通せざる間、右の旨あらは、長崎に參るへし、長崎は異國の事に預り候地なる故に、其議する事もあるへしとて、長崎に到るための信牌を與へしなり、然るを今又國王王に國主記に國主ありあり、の書を持參る事は、松前において申論したる旨辨へかたきにやあらん、是偏に域を異にし、風土の等しからぬ故に、通し難き事ばかり、此度改めて政府の旨を請て申論す事件の如し、時に船中新水の料を與ふ、然る上は我國に近き島島杯にも決して船繋すへからず、品々地方を離れ速に歸帆すへし、

右、御書付家老持出、通詞に被渡、通辯致し候處、承伏仕り、答畢而金四郎申渡之趣申述、左之如し、

去秋入津以來、久々之間滯留大儀に候、願之趣懇切に申出候事故、再三厚く群議有之被仰出候條、自然と時日も延引に及び候事に候、

右之趣、魯西亞人の申渡濟候上は、其方より能々申開候様可被致候、

右之趣通詞共より通辯いたし候處、難有奉存候旨御受申上、畢而豊後守より船中之者共ね、眞綿二千把相與候段申渡有之、終而船中之薪水之料として、米百俵并鹽二千俵遣し候段、因幡守被申述、是又致通辯候處、難有奉存候得共、彼國よりの捧物聊も御受無御座候に付而は、右兩様之品拜受難仕旨、是を申に依、猶又種々申論させられ候處、不容易儀に候間、隨從之者共評議之上否御受可仕由、是を申退散之儀相願に付、承届有て引取せられ候事、

三月八日

一因幡守、金四郎に案内被遣、夫より通詞共不殘呼出有之、直に被相尋候處、左之通願申立候旨、

一捨切手之事、

是は、日本之地に船繋り致間敷旨、被仰渡之内に有之候處、カムシカツテ迄之内、風順且は沙合に寄相繋間敷とも難差定申上、然上者其節之申譯之爲に御座候間、御墨付被下度奉願候旨、

(朱書)此儀不相成事に候、勿論浦觸も差出候事故、萬一之節は、奉行申渡之書付見せ候得者、日本之地津々浦々迄も申譯相立候儀に付、其通可心得

候、

一唐寺參詣之事 一藥草取之事 一出島の暇乞に參り度事

右三箇條者、通詞共より相論相止候旨、

一被下物之儀色々申論候へ共、昨日之通に而何分受納難仕段申張、逆も捧物之儀不相叶候は、此度渡來に付、御世話に相成候御役方成共相送度旨種種に申立候旨、

(朱書)右に付、三評之上に而、按するに、此續恐らくは誤寫あるへし、聊之品通詞共受納之儀差免候間、右之譯を以可相論候、

一右、朱書之通申渡有之、又候梅ヶ崎に通詞共被遣、然處夜中引取如左申上、

一右之次第を以、段々申論候處、聊之品に而も各方御受納之儀御免被下、先以大慶仕候、然上は薪水之料并綿も無滯拜受可致旨、其外にも種々相論候處、此上彼是申候而は、日本奉對却而不敬に相當候儀に候は、速に無滯御請可奉申上、左候は、明日御役所へ罷出、御三殿に篤と御禮申度旨申出候、右に付、罷出候刻限九ツ時取極、尤着服手續等迄初

日呼出之節之通、兩家、大村開役、御代官、御勘定方、年番并掛り年寄、其外懸合之向、手附廣間當番等々右之通可相心得旨被相達、落穂雜談一言、集、栗園漫抄、

同月九日、使節レザノット奉行所に出で、滯船中の御手當及び今度の賜物を謝し奉り、畢て奉行より出帆の口達あり、

文化二乙丑年三月九日

一波戸場着船注進に而、勤番所詰方有之、櫻町注進に而、書院向相揃、各出座有之、魯西亞人共罷出、禮式相濟、通詞を以如左申出、

一昨日被仰渡候旨奉畏候、且又私共不計永々滯船仕、日々食用之品々御惠被下置、扱又此度眞綿二千把、薪水之料等品々被下置候趣被仰、重疊難有奉存候得共、段々奉掛御世話候上、右品々頂戴可仕様は無御座候得共、辭退仕候而は、御國に奉對甚不敬之趣通詞衆より種々被申論候に付、右之品々ありかたく頂戴仕、歸國之上ケイブルへも具に申聞、忘却不仕奉存候、右之御請御禮旁罷出候、尤持渡候品を以何程も奉謝度候得共、何分御開濟無御座候儀、吳々も歎々敷次第、殘念に奉存候、

右之通大通詞石橋助左衛門を以申述候に付、豊後守より左之通被申聞、

去秋以來、不計も永々致滞船候處、一同無別條此度及歸帆候段、一段之事に候、船中も彌相厭、隨分堅固に可致歸國候、扱又昨日申立候、萬一日本之地に風次第又者沙合等にて、暫も相繋る間敷ものにて無之、左候とても、倉忽之取計は決而無之、萬々一之節者、奉行申渡之書付を見せ候得者、魯西亞船とは相分り候儀に付、隨分可致安心候、以來國之船漂流致す間敷ものにも、無之、其節者魯西亞に不限、何れの船にても相勞り候儀は、國法に候間、心易可存、然上者隨分船仕舞いたし、手廻し出帆可致候、右之趣、通詞共通辯いたし候處、難有旨申述、猶又左之通挨拶におよぶ、

掛り御役人方、上陸場御番人中、永々御世話に相成、聊之品々に而も奉謝候儀、依御國法不相叶、甚歎敷次第奉存候、右之趣申述畢而退散之儀申渡有之、猶又御禮御請等申述、退座いたす、一被下眞綿長持二十五棹に入被送、差紙を以小通

詞梅ヶ崎に爲持被遣候處、相改請取、猶御禮厚申上吳候様申聞候段、通詞共罷歸言上す、長崎志續編、長崎實錄大成、長同月十日、奉行手附及び御徒目付等、梅ヶ崎に赴き、漂民四人を請とり、向後日本人その國に漂流の時は、蘭人に託し送るべき旨、及び其國人日本に漂着あらば、何れの浦にても撫育を加へ、また蘭人をもて送り返すへき旨を諭し、去秋呈進せし書簡の寫を返し與へ、即日扱ひの首尾を江戸に言上す、この頃、魯西亞人より通答の事、詞ならひに蘭人に謝物贈あり、

文化二乙丑年三月九日

一通詞を以召連來候漂流人相渡候は、請取之者明日五ツ時可差遣旨、被申渡候處、奉畏何時にても可相渡旨、尤御請取被下候御墨付可被下旨相願候、先年於松前も御受取書被下候趣申立候に付、強而相願候は、可差遣積被申渡、

三月十日

一魯西亞人召連來候漂流人四人、今日受取檢使として、手附兩人立會、御徒目付一人、御小人目付兩人梅ヶ崎に罷越、漂流人手當等宜候は、可受取旨被申達候處、即刻漂流人呼出引渡、先日相願候に付、請

取證文奉書堅紙に相認被遣、如左、

今度長崎に送來漂流人、津太夫、義平、左平、太十、請取處之證如件、

丑三月

増田 藤四郎
上川 傳右衛門
菊澤 左兵衛

右漂流人手廻荷物等檢使封印致し、御役所附兩組之者附添、御役所差越、漂流人之内、太十と申者病氣に付、是者駕籠手當申付られ、外三人共一同御役所に召連被罷歸、

一受取方畢而、檢使より左之通、

向後日本人萬一魯西亞之地に致漂流、其者其何國之浦に可送届哉之儀申聞候共、右は阿蘭陀本國歟、又は咬囉吧の便宜を以可相送、左候得は、日本には紅毛人より届可申候、此末魯西亞船日本に漂着いたし候は、何れ之浦においても撫育爲致、船修覆等相加出帆爲致候、若又其船修覆難相加候節は、其人々長崎之津に送り、阿蘭陀歸船之便宜を以、咬囉吧迄遣可申候、勿論漂民撫育致し候事は、敢て魯西亞に不限、何國之船たりとも、其難を救ひ扶助いた

し候事は、兼て浦觸等も有之事故、此節改めて書付相渡に不及旨、

右之趣、通詞を以申論有之處、御諭之趣難有奉承知候、歸國之上ケイヌルに申聞候節、證據に相成候間、蘭語に綴り、通詞衆より被相渡候様、願申立候旨、通詞共より申述候得共、本書之面も無之口達之儀を、蘭文に綴り認遣候儀は如何に候間、堅く相斷候様被申渡、差遣無之事、

去秋入津之比、差出置候江府に之呈書寫之書簡相返候間、可請取旨被申渡、差返し候事、

一右相濟、通詞共并カピタンに相送候品々、檢使前に而請取、長持に入、封印付、御役所に持出、左之通、

通詞 共 ね

- 一硝子釣燈籠二 一同細工燭臺一 一角大鏡一
- 一木工目石板二枚 一金毛フル一切 一藍海松
- 茶大羅紗一端 一茶器一揃、但、金繪燒物丸盆一枚、同手附茶碗二、同皿二枚、同茶出し二、内、有、同砂糖入蓋物一
- 右之分は所預、
- 一天地球二 一地圖 一人物繪

右三品は御役所留置に成、

カビタンに

一大鏡一面 一石細工二枚 一ボタン二鎖

一硝子燈籠一

右は、出島の相送らせらる、

一漂流人共、御役所の罷出、如先例於御用場之次、

一汁一菜支度被爲致、夫より白洲に相廻し、踏繪爲

致、白洲詰例之通、

但、御徒目付、御小人目付衝立之際に出席、

一三人立會一通吟味之上、揚り屋入被申渡、畢而雜

物相改、品々封印いたし、手廻計相渡し、揚り屋に被

遣、按ずるに、以下の考證本日の後たれど、

三月十三日

一魯西亞人のカビタン、并掛り通詞共より挨拶と

して、左之品々相送度旨に付、承り届けられ、今日石

橋助左衛門、岩瀬彌十郎差添、梅ヶ崎に持参す、尤

持入差紙被達、

一絹絲五十目 一紋八丈一端 一八丈島二端

一同一端 一奥丹後島一端 一同一端 一加賀

皿紗形二疋 一郡内島一疋 一縮緬紅飛紋一丈

一桔梗紋縮緬一丈 一縮緬淺黄紋一丈 一桔梗

紋縮緬一丈 一蒔黄形附一丈 一同板縮形附一

丈 一紅加賀絹一丈 一切レタバコ入六十

一キセル六十本 一同筒 二十 一水晶扇百本

一紙扇五十本 一蒔繪骨扇十五本 以上、

右者、通詞共より之分、

一紙タバコ入十五 一紙入十 一同タバコ入四

一水晶扇蒔繪骨三十本 一キセル四本 一茶臺二

一家造り物一 一小寝巻一 但上帯共 一ポルト

ル一壺 一蒔繪盆二枚 一同サボン入四 一タ

バコ入二 一蒔繪文庫一 一手遊鳥獸造り物二

十六品 一茶碗十 一コーヒ豆二十斤 以上、

右者カビタンより之分

一右之節、カビタンより使節之者に、横文字書簡差

遣度旨願出、承届被遣、通詞共持参、和解左之通、

久々御安否不承、彌御安全珍重奉存候、然は毎度通

詞衆を以御懇切御傳言之趣、逸々辱致承知候、其時

に書中を以、御答申候筈に候得共、彼は御手数數相懸

候事故、乍失禮是迄打絶罷在候、扱此節從御江戸漸

御下知有之候處、御願立之儀も無餘儀次第に而、御

慶無此上存候、是又ベイトルベルグに御歸國之
上、自然本國より罷越候阿蘭陀人共も居申候は
は、乍慮外宜御傳へ可被下候、
外に

此方より相送候物目錄 一通

送り物受取書

一通 栗岡渡抄、
崎陽日録、

文化元年三月十日宿次出ず、

以別紙申上之候、

此度御下知御座候通、去る六日、オロシヤ人使節と

唱候者、御役所の呼出、渡來之旨趣相尋候處、先年松

前の罷越候役者之者共、格別御手厚き御取扱被仰

付、其上信牌被下置候爲、御禮捧物仕、江府に拜禮并

以來信義を結び、交易之儀相願候ため、爲使節渡來

仕候段申之、去九月入津之節申立候趣相替儀無御

座、且先年松前の渡來之節、長崎表に罷越候共、書翰

等決而持渡申間敷旨御諭も有之候處、如何相心得、

此度持渡候哉之段相尋候處、右松前に而御渡御座候

御諭之趣者、ケイツル儀相辨不申、使節之者も初而

此度承知仕候段申之候、則オロシヤ人中口之趣、紅

毛通詞共和解爲仕候書付二通入御覽候事、
按ずるに、

開濟難被爲成段、御理解御諭被爲成候様に、薄々承
り及び申候、先以難默止御主意には存候へ共、永々
御滞留之甲斐も無之段、御心中察入申候、乍然此節
御奉行所に御出之節は、萬端御手厚御取扱之由、先
年よりも毎に外國より之使節渡來有之候得共、此
節は格別御手厚く被爲成候儀、誠に御規模無此上
事に存候、

一風順次第無程御出船被成候由、目出度存候、御船
中風順能御無難に御歸船可被成候、隨而は其方に罷
出御暇乞もいたし度、再應御頼申上候得共、御開濟
難被爲成次第、被仰渡候上は、強而御願申上候儀不
相成候に付、乍失禮一書を以御祝詞申述候、
一へこる以下出島在官之者共よりも、書簡を以御
祝詞申入度候得共、數通に相成候に付、下拙より宜
御傳申吳候様申聞候、
月日

猶々此間は被掛御心頭、珍敷品々被送下、御深志
之程千萬辱、永く重寶可致候、隨而輕微之品々候
得共、別紙目錄之通進上之致し候、誠に返禮之驗
迄に御座候、御心能御受納被下候においては、大

此和書付、今所見なし、

一オロシヤ人渡來之旨趣、入津之節申立候趣に齟齬仕候儀も無御座候に付、同七日猶又使節と唱候者呼出、御諭書之趣讀聞せ、通詞共は通辯爲仕候處、承伏仕、奉畏候段申之候旨、猶豊後守、因幡守より申諭之趣も讀聞せ候處、是又承伏仕候、右に付金四郎に被仰渡之趣、金四郎申渡候處、難有奉存候段申聞候、且又先達而被仰下通、船中新水之料としては、米百俵、鹽二千俵、并船中之者共は綿二千把相與候段申渡候處、是又難有奉存候處、併彼國より之捧物御受無御座候に付而は、右兩様之與物拜受之儀は難仕段申之候間、得と通詞を以相諭させ候處、何れにも拜受難仕旨強而申之候に付、再應相諭候處、彼ものにおいては、不容易儀に付、即答も仕兼候間、得と隨從之者にも申談、答申聞度候間、答猶豫之儀相願候に付、退散爲仕候處、同八日諭之趣屈伏仕候間、猶又御役所罷出、兩様之與物拜受御禮をも申速度奉存候段、通詞を以申聞候に付、昨九日猶又御役所呼出、私共列座席に差出候處、船中之者共綿并薪水之料被下、難有拜受仕候段申之候、委細之儀

者因幡守、金四郎歸參之節可申上候事、

一江戸拜禮罷出川差上持渡候ケイツルより之呈書寫之由、去秋差出候書面、此度差戻し候事、
一連渡候漂流之日本人可相渡旨申聞候間、今日日請取一通り相尋候上、先例之通揚り屋は入置申候、漂流之次第は得と吟味仕、追而可申上候、且向後彼國に漂流着仕候者有之、日本に可差歸、左候は、阿蘭陀人相渡送越候様可仕旨申渡候事、
一御教諭之趣、オロシヤ人ども承伏仕候間、船用意手廻し仕、早々當湊出帆仕候様申渡候、依之近國之面々領内浦々に入念候様と之儀申渡候、尤出帆仕候は、猶可申上候事、
一先年於松前オロシヤ人相渡之信牌之儀は、先達而申上候通、入津之節取上置申候間、因幡守、金四郎歸參之節、持參差上可申候事、
以上

三月十日

遠山金四郎
成瀬因幡守
肥田豊後守
戸采女正様
牧備前守様

土 大炊頭様

青 下野守様

魯西

件長時

使節我々に按ずるに、我々あるは向ひ、時々之噂に、此度御當地にて御取扱御叮嚀の事に申候、外の者咄候は、本國よりの願は不叶、かやうに色々御取扱の御厚きは、招かれて客に参りたる様なるものと申候、
獻上物不被爲請、願事も御免無之、歸帆被仰渡候事になりしに、永々の逗留中、通詞中へ世話になりし事故、聊ながら謝物致し度と願ひし由にて、使節より贈物ありと承及ひし、我々も彼役所より御受取の儀被仰渡候節、使節申すには、各へ何ぞ土産に成へき品贈度事なれども、知る通りの次第故、とても御免しはあるまし、併少々物は苦しかるまし、望み候へといふ、我々共答へけるは、是迄年月御厚恩になり、何も外に願候事無之、厚き思召は受納致せしも同前、御心配御無用下され度と申候へは、然る上は、せめて羅紗の裁はしなりども遣はし度とて、羅紗一束四人の者へ差出したり、尤も御届も申し上、よきに計ふへしとなり、我々は御國法も恐入

固く辭退致せしかと、御檢使へ直に相願ひ、何れも受用可致旨御差圖有之、貰ひうけたり、
上御上へ
指上る、
若已後願ひの

使節何れもへ殊の外別れをいたみ申けるは、本願濟候は、時々船の往來面會の事もあるへし、願ひ叶はず歸帆の上は、とても此世にては出逢ふ事あるへき様なしとて、みつから足にて地を踏つけ、必地下にて逢ふへしとて、落涙したりけり、
出館前我々携へ歸たる持道具、使節の前へ出し、御檢使御立合にて御改め、色品左の通り、
一浦賀切手書付二枚 一奥州仙臺より送狀二枚
一若宮丸錢財布一 一方針一 一木綿わた入二
一同拾五 一同單物一 一同半合羽一 一同襦袢一
一同帶二筋 一同股引三足 一同脚半一
足 一同足袋一 一同風呂敷一 一秩父單羽織
一 一同解裏一 一岸島解裏一 一抜綿一
一毛織小手當一 一矢立一 一紙入一 一缺一
挺 一伊勢宮御祓一
四人之者於魯西亞國貴物等品々覺
一金錢八十 一銀袂時計四 一日本仕立絹綿入

四 一同羽織四 一絹袴四 一同股引四足
 一同帶四筋 一革蒲團大小七 一同并木綿枕六
 一羅紗襦袢四 一同合羽四 一羅紗一反
 右は國王より追々貫申候、
 一金錢六 一銀錢大小六百九 一銅錢八 一衣類
 道具入箱四 一羅紗着物四 一同襦袢三 一同
 合羽一 一同股引七足 一絹單帶三筋 一同
 風呂敷三 一木綿并麻襦袢二十九 一同股引十
 足 一同風呂敷八 一麻蒲團五 一毛織袴三
 一同單帶一筋 一同股引二足 一同合羽四
 一めりやす并木綿帽子七 一同股引并足袋二十
 四足 一革袋三 一同帽子三 一同查五足 一
 紙入四 一手貫二 一毛皮ソーポリ貂皮一枚
 一同袋一 一椰子水飲二 一ふらすこ三 一火
 打三 一染木綿二反 一角木綿二 一櫛一枚
 一鐵ぼたん七 一鉄二挺 一剃刀箱一 一錐二
 本 一錫罐一 一同匙一本 一硝子瓶一 一同
 玉四 一硝子器一 一煙管二本 一針入一
 一鏡二面 一眼鏡一 一横文字本一冊 一世界
 圖并船繪十三枚 一麻地油繪二枚

右は、彼國逗留中稼溜候金銀銅錢を以買調、又
 は知音より追々貫ひ申候、
 漂客曰、彼金錢はガラソツケ和蘭、チリソツケといふ
 銀錢なり、其形中に獸の形ありて、左右に銀を持
 る人の像あり、裏面は横文字あり、自注、形圓く我歩判、
銀錢四百五十枚に兩替す、ガラソツケは阿蘭陀なり、阿蘭陀錢など
は、日本には交易なるへしといふ心にて贈りし事
に開ゆ、オロシヤの金錢は、ガラソツケより大きな
り、銀錢四人前六百九十六、銅錢十四五枚、金錢四
人前八十九枚持參、銀錢は新古十六通りあり、皆持
來れり、開國帝王よりエカテ脱カテ今祖母、迄は王の
像を鑄、當今の父王より已來は文字ばかりなり、ホ
コイといふ字なりと聞けり、銅錢は年曆何百何年
といふ文字鑄つけあるよし、
 右持道具品々は、追々於御役所御取調への改めの
 書付より書拔て、こゝに補入す、出館已後於立山御
 役所御吟味口書別紙あり、按ずるに、別紙口書は魯
西亞國漂流の條に載す、御引
渡しの節、金銀銅錢は悉く御役所へ被召上、右代り
御割合を以て銀子被下置候由、外持道具は最初不
殘御召上、追而可及御沙汰旨被仰渡置、御引渡しの

通航一覽卷之二百八十三

魯西亞國部十一

○渡來并通商願

文化二乙丑年三月十日、魯西亞船近々出帆により、奉
 行及び御目付より長崎近國に浦觸ありて、同十二
 日より十八日に至り、肥前、筑前、大村開役より伺ふ旨
 あり、奉行指圖に及び、畢て明十九日出帆のよし、遠
 見番其外に達し、浦證文を出す、

文化二乙丑年三月

一近々魯西亞船出帆に付、左之所々開役呼出、因幡
 守并金四郎立會、浦觸紅毛船歸帆之如く被申渡、

薩摩 肥前 肥後 對馬 筑前

但、久留米、長門者浦方無之に付、例浦觸之

節は無之事、

右國許之分

柳川 小倉 島原 平戸 唐津 大村 五島

右在府之分、但在府之分は留守居宛之事、

右箇所開役呼出し、左之通被申渡、

通航一覽卷之二百八十二終

節不殘被相渡、持參御覽をも經て歸國せり、
 同月十日、御引取にて四人共に館内を出つ、人々へ
 別れを告て、皆々再會期すへからすと泣悲しみた
 り、夫より立山役所御白洲へ被召、一通御糺しあ
 り、其後追々罷出る、自注、其口書、踏繪等被仰付相濟、
御定法の通揚り屋へ被相入、
中出もあり、御取扱色々に御
りき、○環海異聞、

魯西亞船出帆申渡候間、御領内浦々被入御念候様可被仰付候、此段御國許に可被申越候、

右之通觸達、相畢而用人に書狀一通宛被相渡候、文言略、按ずるに魯西亞一件によるに、
此書狀奉行御目付三名なり、
猶又左之通一同に口達之趣、

魯西亞船萬一御領海之内に碇を入、風待いたし候儀も候は、永く不繫留置、早々其所出帆候様可被取計候、此段も可被申越事、

右相濟退座、於使者之間用人を以口達之趣、

例年紅毛船入津出帆之節は浦觸は四月三日に而、

出帆は九月廿四日定日故、御達の上浦觸又は御見廻之方に御越等間に合候得共、此節之船之儀者、出帆日限不定に候間、御國許御在所に口達之趣書狀等、早使を以可被差越候、

長府 富江

豊後 御代官高木作右衛門

右四ヶ所之内、高木者書付、外は書狀、白木狀箱入にて、於廣間用人より用達に被相達、尤口達之趣も書付一同被相渡、

一右浦觸達、諸家より追々承知之旨、使者并飛札を

以申越有之、

三月十一日

一魯西亞船仕度日割、凡通詞より魯西亞人の相尋候處如左、

三月十一日 大鏡其外箱物積荷造り 同十二日

箱物并桶其外荒物積荷 同十三日 右同斷

同十四日 右同斷 同十五日 右同斷

鹽并米船積 同十六日 荷造并手廻船積

同十七日より廿日まで 右同斷

三月十二日

一大村間役より伺書差出、翌十三日朱書之通附札被致、呼出被相達、

魯西亞人梅ヶ崎引拂乗船之當日、御番所向等は迄之通に而爲相守置可申哉、又者上陸之節之通武器等飾らせ、物頭已下陣羽折等相用させ可申哉之事、
(朱書附札) 是迄之通可被相心得候、

一大浦船手是迄之通に而差置可申哉、船飾等一切

最初之通に而爲相守可申哉、又は最初之通石火矢船に而も相増可申哉、且如元少し沖手に船を出し、爲相守可申哉之事、

(朱書附札) 増飾、増船等に不及、本之如く少々沖手

に船遣し候儀は不苦候、

一領内福田番所之儀、平日は在番之馬廻一人差置候得共、阿蘭陀滞船中之通、此節も城代一人加番申付置候、此度出帆に就而者物頭一人相増、番所爲相守可申哉、又は士大將一手に而も差出置可申哉之事、

(朱書附記) 出帆に付、増番には及間敷候、

一此度御目付様御下向之上、魯西亞人御役所へ御呼出も可有御座候哉に付、家老大村、岡部儀當所に相詰罷在候、今般出帆被仰付候に付而も、猶相詰可罷在哉之事、

(朱書附札) 帆影見隠れ候迄可被相詰候、

右之條々奉伺候、

三月十二日

大村 靜馬

一佐賀間役より伺書差出、朱書之通附札を以、十五日に被相達、

魯西亞船出帆之節は、御挽入之節よりは少し手輕に相心得取計可申旨、御内意も承知仕候に付、猶又心得方左之通奉伺候、

覺

一魯西亞歸帆之砌、兩御番所之儀、右船御挽入之節出張仕候人數は、凡三ヶ一程を相減出張仕候様相心得可申哉、魯西亞船出帆之節、附添之警衛人數之儀も、前段之見合を以、最前御挽入之砌より手輕に致し可然哉、

一右兩條之儀、當御番船松平官兵衛様御方御引渡仕候儀は、彼御方より御手當相成候様、可被仰付儀と相心得候、

一御臺場之儀は、歸帆之節手當にも不及候而宜可有御座哉、如何相心得取計可申哉、

一小鹿倉、上之島、伊王島、香燒島之儀は、自領之譯を以、非番當番に不限手當仕候、古來より之仕成之段は、兼々御届申上置候通に御座候、此節歸帆之節も其心得に罷在候、尤是又御挽入之砌出張いたし候人數よりは相減可申哉、

(朱書附札) 右五箇條、書面之通可被心得候、

一兩御番所之儀は、波戸場通船相濟候迄出張仕候に而可有御座候得共、自然魯西亞共小鹿倉沖邊に、風待等之ため滞船仕儀にも候は、上之島、小鹿倉

等之場所には、滯船中は出張有之方にて可有御座哉、

(朱書附記) 書面之通被相心得、滯船中は御番所より番船可被差出候、尤も御領内の拘り候哉之儀は、御番所交代相濟候は、御當番之方にて可被申送候、

右之通奉伺候、以上、

三月

松平左衛門佐内
關 傳之丞
藤崎十兵衛

三月十四日

一筑前開役より左之伺書差出、翌十五日朱書附札被相達、

覺

一魯西亞船湊下之節、非番請持下石火矢臺場、去年入津之節之通手配仕候儀に可有御座哉之事、

一去年、魯西亞人梅ヶ崎上陸被仰付候節、御達之通水之浦、大鳥崎に武器備、幕張、并其所之海手には、船に武器飾相備候、此度湊下之節も、去年之通手配仕候儀に可有御座哉之事、

但、右之通相調へ候儀に候は、湊下前日にも仕調へ候儀に可有御座哉、其前にも勝手次第仕調へ候而も不苦儀に御座候哉之事、

(朱書附札) 書面御臺場御手配に不及候、水之浦御抱屋敷に少々御人數可被差出候、尤幕張并武器飾附等不及御用意、船之儀は是迄之通御心得可有候、

三月

松平官兵衛内
上原源一郎
立花善太夫

三月十六日

一筑前開役より左之伺書差出、尤明日御番所交代に付、當番方魯西亞一件伺書、肥前方より申送に而有増打合候得共、相洩候分猶又伺に相成、

覺

一魯西亞船湊下之節、兩御番所武器飾等致し、御番所前船々へも、武器飾等仕儀に御座候哉之事、

(附札御案朱書) 書面魯西亞船湊下之儀、去年魯西亞人上陸之節、御當番にて相固めらる之趣き被問合、人數之儀は、其節三分一程相減、萬端右に准し省略可被致候、

一右同斷之節、是迄之番船等、魯西亞船に附添罷越候節、船に武器飾等仕儀御座候哉之事、

(附札御案朱書) 書面武器飾付不及候、但魯西亞船湊下以後、風待等に而滯船致し候は、番船附置儀に御座候條、其節は武器飾等之儀、如何相心得可申哉之事、

魯西亞船湊下後、沖に致滯留候節は、去々亥年アマリカ船入津之節、最初番船被差出節之趣可被相心得候、

一魯西亞船出帆之節、番船同船等何方迄附添罷越儀に御座候哉之事、

(附札御案朱書) 書面神崎邊迄可相心得候、併直に沖に走出候は、沖出候迄附添候様可被心得候、

一右同斷之節、漕船當番方より差出候心得に御座候、右何方迄漕送り候儀に可有御座哉之事、

(附札御案朱書) 書面魯西亞船湊下之節、挽船被差出、神崎邊迄可被挽送候、

一魯西亞船湊下以後、何方に風待等に而致滯船、御番所見廻し相成候は、兩御番船武器飾等之儀、如何相心得可申哉之事、

(附札御案朱書) 書面萬一見通に船繋いたし候は、御番所固御引取無之様、可被相心得候、

一非番方御石火矢臺場飾之儀、相伺候處、不及其儀旨御差圖有之候、當番請持御石火矢臺場も、同様に相心得可然哉之事、

(附御札案朱書) 書面之通、可被心得候、

一非常之節、魯西亞人梅ヶ崎より新地に立退候節は、船中計りに役々附添申儀に御座候哉之事、

右同斷
右之廉々奉伺候、以上、

松平官兵衛内
上原源一郎

三月

三月十八日

一魯西亞船明日出帆に相成候に付、沖出見送等者、都而紅毛船出帆之如く夫々に被申渡、

一見送鯨船二艘

遠見番
館 新兵衛
船番 吉村茂平太
御役所附 松本忠次
但、遠見番一人兩組之内より一人宛罷出候事、

一 盜賊方同

乙名 峯 駒 太郎

一 沖取締同

遠見番 古川 次郎 平

一同

遠見番 樋口 幾次郎

一出迎當番

原 作 十郎

合六艘

右之面々、用人より浦證文一通宛被相渡、尤雜用銀并支度料相渡候分は被相渡、

浦證文案

此度魯西亞船歸帆に付、長崎奉行支配之者峯駒太郎爲見廻差出候、浦々番所無滞可被相通候、若怪敷儀見聞候は、右之者罷越相糺、向寄分領主役人の可相達候間、役人被差出之、取計可有之候、自然難風に逢何れ之地に成共着岸においては、是又宜可被申付候、

文化二丑年三月

肥豊後印

近國浦々番所中

右之通盜賊方乙名に限り、證人内の名前認込、其外之分は左之通、

長崎奉行支配 何 之 誰

此度魯西亞船歸帆に付、右之者差出候、浦々番所無滞可被相通候と認之、

但、遠見番兩組之内より、致沖出候を見送と唱候は、歸帆に付見送として右之者差出候と認有之、其餘同文言、

一 筑前開役より、左之通同書差出、則朱書之通附札有之、即日被相渡、

覺

一 魯西亞人、梅ヶ崎上陸場より本船に乘候節、乘船當番方より差出候心得に御座候、

魯西亞船是迄繋居候所に而、右船に乘組候儀に御座候哉、又は魯西亞船致湊下置候而、其後魯西亞人、當番より差出候船に而本船に乘越儀に御座候哉、此段奉伺候、

(附札御案朱書)書面梅ヶ崎より明十九日本船に乘移、直に湊下之積に候條、梅ヶ崎より本船迄之乗船用意可有之候、

三月

松平官兵衛内 上原 源 一郎 長崎 實録

同月十九日未刻、魯西亞船出帆す、此日は、湊を出て深堀の内四郎ヶ島に船が、り

締方役々附添不殘被引取、

但、乘船致し候節、使節之者通詞を以、永々逗留仕罷在、萬端御憐愍被成下、難有厚御禮御三方様の宜申上吳候様申聞候、并先日相願候鳩、草花種、小豚、右三品頂不致候間、明日も滞船罷在候は、頂戴仕度旨相願候、

一 右三品、直に掛り年寄より爲相送候様被申渡、一 魯西亞船出帆に付、梅ヶ崎圍に爲檢使、手附松崎仲助、上川傳右衛門、御役所附其外通詞共召連罷越、手廻其外荷物等本船に差遣、通詞共を以使節之方の程なく罷越、面談可致旨被申送處、彼方支度宜候に付、只今罷越候様、使節よりは爲迎、船頭并役人、魯西亞兩人差出候様中に付、即刻罷能越、口達之趣申達有之候處、難有奉存候段請致し、畢而使節之者願立候は、石細工器物、燒物類一長持程出置、右は是迄世話に相成候爲謝禮、通詞に相送旨申立候に付、其儀不相成旨得と利解被申聞候處、承伏いたし、直に荷造致し本船へ差遣、無程松平官兵衛家來并通詞共より用意宜敷旨申出候、且九ツ時頃支度宜候間、唯今乘船之旨、使節直に檢使場罷越相届、

す、檢使として支配勘定及び奉行手附等、本船に赴きて、武具を渡し、去秋取あげ、御船藏に、荷積等を改む、御徒目付、御小人目付是を監す、梅ヶ崎檢使は手附二人にて、荷作り其外の事を指揮す、此日、洋中用意の諸品を船中ち食用の員數日用の諸品等も引書に就て見るへし、

文化二乙丑年三月十九日

一 今日魯西亞船乗切荷積出帆に付、本船の見届として檢使支配勘定村田林右衛門、手附小倉源之進、矢部治郎太夫如例、御役所附等召連、波戸場より健行丸に乘船、尤次郎太夫儀は直に御船藏に罷越、魯西亞鐵砲、玉藥等取出、差添本船に罷越、荷積等之内者本船脇に健行丸繫置、改爲致積載られ、右之内立合として、御徒目付原田寛藏、御小人目付鈴木金右衛門罷越候間、同船より九ツ時比、使節魯西亞其外共、不殘梅ヶ崎より乘船本船に罷越候様中に付、其外以前本船の檢使之者立會之向共乘船いたし居、魯西亞人共不殘、大小通詞共乘船致し、船仕舞出來、八ツ時頃碇を揚乗出候、尤松平官兵衛より挽船警固船等差出、兩御番所を乗り過、鐵砲、玉藥等積載附添罷越、四郎ヶ島後方に沖繫致し候、後向々沖取

進す、翌廿一日、帆かけ見えさるにより、警固の人数追々持場を退く、

文化二乙丑年三月廿日

一小瀬戸遠見番、當番已上刻比届出候は、今卯中刻比魯西亞船碇を揚、走り出候旨届出、按するに、前條肥れは、今日四郎ヶ島より出帆せしなり、

一遠見番兩人爲守繫罷出居候處、走出候に付、島迦れまで附送候處、十里程沖に出候間引取候旨届出、

一筑前開役罷出、伺置候通、御番所船に武器等不殘取拂候旨届出、

一梅ヶ崎番所取片付相濟、今日掛り年寄の渡候旨、大村開役届出、懸年寄も請取候旨届書出す、按するに、長崎志に、今年四月十八日、魯西亞掛り年寄高島四郎兵衛より申出候は、今朝梅ヶ崎魯西亞人假屋より、二貫程の鐵砲玉一つ擲出候旨、右地惡しく候故、埋取落候儀を相察候、如何可取計哉之段伺出候に付、被爲持出御代官の被引渡、御武具藏に有之云々、先年之アソホンの鐵砲玉一同にいたし置候様申達有之云々を載す、

一今日刻附宿次被差立、按するに、長崎誌には、その文書を載す、左の如し、○長崎實録大成、

文化二年三月廿日宿次出

以別紙奉啓上候、去秋渡來之ヲロシヤ船一艘、昨十九日當湊出帆仕候、此段爲可申上捧愚札候、恐惶謹言、

三月廿日

遠山金四郎
成瀬因幡守
肥田豊後守

戸 采女正様 牧 備前守様
土 大炊頭様 青 下野守様 參人々御中

同日同斷、以別紙申上之候、魯西亞船出帆申渡候に付、黒田甲斐守儀、松平官兵衛名代當地为見廻、去る十七日罷越、於御役所豊後守、因幡守の對話仕、岩原屋敷にも罷越、金四郎の對話仕、翌十八日御番所見廻候處、別條無之旨、即日御役所并岩原屋敷に罷出申開候、然る處魯西亞船出帆相濟候に付、今日、猶又御役所、岩原屋敷に罷出對話仕候、當地出立之儀は追而可申上候、

一右出帆申渡候に付、大村上總介儀、當地爲見廻去る十七日罷越、翌十八日於御役所豊後守對話仕、岩原屋敷にも罷越、金四郎の對話仕、爲歸城今日當

地出立仕候事、

一右出帆申渡候に付、水野左近將監爲見廻、昨十九日當地着仕候、對話并出立之儀は追而可申上候事、

三月廿日

遠山金四郎
成瀬因幡守
肥田豊後守
備前守様
牧 備前守様
戸 采女正様
土 大炊頭様 青 下野守様 長崎誌記、

文化二年三月廿一日

一魯西亞船出帆、并兩御番所交代相濟候付、爲見廻豊後守、金四郎同道被罷越候處、別條無之、

一小瀬戸遠見番當番、魯西亞船影見隠之合圖、野母に而印建候段届出、

一野母遠見番當番、帆影見隠候段届出、

一佐賀開役より、左之届書差出、

深堀四郎ヶ島の相繋り居候魯西亞船、昨日出帆仕候處、今朝辰刻帆影見隠候段、島々遠見番所より注進仕候旨、深堀役人共より申越候、此段御届仕候、以上、

一筑前、肥前、大村三家之家老、物頭并番手、其外役

人番船備船等、魯西亞船渡來に付、所々固め用意として相詰候者とも、帆影見隠候に付引取之儀伺出、

依之勝手次第引取候様、申達有之候に付、追々引取候事、

一諸家夏詰之開役、魯西亞船滞船中に付差留被置候處、出帆に付引取候様被相達、依之追々國許在所に引取候事、

三月廿二日

一肥後開役罷出、御用船之儀、魯西亞船も帆影見隠、兩御番所も見廻相濟候に付、外用向も無之候は、引取せ可申哉之旨、相伺候に付、引取候様申達有之、

一水野左近將監儀、爲見廻被罷、越今日在所に發足有之、

一今日宿繼被差立、

一佐賀開役より伺書差出、如左附札を以被相達、左衛門佐儀、魯西亞歸帆に付、御番所爲見廻可罷越之處、風邪氣に有之、其儀不任所存、家老差越候段は、最前御内々申上置候通に御座候、然處家老鍋内膳、去る十七日佐賀出立、同十九日矢上迄罷越候處、

持病之疝癰差發り、何分當所の罷越候體無御座候、勿論右は御番所交代之儀、其砌迄は左衛門佐承知不任以前、右之通申付差越候處、御番所之儀は、去る十七日に交代相濟申候、乍然内膳儀追々快方次第當所の罷越候方に而可有之旨、最早諸事落着仕候末に而、其節之都合も如何敷、此段相伺候様申付候、
(附札)書面御番所御交代も相濟、魯西亞船も最早帆影見隠候儀に付、不及御出崎、御旅中より直に御引取有之候様存候、

三月

關傳之丞

藤崎十兵衛文化甲子

魯西亞船渡來記

同月廿五日、遠山金四郎及び支配向長崎を出立す、同廿七日、成瀬因幡守ならびに手附とも出立ありとて、其旨奉行江戸に注進あり、

文化二乙丑年三月廿五日

一今朝、遠山金四郎出立、

同廿六日

一明日、因幡守出立に付、暇乞として被罷越、御用談之事、但、魯西亞人の御渡有之候、信牌持參有

之、因幡守に被相渡、同人歸府之上差上之積也、同廿七日

一因幡守出立之事、但、出立に付手續等は、例年交代之節に相替儀無之故爰に略す、尤去秋歸府可致、支配勘定并手附出役、向書方、御普請役一同出立いたし候事、

一今日、宿次被差立、按するに、魯西亞一件にその文書あり、左に載す、○長崎志續編、文化二年三月廿七日、宿次出立す、

以別紙申上候、魯西亞船帆影見隠候に付、遠山金四郎并御徒目付二人、御小人目付四人一昨廿五日、因幡守儀今廿七日、爲歸參當表發足仕候事、

一去年秋罷越候支配勘定村田林右衛門、去々秋罷越候御普請役一人因幡守一同發足仕候事、

一去々春罷越候手附出役之内、矢部次郎太夫、去々秋因幡守召連候書方出役之内一人、昨廿六日發足仕、上川傳右衛門并書方出役一人、因幡守一同今廿七日發足仕候事、以上、

三月廿七日

成瀬因幡守

肥田豊後守

戸采女正様

收備前守様

土 大炊頭様

青 下野守様

同日同斷、

一筆致啓上候、然はオロシヤ船帆影見隠に付、因幡守今廿七日爰許致發足候、且又支配勘定村田林右衛門、御普請役湯川善五郎、手附出役上川傳右衛門、矢部次郎太夫、書方出役花井常藏、豊田源次右衛門共、因幡守一同致出立候、此外之儀は以別紙申入之候、隨而當地并近國迄無相替儀、豊後守無異致在勤候、恐惶謹言、

三月廿七日

成瀬因幡守

肥田豊後守

柳生主膳正様

中川飛驒守様魯西亞一件、

同年六月十八日、松平鍋島、左衛門佐齋直を營中にめされ、今度長崎表に人數を出し、家人等出情の趣、御褒詞あり、

文化二乙丑年六月十八日、松平左衛門佐に、御言葉之御褒美、左之通、

魯西亞船長崎に就來津、彼地に人數差出候處、諸事

行届、家來共も出情相勤候由、兼々申付方宜敷故と思召候、此段可申聞旨、上意に候、

右於御白書院椽類、老中列座、下野守按するに、老中申渡之、柳營日次記、落穂雜談一言、

同月廿二日、遠山金四郎、今春長崎の御用骨折勤めしによりて、黄金五枚を賜ふ、此餘支配勘定、御徒目付等また賜物あり、

文化二乙丑年六月廿二日

金五枚

御目付

遠山金四郎

右は長崎表に罷越御用骨折相勤候に付被下旨、於芙蓉之間、御老中御列座、青山下野守殿被仰渡之、若年寄衆侍座、柳營日次記、御徒方萬年記○但し、年寄衆侍座、柳營日次記には、黄金三枚と記す、

同日

御徒目付

銀七枚宛

増田藤九郎

原田寛藏

右は長崎表に遠山金四郎召連罷越、骨折相務候に付被下旨、燒火之間において、攝津守按するに、若年寄攝津守寄堀田正致、申渡之、

同年七月廿一日

支配勘定

松田伊右衛門

銀二十枚

名代 伊藤斧五郎

同 村田林右衛門

右長崎表御用骨折相勤候に付、被下之、

銀五枚 村田林右衛門

右久々長崎表在勤、骨折候に付被下之、

右於躑躅之間、采女正按ずるに、老中申渡之、攝津守侍

座、柳營日次記、

同三丙寅年正月廿六日、魯西亞船扱ひの事を、沿海の
大名其外に令せらる、

文化三丙寅年正月廿六日、老中青山下野守渡、

先達而オロシヤ船長崎に渡來致し、通商等之儀相
願候得共、難取用筋に付其旨申諭し、先年與へ置

候信牌も取上之、以來乘渡間敷旨堅く申渡、歸帆致

させ候に付、再渡者致す間敷候得共、此後萬一漂流

に事寄乘渡、何れ之浦方に船を繫申間敷ものにも

無之候間、異國船と見請候は、早々手當いたし、

人數等差配、見分之者差出し、得と様子相糺し、彌オ

ロシヤ船に無相違相聞候は、能々申諭し、なるた

け穩に歸帆いたし候様可取計候、尤實々難風に逢

ひ漂流いたし候様子に而、食物、水、薪等乏しく、直
に歸帆難相成次第に候は、相應に其品相與へ、可
爲致歸帆候、且何程相頼候とも決而上陸は不爲致、
歸帆迄者番船附置、見物等も相禁し、其段早々可有
注進候、尤再應申諭し候而も相拒み、不致歸帆及異
儀候は、時宜に應し不及伺打拂、其旨可申聞候、右
舩之始末に至り候節は、諸事寛政三亥年異國船之
儀に付相觸候趣に准し取計ひ可申候、
右之趣、萬石以上之面々并其以下にても海邊に領
分知行所有之面々ね、不洩様可被相觸候、
正月柳營日次記、御書付留、憲法類集

通航一覽卷之二百八十三終

通航一覽卷之二百八十四

魯西亞國部十二

○蝦夷地亂妨始末カラフト島、

文化三丙寅年九月上旬、魯西亞船蝦夷地カラフト島

文化丁卯松前異事録に、二十年前日本より開きし島にて、堅二百二十

里幅二十里あり、ソウヤより西北にして、船路十里或十四里といふ、

に渡來し、クシユンコタン 同島の海岸にして會所あり、田

中景真書狀には、クシユンナイ

と書す、こにはかくも唱へしや、今奉

行其外南部津輕兩氏の届書に據る、 上陸して亂妨に及び、會

所番人四人を、會所稼方の者をす

ひ、會所其外悉く焼拂ひて、同所に蠻字を鐫たる銅板

及び紙札等をおき、十月初旬出帆、同四丁卯年三月

十一日、また同島に近づき、旨同年四月十日、松前若

狹守章廣か家人より、箱館奉行所及び江戸に注進し、

章廣より人數を出す、風波にて渡海なり、注進延滞に及

ゆ、またカラフト島は、冬十月より春三月迄は氷海となり、船路絶ゆる

を以て、注進延引せしむれ、文化丁卯松前異事録に載、或注進狀等に

見文、十一日其よし奉行江戸に注進し、且南部津輕兩

氏の人數を招き、亂妨の始末等、同十八日、また江戸に

注進す、今度魯西亞人亂妨の基を察するに、これ積年松前氏に因り

て、通商を願ふ事しは、既に寛政五年蝦夷地ネモ

ロに渡海の時、官より御目付石川將監、村上大學を松前に遣はされ、
此地外國の事へ聽へき地にあらず、願あらは肥前國長崎港に至るへ
きよしを諭さしめ給ふ、時に願によりて信牌を與へ、もしその地に至
ることも、書簡等は持渡るまじきよしを諭し歸帆せしむ、然るに文化元
年九月、使節長崎に渡來し、書簡及び土宜を捧げし事を責責し、異國
通信は國禁のよしを教諭し歸帆せしむ、此時使節の心中實に本意な
かりしなるへし、山本氏筆記に、使節長崎より歸帆の刻、其屬國カムサ
ツカに至る、折しもこの本國の流人ミカライサンタラエチなるもの
其地に在るを、汝此土の衆を率ゐて、蝦夷の邊境を侵すへし、然らば日
本奔命に勞れて、通商を免すまじきものにもあらざと策を示して、使
節は本國に歸りしよしを記す、さては此亂妨ミカライサンタラエチ
の所爲なるか、また視聽草に載江戸風説之内に、長崎に於て、歸帆を
命する時、使節レサノツトは、不平の色見たりし、カムサツカの
代官某なるもの怒氣現然たりし旨、長崎在勤の輩語りしよしみえた
り、猶後證
なまつ、

文化四丁卯年四月十一日、箱館奉行羽太安藝守御

届、

去寅九月中、カラフト島の異國船渡來、松前家番所

焼拂、番人四人異國船に乗せ出帆致し候趣、別紙之

通、松前若狹守家來之者より、昨日相届申候、依

之御届申上候、以上、

卯四月十一日 羽太安藝守

松前若狹守家來のものより、支配向迄差越候

書面寫

以飛札申上候、然は寅九月上旬頃、異國船一艘唐太

之内東之方クシユンコタンと申處に、橋船にて數多上陸、何之譯も無く番人小屋に鐵砲打懸、番人共是に驚候内、無理に引立、大船に不殘連參候趣、當三月四日、同所支配人元締徒格柴田角兵衛、ソウヤより出船仕、唐太シラヌシに着船仕候處、同所乙名蝦夷アシニケより申達、右船に連參候番人名前、

富太郎 西藏
源七 福松

右四人、書面之通御座候由、外に兼て同所藏々を圍置候米は大船に積入、綱等は勿論、番小屋藏々を圍合船等に至まで不殘燒拂、夫より出帆仕、同十一月下旬頃まで唐太沖に相見、其後相見不申由、西トシナイ越年番小屋のもの共、元締角兵衛まで申達、猶又三月十一日、唐太、西シヨウニと申所之沖に、右之大船走通候段、同所蝦夷共申達候付、同月廿四日元締角兵衛ソウヤに着船仕、翌廿五日出之飛札、昨暮六時到着仕候付、此段申上度如此御座候、以上、
四月七日

新井田 嘉藤太
新谷 六左衛門
高橋 又右衛門

工藤清右衛門
寺田忠左衛門様
深山宇平太様
原 半左衛門様
山田理兵衛様
按ずるに、半左衛門、忠左衛門は、箱館奉行
支配調役理兵衛、宇平太は調役並なり、
同月十八日同人御届

當月十一日申上候、西蝦夷地唐太島に異國船渡來及亂妨候一件、糺方として支配向之もの、松前表に差遣し、右爲注進唐太より相越候飛脚のもの取呼、相糺候處、元來唐太蝦夷人共之咄にて承候儀に付、駈と相分不申候得共、一體の始末は、先達て松前若狹守家來のものより申聞候趣に有之、船も餘程の大船に相見候得共、沖合遠く懸居、蝦夷人恐怖致し居候間、得と船形も見留不申候、乗組人數も大勢の様子には御座候へとも、何程と申儀も不相知、右の内草包の解船に乗上陸仕、及亂妨候人數は凡八十人程有之、運上家に鐵砲を打懸、米三百俵餘、酒等奪取、運上家板藏等棟數十一箇所、外辨天社并綱圖合船等まで、燒拂番人四人を無體に引連罷歸候由、何方の船共不相知、人物の様子、丈高く髪赤く御座候、其節取落し候と相見、玉目四五多位の鐵砲一

挺、衣類三つ、内二つは白木綿一つは黒にて、地合不相知、何れも筒袖に仕立候品の由、外に銅の文字彫付候物二枚、紙の書付候もの三枚捨有之、文字はヲロシヤ文字の様相見候由、蝦夷人共より承候段、右飛脚のもの申し候由、支配向より申聞候、元來蝦夷人共より咄の趣御座候得は、治定は難仕候へ共、先右革船の様子人物の模様等を以相考候へは、ヲロシヤ人にてても可有之哉と奉存候、尙又今度ソウヤに支配向差遣候間、右始末并異國人取落しの品等、得と相糺申聞候様申渡遣候、

一右之通事濟候儀にて、當時は別條も無之趣に相聞候得共、右異國船の様子相考候處、若海賊體のもの共にも御座候は、米穀其外奪取候までにて事足可申處、蝦夷人并蝦夷小屋等には一向構不申、和人の小屋船等まで悉く火を懸、居合候和人四人共不殘捕へ歸候は、若何ぞ存念にてても有之、此上如何様の手段を以、數艘にて何方に渡來可仕も難計、差當唐太島渡口の儀は、西蝦夷地第一の御要害場に有之候上は、其儘に難差置土地、以後未引渡以前には御座候得共、先日申上候通、先不取敢津輕越中守

人數差遣し、御固爲致候積にて取調候處、エトロフ、クナシリ等遠方に罷在候分は、急に引立候儀も間に合不申、其上是等は肝要の御場所に付、代人數無之候向は、容易に引立候儀も難仕、當時箱館并近場所に罷在候人數の内、病人其外差支も有之多人數揃兼、尤此節エトロフ島勤番代合として、渡海仕候人數も御座候得共、別紙申上候通、破船にて溺死のものも少々有之、別條無之もの共も、鐵砲其外武器悉海中に散亂仕、追々取揚候得共、損し等出來、急速の間に合不申候に付、先唯今鐵砲組足輕八十人、重役小頭等附、唐太島渡口ソウヤと申渡へ差遣し、尤支配向并地役のもの等出立爲仕、右人數を以御固爲附申候、右の外西蝦夷地の内、御要害場數ヶ所有之、此上何方に異變可有之哉も難計、御料に相成候上は、御取締りも抜候にては相成不申候處、越中守人數前書之通にて中々引足不申候、然處南部大膳大夫儀、兼て國元に千八百人程人數も手當仕置候間、相應の御用も御座候は、可承旨、當所詰家來のものより申聞候間、彼地勤番大名も被仰付、右人數相越候までの内、當分爲介合一手分の人數二百

五十人、大膳大夫方より差出候積、右家來のものに申談候、此人數參著次第、西蝦夷地御要害場々々々間配、當時の御固爲仕候積御座候、其内には勤番大名も被仰付、人數も到著可仕間、其節差戻候心得に罷在候、依之申上候、以上、

四月十八日

羽太安藝守 以上、靖北録

文化四年四月、松前若狭守家人御届、唐太島の内西の方に會所有之、越年番人三人にて守居、東の方は會所にて、會所同様の家藏有之、越年番人四人にて守居候處、去秋異國船一艘、東の方會所近き所に入、橋船漕寄四五人陸の上り、會所の立寄、様子を見廻し、夫より橋船に戻り、五十人程の人數に成、右會所へ來り候故、酒、飯杯出し候處、飯は一向給不申、却て箸にて卷あらし、又橋船に殘居候五十人程、都合百人程一同に押入、番人四人共に繩を掛船を爲乗、藏の圍有之候米、酒、味噌の様なるもの不殘船に積入、會所藏々辨天社等迄不殘燒拂、其内大將にて可有之哉と相見候異國人、大勢にて大日本長崎松前與歟申候て、甚怒の面色にて殊の外力味、劔を抜大地を切裂、かねにて拵候印札

を建、皆々船に乗候て乗組、人數都合五百人程も有之候の由、蝦夷どもねは一向構不申由、右船十月五日の頃同所出帆いたし候趣、夷どもより西の方注進有之、同所越年番人三人の者驚おそれ居候、折節右船に候歟、一艘沖より颯來候故、右の番人共山奥に逃候て隠居候へ共、西の方には上り不申、又又沖の方へ颯行候由、同所支配人平藏と申者、當春此方より下り、三月下旬迄に唐太島に渡、右の様子夷共より承知致し、隠居候越年番人漸尋出し、三人共召連渡海仕候、二人は宗夜に差置、一人は當地迄召連候由、右は蝦夷人共申候を以、御注進申候段、書面の通御座候、以上、

四月

新井嘉藤太
新谷六左衛門
高橋又右衛門
工藤清右衛門

箱館御詰合御役人中

同月廿一日、同人江戸詰家人より御届

按ずるに、今年三月廿二日領カラフト島、去寅若狭守舊領地替あり、よて舊領といふ、カラフト島、去寅年差遣候勤番の家來共引取候後、東の方クシユン

コタンと申處の九月上旬頃、異國船一艘相見、端船にて異國人共上陸仕、蝦夷人介抱として、越年爲致候番人小屋に、何の譯も無之鐵砲打懸、番人驚候處、富五郎、西藏、源七、福松と申四人のもの共を、無理に引立、本船に連參候由、當三月四日同所支配人元締徒士格柴田角兵衛と申もの、ソウヤより出船仕、唐太島シラヌシと申處に致着船候處、同所乙名アシニケと申蝦夷人前書の始末角兵衛に申候由、猶又同所藏の圍置候蝦夷人介抱米を奪取、異國船へ積入、其外漁事手當の網船并小屋藏々等に至まで、不殘燒拂致出船、十一月下旬頃迄同所沖に相見、其後は見不申候趣、カラフト島の内西の方、トンナイ番人もの共角兵衛まで申達、猶又當三月十一日、カラフト西ショウニと申處の沖、右船颯通候由、同所蝦夷人共是又申達候付、同廿四日角兵衛儀ソウヤに歸帆仕、翌廿五日差立候注進の飛脚當月六日松前に到着仕候に付、早速人數手當仕、重役のもの一人、侍八人、醫師一人、足輕四十五人、陸路通行仕候ては遲滯可仕、元よりカラフト島の儀は、渡海の地に御座候間、風順次第大船にて、罷越候手當御座

候由、尤右體の儀有之節は、早速注進仕候儀御座候得共、カラフト島の儀は、秋末より早春まで海上波風荒く、陸路に渡海難相成候に付、注進延引仕候旨、尤前書の趣箱館御詰合御役人中に、松前罷在候若狭守家來共より、以飛脚爲相知申候段申越候、急飛脚昨夕到着仕候付、此段先御届申上候、以上、

四月廿一日

松前若狭守家來
横井 登以上、

北海丁卯雜記、

文化四年四月十七日、田中景貞書狀、按ずるに、此書狀等に信したき事みゆれ、及ひ以下、或書狀

去寅年九月十日、カラフト島の内にクシユンナイと申所に異國船一艘旋着して、橋船をおろし、凡五十人程上陸致、クシユンナイ番屋に入、越年致居候番人四人生捕、米類は不申及、諸品共奪取、番人共に彼船に連行申候、其節は人數百人許の様相見候由、夷人ねは更に敵し候儀無之、十月中旬頃とも其所の海上に其船相見候由、尤乗船の節に火を放て小屋藏ども燒拂、其所に銅にて拵候札に何か彫し文字有之、夷人の儀故右文字不存候、乗船致候節日

本言葉にて、大日本長崎松前と高聲に申、其言葉のみ聞え、其外は聞え不申候由、右始末當三月松前より右の島の渡海致候もの共承候、其外の場所に越年の番人、當三月又々右の船一艘相見に、鐵砲を打候て、番人三人山奥に隠れ居候處、此度は上陸不仕、夫成にて船相見不申候由、其番人共も松前より參候者と同様ソウヤに罷歸、右の内一人松前召連申候、四月十日箱館に相届候付、彼所より開札の者一人出立致候へ共、未其様子不相分候、松前家人五人カラフト爲見届、早速に出船致し候、

同年五月十二日或書狀

蝦夷地唐太に板藏にて五所程有之候、米大凡三百俵程圍入置候處、ヲロシヤ人凡五百人程參り、按す、五百人あるは非なり、百人に足らざる事は下に詳なり、右板藏燒拂、米は本國に持歸り、右五百人程の内三百人程は歸り、二百人程は唐太近所へ船を懸罷在、右は去九月頃より船參り、尤日本人召連參候由相違無之候、是は松前の人にて御座候、鐵砲打掛候儀相違無之候、依之石火矢大筒鐵砲等も追々被遣候積りに有之候、右始末に及候事は、當正月頃の事に御座候、按するに、カラフト島に於て、正月頃あるは異説

右に付松前家來松前左膳と申もの、爲固西蝦夷地に相越候處、箱館御届に付、箱館奉行よりも御當地に申上候儀にて御座候、松前より唐太迄は三百里餘も有之候付、及延引候事に奉存候、右に付品に寄て佐竹、仙臺、酒井左衛門尉殿に固被仰付候事に可有之哉、右に付上の御旗二流、御貸具足等も箱館奉行持參御座候、以上、栗園漫抄、

文化三年自注、值彼一千八百六年九月廿三日、鳥船一隻加刺佛脫東灣下町、自注、千八百六年屋布以多麻利岸上有夷虜一戸、狄捨舟入夷虜見夷童、忽掣去、父母悲泣止之、彼則放銃駭之時、狄以鎗版懸戸上、遂帶夷童上舟、到姑俊骨且海、狄駕走舸三艘登陸、闖入麻見守卒、話説語絶不通、守卒出酒針共不喫、投擲盃碗、守卒及夷見之畏怖走匿、鶉六十餘人下船齊進、首長早鳴號砲、群狄應其聲銃向麻亂發、飛丸集地上如雨雹、夷先遁、守卒亦將奔、爲彼悉見俘、狄乘勢亂入倉庫、搶奪米鹽酒醬及諸器財、放火焚麻屋及辨天祠、蕩然一空、首長立烟煙中大呼云、日本長崎松前云々、抽刀斫地怒色見面、及去首長掛鎗版于辨天祠桓表上、而刊橫書、彼已去岸上鳥銃一門、自注、張同文、襲衣三套、弃而有之、初

漁戸源七者、聞狄至甚恐、與一夷童、借酒床下、狄入屋内、絶無人、乃放犬窮搜、犬嗅氣跪源七酒所、狄見之、知床下有人、鳴空砲于其所、夷童以危急將身翼蔽源七、源七謂不能免、出就禽、此夜夷童謂其父云、源七素舟子必習水、今宵吾揚火、使視則沒水方遁還、乃與父登山頂燃火、竟不逃至、狄泊口已三宵、向失列禿骨海、而去、後數月隱見失刺扭什西海、大砲時々震巨浪間、北海島船記、

文化四年、魯西亞人與蝦夷地東西に冠せし一件、其時の筆記有、其總括を爰に記して其大意を記す、蝦夷の波少しく立をめしは、文化四年の五月初旬よりいひさわきもて行しなり、南部大膳大夫より言上の書といふ物、人間に出て去年九月十日、西蝦夷、カラフト島の内、クシニコタンのロウタカといへる處に魯西亞人船を寄、百人計上陸し番屋を燒拂ひ、番人四人を捕へ、其外米穀をかすめ取、ごもに船に乗せ帆を引て去し由の注進なり、自注、此時西松前の領分にて、守衛の人数は、く、し、つ、ら、す、カラフト東西の會所合て番人七人、其外は蝦夷人のみなり、魯西亞其處の蝦夷人に、は、松、前、と、呼、り、し、な、り、○山本氏筆記、

魯西亞人亂妨のよし、箱館奉行及び松前若狭守章廣

家人より注進あるにより、南部大膳大夫利敬にも弓砲の人数を海岸に繰出し、奉行の指揮をまち、同年四月十二日、物頭以下十三人、砲卒三百五十人箱館に差渡す、

文化四丁卯年四月廿三日、南部大膳大夫より、御用番牧野備前守に御届、

松前西蝦夷地、唐太島沖合、去寅九月上旬頃、異國船一艘相見候の處、同所クシニコタンと申處に、橋船にて異國人数多上陸致し、何の譯も無之番屋に鐵砲打掛、越年番人共驚狼狽候内、理不盡に引立彼船に連參り、猶亦同所圍置候品々不殘亂妨いたし、其上番屋、藏、圍船等に迄迄不殘火を掛候て、其所出帆、十一月下旬頃迄、唐太島の内所々沖合に相見候由、夫より去十二月中旬頃に至、又々一兩度右の沖合颯通候段注進有之候付、松前若狭守人数差向候手當の旨、同人家來の者より私家來共迄申越候、箱館奉行所よりも、同所詰家來の者右の段申達候、依之持場の内には無御座候得共、兼て非常の手充申付置候人数の内、弓、鐵砲の足輕百人不取敢城下差立、領内手寄の海岸に、ルカ差圖の場所、差向候

心得に御座候、尤追々増人數差出候手充も申付置候の段、在所より申越候、隨て領内浦々手充の儀は兼て申付置候得共、猶亦手配り仕置候段申來候、此段御届申上候、以上、

南部 大膳大夫

四月廿三日

同年五月三日同人御届
先頃御届申上候、西蝦夷地唐太島沖合に、異國船相見候旨、松前若狭守家來の者より爲知申來候付、持場の内には無御座候得共、兼て非常の手充申付置候人數の内、弓、鐵砲の足輕百人不取敢城下差立、領内手寄の海岸に差出置、猶箱館奉行所より申達次第差圖の場所を差向候積り、且追々増人數差出候手配り申付置候處、去月十二日箱館奉行所より物頭二騎、鐵砲足輕二百五十人、箱館表に差出候様差圖有之候に付、物頭二騎、目付一騎、并小奉行十人、鐵砲三百五十挺去月廿五日城下差立候段、在所より申越に付、此段御届申上候、以上、

五月三日

南部 大膳大夫

同月二日高麗某書狀
ソウヤより十四里向に、カラフト島、ヲロシヤ船亂

妨の様子、當三月ソウヤより番人渡り候節逃去候番人の咄、松前家よりも注進御座候、以上、栗園漫抄、松前氏の注進によりて、奉行の差圖を得、箱館よりは奉行支配調役並深山宇平太、同下役小川喜太郎、同組同心村上左金吾、森重左仲、其外ソウヤ箱館より四にしてカラフト島への波口カに赴く南部、津輕兩氏の人數も奉行の指揮に従ひ同所に赴く、今年五月中旬より下旬にいたりて参着す文化四丁卯年四月十七日田中景貞書狀

カラフト騷動に付、南部家より士以上の者、先七八人、士以下の者、足輕共二百五十人、鐵砲二百挺、右の通ソウヤ迄出立可致趣奉行より申渡、津輕家は足輕八十人、鐵砲五十挺、尤是又來る十八九日の内ソウヤに立出可致段、同所此方よりは御目見以上の者兩人、地役御雇の者四人、明十七日出立被爲致候而已、其外は誰にても參候様の事無之候、何も遠方の儀故、何歎不相分候、其後今日迄の内、何方よりも注進の儀無御座候、只今にては其船退候段にて候、
同年五月二日高麗某書狀
ヲロシヤ船亂妨の様子、松前家よりも注進御座候、當所より按ずるに、箱調役並深山宇平太、下役小川喜

太郎、地役村上左金吾、森重左仲、其外二三人ソウヤに立出仕候、南部、津輕兩家手勢ソウヤに立出仕候、津輕家は當時八十人餘も立出仕候、南部家は二百五十人、物頭二人、其外侍も有之由に御座候、一十月下旬迄夷船沖に相見候由に御座候、霧深き時は大筒を打候由也、誠に箇様成儀珍敷事に御座候、以上、文化丁卯松前若狭守御届

覺

箱館奉行支配調役

深山 宇平太、上下六人

同調役下役

小川 喜太郎、上下四人

地役

雇 三人

津輕越中守家來

小野 甚太郎、上下四人

佐々木 藏、上下四人、

足輕廿五人添

同人家來

伊藤 官兵衛、

足輕廿五人添

右の者共、去五月十四日より同十九日迄、追々西蝦夷地ソウヤに着いたし候趣、彼地私家來共より松前表まで申來候趣申越候に付、御段御届申上候、以

上、

六月廿五日

松前若狭守淺抄、

文化四年八月十日或留書

魯西亞船唐太島亂妨の事、なほさりになすへからねは、津輕衆二百人計唐太島への渡口宗谷へ向ふへしとてひしめきける、彼左膳按ずるに、松前か武具、津輕衆の甲冑、或は官府の鐵砲、戰具等、船數艘に取のせて唐太島へ志しける、自注、松前箱館より、かへりければ、二艘の船はエトロフ島の沖を走通り、一艘はウルツフ島に漕寄、此島に越年し、一艘は彼國の湊カムサツカの方へ漕歸る、是は掠取たる島人、財物を本國へ送りしなり、雜事記、

同月廿六日、老中牧野備前守忠精より、カラフト島御國の事により、書取をもて在江戸箱館奉行戸川筑前守に下知する旨あり、同廿七日、其答書を進達す、同年五月朔日、老中同人よりまた其書取を渡す、

文化四丁卯年四月廿六日、老中牧野備前守書取、在江戸箱館奉行戸川筑前守に渡、
西蝦夷地御締の儀、ソウヤにて見限番所等御固の場に相成可然儀にて候處、是までカラフト島に松

前より番所等も取建置候儀有之、漁獵の運上も第一の利潤、殊更カラフトの蝦夷人も被見捨候ては難行立可有之、其上要害もソウヤは不十分塲所の由、旁ソウヤにて見限の儀相成間敷、カラフト島の内に於て相應の所見計ひ、御固塲に相成間敷趣、先達て御目付御勘定吟味役も同様申聞、其方にも同存の趣候得共、兼ても承候通、カラフト地は冬に至候得は渡海も難相成、此方より遣し置候人にも難罷在候、秋末より無據人數も引拂候様の始末にては、何分固の塲に可相成儀無覺束事にて候處、異國の船は又冬向は無人の時を見計、幸を得て相越様に可致哉、其上宗谷とカラフトの中間の海上は異國船も折々乗通候趣にも相聞候處、右様の塲合を中に隔候ての儀も、亦如何敷もの、様におもはれ候、元來カラフト蝦夷の交易、并彼等撫育の手續等は都て致來、是まで聊相替儀無之様致し遣し、固の塲所をソウヤに取建の外有之間敷事歟におもはれ候、縦令固の塲に最上と存候處有之候ても、越年も難成様にては、實に其詮可有之様もあるまじき次第と存候間、今一應相尋候事、猶又得と思惟の

上、可否の處十分に所存可被申聞事、
 同月廿七日箱館奉行同より老中同人に進達、
 西蝦夷地御締の儀に付、御下被成候御書取の趣、熟覽仕、再應得と勘考仕候處、御締の儀宗谷にて見限、御固の塲所取建候得共、松前より塲所續にて諸屋追し方は勿論、これにて越年の人數も多罷在候儀に付、勤番人數等差向候共、凌方等聊差支も無之、ソウヤ前後の塲所は漁業の塲所々多候に付、勤番所取建の都合なども甚た辨理宜可有御座奉存候、只カラフト島蝦夷人介抱方の儀も、御書取の趣を以、是までの通取計候は、差支の儀は御座有間敷候得共、此度異國人渡來致し、彼地に人數も無敷様子、其外悉く見届候に付、此上渡來仕候て、此方より差置候もの無之候は、異國人共住居可仕哉も難計、左候は、彼等所有共相成可申、被爲打捨置候思召に御座候得は、ソウヤにて見限御締御座候ても可然哉と奉存候得共、若彼方に居附住居も纔、渡海を隔、異國境界と相成候は、漸に御所置の憂共可相成、右に付深厚勘考仕候處、カラフト島御締の儀は、此節より御座候方共奉存候、尤右塲所寒氣の

儀嚴敷趣にも御座候得は、既東蝦夷エトロフ島の儀、松前若狭守進退の砌は、本邦の人相渡候儀無之、至て寒、氷海の地にて、冬分凌方も容易難相成事に申傳有之候處、去る未年御用地被仰出候後、初て人數相渡、追々御普請等も手厚く御取建有之、四五ヶ年以來は支配向のものまで越年爲仕候處、年増季候も相和らき、當時にてはクナジリ、ネムロにも差違ひ候儀も無之趣相聞候間、尙又唐太島の儀は、番人等相渡、交易致し候儀も年久敷儀にて、越年等の儀も最早十六七年も引續候由及承候、然處私領にては、居小屋普請等も手當不申、甚た手薄の儀にも相聞、其上越年のもの等も纔の人數に付、季候杯も、自夫程に相和らき不申儀と奉存候、此度御所置被仰出候上は、都て居小屋御普請等も、越年凌方差支無之様、手丈夫御取建御座候は、エトロフ同様年増季候相和らき可申儀眼前奉存候、且ソウヤ、カラフト中間の海上異國船折々乗通候趣、右様の塲合を中に隔候儀も如何に被爲思召候旨、御尤の御儀奉存候、然る處是までカラフトにも、人數無敷には候得共、松前のもの共罷越居候ても、折々通船

仕候處、ソウヤ一方に相成候は、却て心配無之通船も可仕哉、右に付カラフト、ソウヤ雙方に御締御座候は、交易の通船も仕間敷哉奉存候、
 右の趣御座候間、此度カラフト島其外御固の手續取調候、伺書相添、御書取返上仕、此段申上候、以上、
 卯四月 戸川 筑前守
 同年五月朔日老中同人より、書取二通箱館奉行同人に渡す、
 カラフト島の儀、去秋異國人渡來致し此方、人數少しの様子委しく見届候に付、此上異國人渡來住居可致も難計、異國の持分に相成候時は、ソウヤと僅の渡海を異國境に相成可申に付、カラフトに締を付居、小屋普請致し、固人數三百人も差置候手配の次第、一應尤の筋にも候得共、カラフトは猶又異國境に逼候間、ソウヤにて立切、カラフト造異國人入込候ても、此方よりカラフトへ押出し候も、遠近の差別まで、いづれ異國へ接し候處は同様有之、手遠のカラフトへ固を付候方、ソウヤよりも可宜哉無覺束候、カラフト、ソウヤ渡口の海上は異國船も往返の塲所と申、此方より遣し候人數も懸隔り、非

常の時救急の手當も行届申間敷、夫よりはやはりソウヤにて立切置、カラフトは是までの通撫育致し遣し候方と存候、カラフトの異人共服從致し候得は、異國人も難立入様にも相成可申、左様の時宜に至り候は、居小屋等補理候儀もくるしかるまじく候、勿論急には難成事に付、漸々に此方を慕ひ候様の仕向可有之候、一體異國人と争ひ候心得にては、品により差もつれ候儀も出来可致哉、去秋罷越候異國人の狼藉などには一向取合不申方、御國體も可然候、差離れ候場所の人數も遣し置、萬一此上手違も有之候ては、外國より我國を輕蔑のはしを開き申間敷ものにも無之、假初の事にて御威光にも拘候間、能々安藝守共申談、取調可被申事、
 ①ソウヤにて、見切御固に相成候上は、カラフトには番屋等補理候儀は無用たるべく候、
 但、カラフト、蝦夷撫育等の儀は、是までの通致し遣し候儀に候得は、其所用往還の事は勿論可有之候、當分の居小屋且物置等補理候共、越年爲致候様、住所取立方の儀は先無用可致事、
 以上、
 通航一覽卷之二百八十四終

通航一覽卷之二百八十五

魯西亞國部十三

○蝦夷地亂妨始末カラフト島、ライシウ文化四丁卯年四月廿七日、松前若狹守章廣か人數ソウヤに參着し、松前を出立せしは、五月十二日カラフト島に渡る、然るに箱館奉行支配調役並深山宇平太、同下役小川喜太郎、此二人はより先箱館よりか差圖によりて、同廿八日ソウヤに歸帆し、西蝦夷地シャウ、モヘツの兩所を守る、この頃江戸よりも、カラフト出勢は無用たるへき旨御下知あり、
去年カラフト島に於て捕はれし同所番人平兵衛に書を贈りて、
 人四人より、五月廿二日ひそかに支配調役の形勢を通す、
 文化四丁卯年六月廿四日、松前若狹守御届、
 先達て御届申上候、唐太島の出帆致候私家來松前左膳其外之人數、去四月廿七日西蝦夷地ソウヤに參着、十二日風順宜唐太島に相渡致見分居候内、箱館奉行支配調役並深山宇平太、調役下役小川喜太郎より、私家來ソウヤ勤番の者の相達候し、唐太島の儀者別條無之間、於同所人數二手に相分、西蝦夷地

シャウ、モヘツ兩所直に渡海致固候様申達候由、右の趣、勤番の者共より、左膳并其外の者共の申遣候處、同廿八日唐太島よりソウヤに歸帆致候旨、彼地家來共より、松前表家來共迄申來候由、尤兼て牧野備前守殿より、御附札を以、唐太迄人數差出候儀可爲無用旨、御差圖被成下候に付、早速松前表に申遣候、同所より彼地の申越候得共、遠路の事故、右到着以前に深山宇平太、并小川喜太郎より違有之、行違に相成候段御聞置可被下候、此段御届申上候、以上、

六月廿四日

松前若狹守

同月津輕氏家人ソウヤ詰山崎平藏書狀の内

松前の御家老松前左膳諸士、足輕百二十三人、先頃唐太島の内クシユンコタンと申所迄罷越候處、彼船共寄せ來り、又夫よりシラヌシ迄、四十里計の内差急參候處、跡既に燒拂近寄候に付、逆も防方も及兼、シラヌシより合船乗込み、一統ソウヤに引取出張仕候、
按ずるに、此書狀松前若狹守御届書と其說異にして、疑はしけれども、參考のため存す。以上、文化丁卯松前異事
 文化四年白注、值彼一、千八百七年、五月廿一日、狄船到加刺佛脫海

姑俊骨且、俘四人時在船中、竊付夷人遺書於加刺佛脫支配人平兵衛、其書云、
 夷人便一筆啓上仕候、先以其御方様彌御捕被成御座珍重奉存候、私共昨年九月より此船に乗船、カムサツカと申所越、古郷をかなしみ又々是迄乗申候、寔にあはれなる身の上に御座候、御推察思召可被下候、此所參り候節、當五月朔日、エトロフに參り、エトロフ會所も燒打いたし參申、當所内甫と申所の參付、四月廿二日此所の番屋より番人五郎次、長内、佐兵衛、大工三助、稼方六藏外に會所元々大村次五平と申大筒懸り役人召捕申候、中々鐵砲の百挺や二百挺有之候とも、とても戦候てもつゝ、不申、備も無之候處にて埒明不申候間、御かくこ御專要奉存候、御あやまち被成間敷候、何等申上度奉存候得共、忍び書も出来不申候ま、あら、申上候、上陸も無之候節は、乍御暇乞申上候、此手紙あらはれ候ては、私共身の上難計候儘、倉筆文略如此御座候、以上、
 五月廿二日
 御支配人
 平兵衛
 様
 北海島船記、
 カラフト番人
 四人より

同月深山宇平太、小川喜太郎より、去秋カラフト島亂妨の始末夷人の申口を書して、ソウヤより箱館奉行所に注進す、其よし同年六月奉行江戸に注進す、またかれ同島に残し置たる、銅板其外を松前若狭守章廣家人より請取、江戸に廻す、

文化四年自注、值彼一千八百七年、六月箱館奉行狀報并夷人口供、餘板圖横書單附記、以晰寇掠始末云、箱館奉行狀報

去寅年秋カラフト島へ、異國人渡來及亂妨候始末、支配向より申聞候趣申上候書付、

四月十八日、御届申上置候按ずるに、此御届令所見なし、西蝦夷地カラフト島に、異國船渡來及亂妨候一件に付、早速支配向の者、カラフト島渡り口ソウヤに差遣し、則同所着の上、カラフト島、夷人リリカアイノ、ヨッタウエングル兩人、ソウヤ滞留罷在候に付、呼出相尋候處、別紙の通申上候由、右夷人共申口の趣、支配向より書取差越候書面寫差上之申候、右殘し置候品々、カラフト島夷人ども、ソウヤに持參の品も御座候處、同所懸り支配人の差出候由、右の者共儀支配向ソウヤ着以前に、カラフト島に渡海仕候間、難

相分候に付取寄候様、ソウヤ詰松前若狭守家來の支配向より申談置、先別紙の通様子申越候趣の處、引續右異國人殘置候鐵砲一挺、繪圖并鎖鑰の板金二枚、淺黄地厚紙に認、朱印等有之品三枚、若狭守家來より取揚候由にて、支配より差越候間、差上申上候、

一カラフト島に罷越候ソウヤ、蝦夷人共罷歸候に付、同所に相詰候、支配向の者より様子相糺候處、去秋中異國船被捕參り候番人の内、富五郎と申者當五月末に至り、右異國船に乘組、猶又カラフト島に乘寄上陸いたし、蝦夷人共相咄候趣、并其碇異國人の内一人逃去、島内に隠残り候趣等申聞候、其外番人より蝦夷人共咄の趣等、別紙寫の通御座候由に付、右カラフト島にて逃去候異國人、同島に罷在候は、捕置、追てソウヤ迄申出候様、ソウヤに差遣置候支配向の者、カラフト島蝦夷人申渡置候由申聞候、依之書面寫の諸品相添、此段申上候、以上、

本文、鐵砲嵩高實目の品にも御座候間、道中早便搬送り難仕、繪圖面を以申上候、且又外に異國人取落候鐵、繻單、毛織、筒袖裏着計緋毛織付有之、白木綿筒袖繻單の物二つ、都合三つ、御座候趣、不淨に相見候間、繪圖面致し差上申候、

卯六月

戸川筑前守
羽太安藝守

ソウヤ蝦夷人カラフト島に罷越咄承候書付去私異國に連行候番人の内、富五郎と申者、此度唐太の内、シレットコに上陸いたし、蝦夷人共相咄候は、去年の始末に付、定て松前役人衆シラヌシに参り可申なれども、必異國人に鐵砲等打懸、手向ひ致さぬ方宜、穩便の懸合有之様致度、左様無之候得は、此方迄も殺され可申候、兎角異國人の氣を立ぬ様致度旨、タイシャモングルと申蝦夷人申候由に御座候、異國人の内一人シレットコにて上陸、山に逃行候由、蝦夷人を頼取押へ吳候様申候故、搜出し相渡候處、又候ルウタカにて逃去、此度は捕へ不申、未だ其異國人は唐太の内何れに歟罷在、異國船はルウタカを燒拂、沖の方に出帆致し候由、

一去年クシユンコタンに差置候銅札は、日本人見候哉、如何致し候也と、異國人相尋候間、矢張有之候由蝦夷人共申候處、夫限りにて尋不申候由、

一異國人の言語、蝦夷人共は一向通し不申候、右兩人富五郎通詞いたし候由、

一クシユンコタンの小遣エモンカイ等儀、去年連行候番人共もなつかしく存、様子尋候ため異國船に夷船を寄見候處、四人共罷在、去秋オロシヤの國に行、賑々敷所に大きな家三軒有之、其内に差置、介抱等能致し候趣、番人共右蝦夷人に相咄候由、右の通承り來候旨蝦夷人共申候、依之申上候、以上、

卯五月
深山宇平太
小川喜太郎

唐太島蝦夷申口の趣書付寫
去秋唐太島に異國船渡來の節の始末、同島蝦夷人此節ソウヤに罷越居候者共の内、リリカアイノ、マヨタウエングル呼出相尋候趣、左の通御座候、

一リリカアイノ儀は、ホラクブニと申所の乙名にて、右の一件の節クシユンコタン最寄罷在候、マヨタウエングル儀は、トウブツと申所の者にて、クシユンコタン番屋内に罷在、兩人共右始末存知罷在候旨申候、

一去秋雪も少々降り候時分、異國船一艘唐太島東浦オフィットマリと申所に相繋り、同所に蝦夷家一軒有之、チウラフシグルと申蝦夷人住居致し候處、

橋船にて異國人共上陸いたし、内々入心易く何事か申候て、チウラフシグル俸を船に連行候間、親共不相成旨申候處、鐵砲を打おとし候て、無理に船に乗せ、右蝦夷家の鎖鑰の様なる札を懸、同所出帆いたし、夫より一里半程隔、クシユンコタン番屋の沖に晝時頃相繫、其日は上陸の様子相見不申候、翌朝橋船三艘にて異國人共上陸いたし、番人の何か申、商ひくこと申候得共、譯も不相分、番人共飯を出し候處、給不申候、其内頭立たる者懷中より以か書付を取出し、長崎、松前と申、其外は相分不申候、其内長き鐵砲を入口に二挺打違、逃出し不申様に致し、頭立たる者懷中より鐵砲を出し打候得は、其外の異國人とも皆々鐵砲を打、番屋煙りて聞く相成候故、内に罷在候蝦夷人とも不殘逃去候處、構ひ不申候、番人も逃可申様子の處を、大勢にて捕へ、腰繩をかけ船に連行申候、

一右オフトマリにて、チウラフシグル俸を連行候趣を、親共相觸候間、東浦蝦夷人共一同打驚、多分クシユンコタン番屋に相集り、用心いたし居候處、右始末に有之、最初異國人共何か申候内は、蝦夷人

も番屋内に罷在、様子をも見候處、夥しく鐵砲を打候に驚き、不殘蝦夷人共逃去、山などへ隠れ、遙に様子伺罷在候、

一船は色黒く、帆柱二本立候、帆にて至て大きな船に御座候、何國の船と申儀は曉と相知不申候得共、去々年オロシヤ船、唐太島の内東浦ルウタカと申所に相繫申候船と同様に相見え、蝦夷人共何れも左様申候、

(下々也)去々年長崎より歸帆のオロシヤ船、宗谷の内ノツシヤフ、唐太の内ルウタカに相繫候由に御座候、左候得は本文賊船はオロシヤに可有御座奉存候、

一頭立たる者兩人相見申候、赤色の長き帽子をかぶり、衣類は白き衣類着致し候、筒袖にて胸に銀の牡丹懸け有之候、總體の異國人も餘り替り候衣類共存不申候得共、能覺居不申候、何れも黒沓をはき、股引をも着用致し居申候、頭立たる者劔を拔振廻し申候、其外は劔は見不申候、鐵砲は銘々長筒小筒共持居申候、

一異國人共丈け高く、色白き者、又は黒き色の者も

有之候、ひげ有之候も相見申候、白きひげに御座候、髪の色赤く黒くざんざりの様にて縮れ、鼻至て高く、白目勝に御座候、

一上陸いたし候異國人六十人程に御座候、船に残り居候者は夫よりも多き由、船中女二人罷在、一人は子持にて、若き方は色白く、至て面體宜き由、其外風の替り候異國人は乗組居不申候由、右オフトマリノ蝦夷人異國船に乗り候者相咄申候、唐太島蝦夷人の内、外に異國船に乗り様子見候もの無御座候、

一番人四人連行候外、蝦夷人等一人も連行不申候、右オフトマリ蝦夷人も、クシユンコタンにて諸品異國船に積入候時分上陸いたし逃去候間、連行不申候、

一右異國船クシユンコタンの沖に三晩繋り居、夫より東に向、シントコの方に出帆いたし候、其後又又シラヌシより西の方へ相見、度々大筒の音などいたし候、冬中東の方は氷海に相成候得共、西の方は氷海にも不相成間、若西の方に相繋り居越年いたし候哉と奉存候、猶又當春唐太島支配人渡海の

頭西浦に相見候由、あの方の蝦夷人の咄に承り候、其後に見え候沙汰無御座候、

一唐太島蝦夷人の内、異國人より何にても貰候者無御座候、

一番人を連行候後、藏に有之候米、酒、煙草、其外諸品鐵物等異國船に積入、其後番屋其外共火をかけ、辨天社をも焼拂、神體は持行候様子に御座候、鳥居相殘し、其際に眞鍮の様なる札一枚差置、濱邊に鐵砲一挺落し置申候、外に文字有之候紙二枚有之候由、是は外の乙名共存知居可申候、私共は何方に有之候哉相辨不申候、右之眞鍮の様なる札二枚其外共宗谷蝦夷人シユビク、先頃唐太島に取に參り、宗谷に持參致し候、

右存知罷在候趣、無相違申上候、其外の儀は逃居候故相辨不申候、

右の通、唐太島蝦夷人リリカアイノ、ヨツタウエングル申之、依之右異國人共殘し置候品の儀、宗谷勤番松前若狹守家來に相尋候處、唐太懸の者取扱候儀故、一向存知不申候旨申候、同所支配人の相尋候處、前書蝦夷人共申立候通、宗谷に取寄、包候儘唐

太島支配人の相渡、右支配人は去る十二日唐太島
の向出帆仕候間、持参いたし候儀に可有之旨申之
候に付、早々取寄差出申候様、宗谷勤番若狭守家來
今井新右衛門、新谷小三郎の申談候、猶相分り次第
追て可申上候、
右の趣申上候、以上、

卯五月
深山宇平太
小川喜太郎

真鍮版[○]其譯文云、

一千八百六年十月廿四日、ロシアノ、ユノナといへ
る船に船司の官たるホラシトフ駕し、自らサハリ
ン島及其土俗等をして、至恩のロシア皇帝第一世
アレキサンドルに服従せしむる事を得たり、其證
として、アニツ灣の西岸に居る土俗に、銀のメダリ
を與ふ、此地ロシア領は勿論、他國の領地と雖も、
此ロシア船至りし所の土俗等は、ロシアの屬下た
らんことを乞ふ、因て此徒には即此書に印章を押
て以て與ふ、北海島船記、靖北録、

文化四年六月廿五日松前若狭守御届
去五月十五日、箱館奉行支配調役並深山宇平太、同


調役下役小川喜太郎兩人より、私家來ソウヤ勤番
頭今井新右衛門呼出、喜太郎申達候は、先達て唐太
島の異國人殘し置候鐵砲并銅札、紙札、差出候様
申候に付、唐太島の罷越候私家來新谷六左衛門の
申遣取寄、則鐵砲一挺、銅札二枚、紙札三枚、同廿日今
井新右衛門持参、右兩人の相渡候由、以書狀松前に
罷在候家來共迄申來候、尤兼て戸川筑前守より右
品取寄候様家來の者の達有之候に付、其節急飛脚
を以松前表の申遣、同所より唐太島の家來差立候
處、右の者共彼地に到着以前に深山宇平太、小川喜
太郎方に請取申候間、遠路の儀行違相成候段御聞
置可被下候、此段御届申上候、以上、
六月廿五日
松前若狭守 文化

丁卯松前異事録、

文化四年江戸風説の内

六月の末にや、蝦夷地より赤人の建置し銅板二枚、
紙札三枚、外に日本文字の札一枚江戸に着致し候
由、七月二日幸太夫^{按ずるに、寛政年間魯西亞}を御勘定
所の呼寄られ、よませられしに、文字はよめ候て
も、ゆへん一圓相知れ不申由相答候旨、其後桂川氏

按ずるに、蘭方の醫の右の品々來り、御寫に相成候、長崎
師桂川甫周なり、
阿蘭陀大通詞二人被召呼可申取沙汰の處、又々やめ
に相成候、寫を長崎のつかはされ、カピタンによま
せ可被申趣に相成候よし、右銅板は二枚同し文字、
紙札も同し文字にて、角に印と船印有之候よし、さ
まの風説あり、

一此度異國人の立たりし銅の札は、六七寸ばかりに
て、はりがねの如くなるものに字を打出し、四方に
あなをあげ、札に打付たるものにて、紙は魯西亞の
字にてしたため、脇に印と船印を書たり、其船印の
形は  の如くのものなりとい

ふ人あり、また一人の説を聞に、船印二ヶ所にあり、
ある蠻學の達人および幸太夫といふ者によましめ
られしに、彼蘭學人いかなるゆるありしにや、幸
太夫にもよむことなかれといひしとなり、折蘭學
人も初終はかりよみ得たるよしを、演達せしとな
り、其故は始終よめ候へは、處々差合多きゆゑに關
然となし置たりといふ、又一人の云く、其文字の意
を大略解したる様子をおもふに、この船印を建て
異國船に來る時は私なり、この船印を建て來りな

は合戦と思ふなり、されは此二つの間を分別して
來るへしと、日本人の指揮せし心なりといふ、この
儀を詳によめたりとも、若解し違ひありて、和睦と
思ふ所に、鐵砲などを打かけらる、時は解しける
もの、難儀になる故に、右體に取扱しといふ、しか
るに林家手附加藤肩吾一人は、有のまゝによみた
りしと風聞、視察草、

同年五月廿九日、松前の商船西蝦夷地リイシリ島
地圖に據るに、ソウヤに於て、賊船のために荷物を奪は
り西南七十里にあり、に於て、賊船のために荷物を奪は
れ、端船にて西蝦夷地テシホに逃れし旨箱館に聞ゆ、
よてソウヤ、シヤリに人數をわかち出すべき旨、箱館
奉行より津輕越中守寧親に達す、此頃津輕、松前兩人
よりソウヤに運送の船、リイシリ島に於て賊船の難
に逢ふ、

文化四丁卯年六月十日箱館奉行羽太安藝守御届
西蝦夷地仕入物品々取入、松前にて伊達林右衛門
船宜幸丸、五月廿日致出帆、段々走参り、同月廿七日
風雨にてリイシリ島に洞掛り滞船致居候處、同廿
九日夕七時半頃、沖の方異國船大小二艘相見に
候に付、帆を巻き帆出し候積の處、右異國船より橋

船にて四艘参り、宜幸丸に向頼に鐵砲打掛、防方も無之、無據元船乗捨、傳馬船にて、西蝦夷地ヲシホト申所に漕渡候由、右船頭より相届申候、致方無之由、其後も兵糧武器追々萬春丸、吉祥丸二艘差渡候由、未否哉相知不申候、甚心痛仕候、此段申上置候、以上、

六月十日

同月同人御届

西蝦夷地ソウヤ、シヤリ邊蝦夷人爲介抱、仕入物品品、松前伊達林右衛門船宜幸丸積入、五月廿日過出帆致し、段々走参り、同月廿七日辰巳の風雨氣故、リイシリ島に潤懸り滞船致し居候處、同廿九日夕七時半時頃、沖の方の異國船大小二艘相見候に付、帆を巻帆出し候積の處、右異國船より橋船四艘おろし、右宜幸丸に向ひ、頼に鐵砲を打懸、防方も無之、無據元船乗捨、傳馬船にて、西蝦夷地ヲシホ場所の漕渡候由、右船頭より急便を以相届申候、此外先達も申上置候通、ソウヤには支配向并津輕越中守勤番人數相添差置候間、右兵糧其外日用の品等積入、支配同心并津輕足輕も少々乗組、ソウヤに向御

船吉祥丸、萬春丸兩艘先頃出帆致し候處、右御船の否は未相分不申候、尙相分候は、追て可申上候得共、先一通御届申上置候、以上、

卯六月

羽太安藝守以上、靖北録

文化四年六月十日、津輕氏家人山崎平藏書狀の内

一リイシリ島にて奪取れ候船は、貞昌丸自注、吉祥丸唐太行船、儀厚丸、自注、宜幸丸の事、此邊の仕入、松前手船にて候、儀厚丸、物積入、松前町伊達屋何某船、青龍丸、右同岡田屋何某船

一賊船共奪取候品段々積入、過分にて積合不申、右四艘の内、箇物は一段珍敷品奪取、大體其儘にて燒捨候船も御座候よし、

同月十三日松前出或書狀

當地も按ずるに、松前をさす、松オロシヤ船一件に付、一統不穩事に御座候、又々西蝦夷地の廻り、シヤリ唐太は勿論、次第に此方近付、最早リイシリと申島に參、折節居合候當町伊達手船一艘、自注、千六、百石積也、御用船赤船一艘、自注、千四、都合二艘、兵糧米を積入候處、右唐人に出合、本船乗捨、橋船にて漸テシホと申地方の渡海仕、誠に命も危事に御座候、此外御城御用船禎祥丸、長者丸、是等も西蝦夷地の下候處、如何致候哉未

た相分不申候、然間蝦夷地商、賣買はさつはり相止、危き事計に御座候、

同月廿二日津輕越中守御届

去十日、松前詰家來の者の富山元十郎相達候は、西蝦夷地リイシリ島に異國船二艘乗込、同島亂妨有之旨、今朝注進申出候間、右の趣箱館表より申達候、隨て松前よりは、手寄の儀に付、松前詰私人數の内百人位も、ソウヤに差出候様申來候は、其節相達可申候間、早速差出候手配致置候様、勤番人百三十人の内八十人は、ソウヤ詰合、残り五十人は早々シヤリ場所の詰合候様達有之候旨、私在所の申來候趣、從在所私旅中按ずるに、此月十日江戸を立出して領所に赴く、申越候、此段御届申上候、以上、

六月廿二日

津輕越中守

同月廿五日松前若狹守御届

去五月下旬頃唐太島の内、ルウタカと申處の一萬石積、五千石積位の異國船二艘到着仕、同所を燒拂、夫より出帆致し候由、且亦其頃の儀にも御座候哉、リイシリ島の内、向西詰の方に鐵砲の音嚴敷相響候に付、同所に罷在候、稼方雜人共立退候心得に

て出帆致し候處、伊達林右衛門手船にも御座候哉、宜幸丸と申船の者共、橋船にてリイシリ島西詰より逃參、尤右元船の儀は異國船二艘にて取圍、無證方致助命度存、ルカア同所番船同様ハウハイへと申所の渡船の節、リイシリの方の相當り火の手相見候由、同所番人共より、松前表の書狀を以申越候趣、栖原屋半助と申者、町役所申出候由、右書狀の内日限其外不相分事共有之候に付、追て取調委細可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

六月廿五日

松前若狹守

同年或留書の内

異船リイシリ島に向ひける折しも、松前、津輕の兵具、官府武具積たる船、宗谷の赴んとて此所にか、りけるか、異船を見て叶はしと思ひけん、又跡へ漕戻に、異船は鳥の飛かごとくに追懸て、大砲を放けるに、松前船の楫を打折て、船は微塵に碎たりければ、跡に續たる船も人々膽を消、リイシリに攀上り、漸にかくれ居ければ、異船も頼て追付て鐵炮具足幕なんと奪取て、強く追んともせず、船に火をかけ、又宗谷の方へ漕行けり、

吟味の上申立候、且先達て申上置候同心共乗捨候御船萬春丸も焼捨候處、右御船に積入有之候御道具の内、橋船にて持除候分、且御船の殘置候御道具并米、鹽、其外別紙の通御座候、按ずるに、別紙書付今所見なし、右番人共并爲見分罷越候内、同心共より申立候、依之申上候、以上、

卯七月

戸川筑前守
羽太安藝守靖北

文化四年六月十日箱館注進狀の内

一西蝦夷地シャリにも、異國船五艘相見候由、風説に御座候得共、未治定不仕候由、追て可申上候、右の通申越候間、御届申上候、以上、

六月巳の下一刻出

同月十一日松前或書狀の内

此節シャリ、ソウヤといふ所の沖に、三四艘異國船の大船着、ソウヤといふ所には、兼て調役並深山宇平太、并軍學者村上左金吾、大筒打森重左仲相詰、其外津輕勤番百三十人程相詰候へ共、加勢を乞候由、其外所々にて異國船を見懸候の、又は大筒の響き致候のと、日々注進、扱々物騒敷事にて、人情只手

柄をいたすは此度と、要害の地を構へ候はなし計に御座候、以上、蝦夷雜記、

同月廿日松前若狭守御届

私舊領西蝦夷地シャリ場所の内、ウシユンケンと申所は、五月廿四日晝八ツ時頃、異國船二艘打掛り候處、夫より風筋直り候哉、御料地シントコの方へ颯行、帆影相見え不申段、シャリ勤番共同十六日、ソウヤ場所の内、モンヘツに着致候節、シャリ場所の者より爲知有之候由、且又同十八日右ウシユンケン沖間に異國船一艘相見候の旨、爲遠見届出候蝦夷人共より申達有之候趣、右勤番の者共よりソウヤ勤番の者共へ申越候旨、松前に罷在候家來共へ相達候に付、彼地詰合富山元十郎へ届候段申越候、急飛脚の者先刻着仕候に付、此段御届申上候、以上、

六月廿日

松前若狭守蝦夷雜記、靖北録、

通航一覽卷之二百八十五終

通航一覽卷之二百八十六

魯西亞國部十四

○蝦夷地亂妨始末 エトロフ島

文化四丁卯年四月廿三日、日次異同あり、今箱館奉行御届に據る、魯西亞船二艘エトロフ島箱館より北方海路三百里、周圍二百二十に來り、五里餘のよし、蝦夷地千島語に見えたり、同廿四日、ナイボ同島の海岸に上陸して亂妨に及び、會所番人五人を生捕、小屋藏々を放火す、時に番人一人此所を逃れて、同廿五日、シャナ同島の海岸より、ナイボより東北四十里にして同會所あり、箱館奉行支配の者、に參着してナイボの始末及び南部、津輕兩氏の人數在勤す、具に注進に及ふ、よて南部、津輕兩氏の人數、其外箱館奉行支配調役下役等、戸田又太夫、兒玉嘉、シャナを出船してナイボに向ふ、然るに路にして異船出帆のよしを聞、同廿八日シャナに引返し、箱館奉行支配向及び南部、津輕兩氏の家人一手になりて陣屋に屯し、防禦の備をなす、此時異人クナシリ島への渡口に二本の標木を建て出帆す、よて同年五月十五日同十八日奉行文化四丁卯年五月十五日箱館奉行羽太安藝守御

届

當四月廿三日、エトロフ島シャナ會所より南の方へ三十里餘相隔候西浦の内、ナイボと申所之沖合に、異國之大船二艘颯來り、大筒等打放し、海岸より凡三里程相隔船懸致し候に付、同所へ差置候番人共之内、不取敢右之趣注進として、支配向のもの共詰合居候シャナ會所へ罷越候途中、海岸に魯西亞人六人罷在候由、然る上右大船魯西亞船に可有之旨申立候付、南部大膳大夫、津輕越中守勤番人召連、支配向之者即刻出立仕、於途中追々風聞承候處、元船者沖合に繫置、魯西亞人共、小船にて上陸致し、居合候番人共召捕、大船に連行、獵小屋等焼拂立去候杯と申取沙汰有之候間、委細之儀者右場へ罷越、追追相糺候上可申越旨、同所詰支配向より申聞候、依之先此段申上置候、以上、

卯五月十五日

羽太安藝守

同月十八日同人御届之内

去十五日申上置候、當四月廿三日エトロフ島之内ナイボ場所へ魯西亞人渡來、詰合候番人二人稼方之もの三人召捕、番屋并藏々に至まで焼拂候儀相

違無御座候、其節小船にて上陸仕候間、薪水等之用辨にも可有之と存、去寅年出候御書付之趣も御座候間、穩に取扱置候處、理不盡に右之始末に及び、前書五人之外、和人風俗に相成居候蝦夷人六七人召捕、舟に連參候付、元蝦夷人之由申達候處、人物相改候まで、夫等は残らず相返、前書之和人計五人留置候由、夫より右異國船シヤナと申所之會所之方、可相越様子相見候に付、支配向并在住御家人地役之ものども一同右會所に相集、島中手當不行届場所之分は番人蝦夷人共も、シヤナに引取し、へトロと申所はウルツフ島渡口之儀故、津輕越中守勤番之もの并在住御家人等も兼而相詰罷在候、以上、靖北録、

文化四年七月十五日蝦夷地御用掛り御徒目付并御小人目付より、御徒目付は、磯野七十五郎、西村吉之助、御小人目付は、小林卯十郎、古澤半右衛門、前田友之、風説申上書付之内、

當四月廿一日頃、ナイボと申所之沖中に、帆形は駈と不相分候得共、異國船二艘遙に相見、大筒之音相聞候に付、ナイボ番人并蝦夷人種々と評話等いたし罷在候處、追々近寄、右船より橋船一艘乘來り、五

六人相越、四五人は入口に罷在、一人は内へ這入杯致し、彼是致候内、相圖等に而も仕候哉、元船より又候二艘乗寄、凡三四十人計に而、番人五人其外蝦夷人共を捕へ繩にてく、り、直に橋船のせ、元船に連來り候由、自注、番人佐兵衛其外蝦夷人召捕へ本船へ差遣しヤモ人四五人罷在、我々は去九月カラフトにて捕はれ候番人之由中間、捕はれ候始末相咄、押付被差戻候筈に候段、右蝦夷人の物語則日本人にして、蝦夷地の方言なる由、尤有合之荷物等不殘奪取候由に付、右亂妨之始末シヤナに爲知可申と、三之丞と申者、并蝦夷人兩三人に而同所出立、廿五六日之頃、シヤナに到着、始末相達候由に付、同所會所詰戸田又太夫、兒玉嘉内四五人、其外南部、津輕家人數所に隔候場所々々より呼集め、圖合船三艘計に而、岸通ナイボに向け相越候由之處、ナイボ番小屋不殘被燒拂、貯之御荷物等紛失致し、跡方もなく相見候由、途中に而先達而差遣し候者共より承之候由に而、直に右人數は引取候由、

同月十七日同所御小人目付より風説申上書付之内、

蝦夷地騒動及風説候儀者、當四月廿一日、エトロフ島之内ナイボと申處は、シヤナ領之内番小屋并板

藏等有之場所に而、番人共四人相詰居候よし之處、其晝頃沖へ異國船二艘相見え候由、同廿三日、程なく岸近く乗寄せ、橋船を卸し、一艘に異國人四人乘來り上陸致し、跡より又候橋船二艘相見え候處、是も岸近く乗寄候由、初上陸之四人、番小屋内へ一人這入、殘三人は入口に立留り居、右内へ這入候一人と目配り致し候由に而、外に居候異國人之内一人拳を上げ、跡二艘之橋船へ相圖いたし候由、間もなく都合三艘とも上陸いたし、凡人數四十人程之由に而、番人六人之内、五郎次、六藏、佐兵衛、三介、長内不殘擲捕へ、繩にてく、り、一艘之橋船へ乗せ、大船へ連參候由、右體之儀、其他之夷人シヤナへ注進に相越候由に候得共、ナイボよりシヤナ迄は里數四十里程有之、逆も早速に相届兼候よし、夷人は山林其外へ遁去候由に付、ナイボ番小屋藏に貯へ有之候米二十俵程、其外積あら物、總體にては千石船一艘積程も有之よし、不殘盜取候而、橋船にて大船へ積込候よし、跡番小屋藏とも火を懸燒拂、番人六人之内、一人三之丞と申者は、前書夷人同誘に而其日場所より出立、同廿五日未明にシヤナへ相越し

相届候由に付、俄に南部、津輕家人數并下役小玉嘉内、關屋茂八郎等、シヤナより圖合船三艘にて相越候よし、最早異國船二艘共何れへ參候哉、帆形も不相見候よしに付、ナイボ跡之儀者、前々之通燒失致し、番人五人は連行、何も取留候儀も無之由に付、一旦差向候人數等、シヤナへ引取候よし、以上、松前蝦夷文化四年四月廿一日、エトロフ島の内、ナイボ、自注、シロ島へ渡口にて、番屋ある所なり、日本へといふ處の沖にの通路を繋つために先きへかりしなり、

フロシヤ船二艘、自注、大は四五千石の、見え、たかひ違ひに間切居る故、番人とも大に驚き、早速會所注進す、自注、會所へは、三日路、翌廿二日に傳馬船をおろし、番屋のよほど脇へつけ、陸の様子を伺ふ體なり、元來夷人どもはフロシヤ人を畏る事鬼神の如くなるもの故、皆ふるへおそれて役にた、す、シヤナの人を此國にては赤人といふ、蝦夷言葉にては、フウレンシヤモといふなり、フウレンは赤なり、シは大きい事シヤモは人といふ事、赤大人な、此番屋に番人五人あり、自注、番人小頭、佐兵衛、自注、平、長内、自注、三之丞、六藏、三介、自注、皆吉は小頭故、此節入船荷物請取したの會所へ行、留守なり、自注、會所へ三、赤人共十四五人陸へ上り、内三

人番屋へ入来る、折節晝飯にて、各飯をくわんとする處へ、おそろしき赤人ども、各手に鐵砲を持來りし故、誰あつて飯をくろふものなく、互に目を見合あきれ居たりしに、赤人一人飯をくわんといふを、言葉通せぬ故、手にてまねせしゆゑ、椀へ盛り膳へ載せ出しけるを、椀より膳の上へめしをあげ、手にて、一ト口ニタ口喰しか、又一人立てめしをたきし鍋のふたを取みしか、めしは櫃へうつしてなく、かなりしか、鐵砲をもつて一打に打碎く、其音を合圖にして、表に居たる赤人どもはらゝゝと入て、番人どもをからめ取たり、組し、左兵衛は裏口へ逃出し、跡より追かけしを、暫くたゞき合しか、中々赤人になふへくもなければ、直にしはられたり、ここに五郎次といふもの來居て、同じくしはられたり、元來この五郎次は、年來相勤實體にて、算筆も達者故、會所元の帳役にて、此島のおも役なるか、此節船出入の時節、諸勘定しらべ立合のため、會所より此處へ今日來りしなり、それ故衣服もつむじ類にて、よき羽折を着し、上座にてめしを喰ひ居たりければ、これは能頭分のものおもひしにや、兩

手を前にて縛り、殘四人は後手を縛りしとなん、此内三之丞といふものは、今朝注進のために會所へ按するに、シヤナ會所なり下同し、行留守なり、さすれば此處持場の豊吉、三之丞は會所へ行て此難をのかれ、五郎次は會所よりきたりて不計さりこに成りしなり、扱夫より藏の錠を打はなし、鹽六百俵程、白米三百俵程、其外酒、麴、煙草、木綿、古手、夜具、種々のものを殘らす取、船へ積み入、玄米は五百俵程、皆俵を切ほぐし捨て、鮭も二萬本餘ありしを、二百本程取、鱈のの糟も五百石程有しを、三四十俵取、其外番人取持の道具小間物類まで殘らす奪ひ取、さて番屋の諸道具、鍋釜、膳、椀其外諸道具、藥罐、五徳、火箸に至りて皆奪ひ取、其跡へ家藏殘らすへ火をかけ焼はらひしなり、これより一里程脇に「マイ」といふ處にも、小番屋あり、これへも來りて、同所、但し番人は此節留守故、只物を取、焼拂らひしなり、蝦夷雜事、文化四年南部藩士千葉政之進筆記之内
四月廿二日、エトロフ島之内、ナイボウといふ所の沖合に異國船大小二艘掛り居、晝の程は沖合に居り、夜に相成候へは岸に近寄、此船の石目、日本船に

くらふれば、大船は七八千石目程、小船は四五千石目程も有之、帆柱は途中へ横に並へて三本立、各長短有之、帆桁は山形なりにて、表に一本柱に二本、帆數都合六本に見え申候、同廿四日、其船ナイボウの海岸へ近付、其小船の方より傳馬船をおろし、異國人十六七人程上陸して、番屋へ入来るに依て、番人ども飯を出し候へは、何れも飽まで是を食す、直に本の船に乗て歸る趣、早飛脚を以申參、依之同廿五日、公儀御會所詰合調役下役戸田又太夫、同關屋茂八郎より御談申候御用之儀御座候間、早速會所へ相詰候旨早朝に申來、直に蝦夷地吟味役千葉祐右衛門自注、相越候所、別紙書付を以被申達候趣、異國人ナイボウに亂入候に依て、支度次第速に出發すへし、尤此間願請の小早船瑞祥丸へ一統に乗組申へし、ルベツへ足輕三人并幕挑灯ともに持せ、鐵砲相添遣可申、津輕家よりも差出人数も一所に乗船致すへし、右瑞祥丸へ乗組之内に關屋茂八郎上下四人地役六人は銘々鐵砲を持せ、地役種市茂七郎按するに、茂七郎は南部氏の家人なり、上下三人、火藥師大村治五平自注、上下三人、足輕水主兼帯にて十五人、吹流しの幕、熊

手、打鍵、鑊等も用意し、鐵砲は人数に應し、外に巨靈神筒、具足等皆を其備をなし、幕を張、挑灯を立並へ候所、軍船なり、九ツ時に出船致し候か、風順悪敷、依之其夜は漸ルベツの少し手前迄至る、然處風彌あしく、浪甚荒きに依而、水主之者ども是を防ぎ、暫間取れ、廿六日フウルベツ島に到る、又々ナイボウより注進あるは、異國船二艘の内、北の方より傳馬船數艘おろし、百人程も上陸して、ナイボウの帳役傳五郎といふ者を始、働方の者ども五人を生捕、按す、前に載する御目付方、風説書には傳五郎を載せず、恐らくは五郎次の誤りなるべし、鐵砲打懸、番屋粕藏等不殘焼拂ひ、直に沖合へ乗去る、是を聞て關屋氏被申けるは、たとひナイボウへ至ることも、最早なすへき手たても有まし、此上は最早舍那に引取て、一手に備へ警衛せるこそ肝要なりと、何れへも申達、人数は不殘ルベツ先より引返し、同廿七日夜丑の刻とおほしき頃舍那へ戻候に、翌廿八日早朝に御會所より呼出に依て、祐右衛門罷出候處、公儀衆申達され候には、此間申達候如く、異國船の者どもナイボウへ上陸致し、番屋へ火を懸け、帳役五郎次を始め、働方のものども四人生捕、按するに、五人又の誤りなり、

又沖合へ出帆いたし候由注進あり、依之右場所へ至るといへども、最早すへき様もなければ、茂八郎儀人數召連直に立戻れり、會所人數之儀は至て不足なれば、公儀人數と南部家、津輕家と三手に引分防、還て覺束なし、依之兩家ともに人數引具し、今日中に會所に相集り一手に申付へし、幕、昇、吹貫等は今に會所に御廻し方も無之候間、一手に相備ふる事故に、御兩家共に兼て廻し置る、武器、御飾付等は會所へ備可申候、此時津輕家之臣齋藤藏太自注、勘定吟味役也申候には、幕、昇、指物は當年私とも交代之節相廻し申等之所、于今代り合之船も着岸不致、甚不用意に御座候と申候、千葉祐右衛門公儀衆へ答候は、此方人數も、御會所へ一手に相詰候儀承知仕候、飾付より長柄、吹貫、昇、幕、共に不殘御會所へ飾付候儀、如何敷奉存候、勤番所も有之候事故、昇等飾付候分は御會所へ持參可仕、幕之儀は御覽之通、山の手へも相用ひ勤番所前も打切候て外有合不申候、幕は有合候間恐らくは脱文あるへし、御用可被成旨申上る、翌廿八日晝頃、人數殘らす御會所へ相集り、夫より武器等相賦り、陣所其外へも幕打廻し用意致し、

其夜は海岸并山手へ篝火所々に燈し、立見廻りのため會所地役相勤む、此方よりも種市茂七郎并同心小頭其外夫々申付、終夜怠りなく相廻る、以上、文化丁卯松前異事録。
文化四年南部藩士大村治五平書留之内
四月廿四日之曉に、留別より圖合船にて注進有、當月廿二日晝頃より、タンネモイ迄自注、同心上島惣兵衛渡口なり、旅宿小屋あり、澗前の沖へ、異國船とも覺しき船二艘相見得申候よし、且根茂井より内甫へ申來り、直に右之趣内甫より飛脚を以、村途に留別へ申來り、シヤナへ注進す、夫より御會所にては南部、津輕兩家之重役之者御呼上、御評議之上兩家之者罷下る、廿四日朝五ツ時、千葉祐右衛門より治五平へ、御用之儀有之候間早々罷越候様申來、早速罷越候處、タイネモイと澗前の沖へ、廿二日より異國船相見候趣申來候付、内甫へ被遣候間、急き支度仕立可仕候、御會所より關谷茂八郎様、外に地役之御方四人參候筈、南部家より扱役種市茂七郎、火藥師大村治五平、漁方五人、足輕に仕立、三々五分鐵砲十五挺、巨靈神筒八十目百目二挺遣し申候、右人數は皆々南部

家之瑞祥丸へ乗船仕る、津輕よりは三橋養藏、是も足輕五六人召連、圖合船にて罷越、船四日巳の刻シヤナを出帆す、晝頃より風あしく、所々海岸にて風待を致す、晝過彌風あしくなり、留別より三四里手前之海岸に風待致居候處へ、内甫より之飛脚シヤナへ狀を持參仕候を、關谷様御披見あり、直にシヤナへ遣、扱夜半計に風少ししつまり、船を漕出し、漸夜明けに留別へ漕付、直にフウルベツの方へ漕出す、彌風あしく、雨ふり、皆々大難儀す、廿五日晝過漸々フウルベツへ漕付、ぬれもの等を干し、支度等仕る、廿六日迄此處にかゝり居る、廿六日内甫の番より飛脚來り、其狀の文に當月廿二日タンネモイより申來候には、異國船之様なる船沖合に相見申候よし申來候間、直に御注進申上候處、廿三日晝過より内甫の沖へ參見え申候、大船之方は澗前之沖十町程先に、小山の如く帆かさ大きく、帆柱も三四本立候様に相見、綱を引張候事木の枝のごとく、蜘蛛の巣の如く、大小の帆を掛る事三段四段に掛り、其數何程といふ事をしらす、船の石目は七八千石餘にも相見申候、小船之方は千石餘にも可有之

哉、是も帆數相掛り申候、是は内甫の方へ寄て掛る、二艘とも沖を間切ながら、大筒を晝夜ごもに打申候、晝は段々近寄、夜は少し沖へ出申候趣申來、此所に歡厚丸傍注、御雇船、千五百石、荷役致し居候、船頭嘉十郎船へ參り咄候には、廿三日之夜は傳馬船にて陸へ上り、材木小屋杯を見申候て、小屋へ入置候小物類、アツタノホリ傍注、山名、大明神之旗杯取り持參仕候よし、是は夷どもちらと見候よし、廿四日之晝頃、傳馬船二はいへ赤人十人餘乘參り、其内四五人番屋へ參候間、有合之冷食を相出吳候處、其儘すなはたわ持參仕、皆々手にてつまみたべ申候、其内一人懷よりヒを取出したべ候よし、其後何之子細もなく罷歸申候由咄し申候、廿六日晝頃風惡敷候得とも、フウルベツ漕出し、風は向風にて、波も荒く、一圓船働不申、夜に入別て風あらく、何卒ヲタシツと申所まで漕付、夫より陸へ上り新道をかゝり、内甫まで御出被成度よしにて、色々急き候得ともはか不行、漸廿七日明けに、ホロホロと申、岩くらへ漕付申候所に、岩の所に兒玉嘉内様蝦夷五六人御召連被成御座候、即船へ御出被成、關谷様へ御咄被遊候には、一

昨廿五日晝頃赤人船より傳馬船三五盃へ、赤人數人乗來陸へ上り、銘々鐵砲を持參いたし、番家へ押込み、番人働方之者都合五人を捕へ、繩を掛、傳馬船へ乗せ、大船の方へ連參候由蝦夷も連參り候得とも、是は戻し申候由、番屋、粕小屋へは不殘火を掛燒拂申候て、鍋釜等は打くたき申候よしに御座候、昨日内甫邊へ晝過に參候所、番人豊吉と申者に道にて逢、右之趣承り候、右豊吉事シャナに用事有之、久々居候處、是も昨日内甫へ罷歸候て、右之次第は蝦夷ともより承り候よしに御座候、依て引戻申候、雨降と申夜道大難儀いたし、ヲタシツへ參、夜中に此所迄參居候、最早是よりシャナへ御引戻し有て可然よしにて、夫よりシャナへ引戻、風は追風なり、其日の夜四ツ時にシャナへ歸着す、北海丁卯雜記、

文化四年魯賊蝦夷のエトロフをおかせしとき、賊より大砲を打たるに、其玉皆うつろ玉なり、或は帆綱をきりて玉とし、打掛る故に、みな響き渡るのみにて、物を破碎せしはなかりしよしを、彼此勇を争ひ武を競ふのときに、如此なればおごかしのために打大筒にして、實用なき事と知るへし、按ずるに、此説

信し、たしといへ、この時小筒を打ものとも一處に居て、あなたごなたに離散して打掛しとぞ、又各鐵砲を額に當てかけ回りしとぞ、これは鐵砲を楯にする心なるへし、海防問答、

文化四年四月廿二日、ナイボを放火して後に、ナイボより一里程脇の方、クナヅリ島へ渡り、口の方へ標柱のごとき物を建置たり、如何なる故をしらず、去寅年九月カラフトを放火せし時も、ソウヤへ渡り口へ右之通の標柱を建置しといふ、按ずるに、カラフト島に置しは、鋼板にして、標柱を建し事他に所見なし、

右二本省略ならへて高き岡の見やすき所に建たり、豊吉といふもの、大柱の上までのほり見しか、文字の類はなしといふ、右の柱二つともエトロフ島と、カラフト島へ計り建置しなり、氷海襲撃記、

文化四年江戸風説之内

一五月朔日頃、赤人船エトロフにて日本人を捕候節、蝦夷人剃髪いたし、日本人之如く相成候を撰み分け、日本人計捕行申候よし、其節船中に去寅九月カラフト邊にて捕候日本人四人有之、右之者とも蝦夷人に傳言いたし候は、此度來候異國船は、他國

にて無之、皆々例の赤人にて候間、其段日本へ通し候様涙ながら申候よし、

一日本人異國人之船にとらはれ候砌、索麵を右船に奪ひ取候よし、右索麵の食様を日本人に承候故、筒様々々と教候處、やかて船中にて總様へ右食物を出し候様子有之、椀様の物ならへ候ゆへ、日本人見候處、六十四五も有之候よし、右之段を相通候日本人物語候となり、それゆゑ六月廿七日之御口達書にも、異國人六十四五人と申事出候よし承及、祝

今度ナイホにて、魯西亞人に捕はれし、番人五郎次より、五月十八日賊船の様子を寫して、箱館奉行支配吟味役格菊池惣内へ贈る、

文化四丁卯年自注、值彼一千八百七年五月十八日、狄船又在失列禿骨海、乃勃守卒五郎次在彼船、私囑夷、遺書于調役菊池惣内、報彼中動靜、其書云、

今般私共オロシヤ船へ被捕候趣、左に申上候、御雇船數厚丸オイト爲積入、兒玉嘉内様卯四月廿一日御會所より被遊御出、其節私フルベツに罷在候處、兒玉嘉内様御同道仕、オイトへ乗積入仕居候處、

同廿五日ナイホ村より飛脚到來、異國船二艘參り候と申事に御座候に付、嘉内様より被仰付、則朝五ツ時、小船にてオイト出帆、同日暮六ツ時、ナイホへ着仕、番人どもへ相尋候處、今日橋船兩艘にて上陸、番屋へオロシヤ人皆參り候よし申事に付、然は明日は何分通辯之もの參り可申と存、何卒詞さへ通し候は、如何様にも申述、事損無之様仕度心懸、翌廿六日相待居候處、橋船三艘に、オロシヤ人二十人餘も乗り、陸を指して參候間、能見候處、最早殺伐之氣をあらはし、橋舟に大筒備へ、其外人毎に長筒之前に銃を付たるを持、腰に兩口の鐵砲を指し參り候得は、猶以一言申述も不仕、遁隱致し候も殘念に存、何卒一言申述度差控罷在候處、只一言之談台も不仕、手込に五人之者へ繩を懸られ、無據乘船仕候、然處去年九月九日、カラフト島より私ども同様之アルカ呑喰も通し、是迄罷在候處、此度カラフト之番人四人之者上陸仕候に付、エトロフ會所表致亂妨候趣、私ども差圖にても致し候哉、御さげすみも恐入奉存候間、有體申上候、遠海其心懸にて參り候オロシヤ人に御座候得は、中々私ども差圖受候事に

も無之、外番屋之儀は様々言拔焼打も無之、殊にオイト之儀は米三百俵餘も有之候へは、此所焼打被致候ては、皆々飯料に困入可申と存、命に懸て申抜いたし候而、先は此所亂妨も不致候得は、當分皆々飯料にも不自由有之間敷存し、私ども乍難溢先悦罷在候、

一日本之者どもオロシヤに取込候儀は、オロシヤ之振合爲見、返し候様申居候事に候間、今年歸國不仕候ども、明年は歸國可仕候得とも、彼地へ参り候は、委しく一見仕候て、又々言上可仕候、カラフト番人、昨年はカムツヤツケに越年仕、此度歸り候間、委細之儀者此者どもへ御尋可被下候、萬端愚筆難計奉存候、猶又私親ども之儀は、明年私ども歸國仕候迄、御慈悲を以何卒御手當被下置度、此段別而奉願上候、右四人之者同様奉願上候、若又明年歸國不仕候は、乍恐此一封一生之御暇乞と奉存候、永永勤中寔に御厚恩蒙り候段、何とも難忘奉存候、此段は私之親共御知らせ被下間敷候、右旁言上仕度如斯御座候、恐惶謹言、
卯五月十八日 エトロフ番小頭 五郎次

通航一覽卷之二百八十七

魯西亞國部十五

○蝦夷地亂妨始末 エトロフ島

文化四丁卯年四月廿九日、此日晦日異賊またエトロフ島シヤナに上陸して、會所に鐵砲を打かけ、亂妨に及ふ、よて箱館奉行支配の士及び南部、津輕兩氏の人數防戦し、異人を撃取といへども、防ぎ難くして、同島ルベツの方に遁れ遂に箱館に退く、かれ五月朔日より二日に及び、米酒等を奪ひ、本船に積いれ、處々放火して、同三日出帆す、此とき箱館奉行支配調役下役元締戸田又太夫かの地山中において自盡す、南部氏家人大村治五平は遁れんとして異人に捕はる。

文化四丁卯年五月十八日箱館奉行羽太安藝守御届
四月廿九日晝九ツ時過、ヲロシヤ大船一艘颯參、會所前濱に押寄、此處は船着宜候に付、大勢一度に上陸致し候間、地役并當家勤番之者共より大筒小筒を以打拂候處、彼方より數挺之大銃を以打掛、暫争

菊池惣内様御用人中様

猶々申上候、此度ヲロシヤ之儀、寔に大敵に御座候間、當體之儀にては難防奉存候、只若手を構、鐵砲を澤山に備、御身大切に御守り可被遊候、以上、一此度參候オロシヤ船一艘は千石位、一艘は四五百石位、右大船之頭は、

ニコライイサントラエシ 役人也、ユワソベトロエチ フェ上手也、ヒヨウドロマアロキチ 下役也、ヒヨトルキヤノエチ 船頭、コシレンケン 大筒役、ミシネコーフ カンビ役、其外乗組四十人餘、
小船之方 カウツワイワノエチ、其外乗組十八人、
此度上陸之者に爲持遣候願書按するに、此願書は、俘囚の番人歸國の條に載せられたるに、右之通、書付爲致、カラフト番人の爲持差遣候積に御座候得は、御勤辨被遊可被下候、以上、北海島船記、

通航一覽卷之二百八十六終

戰致し候内、此方支配人陽助と申者、内股を被打候得共、相果不申、外に怪我致し候ものも有之由、一體大船の數百人乗組、大銃夥敷積入渡來致し候處、此方に而者、兩家勤番を始、總人數二百三十人程詰合候得共、其内より前書之通、シヘトロにも人數差配候間、右人數全シヤナに不詰合、彼方人數船者何程罷在候哉不相知、追々上陸致し候分凡七百八人程有之、此方少人數を以取合候儀に付、必死に相成争戦仕、異國人之内五六人鐵砲を以打殺し、其外深手爲負候ものも有之候處、夫より夜に入大銃四五手より打掛、其内ヲロシヤ人共會所裏手之方廻り焼立候に付、所詮防戦も難相成、無是非會所之地を立退、クナヅリ島之方ルベツと申處之番屋の一同引取候節、支配調役下役元締戸田又太夫儀者跡より引拂候處、異國人共追駈け罷越候に付、萬一御役人之内役等之爲に被召捕候而者、外國へ對し御外聞に相拘殘念之旨附添候もの申聞、於途中自害致候由、右異國船之内一艘者クナヅリ島之沖合に相見、大筒等打放し候よし、彼地支配之者より申越候間、此間申上候南部大膳大夫人數之内、西蝦夷地

可差配分、此節風順不宜、また出帆不仕候間、先右人數之分早速出帆爲仕候、依之先一通申上候、以上、

卯五月十八日

羽太安藝守

同年六月十日、同人御届之内

一東蝦夷地エトロフ島之儀、去る四月廿九日シヤナ會所及亂妨、其後會所藏々迄燒拂候段者、先月十八日御届申上候通御座候得共、右書面之内追々上陸之異國人凡七百人程可有之趣申上置候處、此節委細様子申越候趣に而者、右異國人兩艘に乘組居候人數、凡七百人も可有之と申儀に而、致上陸候人數所々に散亂致し居、追々相増候得共、其内夜にも入候間、何程と申儀相知れ不申候由、夫より五月三日右兩艘之異國船も、同所出帆致し候由御座候、靖北録、

文化四年五月廿三日箱館奉行戸川筑前守より、御勘定吟味役村垣左太夫に贈る御用状の内、筑前守此月十日江戸を發途して箱館に赴く旅中の状なり、

四月廿九日、エトロフ島之シヤナ會所、是は兩家之勤番も有之、大筒杯も仕掛、嚴重之御備有之候處、又

之備無之而は、天下之御恥辱を下し候儀に而、恐入候間、兎角石火矢之儀數多無之而者防方出來不在、エトロフ足弱いか、成行候哉、一向先々知れ不申候、折節エトロフも菊地惣内箱館の出居候、留主下役在任等計にて、兩家人數扱々殘念なる次第に御座候、如何之儀にて不殘やみくこと引取候哉之譯等も知れ不申、下役戸田又太夫は自殺に及候との儀も薄々有之候へとも、書面には不申上候、萬端甚心痛御察可被下候、偏に、募候而者天下之御大事にも及申候事に御座候、尙重便追々可得御意候、蝦夷雜事、

文化四年七月十五日蝦夷地御用掛り、御徒目付、御小人目付より風説申上書付之内

四月廿九日晝比、シヤナ沖に異國船二艘相見、大筒を打掛近寄、橋船をおろし候由、會所之方南部、津輕番屋に而も相待居候由處、又候橋船一艘都合二艘へ二十人計乗組、會所之方を目當に乘寄候由に而、即時にシヤナ川北之方川端へ致上陸候に付、會所詰其外南部家士千葉祐右衛門、種市茂七郎及人數支配人、番人等凡百人餘にて、大筒鐵砲等嚴重に相

又二艘にて参り、傳馬船に而上陸、大小之鐵砲石火矢等夥敷打掛攻付候故、此方にても必死に打出し働申候へとも、夕方に至り、玉藥無之、可防様も無之、其夜八ツ時頃ルベツ之方引退候由、翌朝日彌大小之筒に而絶間なく打掛け打懸け攻付、夕方會所を乗取諸色奪取、火を懸、二日までに一字も不殘燒拂候由、七日タンネモイよりクナヅリ島に渡り來り候者同心番人二十六人、兩家勤番人數上下七十七人有之、跡よりも參候との儀、異國人松前之もの唐太より捕はれに成、彼船に罷在、クナヅリ、ランネトフに傳馬船に而海之淺深をはかり候様子之由注進有之候由、八日にも鐵砲之音二ツ、イムイ島にて響き候由、扱々不安意之儀、兼々私共言葉盡し申上候者此處に而御座候、何分にも先早々被仰渡、人數松前に差向候様にと申來候、此封書御進達可被下候、中々猶豫者相成兼申候、箱館之方も甚以氣遣はしく、松前共に不安心に御座候、東海北海何分嚴重之御備有之候様仕度、此事も申上候、尙又貴様より被仰上可被下候、當年は御收納沙汰には至り不申候、扱々苦々敷赤人に御座候、以後者格別

備へ罷在候へ共、右體少人數に而致上陸候事故、全敵對等致し候儀には有之間敷と致油斷、其上會所役人之内に而、餘り手荒に無之様に相制し、先爲見届虎吉と申者、并蝦夷人兩人川端へ差出候處、異國方より鐵砲を打掛、虎吉は股を打れ候由、按、奉行御届には、股を打れしを支配人賜助とす、其他も多分賜助と見え、蝦夷雜事にも川口賜助と載す、虎吉あるは、傳聞の誤りにや、蝦夷人は其儘遁去候よし、追々大筒繁く打掛、南部、津輕之人數等暫打合候處、玉藥も不多、彼是手都合宜、追々遁候者有之、大筒杯も取扱兼候程之少人數に相成、漸々三放し程打候由、南部家大村治五兵衛と申者、精を入働候由に候得共、中々届兼候よし、忠作と申者鐵砲にて異國人兩三人打留候由に候得共、追々人數も遁散難防、一同處々へ致離散候由にて、會所も燒拂候間、米錢御荷物等も奪被取候儀申譯も無之、且は異國人之方へ生捕等に相成候而は不相濟候とて、戸田又太夫儀は自害仕候由相聞え申候、乍併自害仕候儀に候哉、又は打殺され候儀に候哉、色々風説仕候、津輕家陣屋之方物頭其外詰合候得共病人等多く、人數不足にて、防方も如何に存、其上夷國人に火を被懸候而者、殘念に有之候と

て、自ら陣屋へ火を掛させ焼拂候由、何か不都合之由沙汰候、右は道中筋に而種々之風聞有之候間、不取留儀には可有御座候得共、承及候趣申上候以上、

七月

御徒目付 磯野 七十五郎 西村吉之丞
御小人目付 小林卯十郎 古澤半右衛門

前田友之助

同月十七日同斷御小人目付より風説申上書付之内

一四月廿九日晝比、シヤナ沖中に異國船二艘相見候處、刻も間近く相成、大筒之音繁く、同所會所より眞向七八軒程海中に碇を卸し候様子にて、橋船二艘シヤナ之川へむけ乗寄、海岸近き所にて筒先を脇へ向け打候由に付、同所勤番下役戸田又太夫、小玉嘉内、關谷茂三郎、平島長左衛門等、南部、津輕家人數一纏に而、凡人數百餘人、夷人共に而者百三十人餘候由、此方にて南部家侍分之内、大村治五平鐵砲筒先脇へ向一發し致候處、右異國人二艘に而人數二十人計、程なくシヤナ川之向際へ乗寄、筒三挺に而會所の方へ向け繁く打越候由、此間七八

十間も有之由、其響き玉先之方は地中震動致し候由、右之大筒打掛候毎に車近く相進み候、其間には鐵砲も手早く打掛候由、勿論最初大筒打掛不申以前、會所役人差圖にて支配人南部正塚之者、虎吉と申者海際へ罷出、異國人を睨と見定め可申ため相越候處、早速鐵砲を打掛、左之股へ打抜れ候由、依之南部、津輕人數も大筒二挺、鐵砲百挺計筒先を並へ打掛雙方打合候内、異國人三人計は打留候者も有之由、尤其節晝八ッ時比之由、右打留候異國人手負之者は、橋船にて大船へ連退候由、残り十六七人之異國人、大筒鐵砲之早業烈敷、中々相防禦候趣に而、其上矢玉も少く相成候由に而、人數少々散亂致し候由に而、其節も會所詰之役人數退進之儀差圖致し候由之處、最早夕六ッ時に相成候に付、開夜故雙方せり合も相互に鎖り候由、其夜シヤナ川上より異國人僅之人數に而、會所後之方アタサノホリ脇より押寄せ、火を掛候由、其後急に會所詰并南部、津輕家人數等其處を退候、路にて木綿類酒不殘盜取候而、會所其外屋々等焼拂候由、右異國人一人酒に醉其邊を歩行致し候處、會所番人九十郎と申者

一人并夷人一人其邊に忍居候場へ、右之異國人罷越候に付、其透を見合せ、夷人と申合突殺し由、其衣類冠物等は箱館まで持參候由、
右之趣、荒増風聞及承申候に付、此段申上候、尙委細者跡より申上候様可仕候、依之申上候、以上、

七月

小林卯十郎
古澤半右衛門
前田友之助 松前

蝦夷地御用留、

文化四年六月三日南部大膳大夫御届

當四月廿四日ヲロシヤ船にて候哉、日本船積り一萬石程之船形も、又一艘は七千石餘之船形、外に一艘つ、橋船相見え候得共、何之草にて拵候哉、常者た、み置候船故、幾艘も可有之由、右船エトロフ島へ渡り候、前後へ相見え、夫より右二艘同日より五月朔日迄、沖合に漂流見え隠れに石火矢打込、旁いたし候様之體を見せ、一通りに船も飄候故、行末不相知候處、同五日之夕 按するに、五日とあるは傳聞の誤りなり、下同し、 エトロフ御陣屋シヤナと申所之前濱へ右船乗込、私より差出置候人數、并津輕越中守人數共一所に差置

候場所へ、赤蝦夷橋船をおろし、三十人程乗込、石火矢を放、夫より上陸雙方鐵砲打合に相成、赤人兩人打留、三人手を爲負候處、右之者は船へ連歸り候由、且又御陣屋并津輕越中守家來私より差出置候人數勤番所へ火をかけ焼拂申候由、尤タナヲコモ口邊迄罷越可申趣に御座候、右之趣在所にて風説も御座候間、蝦夷地詰家來之者より不申越候得共、此段御届申上候、以上、

六月三日

南部 大膳大夫

同日津輕越中守御届

去月十八日、箱館において、羽太安藝守より私家來之者、人數差出可申旨以書付被相達候節、被申開候者、奥地場所に追々異國船參着之由、
一同日、吟味役菊池惣内、私家來之者へ申開、昨夜エトロフ島より飛脚到來、異國船シヤナ表例之鐵砲打懸、已に及騒動、南部大膳大夫并私家來杯も大半怪我等も可有之由、委細之譯は未申來候得共、大變に付拙者儀も南部殿勢三十人引連、今日中アツクシ迄罷越、彼地様子次第罷越候心得、人數之儀者城下へ申遣候様申達由、

一去月中エトロフ詰、兩部大膳大夫并私人數散亂同所詰御役人之内討死等も可有之哉、鐵砲數打掛難防も御座候よし聞入候處、相分り不申候而、在所より申來り、尤エトロフ之儀、松前表より遠き島にも御座候者、箱館に相詰罷在候私家來之者も譯合しかと相知不申候、尤如何之様子に御座候哉、注進未申來候旨、在所より申越候此段御届候、以上、

六月三日

津輕越中守

文化四年四月廿九日、エトロフ島曾所元のある處をシヤナといふ、これには兩家津輕勤番所もあり、御役所、御役番御長屋、御小屋等、藏々に至るまで、數十棟の大構にて、城の如く四月廿九日の朝、ナイボを攻め落したる、ヲロシヤ船二艘沖の方より入來る、此間兼て注進はあり、評議最中の處へ來りし故、各其用意せしに、段々陸の方へよせ、此日風は陸より沖へ吹出す、向ひ風に帆を三處に十四五あげ、其外はたの類夥しくたて、見事なる事なり、元來ヲロシヤ船は阿蘭陀の通りなり、傳聞船は皮にて作りたるものにて、もちひんとする時は、わくを入て張立て、かいてかく、わくをはづした、み

て仕舞置なり、夫故元船には傳聞船いづらも仕舞あるなり、出入も手輕く自由なり、扱會所より十町計も來る、沖へ來る時分、元船より大筒を打かけ、傳馬をおろし、直に會所前へ乗着しが、南部陣屋より打出す鐵砲に一人頭を打れたをれしを助けて、夫より五六町も脇沙濱へよせたり、わつか此傳馬に十四人乗しが、皆鐵砲を打かくるに、玉つきはやく、雨のふる如くに來る、其内に三人にて大筒を引あげたり、五十人ほどにて持へき大筒を、車のしかけ附あるによりて、三人して自由に引あげ、間もなく藥を込て打出す、此方よりも鐵砲を打といへども、間數遠く、三夕筒故届かねたり、赤人は段々此方へ攻よせ、猶又引も不切鐵砲大筒を打懸けうちかけ、どふく津輕陣屋の方へ攻寄しか、此方より打出す鐵砲に赤人一人手おひ、此方にては眞先へ進みし支配人川口陽助ふとも、を打抜れたをれけるを、大勢にて助け引とり、村方のもの一人津輕名即死、さて彼は彌攻寄候に付、津輕陣屋は風上故、此方より火を附たり、此焔にむせひて進み得ず、濱邊の漁小屋へ入て、是をたてにして鐵砲大筒を打出す、

此内元船二艘よりかはるく大筒を打出す、かくしていつまてはつへきとも見えねども、此方には玉藥の用意もかくまで多くはなし、彼方の傳聞も七ツ時分には元船へ引上たり、此方會所の屋根、玄關、表門等皆、大筒にてくだけたり、しかるに此大筒におそれ、夷人は一人も残らず山へ遁たり、其外の人も過半遁たりとなん、扱赤人の方にては大船一艘をナヨカ自注、會所より方へむけ傳聞にて陸へ上り、會所の後山へ上りせめかゝらんとす、一艘は會所の前に居て引もきらすに大筒を打出す、其相圖は鐘と螺と鑑となり、右に付とても前後より、大筒をもつて攻られては、皆殺しといふものなり、其上もはや玉藥もどぼしければ、ひと先ルベツの方へ引退き、其上の戦ひにすへしと評議一決して、其夜は會所人數兩家勤番等も皆、ルベツ自注、會所より番屋の方へ退きしとなん、明る朔日もきのふの如く頻りに船に大筒を放ちしか、もはや一人もなき事なれば、追々赤人共陸へ上り、其日より翌二日また藏々の諸色會所の諸道具何といふ事なく奪ひ取り、残らすへ火を附かけ、一字を残さず焼拂、日

光大權現の社大社なり、稻荷、神明、辨才天の社も火をかけたしなり、三十町程脇に、讃岐の金毘羅を移し勸請し、造立は兵庫の高田屋嘉兵衛なりしか、これも焼はらふ、一里脇にアリムイといふ處に番屋藏等ありしか、これも焼、是二日の事也、自注、此日の夕船出帆せ、會所を總人數を引拂ふて、ルベツの山にて夜明しに、いまた大筒の音頻りに聞ゆ、この時下役元締戸田又太夫山道にて自殺、自注、御普請役元締上席七十俵三人扶持也、南部家大筒役大村治五平、亂軍の中に何地へか遁けん見えざりしかとることなる、番人船掛喜惣次蝦夷に被殺、支配人倅川口與太郎蝦夷のために手負、此支配人親子三人いかなれば、二人は手をおひ喜惣次被殺し、自注、喜惣次は支配人の子分のものなり、

一去年以來エトロフ越年の人々には、調役菊地惣内、按するに、惣内は御用にて同心二人をめしつれ、今年四月十九日エトロフ島を出帆し、同月廿五日箱館に着せしにより、今度黒賊の亂妨にあはさり、同下役元締戸田又太夫、下役關谷茂八郎、出役在住平島長左衛門、自注、伊賀、兒玉嘉内、自注、飯田町火消、御雇醫師久保田見達、自注、以上は江内、同心より出役、御雇醫師久保田見達、自注、以上は江内、同心より出役、八王子千人同心、若林庄兵衛、岸尾勘右衛

門、羽太惣次郎、橋本幾八、兒島惣兵衛、栗澤甚五右衛門、糟谷與七、井瀧長藏、岡田武右衛門、梅澤富右衛門、森彦十郎、上島惣兵衛、大屋仙藏、間宮林藏、支配人川口陽助、帳役伊藤口十郎、同見習新又六、番人小頭自注、後五郎次、小頭助四郎、豊吉、番人左兵衛、與太郎、喜之助、直吉、佐右衛門、喜惣次、自注、船手三太郎、吉十郎、圓助、與四郎、熊五郎、七之丞、彌右衛門、安右衛門、文藏、庄五郎、文次郎、宇兵衛、長内、十兵衛、虎之助、自注、船頭竹次郎、三之丞、長兵衛、岡介、松次郎、佐之丞、松之助、作之助、嘉藏、五八、惣七、稼方醫師正宅自注、妻あり、酒造方仙太郎、三之助、新右衛門、鍛冶清松、運次郎、船大工吉之丞、長松、自注、妻あり、江戸大工久米八、自注、妻あり、萬吉、自注、同前、松五郎、吉右衛門、惣助、南部大工長松、木挽藤七、三助、六藏、此外に菊地惣内家來七人、戸田又太夫家來一人、關谷茂八郎家來一人、兒玉嘉内妻小兒二人、大抵右之通にて、其餘は半分は交代して、國許へ歸りし也、南部家來重役千葉祐右衛門、種市茂七郎、醫師川口立察、其外大筒小頭、總同心小頭、同心働方にて總人數百人餘なり、津輕家重役齋藤藏太、早野清太、醫師

は死す、其外大筒役、小頭、同心、南部家と同様の人數なり、以上越年して此五月の交代を待居たるに、最早交代の人數船にてこく箱館表を出帆して、クナヅリ島邊まで着せしに、近々エトロフ入津の處に、右のヲロシヤ人の寇劫にあひしなり、蝦夷雜記、文化四年南部氏家人千葉政之進筆記
四月廿九日、未明にエトロフ島之内クルフ登こいふ山の向に當て、沖合に船とおほしきもの二ツ見之申候趣、見張番人より申出るによつて、早速遠眼鏡にて見申候所、二艘とも至て遠く見、異國船共帆桁見分兼、さまざまの評定に相成、兒玉嘉内下役間宮林藏自注、天方也、いつれも見切無之、江戸よりの船も近々參り候筈に御座候へは、若夫にてもあらんなと、申居候内に、支配人陽助自注、同前、と申者計全く日本船にあらずと申候に付、猶又山手の方を陣取て備居たる形に幕を相廻し、此とき大村治五平差圖を致し、山の上に陣を張り、笹竹草等薙拂、會所の人數を始め、津輕家共に右の場所へ陣とらせ、千葉政之進自注、南部家、は兄祐右衛門か供いたし罷出る、庶人共の世話致するもの外になく、茂七郎と小頭

計りにて、手合不申に依て、政之進も是又下知致し候處、兄祐右衛門御用有之、山の上より御會所へ來るとき供をも出さず、山の手に罷在下知致す、此時戸田又太夫參り、御會所にて俄に拵へたる花色と白との木綿二幅にて、急に仕立たる旗へ糸を附、唐竹へ結つけ、塲所先計此幕の内へ間をはなして立をき、やかて陣取にても致候體に見ゆるやうに致し給ふへし、尤幕もかやうにてはよろしからすと差圖ありて、是を打直し、且又會所に各存る通り無勢にても御座候間、何分頼入との事故、政之進右の旗へ糸をつけ、杭をつかせ、右旗を結附居候所は、兄祐右衛門來り、差圖を致し、方々へ立置申候、既に九ツ時にも相成候に、船も近く相成帆影も日本船とも思はれず、大小二艘共に相離れ參候へは、御會所より下知あつて、山上において大鼓を打、それを合圖に人數繰出し申へし、然る所誰か打申候哉大鼓の音響き候に依て、夫々手合之御役人陣笠法被を着し、銘々鐵砲をもたせ、行列にて山の上へ登る、此時茂七郎と宮川忠作自注、南部家、は御會所を關に罷在人數繰出し、祐右衛門は山上に在て大音あけ、今以船

も近づき不申、其上陣所の構も未出來之内に人數繰上げ早きと申候へば、皆々答候は、大鼓鳴候はは繰上可申と、先刻御下知に付、依之相詰候と申候、先鐵砲は不殘是へ差置、此人數品を取掛陣所の構并鐵砲仕掛、所々をも能々拵可申旨申渡せば、政之進右人數より鐵砲受取、既に入ツ時にも相成候へは、異國船も次第々々に近付、海岸より三里程隔り、帆桁船形も相分り、彌異國船に無相違に依て、其旨御會所へ告げ候處、又々祐右衛門を呼出し、此時弟政之進も兄の供して參申候に、又太夫殿、茂八郎殿列座にて、祐右衛門に被申候には、彌異國船に相違無之、無法に是れ上陸いたし、譯合も不申聞して、鐵砲を打掛る事はあるまし、先日ナイボツへ亂入候船にも可有之哉、又は外船にもあらんや、何も致せ願之筋もあらは承り届可申、米穀などの事に候はは二三百俵位は何れにも繰合せ與ふるも宜し、一先玄關を固め置、陽助に申付其趣を取次かせ、對面可致と思ふなりと申候、祐右衛門、藏太答候には如仰敵より鐵砲を無法に打懸る程には至り申間敷候得共、此間ナイボツにて亂妨の事も有之候へは、

異國人の申旨承はり不申とて、此方より先をとり早く鐵砲打懸可然と存候、兩人の衆又被申候には、其儀は暫相控可申、扱又法被陣笠等は御會所へ今以御廻し方無之に依、南部家御役人數不殘着用の餘りも御座候は、借用申度と無心被致候に付、餘りの分御用立可申とて、祐右衛門是を差賦り、帳役初め又太夫殿、茂八郎殿、從者迄南部家の法被陣笠を着用致し、津輕家の人數にも着用致し候者見え申候、御飾付幕を初、法被陣笠迄、皆南部家の人數計の様に見え申候、然處玄關わ又太夫殿、茂八郎殿出られ、小高所の後、屏風を立廻し、右兩人共机も用意無之哉、夷人共酒を入れて飲するかも、といふ塗曲物に腰を掛、常のぶつさき羽織の袖を取放し候哉、睨と陣羽織とも見えざるを、兩人共に着用し、白鉢巻にて、又太夫殿は扇子を持、茂八郎殿は種ヶ島の小筒を携へ、其外左之方に千葉祐右衛門陣羽織にて床机へ腰掛る、同津輕の家臣齋藤藏太陣羽織にて挾箱に腰を掛け申候、此時種市茂七郎は此方の人數を召連山上に備居、津輕家迄も三橋要藏自注、津輕、是も其手勢を率ゐて、山上に備申候

に依て、御會所玄關前に備候人數は、又太夫殿家來二人、茂八郎殿家來二人と、地役六人、此内一人大工なり、外に大村治五平、宮川忠作、同忠平、津輕家之人數十六人程居合、依之祐右衛門申候には、彌會所に而異國人に謁し給は、此居合人數計にては餘りに無勢にて如何敷奉存候間、山の手より半分程も引下げ、人數を増し度むね申候處、可然との事に付、則政之進に申付、直に山の手へ馳參り、早々引下げ可申旨いひ渡す、然る處津輕の目付何某政之進か前に來り、此方人數へも申知せ度、種市茂七郎様へも可申上との事にて、政之進相控居たり、間もなく三十人程も來り、門の内左の方此方御人數と一所に備居る、此時異國船は、海岸二十町程も相隔り浪を走り乍ら、小の船より傳馬船をおろし、一艘に四人宛乗移り、四艘自注、一艘に四人宛、四艘乗出し候内一艘は大船にて、小船の間に居残り、三艘はこなたに向ひ漕來る、時に茂八郎殿陽助に被申付候は、急き海岸へ立向ひ、まねきを上げて岸へよせ可申、尤何ぞ書付にても差出候は、早速取次是へ見せ可申、汝へ地役の者四人并忠作、忠平を附添遣す間、若鐵砲

打かゝるか、陽助を生捕様子もあらは、右之人々鐵砲を以て防くへし、さも無之においては、必此方より打ましき旨を申含めらる、爰において大村治五平は、其身の着用の陣羽織、頭巾、大小等迄も忠作へ着替致させ、あつはれなる武者ふり也、大功を立る事此ごきにありとて、自注、是より治五平何地へ行申候哉相知れず、陽助其旨を領掌し出申候處、附參る人々も村方の者召連行、此者勤番所向に至り候へは、陽助は竹に手拭様なるものを結付、海面に向て頻りに招くといへども、異國船中に寄進み不申、アラムイといふ處に右傳馬船を着て、岸へ近くよせ候時、鐵砲二挺に而打出す、此時間宮林藏申候には最早氣遣なし、今の鐵砲は筒を拂ふの道理にて、何の子細も是なしとのしらせ也、すへて異國人は何れの浦へ着候ても、筒を拂ふ事は禮儀なり、日本人なれば刀を抜候にひとし、何れも安心なるへしと申候、尤門外へ出て逢給ふ事可然と申遣候處、戸田殿、關屋殿至極承知致し、乍去、異國人へ日本人より出迎て對面は如何也、先陽助を遣はして、敵の様子をきかせての上に出可中とて陽助を進ませ候へは、橋を渡り川向へ至る

處に、異國人はや上陸して、陽助へ鐵砲打懸申候へは、踏止るへき様なく、地役の者并忠作、忠平ももろごもに引退く、此ごさうしろより陽助か股を打れ候を見て林藏申候は、上陸しては面倒なるもの故、爰に出て鐵砲を放ち、上陸せざる様に防き可然と申候へども、御聞入も無之、此上は林藏何事も申しさきと申候、右に付此ごこくに控居てはなるまし、人數の進退あるへしと申て、夫より方々へ廻し置る、人數の内、辨天堂の方へ三十人程、津輕家人數も一所に備居、此時より雙方にして鐵砲せり合になり、其間百間ほど隔りぬ、然る處異國人は川向なるに柏藏を楯に取て、大筒を車仕懸にして自由に引廻し、小筒を腰にさすものもあり、又は横に脊負もあれども、取廻し至て手輕に見え申候、大筒へ玉藥仕込時にや、四人はかりの内、手明の者一人大筒の脇にて、始終小筒を打放に、都て藥強きにや、敵方より打掛る鐵砲は至て烈しく聞え、此方より打懸る鐵砲は、うろたへ詰たるまゝにて、打放す故に、其音も至て弱く、おごし鐵砲などの様に聞ゆ、高田立察はいつくに隠れ候哉見えす、兒玉嘉内杯も

此時より見えす、扱雙方より暫鐵砲を打合する内に、彼大船アリムイの方へ乗廻し、船中にて頻りに鐘を打は上陸せる異國人とも、彌鐵砲打懸る事烈しく、是鐘を以て合圖となすと見え申候、上陸致し候人数は僅に十六人もあるへし、大船よりは一人も出るものなし、然る處又太夫殿、政之進を呼て玉薬爰にあり、御自分是を持參して、一貫七百目の大筒を打へしと被申、直に藥の箱を出され候に付、政之進風呂敷へ彼藥をとりわけ、彼大筒の玉はなしといへども、よろしき石を兼て用意致置候と見え、玉箱に入置るを三ツ取出す、藥も添て忠作へ此を渡す、此時より玉薬は政之進へ渡され、扱又彼大筒を打には、手傳の者なければならざるよしに付、大工の内清之助自注、南の部といふ者、少々心得ある故に、是を手傳となして一放打けるに、其響き雷霆のごとく、波濤暫震動す、爰において彼大船もアリムイの方よりもこの沖合へ引退く、此時祐右衛門は又々ナヨカの方より上陸致されては、防かた相叶ふまじと、忠作へ足輕小頭十之丞を引具し、人数十五六人はかり山上へ登る、此時は間宮林蔵杯も居

あはせ、幕一重にては鐵砲を防くに危かるへし、三重も四重も張て防くへしとて、林蔵も手傳ふてこれを張る、祐右衛門主従外の人々も頻りに鐵砲をうつ、上陸いたし候異國人等、傳馬船に打乗本船として引退く、此時に忠作異國人一人打殺す、林蔵其場に有て親しく是を見分す、此處へ久保田見達來りて、玉目何程の鐵砲にや是を持來りて、又太夫殿沙汰の由にて忠作に渡せしか、玉合さるに依て打ことあたはず、政之進山より下り候處に、又太夫殿申さる、は、最前大筒打掛候節、かの船急き沖合に引退きたり、異國人はさそ此島にかやうの大筒な有まじとおもひ、按に違て海上へひき渡りたるに驚きおそれ引退くと覺えたり、今一放し打せへしと申され候に付、政之進又々玉薬を持參り、忠作を相尋候へとも、此處に居合せす、先程手傳ひ致し候、清之助に申付、政之進手傳ふてかたせたり、此時は向に目當もなければとも、只其音烈しきを異國人に聞せんためとみえたり、それ前に忠作へ申付られ、三百目と七百目の大筒二挺を御會所門並の、土手の上にて仕掛候が、土俵無之、仍而米俵を積候な

り、夜に入て後漁方の角右衛門といふ者打申候由、其夜すからも絶す、海岸山の手共に人々に言つて、見廻させ候か、夜更る比彼大船にて時々大筒打放す、其音海上を震動す、扱又數艘の傳馬船を漕出し、手寄りの上り場にても見立るためにや、海岸近く乗廻し、或は爰に聲をかけ、或は笛を吹合せり、兎角する内に、夜更け最早丑の刻にも及申候ころ、又太夫殿より祐右衛門、藏太を呼出し、扱今日段段と下知を加へ相戦ふといへとも、最早御圍の玉薬もなく、鐵砲ありても合玉はなし、今に至りいか

等申付候へ共、急事事故に大小不同も有之間にあはず、村方の者自注、暇ももしや前立にも相成へきやと近き所の者數人呼寄置といへとも、各見候通り用たつ者もなく、御會所の人ともいつれ行候哉、僅一二人の外は見え候はず、左候へはとも明日此所にて一戦を遂へき目當もあらされは、兩家御人数も諸ごもにアリムイまで引退き可申、猶又アリムイにおいて御掛合に及ふへし、尤直に御出立にて引取事故、御會所へ持參せらる、衣類は村方の者へ被遣可然、此方共も右之趣に致し置なり、かやうに致し置候譯、蝦夷共も定めてシヤモは難有と思ひ、いよ、離心なく服し可申といはれける、このとき、祐右衛門申候には、玉薬之儀も兼て菊地惣内様御圍も澤山有之趣御咄合も有之、明日中用ひ候迎も中々盡る事あるまじく、勤番所用意の藥も甚不都合にて製し兼候へは、僅有之内、先頃治五平に揚げ火被仰付候節、當分御借上に而二貫はとも借、旁此方にも不足に御座候旨御答申候處、藏太其方は如何に御座候哉と、御同人答候は、手前にも其不足之上シヘトロへも遣し候へは、今日相用ひ候

藥も御會所より願、受取候て人數働居候、逆も明日の一戦おほつかなし、乍去取集候て明日計りは踏止り一戦致し度と申候へは、祐右衛門同道して、其事申合するといへども、外の人には銘々の思ひ入にて一統せず、又太夫殿、茂八郎殿は頼て引取の支度のみを取掛り、皆々共に一統して遂に引取に決定せり、この時又太夫殿被申候には、夜の明りぬうち一先此處を立さり可申、御會所にはやはり籠り居候形をなして、高張は繼がへて、久しくともる様にすへしとの事にて、政之進蠟燭を相渡し、それれ差圖して數張の提灯をつけたり、且勤番所焼拂ふ事、祐右衛門伺候所、又太夫殿茂八郎殿答には、夫は我等立退たる後にて、會所を始めいつれへも火をかける手筈に手都合なしおけは、其儘にて差置へしとて、夫より山の手へ人を遣はし、茂八郎殿をはしめ、人數を引下け、此時總人數二十人計残りて外の人々は何れへ立去候哉、一人も見えず、此通りにては、中々明日の合戦増明ましき事と、祐右衛門兄弟始めて驚き、さて茂七郎へは人數引取之趣、祐右衛門申達し、夫より飯を握りて銘々糧の助とせ

り、茂八郎殿へも飯を紙につゝみ、糧米は袂に入れて出立る所に、既に舍那山の上異國人も登りて、勤番所へ頻に鐵砲を打懸け、夜の明るまで絶まなく、大筒の音すさまじく、祐右衛門、藏太を始め、人數一統アリュミイの番屋へ至る所に、猶又又太夫殿、茂八郎殿達しには、是に踏止まり可遂一戦所、只今に至りては、外に致し方も無之候間、是より銘々覺悟して、山中へ分入手寄りの揚り場へ出らるへし、渡船用意も向々へ申遣置候間、銘々に米にても用意し、向へ引取へしと申され候、此時も異國船傳馬船近きあたり迄も漕來る様子に見え申候、沖合にては大船より大筒の音頻りなり、依之銘々米を袂や懐に入て、戸田、關屋殿に離れざるやうに、附入などいへども、やゝもすれば彼兩人は津輕家と一所に成て少しも先を急ぎ、早々渡海いたし度様子に思はれ候、或は互に耳に口を寄てさゝやきなどして、誠に見苦しき振舞なり、關屋殿はかねて藏太と懇意の由を聞ければ、必相離れまし、はなれましと祐右衛門へ申候、依之そばを立さらぬ様にするといへども、或は海岸へ行とて山に入、又は山の方へ行と

て海岸へ行、右之通りに偽り、此方の人數をははぶき嫌ふ様に見え候、是を察するに外になし、人數餘計なれば、渡海の乗組もむつかしき故なるへし、乍然人に引續き一所に行候也、アリュミイより半里程も行く、漸々夜は明け、舍那よりアリュミイまでは一里程も有之候へは、其道すからの内何れにて脇道へ抜け候や、又太夫殿、茂八郎殿、地役ども見えず、少の間休息の處へ藏太、林藏も跡より參候へ共、又太夫殿、茂八郎殿計りいまた來らされは、林藏と藏太は跡へ戻り、此方の人數はかり來る、深山の中通もなく、小芝竹原の内を始終くゝりて、手を以押分行程に僅に一間もおくれ候へは、先なる人數のかたちを見失ふ、漁方の者磁石を取出し漸々方角を知り海岸の方へ出、それより澤の内へ入て、既に半里計も澤の内を漕ぎ、甚勞れぬれば、其澤の末に休居候所へ、地役の惣次郎といふ者山より馳來り、戸田殿生害被成候といふ、此時茂八郎殿、林藏、見達、藏太、要藏杯も一所に罷在、扱夫より海岸へ出候處、杭を建て戸田様、關屋様御行道と書たるあり、左候へは、此事は昨日にも申合先へ人を走らせ、如何

にも早々落行の手合致し置たること見え申候、從夫また新道へ登るに、此山の嶮岨なること言葉にも述難し、漸くに爰を躓て休息致し、夫より新道へ出ルベツといふ所へ出候所、番屋有之而今以番人も居候へは、爰に入て休息居候所へ、茂八郎殿、見達、藏太、要藏杯も追々來て一所に食を喫し、幸酒もあり酔を催し程故飲み候なり、此時は兩家の人數は同船せず、祐右衛門、藏太、要藏等も同船し、日暮比にルベツを漕出す、波荒くして艦かい自由ならず、其夜は船中に夜を明せり、夜明け後エトロフ島といふ所按ずるに、エドロフ島とあるは不審なり、もしくは誤寫なるへし、陰にいたり、海岸に着て上陸し、朝飯焚き、乗組人數不殘支度いたし候が、其日も風悪しく漁方の者ども甚つかれぬらんとて陸路を行、船方の者どもはかり船にて、フウルベツへ廻り、雨降て其道甚嶮岨なるを、フウルベツまで祐右衛門、藏太始め漸たどり行候、茂七郎は乗組人數餘計にて、是もルベツより陸路を來り、間無之日暮候得は、其夜は宿せるよしなり、扱夫ッルベツには茂八郎殿、林藏殿なども先へ來着せる其番屋に至る所、茂八郎殿被申候は、祐右衛門、藏太密

に相談の事あるまゝ、残らず餘人を近づけましく
この事にて、間なく祐右衛門弟政之進を招きよせ、
扱申けるは、此度舍那一戦の儀は、御自分杯の如く
討死と覺悟を極めたれど、公儀衆詰合の方々差圖
あるに依て、ひと先此處まで引退きの、既に切腹せ
むと存じ詰たれども、爰にて生害せんは、犬死に等
しければとて、此人數を引卒して無二の一戦を遂
んに、兵糧并玉藥もなければ、無念ながらも止事を
得ず、人數一統御差圖にまかせ引退き可申、去なか
ら人數不殘引退きては、當島全く夷賊の手に屬せ
る姿にて、固め被仰付御趣意にも相背き申候間、せ
めては一人なりとも蹈留り、村方の教育して離心
なき様に手當を致し、後に御再興の便りとも相成
べく、又は御固残らず引取さる道理にも叶はじ、異
國人等如何様にして引取候哉、今に殘居候哉見届
ず、死しては上へ申上む詞もなし、よつて津輕家齊
藤藏太申合、兩人は、此所に蹈止り候間、御自分は召
仕とも引具し歸郷致し、此趣を能々母様へも申上
へし、我いまだ武運に盡果すんは、重て對面致すへ
し、急き出立申されよと、兄弟泣々別れ候所へ、茂八

郎殿來掛りて此體を見て相尋候故、祐右衛門申様
は、召仕に致し置候へ共、是は私弟にて是非に一所
に留り度との願ひ尤もには存候へども、先刻申上
候譯合も有之候事故、是より相歸し候事を申渡候
ごいへは、茂八郎殿兄弟の中至極御尤に候へども、
祐右衛門殿決して死すと申にも無之故、只今兄の
申さるゝ通り一先歸郷有へしとて、茂八郎殿は祐
右衛門と一所に其場を立さり、別家へ移申され、扱
番屋をは人の住ぬ様に圍ひをこりこはし、海岸へ
築出し、小屋は残らず焼拂ひ、忠作をも當分留置む
ね申候處、承知之由にてこゝにとまり、又々忠作
を以委細申遣候は、彼是を不存随分相凌、油斷なく
郷歸致すへしと政之進へ申贈り候、何事も口外す
へき様無之、泣々も乗船いたし、扱人々は其夜小屋
に一宿、扱人數も餘計に相成、且又海上の事故に誰
か先へ着せんもはかり難しとて、要藏と茂七郎と
は乗分り、都合三艘にて乗出し、彼是手間取りて遂
に八ッ過にもあらん比、政之進の上下は茂七郎と
一所に乗船し、其日は夜に入てエトモといふ所へ
着岸、番屋に一宿翌四日朝人數一統に出帆し、海上

無難にてトリカモイといふ所へ着岸一宿す、其時
風よろしからず、浪荒きに依て、トリカモイの先ま
て乗行候へども、戻りて爰に宿せり、翌五日朝爰を
出帆し、頓て夜に入てママイといふ所へ着岸、然る
に夜亥の刻計りにやあらん、沖合火見えて如何共
落付す、殊にママイとナイボウは隣村にて、今にナ
イボウ粕藏の火も見え候故に、異國船此近邊に懸
り居んも計り難く、是まで來る事なれば、此所にて
戦はん様もなしとて、彼是支度する内に、漁方の者
庶人等は皆々山中へ逃れ入、政之進か輩はかり殘
り居る様もなければ、番屋の火を消し頓て山へ登
り、茂七郎と一所に其夜は野宿し、翌五日朝にもな
れば、沖合を見渡し候處、船も見えず、皆々うち
つとひて、其米を鱈釜にて炊き、銘々喫し終りて出
帆せんとする所へ、蝦夷人來り、シヤモの夷人^{控するに、蝦}
^{か呼てシヤ}乗くみたる船、向ふの島の陰に懸り居る
ごいふ、其人々に逢度旨申遣候處、早速來る人は
乗組四人會所御雇のエトロフ行番人の代り合なる
由、公儀御用船靈祥丸といふ赤船なり、右船の者と
も此方の火を見掛け恐れて、一先島の陰に忍ひ

候とぞ、此船頭申様私共はクナヅリ乗出し、始終押
立來れば、乗組人數も勞れぬ、何卒大船に御乗替直
に此漁方のものへ楫被仰付被下たし、さすれば私
共手傳をいたし、大分骨も休めんと願出候に付、茂
七郎承知致し、夫より以前の圖合船に乗替、押立行
程に、暮比にはタンネモイといふ所へ着岸致し、同
所に見達はしめ、地役の者皆々居て、見達茂七郎も
いふやう、差急き候御用の儀ありて、今朝中には出
帆せん、依之足下の乗船せる靈祥丸へ、我等乗船致
し度、依之水主のもの返さむといふ、茂七郎答候に
は、御勝手次第致さるへし、しかし此處へは手前人
數も大分參居事故に、中々圖合船三船に而は成申
間敷、御預の百目御筒に、靈祥丸へ積入たるに依て、
忠作なども御同船可被下、十人程も乗組候而よろ
しく御座あるへく哉、津輕家の要助杯も御同船被
下度、左候は、いつれにも繰合せて、圖合三艘にて
出帆致すへしと申候へは、右にても然るへしとて、
直に支度致し、夜丑刻と覺しき比出帆し、海上無難
にて、翌七日クナヅリ島のうち、アトイヤへ着岸致
し候所に、番屋に一人も居合せず、頓て積入の糧米

にて支度す、翌八日は風順よろしからず、依て漁方の者も至て草臥候趣ゆるに、願にまかせ爰に逗留す、然るに見達は何れも急き申度、順風あしくは我陸通りを行むといふ、茂七郎答には、何れも急き申事とはいひながら、陸通りは道も不案内、且難所もあらん、今日は爰に逗留有て、明朝出立可然といふ、然る所に見達いふ様、こゝまでは靈祥丸へ乗來りしか、是より灘廻り致し候間、圖合の方はよろしく、是より我等圖會に乗參らんといふ、茂七郎それは勝手次第可然と挨拶す、依之地役三人召連出發する處、二里程も乗出し候へは、海岸よりまねきを揚て呼けるか、船を寄申候處見達にて有之候間、其時申候には、急き參るといへども、中々陸路ははかこり不申、何ぞ我身ばかり御のせ被下へしと頼候間、望に任せ同船いたし、會所人数乗合の船も同時に乗出し候へども、少しくおくれ申候、夫よりチクマご申所の着岸仕候處、頓て人なければ、人数一同積入たる米にて支度いたし、翌十日クナジリ會所トマリへ着岸す、扱南都家人數勤番所へ至り、着岸之趣會所の申届候處、勤番所手扱にも有へしとて、在

住長屋を借し與へられ、此所其夜引取泊り候處、クナジリ島の内、オンネトウの沖合に異國船懸り居、頼りに鐵砲の音致す由、時々注進ありて、會所并勤番所手合せありて、武器等も備置る、様子に見え候、幕并船印の幟等も立置る、こき、此エトロフ島南注、代り合大槻要助、玉山周助、上領恭庵の三人クナジリ、トマリへ上陸して今朝出帆致し候か、沖合に懸り居候趣談合、小頭申出會所より引かへすへしと申送る、船十日夜出帆の處、翌十一日晝比右三人着岸いたし、然處茂七郎何か掛合候哉、夫より要助等か乗船致し候、亦宜幸丸に茂七郎上下政之進上下忠平共に乗組て、十七日七ツ過に出帆す、此日晝ころ高田立察南注、宮川忠作并帳付手傳文六といふ者乗組にて、直にネモロの出帆致さむとす、人に申候にはエトロフの變に逢て、引取故一通り箱館へ歸り、其筋差圖の上ネモロへ罷越然るへし、然る處直にネモロの行事道理に違ふへしと申候へは、立察合點せず、何れ相違なく御用狀にても相伺たる事故に、兎も角もネモロに至るとて、即ち忠作、文六と乗合にて同刻に出帆す、忠作は惣内

様の申上る御用の儀、茂八郎殿より、密に蒙り來るよしなれば、其譯合はしる事あたはず、夫より海上數百里を経て、同十九日、箱館に着岸、早速佐々木多助同道にて、要助、秀助、茂七郎、恭庵、政之進共に御陣屋御用所に出る、詰合御目付穴津宇多右衛門、茂七郎可罷出旨沙汰にて役所へ出る、政之進は御用所詰合之人々、エトロフの次第尋候、依之物語いたし候、文化丁卯松前異事録(○按ずるに、以下戸田又太夫戰死の屆等大事に、はらされども、姑く存して後考に備ふ、)文化四年五月十八日箱館奉行支配吟味役鈴木甚内書狀

有之候得共又々異國人共跡を追、鐵砲打掛候に付、萬一彼等之爲に被打殺、且被生捕候儀なご有之候而者、又太夫も外國へ對し、上之御外聞を失ひ、死候ても御忠節に不相成候段、幾重にも心外之由申捨、於途中見事に自害致し候段、關谷茂八郎より御雇醫師久保田見達を以爲飛脚、昨十八日晝、書狀申越候、右之趣又太夫留守宅にて承候は、如何計愁傷可申儀候へども、右戰死之趣に付候而は、安藝守殿御歸府之上には品々被相合候儀も有之候間、是等之儀其筋能々御諭し、尙又又太夫留守宅之扶助等之儀も聊差支無之様、厚く御取扱被遣候様にと存候、以上、

鈴木 甚内

五月十九日

大島 榮次郎 様按ずるに、榮次郎は同時吟味役格なり、

同年戸田又太夫自盡御届

戸田又太夫同役

右之者、又太夫働之始末、箱館奉行所の相届候由、

覺

箱館奉行支配調役

一地借

下役元繪 戸田又太夫

右又太夫儀、當四月廿九日、蝦夷地エトロフ島において戰死任候、依之御届申上候、以上、

卯六月

並木爲三郎按ず、爲三郎は御先手組同心なり、

同心並木爲三郎地借戸田又太夫蝦夷地に而戰死仕候儀申上候書付

秋山嘉左衛門

神谷彌惣左衛門

覺

箱館奉行支配調役
下役元締
戸田又太夫

右同心並木爲三郎地面之内借地住居仕罷在、蝦夷地御用被仰付罷越候處、當四月廿九日、彼地エトロフ島にて遂戰死申候段、及承候に付、又太夫家内は爲三郎儀問合候處、公儀御届等之儀不相辨候に付、右又太夫弟、御留守居與力相勤罷在候近藤源之助と申者方へ罷越、尙又問合仕候處、書面之通相違無御座候、右源之助方よりも御留守居衆迄御届差出候段、且又跡式之儀、追而御沙汰御座候由に御座候段、爲三郎より私共迄申聞候に付、此段御届申上置

候、以上、

六月十六日

秋山嘉左衛門

神谷彌惣左衛門北海丁卯

雜記○按ずるに、嘉左衛門、彌惣左衛門は御先手組與力なり、

文化四年江戸風説之内

一南部にて日々注進ありし日記、御用にて其ま、大炊頭殿へ出候よし、此中に書留し事どもにて、戸田又太夫戰死一件、別而宜しからぬ風説露顯のよし、風聞、

一戸田又太夫寺品川法禪寺のよし、此寺は又太夫臍の緒をしるしに埋候となく、

一箱館奉行支配調役下役元締戸田又太夫戰死のとき、五人程切倒候とも申風説、視聽草、

通航一覽卷之二百八十七終

通航一覽卷之二百八十八

魯西亞國部十六

○蝦夷地亂妨始末 エトロフ島

文化四丁卯年五月中旬、箱館奉行より南部、津輕兩氏に増人數の事を達す、増人數催促の時日詳ならざれども、五月の書中に、兩氏にも増人數之事を達せし、よて兩氏の人數在所を見ゆれば、斷して五月中旬の事とす、

文化四丁卯年六月初日津輕越中守御届

唯今私在所より早打を以申越候は、異國船數艘川浦迄按ずるに、この續浦迄脱字あるへし、私人數五月十九日より、尾澤邊并勤番所、前甲冑を帶し出張候様、且亦エトロフに而異國人鐵砲影敷打掛候に付、私人數并南部大膳大夫人數共、防方及兼可申哉之様子に御座候之旨、箱館奉行所より、私人數高一倍に手配仕、早速差出可申旨、尤番頭組之人數者早速差出し、二番手引續き相備へ置、其外浦々相圖之儀等迄夫々申付置

候旨、在所より申越候、此段申上候、以上、

六月初日

津輕越中守

同人人數 八千五百石 老津輕主水 鐵砲

組頭千石 番頭奈良野八平 同斷高同斷 同深

浦主膳 弓八百石 同高野八郎左衛門 四百俵

使番同爲次郎 五百石 斥候新井善次郎 四百俵

陣場奉行津輕備後 鐵砲 物頭吉澤莊太夫 同

唐平三右衛門 弓 同山崎半藏 長柄 山崎與

十郎 大筒役十人、小筒役百八十人、歩行目付三

人、小人目付四人、馬十五疋、雜兵二百人、都合

七百人、以上、文化丁卯松前異事録、

文化四年五月晦日南部大膳大夫御届

去三日、クナシリ島詰之者同所會所は呼出、中村小十郎、向井勘介立會に而、此度エトロフ島之内に異國船二艘渡り來り、フシヌコタンと申所之番屋に鐵砲打掛、番人七人并蝦夷人二百五十人程生捕、番屋、藏々とも不殘燒拂、エトロフ島會所は沖掛り致居候旨申來候、依之當場所に而者夫々相固め候間、其方に而も、用意可有之旨申聞候に付、同所詰家來之者より箱館詰家來之者迄、右之趣申遣候、隨而増

人數等差圖次第差出可申旨、同十三日於箱館奉行所、同所詰家來之者より相伺候處、此度松前別段爲固差出候人數、并唐太島一件に付差出候人數、五百人餘にも候間、幾重にも御人賦出來可申に付、増人數不及差出旨申達候段、在所より申來候、此段御届申上候、以上、

五月晦日 南部 大膳大夫

同年六月十二日 人御

東蝦夷地の異國船相見候に付、兼々差出置候人數之外、松前表の勤番人數、并唐太一件に付差出候人數向々も箱館の差向候得とも、尙今度増人數差出候様、於箱館奉行所、同所詰番家來之者に達有之候に付、一番手之人數七百餘、去る七日より追々城下差立手配仕候旨、在所より申越、道中於蘆野驛承知仕候、按ずるに、南部大膳大夫利敬、六月七日江戸を發進して、領所に赴く旅中なり、此段御届申上候、以上、

六月十二日

南部 大膳大夫

同人人數 總大將八百石 毛間藏人二十三人、鐵砲組 番頭梅谷伊織二十三人、同 同八戸三郎二十人、同 同穴津舎人十八人、弓 同牧澤多宮

十八人、同横田甚兵衛十七人、使番穴村越後十一人、大筒役二人 鐵砲組 物頭穴津宇喜多 弓 牧田命助 鐵砲組 八戸左門 同斷 松岡修馬 陣場奉行保田彦四郎 斥候四戸八郎右衛門十人、同安宅平右衛門 旗奉行中川權左衛門 長柄奉行節待平左衛門 大筒奉行佐々木多助 與力頭松原幾左衛門 同心頭久鼠野介、小筒役百人、厩之者十人、火之番八人、弓與力十人、小荷駄與力十人、大工頭二人、小人目付一人、雜兵三百餘、馬十一疋、都合千五百人程、以上、北海下卯雜記、

文化四年箱館奉行戸川筑前守日記之内

一五月廿七日、エトロフ島亂におよびて、南部家人數武器持參、箱館表に立出に付、家中誠大混雜之旨承知之、按ずるに、戸川筑前守、此月十日江戸を首途し、箱館に赴く旅中にて此事を承知す、下また旅中の日記なり、一廿八日盛岡泊、翌廿九日より同所滞留、南部家兼而備置候人數、野邊地より先に、海岸通り筑前守通行之節先備いたす旨、同家役人大島榮次郎に相談之事相濟、右人數立出之事、

一 百目鐵砲五十挺、同五十目五挺、物頭二人、小奉行三人、歩行武者三十人、

一鐵砲足輕三十人、陣太鼓一つ、右之品持參之事、一六月四日野邊地泊、同五日同所立出之處、南部勢騎馬にて物頭二騎、歩行武者足輕共筑前守同勢より凡十町計先の備立て、海岸通行、鐵砲者皆猩々緋の袋に入、同家合印附たる皮袋はめ申候、見る人目さましき事に候、

一同六日田名部立出、大畑休、同所町入口の南部勢先達而相廻居候者、物頭三人、侍以上歩行武者三十人、足輕四十人程、筑前守通行先の出向ひ居候、其人數之立出者、陣笠に小手すねあて、銘々鍵を家來にもたせて嚴重に控居候事、蝦夷草紙、

文化四年六月江戸風説 一此度南部之物頭に、二十貫目之鐵之棒をもちゆへき人ありといふ、

一南部より加州の武具無心之由、加州より長柄、青貝柄鍵五百筋、玉薬者幾度も可進由なり、視聽草、文化四年六月四日老中土井大炊頭より、南部左衛門尉に達

此度、東蝦夷地異國船來着及狼藉候に付、其方儀も

南部左衛門尉に

人數可被差出候、委細之儀者箱館奉行に可被承合候、且同姓大膳大夫在所到着迄之間、其浦々取締、其外萬事其方心を添可被申候、

六月四日

南部大膳大夫に

其方在所到着之間、同姓左衛門尉事、浦々取締其外萬事心を添可申旨相達候間得其意、家來共にも其旨可被申候、北海島船記、

同月十八日、是より先箱館奉行より南部、津輕兩氏に増人數の事を達せしか、異船追々此方に寄るへき形勢により、佐竹右京大夫儀に加勢の事を達す、都て寛政三年合條の趣に心得へき旨なり、よて同月廿五日人數五百人秋田を立出し、猶追々箱館に赴く、同年六月朔日、老中より義知に加勢の事を達す、

文化四丁卯年五月羽太安藝守より、佐竹右京大夫に達書

今度東蝦夷地之内、クナヅリ島沖の異國船三艘相見之及騒論候、依之援兵三百騎箱館迄御差出被成候様仕度、右可申達如此御座候、恐惶謹言、五月 羽太安藝守

佐竹右京大夫殿 御役人中
猶以右之趣、松平政千代、酒井左衛門尉役人中に
申渡候、寛政年中被仰渡候御例に付、如此申達
候、以上、

同月十八日同斷達書

東蝦夷地之内、エトロフ島の異國船二艘渡來候而
爭亂に及、クナヅリ島の附寄可申趣に付、南部大膳
大夫、津輕越中守兼而彼地の勤番附置候之條、此度
増人數之儀申達候處、右異國人共追々援兵を以、此
方地方に押寄可申程も難計、左候得者、右兩家人數
而已に而者引足り不申候間、鐵砲組足輕、大筒、中
筒、小筒、玉藥丈夫に用意致、船に而早々箱館に向
可被差出候、尤人數一度に相揃兼候は、追々にも
被差出候様存候、自然異國變之節、兩家勤番人計に
而不足之儀有之候は、向寄御領分之御方に可申
立旨、兼而申上置候儀も有之候、且寛政三亥年御書
付之趣も有之候間、此段申達候、以上、

五月十八日

羽太安藝守

佐竹右京大夫殿 御役人中
猶以酒井左衛門尉役人中にも、前書之趣申達候

間、爲心得此段申達候、

別紙申達候其人數之儀、分限有之儀に而候得共、火
急之變事大切之時節故、其心得を以人數繰出候様
存候、猶又蝦夷地之儀者、海防第一之地に而、異國人
ども上陸いたし候而も、海岸遠く相備へ、重に火砲
爭戰に及ひ候儀に付、弓鎗等より鐵砲人數多方相
當之儀に而候間、右之心得を以用意可被致候様存
候、以上、

同月廿五日佐竹右京大夫御届

東蝦夷地之内、エトロフ島の異國之大船二艘渡來
及爭亂、クナヅリ島にも附寄可申趣に付、南部大膳
大夫、津輕越中守兼而彼地勤番に候條、今度増人數
之儀被申立候よし、然處右異國人追々援兵を以附
寄可申程も難計、左候得者右兩家人數に而者引足
り不申候間、鐵砲組足輕、大筒、中筒、小筒、玉藥
丈夫用意致、船に而早々箱館に向可差出候、尤人數
一同に揃兼候は、追々にも差立候様、自然異變之
節兩家勤番之人數に而者不足之儀有之候は、向
寄之方へ可被相達旨、兼而被申上置候儀有之、且寛
政三年御書付之趣も有之候間、此段被相達候由、箱館

奉行羽太安藝守より奉書、昨廿四日未之上刻相達
候に付、人數五百人程今廿五日未之中刻城下出立、
箱館に出張爲致候、右之外鐵砲備等領分能代濱に
而爲相控、當軍將、番頭、弓鎗等之備城下相備、追々
繰出候手當にて罷在候間、此段御届申上候、以上、

卯五月廿五日

佐竹右京大夫以上

文化丁卯松前異事録

文化四年五月佐竹氏令條

條目

今般東蝦夷地エトロフ島の異國船渡來、及爭亂候
に付、援兵差向候上者、總勢一和、聊卒爾之儀不可
有之事、
一 諸頭之申渡者、其組共急度相守、爭論かましき儀
無之様、堅く可相守事、
一 總而神妙之致方有之者は、其頭途吟味、輕輩迄も
無依怙最負可申出、品に寄可相賞事、
一 異國船渡來様子により、追々番頭又は軍將迄も
出張可申付候間、軍將之申付者我等申付と相心得、
違背致間敷候、當分番頭迄も差向候儀に候は、軍
將同様相心得、諸事番頭申付急度可相守候事、

一 軍令を相犯候輩は、假令重役たりとも、可及嚴重
之沙汰事、
右之條々堅く相守、一統熟和致し、忠勤可相勵候、
委細者年寄共可申渡者なり、

五月

同氏老臣達書

此度箱館に御人勢被差出候上者、御條目之儀相守、
何にも致熟和可相勤候、聊も我意之計致間敷候事、
一 總して神妙之致方於有之者、假令輕き輩たりと
も其旨可及言上候事、
一 雜言并喧嘩口論等無之様、下々迄も急度可被申
渡候事、
一 陣屋中にて高聲に小唄、高咄致間敷事、
一 下人共用事無之者は、居小屋之外に差出置間敷
候、
一 道中人數押之事、兼て能々可被心得候事、
右之條々堅相守、諸事神妙に心懸、進退等尾籠之振
舞無之儀、此節之可爲忠勤候、依執達如件、
五月
佐竹右京大夫自書

今度箱館に爲加勢人數差出候に付、其方共差向候、急卒之儀一入辛勞に候、且家内之者共之儀、我等預り候條心安可存候、尙彼地萬端一和之儀專要に可存候也、

五月廿五日以上、雜事記、

文化四年五月廿五日同氏出張人數

陣場奉行金易右衛門、手附足輕十五人、小人十人、物頭高垣彦右衛門、鐵砲組足輕三十人、同今村政五郎、鐵砲組足輕三十人、同信太瀨兵衛、弓足輕五十人、同小荷駄奉行兼井上清右衛門、長柄足輕三十人、外足輕七人、小荷駄付、斥候使番大山矢五郎、吟味役小野崎八兵衛、大井丈助、割物役岡崎嘉右衛門、書役菅谷藏人、戸崎文藏、兵具役小室伊織、奈良丹藏、本道梅村三伯、金齋神保三省、陣場奉行下役芳賀官助、弓與力三人、鐵砲與力二人、小荷駄附五人、小筒與力五人、大筒役仲川友右衛門、加藤直太、大山直次、守川兵吉、川中助八、國安兵右衛門、村野儀右衛門、徒目付石川八郎、石川忠四郎、小人目付二人、大工頭藤川宇五郎、馬屋之者三十人、小人目付二人、馬六疋、勿論口付

十二人 總人數三千餘人

右之通、卯五月廿五日、未下刻秋田城下を發足仕候、是者松前に向ひ罷越候處、異國船共海を横きり候に付、松前に渡り候事不相成、津輕之御厩と申所に罷在候由、開傳へ候、右之外、鐵砲備當境能代濱迄繰出し、軍將番頭、弓、長柄之備早速城下を相備置、追而繰出し候手當に御座候、

同月廿六日、廿八日同斷

軍將三千三百石向井帶刀、自分家來六十五人、大番頭小筒支配兼梅津與左衛門、自分家來五十六人、同大筒支配兼松野茂右衛門、自分家來四十五人、足輕三十人、按するに、異本に、旗奉行中山政吉、旗足輕十五人、手附足輕十人、物頭四百石松本庄右衛門、按するに、傍注に廿六日被、鐵砲足輕三十人、本に鐵砲足輕二十人、即日出立に記す、菅沼四方之助、鐵砲足輕三十人、物頭七百石、同三百石梅津德右衛門、鐵砲足輕三十人、按するに、異本に、使番根本市左衛門、同小貫九兵衛、足輕に作る、組頭林正兵衛、騎馬武者五十騎、弓目付石井永治

與力八人、鐵砲與力八人、旗與力五人、軍將大馬印附添士一人、太鼓附添士五人、貝吹二人、本道一人、外科一人、馬醫一人、

右之外、勘定方諸役人、并小荷駄付添足輕、小人、雜兵、歩丸相除申候、

右之面々、廿六日被仰渡候、按するに、被仰渡候云々の四候とあるへきを、書寫の誤りなるへし、

廿八日出立、羽黒給人十人、以上、

六月二日

右、御届土井大炊頭様に御留守居を以被仰立候處、手繰宜敷、早速發向之段御感心有之候由承傳候、長瀬左司馬控之寫也、按するに、左司馬は佐竹氏の留守居役なるへし、

同月廿九日同斷

物頭根元正太左衛門、足輕三十人、武者濹井四郎兵衛、白出新藏、鷺尾捷次、鈴木助吉、中村甚之助、茂木利藏、富田定藏、遠藤傳右衛門、武石安兵衛、高根徳右衛門、大森六郎右衛門、平澤藏人、高久靜右衛門、大筒役大脇彌五右衛門、石井清五郎、田名部五八、小宅又左衛門、樋尾多仲、大久保文次、武者岡半八、石井忠一郎、石川伊右衛門、淺原

内記、岡見左五次、滑川駒之助、信太留階、高橋平吉、赤尾關織部、橋添梅津藤右衛門、暗勘定茂木團右衛門、鐵砲菅生三次、皆川傳五郎、高橋忠助、石井文左衛門、金鼓付添磯部文右衛門、本道桑原永叔、馬醫青山翁助、徒目付齋藤傳次、綱木五藤太、右面々明五ツ時登城、直に出立、夜通し能代に罷越、松野茂右衛門、按するに、茂右衛門は、手に屬し、箱館表に渡海可致候、以上北海丁那雜記、

文化四年六月初日、老中より佐竹氏に達、東蝦夷地之内エトロフ島邊に異國人相越及狼藉之趣相聞候に付、松前表に爲警固、其方人數三百人程相揃、武器其外致用意置、箱館奉行より申達次第人數早々可差向候、手配之儀は於彼地可任差圖候、松平政千代にも人數差出候様相達し候、乗船之儀は南部大膳大夫、津輕越中守に申達置候、可申談候、

六月初日

同月佐竹氏家人達書、六月初日、御用番土井大炊頭様より御留守居御呼出し有之候之節、即罷出候處、東蝦夷地之内エトロ

ノ島邊に異國人致渡來及狼藉候に付、松前爲警固三百人程、從箱館御奉行御達有之次第早速、御人勢被差向候様御書付以御達有之候に付、即刻三人御飛脚に而、秋田表に被仰達候、

一同二日、去月廿五日秋田出立三人御飛脚、同廿六日長瀬左司馬早追に而被差登、追々到着致候處、同廿四日、箱館奉行羽太安藝守様より御飛脚を以、異國船致渡來争亂に付、兼而南部様、津輕様より御人勢も被差越候事に候得共、御手に餘り候も難計、依之御當家より御加勢御人勢被差出候様御達有之候に付、翌廿五日總人數五百人餘、一と先發足被差向候、尙其外追々發向之積にて御手配被成候段、公邊にも、御届書にも御領國之儀は十里海邊之事故、尙以異國船渡來之模様にも有之候は、海邊に無之御近國に御加勢之儀可被仰達候、其向々に兼て御達しも被成置候様被成度旨、被仰立候、一右松前に被差向候御人數の仰合候御自書寫、猶又御條目并執達書寫共拜見可被致候、右之趣非常之變事故、公邊に御届、御家門様方爲御知被仰進候様、一統爲心得被仰知候、以上、

六月六日

酒井左衛門尉

同月同人御届
此間御届申上候箱館表に差向候人數之儀、鐵砲組物頭目付役小荷駄奉行始、其外總人數三百二十四人、大筒五挺、十匁筒廿挺、小筒八十挺用意致、當月朔日差立申候段、在所役人共より申越候、此段御届申上候、以上、

六月

酒井左衛門尉以上

文化丁卯松前異事録、

文化四年箱館奉行戸川筑前守日記内

一五月廿七日エトロフ島亂妨に付、佐竹右京大夫、酒井左衛門尉に軍勢催促羽太より申遣候旨承知之、按ずるに、筑前守江戸より箱館に赴く、旅中にして、此よしを承知せしなり、

一六月十二日、酒井勢も三厩風待之趣承知之、

一同月十四日、酒井左衛門尉勢船一艘六七人乗り、當湊按ずるに、箱館をさす着船、跡々より追々四五艘着船之趣候、

同年六月十二日箱館奉行手附出役天田六三郎書狀之内
佐竹、酒井等々加勢を申遣候處、大家之儀は格別之

六月以上、蝦夷草紙、

文化四年江戸風説之内

佐竹家之人數能代湊に出立候節、右之湊に有之候住吉大明神に參詣いたせしに、社頭に忠信涉波濤といふ五字之額をかけたたり、是は前年佐竹之君侯手つから書給ひし處なれば、此度出陣之時にあつて此文字の符合せるを、諸士いさみおもふことかきりなしとかや、夫より直に箱館にわたるとなん、祝儀草紙、

同年五月十八日、酒井左衛門尉忠器も同じく加勢の事を達す、よて六月朔日人數三百二十四人庄内を出立して箱館に赴く、

文化四年六月六日酒井左衛門尉御届

箱館奉行羽太安藝守より、五月十八日附之飛脚同廿六日到來、異國船エトロフ島に渡來、此方地方に押寄可申程も難計に付、人數揃次第箱館に向追々差出候様申越候に付、寛政三亥年被仰出有之備置候濱手人數之内、揃次第早々差立候旨、在所役人共より申遣候、先此段御届申上候、委細人數等之儀追而可申上候、以上、

儀にて御座候、早馬にて書狀差遣候處、狀通到來之日直に申渡候由、其夜中家中并郷方之人足等迄直に出立致、此方に向先五百人、重役、軍將、番頭差添に而、道法六十里之所三日程に海陸共押渡、箱館表に着有之候、追々加勢も加り候間、此分にては先安心致候儀に御座候、以上、蝦夷草紙、

文化四年江戸風説之内

庄内より出船之人數、近道を乘、沖にて破船、大勢溺死のよしなり、常も漁師などは乗候得とも、甚むつかしき沖なり、祝儀草紙、

同年六月朔日、老中土井大炊頭利厚より、松平伊達、政千代周宗松前表警固のため、人數武器等用意せしめ、箱館奉行より催促あらは速に出勢あるへき旨、及び領内異船扱方の事等を佐竹、南部、津輕、松前の四氏等に達し、同三日箱館奉行戸川筑前守に、連署をもて下知する旨あり、時に筑前守箱館に赴く旅中にして、此八月同所なり、同十四日此下知狀到着せし旨、同八日記中詳なり、同八日松平金之助容衆よりは、當時海防の御用奉はらん事を願ふ、

文化四年六月三日老中より箱館奉行戸川筑前守の下知狀

四月廿四日、エトロフ島之内ナイボの異國船來着上陸致し、及亂妨番人、夷人等を捕、同廿九日シヤナ會所の攻懸り、去月朔日の夜會所諸品奪取、火をかけ焼拂ひ、依之同十日同心并番人、兩家人數等クナシリ渡候由、異國人は赤人に而、先達而唐太にて捕られ候松前之者も船中に罷在候段、其外品々被申候趣令承知候、

一右之次第に付、追々蝦夷地に立入可申、松前之方手薄候間、佐竹右京大夫人數三百人程松前に差向候様致度、箱館之儀も手薄候間、南部大膳大夫在所に備置候人數差向候様、其方通行之節可申談旨、佐竹人數急速に揃兼可申哉も難計、上杉彈正大弼人數も差出候様致度由令承知候、則佐竹右京大夫、松平政千代に相達候趣別紙之通候間、可被得其意候、一赤人理不盡之仕方は不及申上候へ共、エトロフ之儀は、近年此方より手を入候場所候得ば、赤人押領致し候共、可取戻さばり合候様に而は不宜候、蝦夷地之内を大切に相抱へ、はやり過候手遣ひ無之様可被致候、左候而者、手弱にのみ致し罷在候筋には無之、彼のものとも手向ひ候節は烈敷取計、相抽き

追拂可申儀勿論に候、此段支配を始勤番之ものもに至まで得と申聞、疎忽之儀無之様可被申合候、一赤人之内に此方之文字言語に通し候者も有之由、何卒手段致し此度狼藉に及候趣意承度事に候、彼地着之上了簡可被致候、

一赤人僅二艘之船に而、蝦夷地迄も足長に働候儀は難成可有之哉候得とも、彼國よりは手近之事、追追船數多能越候儀も可有之哉、左様にも候は、早速御手配も可有之事候條、様子次第早々可有注進候、以上、

六月三日

青 下野守
土 大炊頭
牧 備前守
松 伊豆守

戶川筑前守殿 按するに、老中松平信明、牧野忠精、土井利厚、青山忠裕なり

猶以安藝守には別段不申越候間、本文之趣其方より申談念入候様、可被申通候、以上、

同日箱館奉行の

松平政千代

東蝦夷地之内、エトロフ島邊の異國人相越及狼藉

候趣相聞候に付、松前表爲警同、其方人數五百人程相揃、武器其外用意致し置、箱館奉行より申達次第早々可被差向候、手配之儀は於彼地可被任差圖候、佐竹右京大夫にも人數差出候様相達候、乗船之儀は、南部大膳大夫、津輕越中守に申達候間可被談候、

但、四家には、按するに、仙臺、佐竹、南津輕の四家をさす六月朔日於大炊頭殿御宅、達し、

右之通相達候間、可被得其意候、乗船之儀は無差支様可致旨、大膳大夫、越中守に申達候、且亦佐竹右京大夫にも人數三百人程差出候様相達候得共、最早從羽太安藝守申通、去月廿五日、人數五百人程在所差立候間相届候に付、前書之三百人は先當時不及差出、此上箱館奉行より申達候品も候は、其節可差出旨申聞置候條、左様に可被相心得候、

同日箱館奉行の
東蝦夷地島々々異國船及來着不法、且又箱館松前之沖間にも怪敷船往返之様子に候、其方儀松前表引拂候迄は、海邊之手當無油斷可被申付候、尤箱館奉行可被談候、

右之通松前若狭守に相達候間、可被得其意候、同日箱館奉行の

此度蝦夷地に來候異國船、其方領分も向寄付、海岸近く來候は、同心得方之儀嚴重に相備、手厚に取計候儀勿論に候、一體何故之事情に而來候歟、其儀相尋候儀專一之事に候、彼ものともより何れにも不法に手向ひて狼藉候に決候は、時宜次第陸に上候而打潰候様にも致し、十分に可被取計候、最初より上陸爲致間敷と而已存込、速に此方より手指を始候而打拂候儀は不宜候事、

右之通、佐竹右京大夫、松平政千代、南部大膳大夫、津輕越中守、南部左衛門尉に相達候間、可被得其意候、以上、靖北錄

文化四年箱館奉行戶川筑前守日記之内

一五月廿五日、仙臺家旅中附添之代官 按するに、筑前守江戶より箱館に赴く旅中なり、エトロフ兵亂之趣、用人を以内々人數用意之旨申聞候事、

一六月十四日、仙臺政千代、上杉 按するに、前載す御奉書によるに佐竹の誤字なり、之兩勢も箱館奉行より催促申來次第、同勢差出候様江戸表において仰渡候旨、御奉書到來、仙臺家

にては人数千五百人用意致し置候趣に候、蝦夷草紙、文化四年六月八日松平金之助申上書付
蝦夷地邊騒敷由に付、人数差出候様、被仰付候向も有之哉に及承候、何れ遠國之儀、慥成儀は不相分候得共、不穩様子相聞候に付、人数心懸置候間、何時成共御用被仰付度旨、金之助申越候、依之申上候、以上、

松平金之助家來
六月八日 荒川 登_{北海丁卯}雜記

同月十日、去月十四日、西蝦夷地ルシヤの沖に異船二艘見ゆるよし、ならひに今度エトロフ島において擊留の異國人、及び自他手負討死の員數等支配向より注進の趣、箱館奉行羽太安藝守より江戸に言上す、文化四年六月十日、箱館奉行羽太安藝守御届之内
一西蝦夷地ルシヤ沖合に五月十四日異國船大小二艘相見候由、ネモロ支配向之者より申越候、右は前書エトロフ亂妨之船にも可有御座哉と申趣に御座候、
一エトロフ詰支配向は、一旦クナヅリ島に引取候よし、同所より差立之書狀到來仕、エトロフ争亂之節手負死人等、其外之儀申越候に付、則別紙を以申

卯六月十日

羽太安藝守

同日

東蝦夷地エトロフ島シヤナ會所、四月廿九日、異國人上陸及亂妨、其後會所并藏々物置等焼拂、五月三日、異國船二艘出帆仕候後、場所之様子支配向より申越候に付、則左に申上候、

一手負

支配人 陽

助

是はシヤナ會所内異國人上陸致し候節、鐵砲にて内股被打拔候處、追々疵平癒可仕候、

一手負

津輕越中守足輕一人

是は右同斷之節、鐵砲に中り足之甲被打候由、

一即死

人

是は兩人共名前不知、一人は面體焦候間相分不申候由、ナヨカと申處之右火矢臺之陸に相果罷在候由、石火矢發し候節程近く罷在怪我仕儀も可有之哉、一人は同所岩崖之内に相果罷在候由、是は敵之鐵砲に中候體御座候由、此者共は漁業之稼方杯之内にも可有御座哉、稼方之儀頭取候もの共、彼島逃去居合不申候間、相知不申候由、
アリュイ夷人一人

一即死

アリュイ夷人一人

上候、按するに、別紙下に載す、

一去秋唐太島にて召捕候番人四人、今度エトロフの參候異國船之内に罷在候、ヲロシヤ人の方にて而殊之外手當宜致し置、何も不自由之儀無之候間、故郷にて案し不申様申通吳候様、一旦被捕候蝦夷人免され歸候ものどもへ傳言致し差越候由、右蝦夷ども申立候旨、支配向より申開候、

一去月廿一日、唐太島に異國船渡來、去秋燒拂候クシユンコタン番屋跡等見分致し、夫よりルウタカと申處之番屋を燒拂候由、松前若狹守家來ども同所シラヌシと申處に罷在候得共、異國人大勢にて逆も防方難相叶由にて、人数不殘ソウヤに引取候由、同處詰支配向より申越候、

一西蝦夷地シヤリにも異國船五艘相見候よし、風説に御座候得ども、未治定不仕候由、ソウヤ詰支配向より申越候、

一エトロフ亂妨に付、クナヅリ、ネモロ、シコタン、アツケシ之儀甚懸念仕候處、五月廿日頃迄は先別條無之趣、場詰之者共より追々申開候、
右之趣支配向より申開候付申上候、以上、

是はシヤナ川向濱に而鐵砲に中相果候之由、

一魯西亞人

三

人

是はシヤナ會所の上陸仕候節、鐵砲に而打留候由、此外三四人は打留候とは覺候得ども、夜に入候間、睨と見届不申候由、手負も餘程出來哉に覺候得ども、人数は相知不申候由、

一同

是は一人は蝦夷人とも打殺し、一人は番人行十郎と申もの切殺候由、其譯左に申上候、

一シヤナ會所燒拂候後、同所ヲロシヤ人一人酒に酔候と相見、夷人共の向ひ我儘之振舞等手に餘し候に付、五月三日、暮方夷人とも申合打殺候由、

一シヤナ會所番人行十郎と申もの、同所山中に罷在候處、五月三日夜夕異國船出帆仕候に付、夷人兩人召連、アリュイ夷小屋に立寄候處、右夷人之妹并外夷人一人罷在候間、召連候夷人兩人は、シヤナ會所様子爲見届差遣、暮頃に至り食事致し居候處、ヲロシヤ人一人鐵砲を持入來候付、仰天致し、右夷人男女とも逃出し、行十郎はキナと申草之陰に忍び居候處、ヲロシヤ人は行十郎給懸候飯を給、所々見

廻し、行十郎忍居候を見付、其所に参り、同人之頭より肩先を撫おろし、手を引出し、爐の前を連参り、何やら相咄候之内、アメリカ何々ぞ申指を四折候由、跡にて考候得は、右は四ヶ國より集り候と申儀にも可有之哉、其外ウルツフ島にホロンホロンと申候由、蝦夷言に大勢の手をホロンホロンと申候にて、ウツルツ島大勢集居候と申儀にも可有御座哉、夫より暫相立寢候眞似仕、行十郎へも寢候様申候に付、ヲロシヤ人之側に寢候由、然る處側に差置候行十郎脇差の手を懸候付、取隠し候由、其内シヤナ會所は差遣候夷人兩人罷歸、其夜は四人共同宿仕罷在候由、右は生捕に仕度心底に御座候處、追々夷人共集り、殊にシヤナにおいて、ヲロシヤ人を打殺候夷人杯も罷越、是非殺候様申勸、たとへ召捕候共大勢にて打殺し可申勢ひにて御座候間、無是非行十郎儀、脇差を抜異國人之むねを差通し、其後夷人共寄集打殺候由、

一番人喜惣次并支配人陽助俸與太郎と申者、シヤナにおいて異國人及亂妨候付、夷人兩人召連シヤナ山中に忍ひ居、五月二日夜アリムイ新道の出罷

通候節、何ものとも不相分切懸候に付、右之手甲より平之方へ懸一寸餘被切候付、笹原を走抜山越致し、ルベツと申所迄逃去候由、其節喜惣次にも切懸候様子に相見候得共、與太郎も逃去候仕合故、始末不相辨、喜惣次行衛は未相知候由、

右は、エトロフに差遣置候支配向より申越候趣、書面之通御座候、

六月十日

羽太安藝守^{以上、靖北録、}

通航一覽卷之二百八十八終

通航一覽卷之二百八十九

魯西亞國部十七

○蝦夷地亂妨始末 箱館、南部、津輕、

文化四丁卯年五月十九日、箱館の沖に異船みゆるにより、奉行支配向及び南部、津輕兩氏の人數を指揮して、防禦の備をなす、よて其旨及び昨十八日南部領津輕領の沖にも異船見えし旨、同廿日江戸に注進あり、文化四丁卯年五月廿日箱館奉行羽太安藝守御届

昨十九日午刻頃、異國船一艘、凡一萬石積餘共相見、帆十一懸け候大船、箱館より午未之方に相見、次第に當所地方一里半程に寄、遠眼鏡にて地方之様子伺ひ候體まで詳に相分申候、右に付早速南部大膳大夫、津輕越中守勤番、人數并支配向地役之者ども夫々手配いたし、右船近寄上陸いたし候は、打崩候手配仕相待候處、夕方まで汐首崎と申所に沖懸致し候體に相見、夫よりエサン崎之方へ船向、帆形相見不申候、同日南部領大淵村之沖を、前書同様の船一艘、東蝦夷地之方へ颯行候由、昨日當湊に入津

之船ども申聞候、同日之儀御座候間、是は別船にも可有之哉と奉存候、且一昨十八日津輕領權現崎之方へ向、異國船一艘颯通候由、松前表に遣し置候支配向之ものより申越候、是者一昨日之儀に御座候間、前書申上候兩艘之内にも可有御座哉と奉存候、右之趣に付、何れ之沖に懸り居、地方に可着寄も難計候間、晝夜とも陣を設、警固爲仕候、依之此段申上候、以上、

五月廿日 羽太安藝守^{靖北録、}

文化四年五月晦日南部大膳大夫御届

私領分北郡田名部佐井浦沖合に、去る十九日巳下刻、異國船一艘相見候段、同所遠見番所より申出候付、兼而申付置候浦々固人數、早速差出候得共、城下に而も物頭二騎、目付役一騎、鐵砲五十挺、其外小支配之者相添差向候旨、尤怪敷儀も相見え不申候へども、萬一唐太島に相見え候二艘之内にも可有之哉難計、猶又城下より鐵砲組物頭三騎、目付役一騎、火業師七人、歩行武者三十人、足輕九十人、去廿三日迄追々城下差立申候、其後右船佐井浦より東之方へ颯通り候様相見候處、同日申刻同浦續下風

呂沖颯通り、同西下刻赤川沖相見、廿日寅刻蝦夷地
惠山の方へ颯通候由、先つは漕戻様子も相見え不
申旨、浦方より申出候段、在所より申來候、此段御
届申上候、以上、

五月晦日 南部 大膳大夫
同年六月朔日津輕越中守御届

私領分西濱月屋村沖合に、去月十七日晝九ツ頃、怪
敷船通候に付、同所遠見之番人之者遠見之處、異國
船に而可有御座哉、帆柱三本、日本船之帆形に無御
座候、船西より北に通り候由、地方に三四里隔候に
付、船之形駭と相分不申候、

一右之船同日晚八ツ時過、深浦地方より四五里隔
り候哉、尤其節北風に御座候得共、風に向ひ乗候旨、
一同日夕七ツ時過、鳥居崎村地方へ五六里隔通り
候由、

一十八日晝四ツ時過、鯨か澤地方より十里沖合相
見え、松前地方に走り候様子に御座候、
一同日八ツ時過於十里濱、遠見之者望遠鏡に而見
候處、小泊り權現崎より西南の方に當り十三里、地
方より四里程沖に相見え、初は北之方向ひ、夫より

西北に當り候小島と松前との間を指候而走候由、
尤帆旗駭と相分り不申候得共、色黒く白き印の様
なるものに相見え申候、

一右之船大抵日本之石目につもり、五千石積位に
相見え候旨、浦々町奉行とも并所々役人より注進
申出候旨、在所役人共より注進申來候段、御届申上
候、以上、

六月朔日 津輕越中守

同日同人御届

五月十八日七ツ時頃、私領分海邊小泊沖に異國船
相見候に付、調役寺田忠右衛門より、私人數の出張
之儀相達候に付、松前辨天崎海邊、其外白神崎の方
町端兩所を致出張候處、右船颯通り、其後帆影も相
見え不申候に付、則暮天頃人數引取候様、忠右衛門
より差圖有之、元場を引取候旨申來候段、家來之者
申越候、此段御届申上候、以上、

六月朔日 津輕越中守以上

北海丁卯雜記、

文化四年六月十日箱館奉行羽太安藝守御届之内
先達而御届申上候、去月十九日異國船一艘箱館よ

り午未之方に相見、地方より一里半程隔候に付、右
近寄上陸致し候は、打崩可申と手配仕罷在候處、
夕方迄汐首崎と申處に沖繫いたし候體相見、夫よ
り石山崎之方船を向、其後帆形相見不申候、然る
處東蝦夷奥地より雇船一艘歸船仕候處、同廿日東
蝦夷地シャマニと申處にて、異國船奥地之方颯
行を見かけ候段申聞候、右は十九日に箱館にて相
見え候船と奉存候、先此節箱館最寄別條無御座候、
同月十二日南部大膳大夫御届

先達而御届申上候領分北郡田名部佐井浦沖間に異
國船相見候に付、兼而申付置候浦々固め人數等早
速差出候、城下より追々人數差向候處、右船者颯
候後一同相見え不申に付、浦々固人數之外、城下よ
り差出候人數は引取候趣、在所より申越候、於蘆野
驛承知仕候、此段御届申上候、以上、

六月十二日 南部 大膳大夫以上、
文化丁卯松前異事録、

文化四年箱館奉行戸川筑前守日記之内
一五月廿五日、筑館休之砌、按ずるに、筑前守江戸より南部
佐井湊風待いたし居候處、高橋次太夫并箱館詰合

之御役人より注進狀到來、右者異國船二艘箱館之
澗口の相見え、夫より佐井湊近邊奥戸異國澗村よ
り凡十町程隔之河岸を乗廻し、エサンの方の帆を
放し、行方不知候旨申聞候、

一六月十三日、同十四日箱館近邊先達て赤人船相
見え候節、南部、津輕兩家之勢、屋夫勢留藥師山之後
に、海岸へ陣所をかまへ、龜田村、大野村、湯の川邊は
下役在住、并同心其外村々へ、役人百姓に下知して、
龜田村の海岸通りの道へ陣所取、かたく守る、
此續脱字
あるへし、會所よりは兵糧を焚出し、俄に所々陣小屋
出來、或は遠見番等都合三日三夜之間睡事なく、敵
來らば一戦に責崩さん有様、誠に御靜謐之御代に
は珍敷事に覺申候、

同年五月廿五日箱館奉行手附出役天田六三郎書狀
箱館表へも異國大船二艘、五月十九日晝八ツ時よ
り夕七ツ時半頃迄、海岸近く押寄候へとも、南部、津
輕兩家、奉行支配之者迄不殘覺悟致し控候處、異國
船より遠目鏡にて陸之様子を伺、暮時に及エサン
崎之方引退申候、夫より今日迄今や遅しと相待
申候、私共迄一命を捨相働き可申と、手くすね引相

待申、若討死致し候は、跡之儀は宜奉願候、乍然中々異國船容易に着岸致間敷候、追々近國加勢人數も到着に付、心強相待居候儀に御座候、初日は大船參候而も皆驚申候様子に御座候處、手配も其節者中々不行届、大混雜致候儀に御座候、先此間者餘程靜に相成申候、何れにも異國船着は可致と奉存候、異國船數艘所々乘廻り、様子伺様子に有之候、以上、蝦夷草紙、

文化四年江戸風説

六七月之比にや、再度箱館に魯西亞船一夜の内に來り、一里程も向に來りしかば、箱館は騒動多かたならず、足弱子供は山へのほせしとなり、町中之女など啼聲一夜かうちたへす、翌朝見候へは、行方しらすとなり、此度來りし魯西亞人のうちに、長人も乗組しと風聞、此間箱館中來り候節は、箱館より纔に四町計隔候所に船をすへ罷在候而、水の淺深をはかり、遠目鏡にて番所の方を伺ひ歸り候よし、視聽草、

同月十九日、箱館奉行羽太安藝守人數を揃へて箱館及び諸家の陣所を巡視す、同六月五日奉行非常の時

十挺五十人、右人數總べ千五百五十人、文化丁卯松前異事録

文化四年箱館奉行戸川筑前守日記

一赤人船五日下午、箱館洞口の相見候節、大名勢所所わかため候、陣所々々を羽太安藝守地役同心等先備として皆々具足を着し、羽太用人近習中小性下下に至りて陣羽織にて供致し、右場所見廻り有之趣に候、按ずるに、以下巡視の事にあられさるる、當時諸手の形勢をみるへきために、こゝに存す、

一六月箱館近邊異國船相見候節より、十八ヶ所の陣場夜中篝火焼候處、箱館詰合之在住并同心之もの高張挑灯にて夜々見廻候事、

一箱館湊入津之大名勢、當時凡二千五六百人と相聞候、

一同月八日、箱館洞之内を見候へは、佐竹勢の軍船三四艘家之紋付たる幕を打ちて、船印を立て、船軍令やおそしと待請候有様、此勢凡四五百人と聞及候、佐竹は家からは申なから、誠に軍事には平日手當厚事と相見え候て、羽太安藝守より軍勢催促之書五月廿四日夜奥州秋田本城へ着、直に評定有て、翌廿五日未明に四五百之勢兵出立致し、津輕三厩より乗船、箱館一番船と相聞候、

は旗を持すハき旨、老中連署をもて下知す、此下知、箱館に到着せしは、この月十八日なり、

文化四年五月十九日羽太安藝守陣立人數

- 一先拂御案内一人 一南部様御足輕六人 一津輕様御足輕六人 べ十二人、但し六人つゝ、立 一陣螺持二人 一陣太鼓持二人 一鐵砲持八人 一玉箱持二人 一御弓持八人 一侍三人 一御馬印持三人 一鐵砲持二人 右砲持 一立弓 一御先道具二本四人 一徒六人 一打物持二人 一馬之口二人 御奉行一待六人 一醫者二人 一草履取長柄鹿床持三人 一供鑓二本三人 一御用人馬之口二人 一沓籠二人 一押二人 一原半左衛門様馬上下十人 一跡乘御用人上下八人 一近藤新八様上下三人 一原新助様上下八人 べ百二十三人
- 一南部様御家中上下五百人 一津輕様御家中上下三百人
- 奥州箱館陣所御見分 南部様御陣所七ヶ所 津輕様御陣所二ヶ所 是より龜田村之御陣屋 松本平八殿陣所上下三十人 但、松本氏爲大將 百姓共五百人 龜田村萬年橋之近邊に堅る、外に鐵砲五

一同月十五日、兩奉行軍事相談之上、吟味役々場所所人割之儀、奉行より達之、

一同十六日、諸大名之勢、番頭物頭のもの奉行所の書院へ罷出る、其着服一同踏込陣羽織也、其節奉行對面の事、奉行も陣羽織小袴之事、軍事并場所々々手配差圖、人拂にて申達し候事、

一大名重役之もの旅宿へ十人、騎馬陣羽織にて勤之候、

一同月十七日、多く大名勢之中にも、佐竹勢の勢ひ盛んにして、敵來らば楯踏皮不用、先備之勢二類ならひて、鐵砲を請て死候覺悟のよし、其節一足も引候は、直に切捨候軍事にて、誠に手ひとき働させんも目さましき様子に承知之、此勢秋田出立之砌、佐竹右京大夫盃を遣し、此度之儀大御用に付、再び右京大夫に對面之事不思、忠義可有之候、又妻子之儀者、我等あづかりて候間、可心易旨申渡し候趣、承知之、蝦夷草紙、

文化四年江戸風説

一此度之一件にて諸家の人數陣立之所わ、奉行羽太氏見廻られ候由、行列賑々敷、亂髮鉢巻にて、兜は

爲持不申候となり、

一羽太安藝守、鉢巻之長さ腰より下へさかりしと風聞、

一箆館にて一亂之後は、齋口千挺出來、異國人上陸之節は、所の者はを以て罷出申へきよし申渡ありしと風聞、

一箱館奉行は長崎奉行に準し、旗を爲持申へきよし兼而願ひたりしかと、そのゆるしなかりしに、頃日に至りて御免ありしとかや、視聽草、

文化四年六月十八日箱館到着

其方共、於其地非常之儀有之節、旗不相用候而者、不都合之儀も可有之候間、旗爲持候而も不苦候、以上、

六月五日

青下野守

土大炊守

牧備前守

松伊豆守

戸川筑前守殿

羽太安藝守殿

諸北録○按するに、老中松平信明、牧野忠精、土井利厚、青山忠裕、
同月、去月より南部大膳大夫利敬、津輕越中守寧親の領内に異船見ゆるにより、兩氏に歸國の暇を賜ふ、よ

て利敬は同七日、寧親は同十日江戸を出立す、

文化四年六月三日南部大膳大夫より西丸老中へ御届

南部大膳大夫
名代 南部主税

此節異國船私領分并津輕之沖にも相見え候旨、追追注進有之候、依之私儀先達而御暇被下置候儀に付、病氣之事に候得共、押而在所に致出立、彼表致差引候様、御暇御禮等之儀、名代を以申上候様御達御座候旨、御用番土井大炊守殿へ名代として南部主税を以右御禮申上候に付、此段申上候、以上、

同月五日

銀二十枚
巻物五

津輕越中守
名代 那須與市

右蝦夷地の異國船到着に付、在所に罷越、諸事申付度旨、尤之事候、依之御暇拜領物被仰付、御序無之に付御目見不被仰付候、可入念上意之旨於御白書院縁類、老中列座、土井大炊頭申渡之、同日 口上覺

蝦夷地の異國船來着之儀に付、在所に罷越、諸事申

付度旨相願候處、御暇被下置拜領物仕、猶入念可申付旨蒙上意、難有仕合奉存候、右御禮、病氣に付以名代申上候、以上、

六月五日

津輕越中守名代
那須與市以上、
丁卯松前吳事録、
御徒方萬年記、

文化四年六月江戸風聞

一津輕家にて幕五十張新規被申付候故、出立延引のよし、六月十日朝出立行列常のことし、見物多しと風聞、

一南部家病氣にて滯府被願候處、被仰付之内、此度之一件に付御沙汰之上、六月七日江戸出立、駕籠を大きく拵へ、平臥にて旅中故、病死のよし風聞ありしかと、無恙在所に到着のよし、病症は脚氣のよしなり、

一六月三日比より江戸中風聞さまさまなり、視聽草、

同月十三日、陸奥、出羽、越後三國沿海の大名に、領内浦浦防禦の事を令せらる、自餘秋田信濃守長季、秋元但馬守永朝、戸澤富壽正胤より加勢の事等により、或は老中に伺ひ、或は下知するむねあり、
文化四年六月十三日、老中土井大炊頭より奥羽、越

後沿海之大名に達す、

此度蝦夷地魯西亞船來着及不法、箱館、松前の沖合にも怪敷船相見候由、領分并御預所浦々之手當入念申付、萬一怪敷船相見候は、寛政三亥年相達候趣相心得、相計可被申候、乍然兼而事々間敷用意致候筋には無之候、可被得其意候、

右之趣陸奥、出羽、越後浦々に領知等有之面々に、可被相觸候、

六月

奥州之内浦手領知有之分

牧野越中守

小笠原佐渡守

相馬因幡守

溝口駒之助

本多越中守

内藤播磨守

按するに、牧野貞善は常陸茨城郡笠岡居城にして、陸奥國磐城郡中神谷に領知あり、小笠原長昌は同國白川郡相馬益胤は同國宇多郡中目に居城あり、溝口直諒は居城越後浦原郡新田にて、陸奥國天郡に領知あり、本多忠知は同國粟多郡泉内藤政景は同國岩崎郡湯長谷領知なり

羽州之内同斷

酒井左衛門尉

六郷伊賀守

岩城伊豫守

按するに、酒井忠器は、出羽國田川郡越前、六郷政純は、同國山利郡本莊に居城あり、岩城隆憲在所同郡田なり

越後之内同斷御預り所も有之

- 松平越中守 榑原式部少輔
- 内藤豊前守 松平日向守
- 堀近江守
- 同國岩城船郷御預り十九ヶ村

上杉彈正大弼

按ずるに、松平定永は陸奥國白川郡白川居城にして、越後國刈田郡三島郡に領知及び御預りあり、榑原政令は、同國頸城郡高田、内藤信敦は、同國岩船郷村上居城あり、松平直益は、同國頸城郡赤魚川、堀直哉は、同國刈田郡椎谷預所なり、上杉齊定は、同國岩船郷に御預所ありて、居城は出羽國置賜郡米澤なり。

同月十七日秋田信濃守より老中土井大炊頭へ伺東蝦夷地魯西亞船來着、狼藉之儀御座候に付、追々奥筋人數手當御沙汰御座候様承知仕候、然處此末萬々一及蜂起候之體に相至、人數差出候儀も御座候節者、御沙汰次第手勢御下知之場所に差出候心罷に罷在候得共、若異國船南の廻り、同所岩城相馬浦に着岸仕候體之儀有之候節は、三春城下より僅十七八里及廿里程の道法にて、濱手に續候領地に而無御座候得共、境目に至候程も持場同様の場所に御座候に付、遠國之儀は其向寄に而御手配可有之、固め行届候儀には無御座候得共、在所最寄濱手

分國之固め手配御座候は、右之加勢人數相心掛罷在可然哉、萬一加勢仕候節に至候は、其節は御下知に従ひ候儀御座候得共、私に府中之儀に付、在所表人數手配之心掛兼而申付置度、此段爲心得御内意奉伺候、以上、

六月十七日

秋田信濃守

(下ヶ札)人數手配之儀、書面申聞候通たるべき事、

同月十九日戸澤富壽より老中同人へ御届

先頃申上候、按ずるに、此御届令所見なし、私領分境の固人數差出置候處、去る十五日以書取隣領に加勢等之心懸は致置可申、領分境の人數相詰候儀者不及候段被仰渡、早速在所の飛脚差立候處、途中に而行違候哉に奉存候、然處今朝在所より飛脚到來、佐竹右京大夫家來大山日向に在所家來共より間合申遣候處、蝦夷地穩に相成候趣申越候由、依之去る十日、固人數引取候段、在所役人ともより申越候段、御届申上候、以上、

六月十九日

戸澤富壽

同月廿八日秋元但馬守家人より、老中松平伊豆守に伺

佐竹右京大夫様御國元御役人中より、去廿一日附之飛脚を以、但馬守様御在所御役人共迄申來候者、此度蝦夷地之内に異國船渡來候に付、御人數被差出候處、此上時宜に寄増御人數御差出候次第にも至候は、御同人様御領内も浦續之儀に付、夫々御手當は被成候得共、萬一異變等之節は、御近國之事故御加勢可被仰候旨、兼而御頼被置候之由、別紙之通申來候、依之右寫被入御覽候、都而百姓其徒黨及不法、御地頭より御人數申來候節は、不取敢被差出候御合に候得共、此節之儀は如何御心得可被成候哉、此上御加勢申來候は、早速可被差出候哉、又者御同御差圖之上御取計被成方可有御座哉、并御人數之儀も何程被差出可然候哉、兼而御内意御伺被成度、此段被仰上候、以上、

六月廿八日

秋元但馬守家來
菅沼孫兵衛 衛按ずるに、

此書中兩敬の文なるは必親戚なるへし、

御書取

加勢之儀は、申來次第不及同差出候心得に而可然候、人數程合之儀者、其節之様子に應し差圖可有之儀と奉存候、以上、北海丁那雜記、

同月十五日、奉行羽太安藝守及び戸川筑前守筑前守此戸より箱館に到着す、相議して、所々御備場所人數割を定む、文化四年箱館奉行人數指配書

- 箱館 吟味役格山田鯉兵衛 調役原半左衛門
- 同寺田忠左衛門 調役並岩間哲藏 調役下役元繪關岡
- 右衛門 調役下役石坂武兵衛 同柳權十郎 同庵原直一 在住中川又太郎 同折原政吉 出役天田六三郎 在住田中伴四郎 同六笠仁兵衛 同遠藤津右衛門 同田中直藏 同田中定右衛門
- 南部大膳大夫勤番人數三百四十二人、佐竹右京大夫人數五百九十一人、南部大膳大夫勤番人數三十人、〆九百六十三人
- 山越内 調役下役鈴木覺次
- 阿武多 同福井政之助
- 勇武津 同河西祐助
- 佐留 在住平川半次郎
- 浦川より保呂泉迄 同石井善藏 同牛袋左兵衛
- 東南部大膳大夫勤番人數百人
- 久壽里 在住柵木猪之助、丹波鑑太郎
- 惡消 調役比企市郎右衛門 在住大塚忠太郎

東南部大膳大夫勤番人數百三十人
 根諸 調役並増田金五郎 同下役玉井犀助 在住和田貞吉
 南部大膳大夫勤番人數百三十人
 久奈尻 吟味役菊地惣内 調役下役向井勘助
 同近藤斧八 在住平島長左衛門 同森内祐次
 東南部大膳大夫勤番人數三百八十八人
 西松前 吟味役高橋三平 調役木原半兵衛
 同並高橋次太夫 同太田彦助 調役下役元緒村上次郎右衛門 同下役早川八郎 同小川喜太郎 同杉山良右衛門 出役西山平十郎 同大西恆右衛門 在住重松熊太郎 同阿久保和三郎 同今川小三郎 南部大膳大夫勤番人數百三十人、津輕越中守勤番人數、酒井左衛門尉人數三百十八人
 江差 吟味役大島榮次郎 調役富山元十郎 同並小俣次郎八 出役丹羽專助 在住田村兵左衛門 同水谷茂十郎 津輕越中守勤番人數 高島 在住武見辨之助

シヤコタン 齋藤要八郎
 イシカリ 調役下役河西祐助 在住三橋勝十郎
 按するに、是より前男武津の所にも河吟味役鈴木甚内西祐助を載せたり、書寫の誤りにや、吟味役鈴木甚内ソウヤ 調役深山宇平太 同下調松田仁三郎 津輕越中守勤番人數二百三十人
 舍利 調役最上徳内 在住金井泉藏 津輕越中守勤番人數百人、松前蝦夷地御留留、

通航一覽卷之二百八十九終

通航一覽卷之二百九十

魯西亞國部十八

○蝦夷地亂妨始末 諸役人發向
 文化四丁卯年六月四日、今度魯西亞船蝦夷地に渡來により、御目付遠山金四郎、御使番小菅猪右衛門、村上大學等に彼地御用を命せられ、この時、金四郎は右衛門、同六日御暇及び黄金、時服等を賜ふ、その他御徒目付、御小人目付等も同く仰付られ、御手當ありて、同月十一日より十二日に至り各出立す、此月七日、小菅請方近藤れ、同十五日出立す、同十日官醫敷置に香齋散を調進すへき旨命せられ、出立の輩に賜はる、
 文化四丁卯年六月四日

此度異國船蝦夷 御目付 遠山金四郎 左衛門之
 地に到着に付被 御使番 小菅猪右衛門 改名
 遣候間可致用意 村上 大學 監物之改
 右被仰付候旨、於御右筆部屋縁類、若年寄中出座、井伊兵部少輔寄井伊直朝、申渡之御勝手より歸府御目見、
 同月六日

御目付 遠山金四郎
 御使番 小菅猪右衛門
 村上 大學

右は蝦夷地の異國船來着に付、爲御用被遣候に付被下之、御序無之に付、御目見不被仰付候旨、於芙蓉之間、老中列座大炊頭中土井利厚、申渡之、若年寄中侍座、
 御徒目付加 藤才 助 林 餘四郎
 神谷勘右衛門 磯野七十五郎
 三輪 善平 西村吉之丞
 金十兩つ、

右同斷に付被下旨、於燒火之間、井伊兵部少輔申渡之、
 御小人 田草川傳四郎 栗原伊八
 末次 左吉 前田友之助
 小林新五郎 近藤與四郎
 小林宇十郎 森 富藏
 古橋半右衛門 金子五郎吉

右蝦夷地爲御用罷越候に付被下之、同日若年寄堀田攝津守渡、按するに、堀田正教、

遠山金四郎へ

遠山金四郎

御合力米現米五百石、月割御扶持方分限に應し一倍、宿代一ヶ月銀五枚、蝦夷地へ爲御用罷越候に付被下候、御勘定奉行へ可被談候、右同斷

御目付へ

御徒目付

加藤才助

林餘四郎

神谷勘右衛門

磯野七十五郎

三輪善平

西村吉之丞

御扶持方分限に應し一倍、宿代一ヶ月金一兩、雜用金一ヶ月四兩二分つ、賄道具代金三兩二分、別段御手當在勤中一日銀十五匁、

御小人目付 十八人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、雜用金一ヶ月二兩つ、賄道具代金二分、別段御手當在勤中一日銀十匁、右蝦夷地へ爲御用罷越候に付被下候、御勘定奉行へ可被談候、

同月七日

金二枚

時服二

右蝦夷地へ爲御用罷越候に付被下候旨、御右筆部屋縁類において大炊頭申渡、若年寄中侍座、

同月九日

一遠山金四郎、左衛門と改名被致候、

一左衛門留守中、蝦夷地御用次兵衛取扱可申旨、駿河守殿按ずるに、若年寄植村家長、被仰渡候、

同月十一日

金十兩

御徒目付

小田切彦兵衛

右松前邊へ爲御用罷越候に付被下旨、於燒火之間、井伊兵部少輔申渡、同日若年寄植村駿河守渡、

御目付へ

御徒目付

小田切彦兵衛

御扶持分限に應し一倍、宿代一ヶ月金一兩、雜用金一ヶ月四兩二分、賄道具代金三兩二分、別段御手當在勤中一日銀十五匁、

御小人目付 一人

御扶持方二人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、雜用金一ヶ月二兩、賄道具代金二分、別段御手當在勤中一日銀十匁、右松前邊へ罷越候に付被下候、御勘定奉行へ可被談候、同日同斷井伊兵部少輔渡、

御目付へ

金三兩

御小人目付 一人

右松前表へ罷越候に付被下之、同月十二日

一遠山左衛門、今朝六時、千住通り蝦夷地へ出立被致候、以上、文化年録

文化四年六月、村上監物、遠山左衛門以下出立、日割、

六月十一日出立

御使番村上監物 御徒目付磯野七十五郎、西村吉之丞 御小人目付小林卯十郎、古橋半右衛門、前田友之助

同十二日

御目付遠山左衛門 御徒目付加藤才助、神谷勘右

衛門、三輪善平 御小人目付田草川傳四郎、木村富兵衛、末次左吉、金子五郎吉、近藤文次郎、按ず、小菅猪右衛門、若年寄、堀田撫津守正致、同日廿一日出立あり、

同月十日

千十六貼 半井大和守 八百十貼 今大路中務大輔 六百七十七貼 竹田法印 四百七十四貼 吉田大藏卿 同 岡本玄治 百三十五貼 多紀安長 百三十貼 宮崎玄良 三百三十九貼 堀宗悦 千三百五十四貼 久志本左京 四百二十七貼 曾谷長順 三百三十貼 井關祐悦 二百七十一貼 武田叔安 二百三貼 久志本主水 同 土岐長元 同 井上玄徹 百六十九貼 久保玄長 百三十五貼 服部了元 百三十貼 野間玄琢 同 壽命院 同 内田玄勝 二百三貼 小川玄考 百三十五貼 上領玄以 同 吉田元卓 三百七十二貼 高麗雲祥 二百三十七貼 森雲甫 三百五貼 東宗朝 五百八貼 橘隆庵 右香齋散可差上旨、於燒火之間、植村駿河守申渡、但、病氣之面々よりも可差上旨書付、今大路中務

大輔へ渡之、以上、文化丁卯松前異事録、

文化四年江戸風説

一六月二日、御目付遠山某へ御支配方御逢、手間取候よし、御退出運し、
一同三日、村上氏、小菅氏ならひに遠山氏蝦夷御用被仰渡、即日出立の日限まで御尋有之候となり、
一御目付遠山氏出立の前日、樂の會を催され候となり、自身琵琶を弾し被申、もしこの琵琶彼地より取に差越たらは、歸府ははかり難しと、家内へ物語のよし、いかなる故にや、

一六月十二日、遠山氏、村上氏、江戸出立駕籠にて兵器を多くもたせ不申よし、風聞
一六月七日、松前美作守蟄居之處へ、中川飛騨守、遠山金四郎何の御用にや被參候よし、美作守面體見覺候もの無之候に付、近藤重藏も參候よし、
一小普請方近藤重藏、蝦夷地御用御書付を以堀田攝津守殿被仰付、明七日御暇拜領物被下候由、來十二日御目付方出立に付、相交相勤候よし被仰渡候處、來十二日までは支度いたしかたし、十五日出立可致旨御請申上候處、左候は、十五日出立候て、

途中にて追付可申由、被仰渡よし、

一六月十二日近藤重藏手附郡代付御鷹方山田長左衛門被仰付候、右長左衛門元の名は忠兵衛と云ひ、捕者の上手の由、長左衛門家來には白瀧といふ角力取を召連候由、さまざまの風説あり、視聽草、武藏國板橋宿より、陸奥國津輕三馬屋まで宿々里數、

- 板橋より 二里十町 ○蕨宿より 浦和宿まで道法、
- 一里十町 ○浦和宿より 大宮宿まで道、
- 四町 ○上尾宿より 桶川宿まで道、
- 上尾宿まで道法、
- 鴻巣宿より 熊谷まで道法、
- 一里三十町 ○鴻巣宿より 四里六十町、
- 八間、○熊谷宿より 深谷宿まで道法、
- 二里二十町 ○深谷宿より 本庄宿まで道法、
- 二里二十町 ○本庄宿より 新町宿まで道法、
- 四町 ○新町宿より 倉賀野宿まで道法、
- 高崎宿まで道、
- 法一里半 ○高崎宿より 板鼻宿まで道法、
- 法一里半 ○安中宿より 松井田宿まで道法、
- 宿より 法三十町 ○安中宿より 坂本宿まで道法、
- 里十六町 ○松井田宿より 二里十五町、
- 里十六町 ○坂本宿より 輕井澤宿より 掛登

- 宿まで道法、
- 一里二町 ○沓掛宿より 道分宿まで道、
- より 小諸宿まで道、
- 法三里半 ○小諸宿より 田中宿まで道、
- 田中宿より 上田宿まで道、
- 法二里半 ○上田宿より 本坂宿まで道、
- 法三里 ○坂本宿より 下戸倉宿まで道、
- より 矢代宿まで道、
- 法一里半 ○矢代宿より 丹波島宿まで道、
- 丹波島宿より 善光寺宿まで道、
- 法一里半 ○善光寺宿より 新町宿まで道、
- 法二里半 ○新町宿より 牟禮宿まで道、
- 道法二里 ○柏原宿より 關川宿まで道、
- 宿より 二俣宿まで道、
- 法一里半 ○二俣宿より 關山宿まで道、
- 六町、○關山宿より 松崎宿まで道、
- 法二里半 ○荒井宿より 高田宿まで道、
- より 春日新田宿より 高田宿まで道、
- 法一里半 ○春日新田宿より 黒井宿まで道、
- 里二 ○黒井宿より 湯町宿まで道、
- 法二里半 ○湯町宿より 鉢崎宿まで道、
- 法二里七町 ○鉢崎宿より 鉢崎宿まで道、
- 宿より 鉢崎宿より 鉢崎宿まで道、
- 法三里 ○鉢崎宿より 柏崎宿まで道、
- 柏崎宿より 宮川宿まで道、
- 法三里八町 ○宮川宿より 石地宿まで道、
- 宿まで道法、
- 椎谷宿より 石地宿まで道、
- 道法二里 ○石地宿より

- り 出雲崎宿まで道、
- 山田宿より 寺泊宿まで道、
- 道法一里 ○寺泊宿より 彌彦宿まで道、
- 三里 ○彌彦宿より 稻崎宿まで道、
- 道法一里 ○赤塚宿より 新湯宿まで道、
- より 當町より伴島屋村まで道、
- 法二里八町五十間、○松ヶ崎宿より 見島宿まで道、
- 一里半四町 ○島見宿より 新發田宿まで道、
- 發田宿より 加沼宿まで道、
- 宿まで道法、
- 三里八町 ○中條宿より 黒川宿まで道、
- 宿より 平林宿まで道、
- 法二里九町 ○平林宿より 村上宿まで道、
- 里二十 ○村上宿より 猿澤宿まで道、
- り 鹽野宿より 蒲野宿まで道、
- 法一里半 ○鹽野宿より 蒲野宿まで道、
- 村より 大澤宿まで道、
- 法一里十町 ○大澤宿より 風ヶ關まで道、
- 十四 ○風ヶ關より 温海宿まで道、
- 町 ○温海宿より 大山宿まで道、
- 三宿宿まで道法、
- 三宿宿より 三宿宿より 三宿宿まで道、
- 法三宿宿より 濱中宿まで道、
- 宿より 二里二十五町 ○濱中宿より 酒田宿まで道、
- 法三宿宿より 吹浦宿まで道、
- 小砂川まで道法、
- 小砂川より 鹽越宿まで道、
- 道法三里 ○鹽越宿

より 金浦宿まで道法、○金浦宿より 平澤宿まで道法、一里十八町

一里三、○平澤宿より 本庄宿まで道法、三里 ○本庄宿より 松ヶ崎まで道法、三里 ○松ヶ崎宿より 長濱宿まで道法、三里二町 ○長濱宿より 新屋宿まで道法、二里 ○新屋宿より 久保田宿まで道法、一里十八町

○久保田宿より 土崎宿まで道法、一里十八町 ○土崎宿より 大久保村まで道法、三里十二町 ○大久保村より 一日市村まで道法、二里二十二町

一日市村より 鹿渡村まで道法、二里二十六町 ○鹿渡村より 森岳村まで道法、一里 ○森岳村より 檜山宿まで道法、二里二十八町三十六間

○檜山宿より 飛根村まで道法、三里 ○飛根村より 上荷場村まで道法、一里三十五町 ○荷上場村より 小和原宿まで道法、一里三十一町

○小和原宿より 綴村まで道法、二里三十二町 ○綴子村より 大館宿まで道法、四里 ○大館宿より 白澤宿まで道法、二十四町二十四間

○白澤宿より 碓ヶ關まで道法、四里八町 ○碓ヶ關より 宿まで道法、六里 ○弘前宿より 浪岡宿まで道法、五里三町十六間六尺

○浪岡宿より 油川村まで道法、五里十五町二十五間 ○油川村より 平飯村まで道法、九里 ○平飯村より 三馬屋まで道法、二町四十九間三尺 ○松前蝦夷地御用留、二、

同月六日、若年寄増田攝津守正敦に蝦夷地御用を命せられ、同八日大目付中川飛驒守も正敦にさしそひ彼地に赴くへき旨命せらる、この日老中より今度諸役人蝦夷地發向により、その旨心得へきよし、松前若狭守章廣に申達す、同十一日奥御右筆石尾彦四郎、蘆屋源五左衛門も同御用を命せらる、

文化四年六月六日

御座之間

若年寄 堀田 攝津守

右蝦夷地へ異國船來着に付、見分として可被遣旨、右於御前被仰付之、

同日 一攝津守殿松前表御用被蒙仰候付、植村駿河守殿當分勝手掛り被仰付候、御吹聴有之候、一備前守殿按ずるに、老中牧野忠精、大目付御目付へ御渡御書取左之通、

大目付へ達之覺

堀田攝津守事、此度松前表へ爲御用被差遣候に付、當分御入用筋之儀、植村駿河守被仰付候、此節より御入用筋之儀、駿河守へ申聞候様、向々へ可被達置

候事、

同月七日

堀田 攝津守

右松前表へ罷越候に付、願之通金三千兩拜借被仰付旨、於奥相濟、

同月八日

大目付 中川 飛驒守

攝津守松前表へ見廻罷越候に付、差添被遣、右於芙蓉之間、老中列座大炊頭申渡之、自注、朱書、同十一、月朔日歸府御目見、同月十一日若年寄堀田攝津守渡、

大目付 付へ

此度松前邊へ出立之節、見立に被相越候儀、并諸向より附使者等之儀堅及斷候、被差越候へは、返答申達差戻可申候、尤晝休へ使者等之儀は猶更及承候、一通之斷筋には無之候間、此段宜申達有之候様致度候事、

同日

奥御右筆

石尾 彦四郎

蘆屋源五左衛門

右松前邊へ爲御用被遣旨、於奥被仰付之、以上、文化年録、御徒

方萬年 文化四年江、風説

一六月六日、攝津守殿御用被仰付、其前夜六日夜とも林祭酒と秘々の御談有之候との風聞、一暨田侯御用被仰付しかは、三の内願を申上られしとなり、一は歸路の時分日光拜禮の事、二は田村左京大夫在所にて對面自注、左京大夫、實は子息なりの事、三の内願被仰付候、又候日光のこと別段に被仰渡、御用前御名代の様に相成候よし、

一御右筆二人松前表へ攝津守殿被召連候事も、近吉氏按ずるに、奥御右筆組、頭近藤吉左衛門也の存寄より申上しと風聞、な

にゆゑなれば、文化の夏長崎へきたりたる時按ず、文化元年彼司使節の渡來をさす、但、のわけ合も有之故に都夏とあるに誤りにて、九月なり、都合に成候事も候となり、祝願草、

文化四年六月八日老中土井大炊頭渡

松前若狭守

此度蝦夷地へ異國船來着に付、松前邊へ爲見廻堀田攝津守被差遣、大目付中川飛驒守、御使番小菅猪右衛門相添罷越候等に候、且又遠山金四郎、御使番村上大學儀も蝦夷地へ被遣候間、可被得其意候、

靖北録

通航一覽卷之二百九十一

魯西亞國部十九

○蝦夷地亂妨始末 諸役人發向
 文化四丁卯年六月十五日、若年寄堀田攝津守正教、大目付中川飛驒守を召して暇賜り、御手つから正教に羽織を賜ひ、また黄金時服を賜ふ、飛驒守にも黄金時服及び羽織を賜ふ、奥御右筆石尾彦四郎、蘆屋源五左衛門には、去十三日暇及び黄金時服を賜ふ、同月廿日より廿一日に至りて出立あり、

文化四丁卯年六月十三日
 奥御右筆 石尾彦四郎
 時服二 蘆屋源五左衛門
 同斷 右松前邊へ被遣候に付、於奥被下之、
 同月十五日 御座間

通航一覽卷之二百九十終

右同斷に付被下旨、於芙蓉之間、老中列座、大炊頭按するに、老中土井利厚、申渡、同日

一攝津守殿松前邊御暇に付御目見、御懇之上意、御手自御羽織御拜領、其外御拜領物被成候、御吹聴有之候、尤爲歡相越候儀御断にて候、
 一攝津守殿松前へ御越の節、日光御拜禮御願の通相濟候旨、中川飛驒守へ御咄有之段、同人被申聞候、
 同月廿一日

一攝津守今朝松前へ出立、以上、文化年録、
 文化四年六月、堀田攝津守、中川飛驒守以下出立日割

六月廿日
 大目付 中川飛驒守 御徒目付小田切彦兵衛
 御小人目付水沼宗一郎
 同廿一日 攝津守殿
 御使番 小菅猪右衛門 御徒目付林餘四郎
 御小人目付小林新五郎 栗原伊八
 同人休泊宿々
 攝津守殿 飛驒守

越ヶ谷	朱千住	廿一日	廿日
幸手	同粕壁	廿二日	廿一日
小山	同古河	廿三日	廿二日
宇都宮	同大澤	廿四日	廿三日
鉢石	同大澤	廿五日	
今市	同壬生	廿六日	廿四日
大田原	同蘆野	廿七日	廿五日
白坂	同白川	廿八日	
須賀川	同本宮	廿九日	
二本松	同福島	七月朔日	
桑折	同白石	二日	五里十町 廿八日
大河原	同岩沼	三日	九里十七町 廿九日
國分町	同七留	四日	七里三十四町 七月廿九日
吉岡	同古川	五日	岩沼 二朔日
築飯	同古川	六日	三里二町 三日
			四日

七里十三町	一之關	朱金盛	七日	五日
七里半	水澤	同前澤	八日	六日
八里四町	花卷	同黒澤尻	九日	七日
九里十七町	盛岡	同郡山	十日	八日
八里三十町	沼宮内	同澁民	十一日	九日
八里八町	一之戸	同小繁	十二日	十日
七里半	三之戸	同富市	十三日	十一日
四里廿二町	五之戸	同淺水	十四日	十二日
六里半	七之戸	同藤島	十五日	十三日
五里廿九町	野邊地	同休無之	十六日	十四日
六里廿一町	横濱	同有戸	十七日	十五日
五里	田名部	同中澤	十八日	十六日
七里	異國間	同大畑	十九日	十七日
五里十五町	佐井	同大間	廿日	十八日
歸路	三厩	母衣月	廿三日	廿一日

七里半 二里十一町 四里廿一町
青盛 小湊 野邊地

堀田攝津守出立行列順音略
足輕并小頭共三十二人、中間頭又供共百五十六人、
若黨三十六人、二百二十一一人、

堀田攝津守殿松前邊見廻りとして、文化四年丁卯
六月廿一日五ツ時過發駕なり、
同人召連家人姓名

六月八日申渡

家老 岡田百輔 旅中表方助高橋陣平
公川方 町田將曹 小野彌左衛門
旗車行列心得其他持役是迄之通 小姓侍座
小姓頭心得其他是迄之通 石田令橘
側用人代 櫻田三彌 供方兩人宛 川上松之丞
勝手引取是迄之通 高橋源五郎
物頭代其他 青木伴次 供頭 横尾忠兵衛
持役 新田安左衛門 石村權平
旅中物頭大小野寺文左衛門 奥津英五郎
目付代 竹中清五郎 布施大橘
杉村彦兵衛 刀番兼帶

小姓頭侍座	川上衛守	依泊本陣詰山田惣次郎
小姓頭侍座	淺見八郎	使役兼帶 栗林能三
小姓頭侍座	飯村繁之助	諸請拂吟 中村式右衛門
供方兩人つ	村上章次郎	味助 吉田民次
つ休泊本陣	平賀丹次	徒 谷口良左衛門
に而給仕心	中田仲	長門小七
得	小姓頭侍座	福島新七
	小姓頭侍座	伊藤官吾
	小姓頭侍座	永野又藏
	小姓頭侍座	小島源助
	元締侍座	近藤新助
	小姓頭侍座	福原茂左衛門
	同	殿岡兵左衛門
	同	原田新平
	同	大藤新兵衛
旅中徒目付	下林重郎兵衛	茶道 竹内春賀

都合五十三人以上文化丁卯松前
異事録、中陵漫録、
文化四年江戸風説

一 攝津守殿御内に被下もの、御茶御小柄なりと風説、
一 御同人へ、片倉小十郎より進物には、征矢五千本なり、
一 攝津守殿御出立之前、御三家へ御暇乞もなく、御三家始、御兩殿へも表向此度之事を、被仰進候事もなしとなり、ましてや禁中への被仰進はなしとなり、

一 六月廿一日朝五ツ時、攝津守殿御出立、御紋付紹の羽織、小袴、馬上、筋違御門より鍵を伏せ被申候由、見物多し、鍵印は白ちりめん一幅の切なり、
一同日出立の時、攝津守殿、機嫌よく家老へは留守中心遣に可有之念を入れ申へきよし、用人には留守中申合念を入れ相勤可申よし、諸士へはいつれも無事にて可有之よし、言葉をかけられ候となり、
物見にて家内衆出立之體を見られ候よし、
一 今度攝津守殿、日光御拜禮は、表向は自拜内々は御名代のよし風聞、神獻はそれゆゑ初に荷はせ被

申よし、

一御同人仙臺にて暫御滞留のよし、御右筆衆は松島見物いたすへきよし、御物語ありしときく、しかれども宿割によつて見れば、後に止に相成しにや、御同人出立前御側御用取次飛騨守、高井を以て、内々御薬を拜領となり、ヒキウ錠詰に按ずるに、此續誤寫人參、五兩、犀角一切被下候由、

一攝津守殿出立之砌、宿割も出来、且出立前に仙臺へ滞留あるへしなど、申事、御沙汰有て御旅中に相成候へは、この外いそがれ、追込候て箱館へ被參事は、ふかき了簡ありし事ならんと風聞、

一攝津守殿、中川飛騨守ともに兼ての日割よりは道中つまり、南部より箱館へもいそぎ渡海ありしとなり、なに故にや、

一攝津守殿始役人衆蝦夷地へ渡海に付、夜具にこまり候と風聞なり、
一下人凡千人はかりも可有之哉、左候は、右體之差支も可有之との評判、夜具之都合も漸々に押寄可申候へとも、膳碗之都合に朝夕困合と申汰沙承候、

栗園漫抄、

文化四年六月十八日

西丸御書院番水野石見守組與力森重朝負、蝦夷地火術取調御用被仰付、弟子内召連候者、

松平讃岐守家來 元木鎌助 石川千勝家來

三井友七 牧野豊前守家來 齋藤甚太夫

大島雲四郎組御徒 遠藤市之進 小普請組

三宅幸之助、内弟子伊藤吉兵衛、大草庄兵衛、富塚直右衛門、古山右衛門、楠浦小彌太

七月九日出立

同年

先手深尾八太夫組與力 黒澤樵右衛門

旅中より浮腫相煩箱館に於いて死去之由

井上左太夫組與力 荒尾但馬守組與力

依田大助 中里三三

長田六左衛門組與力 井上左太夫組

龍神數馬 西尾鎌次郎

御扶持方分限に應一倍、宿代一ヶ月金一兩、雜用一ヶ月四兩二分、賄道具代三兩二分宛、別段御手當在勤中一日銀十五匁、

町奉行 根岸肥前守同心 御先手 大林彌左衛門組同心

平野勝五郎 高橋助右衛門

一攝津守殿御着以後、追々堅め之人数も陣拂ひ被仰付候由、視聽草

同月十五日より追々命によりて、諸組與力御徒及び同心より蝦夷地に赴く者數輩あり、みな月俸等を賜ふ、

文化四年六月十五日

金七兩

坂部善次郎組御徒 大島 太右衛門

同日

坂部善次郎組御徒 大島 太右衛門

御扶持方五人扶持一倍、宿代一ヶ月銀一枚、雜用一ヶ月金四兩二分、賄道具代金三兩二分、別段御手當在勤中、一日銀十五匁、

右松前邊へ罷越候に付被下候間、御勘定奉行へ可被談候、

同月廿八日

大島雲四郎組御徒 遠藤市之進

右爲火術御用、蝦夷地可罷越候、委細之儀は村垣左太夫に承合候様可被申渡候、尤左太夫可被懸合候、

井上左太夫組同心 今井重兵衛

宇田彌一郎

小倉宗次郎

御扶持方三人扶持一倍、宿代一ヶ月金二分、雜用一ヶ月二兩、道具代二分、別段御手當在勤中一日銀十匁、以上、文化丁卯松前異事録、中陰漫録、

文化四年江戸風説

此度蝦夷地被遣候、御先手與力同心へ御内々被仰渡し御軍令至て相整候よし、

一武器何によらず高直に相成候、是も町觸立出候よしなり、此度彼地へ出立の人は、大敷しれたる事なれとも、此度の一件を聞て、平日心懸あしき人は、あはて、求候ものも有し故なりと風聞す、

一今度の御用にかゝりし人多くあり、なかにも隠密の御用にあつかりし人々には、林大學頭、井上左太夫、自注、御先手砲術家、長村垣左太夫、其外にもあるへ、沼津軍學の達人也、

しなど風聞、

一御貸具足五百領程出候よし、玉薬も多く相廻候由、薬は四谷より二重箱に入れ靈岸島へ渡り候と

なり、連賃一箱三人、一人の代八百文のよし、是にて諸事知るへし、船は二十八貫目十箱になして、陸より廻るごも風聞、

一大筒も多く相廻る、井上氏の申上にて一貫目におよひ候、筒は相廻り不申由、

一此度御用被仰付人召抱候人なく候ごも申、また給金高をねたり候ごも、さま／＼申ふらす、遠山氏内慮を相伺ひ、御貸具足爲持不申候故、借は心遣ひなしとて奉行人も有之候ごも申、

一大貫専助は日光へ相廻り、鉢石にて攝津守殿へ御目に懸候由、

一越後御代官前澤藤十郎、大原大藏、佐藤友五郎三人へ、兵糧米運送の事被仰付候處又々評議相直り、品川より箱館へみむれにわかち相廻り候よし、米二萬俵、味噌五百樽、香のもの二百樽、梅干五十曲、もみ三百俵自注、或は三千俵とも、相廻候由、運賃は大凡千五百兩ほどのよし、風説の出は六月十五日ころのことなり、

一原半左衛門按するに、八王子千人頭にして、悴次郎四郎、六月初母の喪中にて有之候處、此度之一件にて蝦

通航一覽卷之二百九十二

魯西亞國部二十

○箱夷地亂妨始末 四人送

文化四丁卯年六月七日、去秋魯西亞人カラフト島及び今年エトロフ島にて捕へ行し番人のうち、八人リイシリ島よりソウヤに送り返し、書状をもたらし來る、其書通商を請ひ、もし許容なきに於ては來春大軍を發すへし、猶對談のためソウヤに參るへしとの趣意なり、時にソウヤ詰箱館奉行支配調役并深山宇平太より相當の答をなし、具に箱館に注進し、また同所詰津輕氏家人にかれ扱方且備の事等を達す、よて夫より江戸に注進あり、

文化四丁卯年箱館奉行戸川筑前守、羽太安藝守注進狀

一先達而異國船へ連行候唐太島番人四人、エトロフ島番人五人、都合九人之内八人、當月六月リイシリ島より小船に乗せソウヤへ相歸し、ヲロシヤ國願之筋書簡爲持差越候由、右書簡は彼國之文字に

夷地へ出立致度、暇相願候處、不相叶候ごなり、羽太氏按するに、羽太子息も程へて願書差出候しかごも、是も不被仰付候ご風聞、
一七月比より蝦夷地之宅狀到來なきは、ひらき狀に相成候故なりと風聞、
一柳生但馬守、何故にや蝦夷地御用内を願はれしご風聞、自注、柳生氏松前家の近親なり、
一御役人并に御番方の内にて、此度の事を上書せし人二兩人も有之候ご風聞、
一御代官寺西重次郎支配所も、奥州邊濱邊九里程有之故、御貸具足の事相願申候よし、しかしなかなか右貸具足は出し不申ご風聞、視聽草、

通航一覽卷之二百九十一終

候へは、船中の首領ミカライサンタラエチと申者、日本詞を以書簡之解致し、裏片假名にて書記し差越候間、右書付并番人八人共支配向差越、箱館へ差出候筈のよし、先右書簡之うつし差越候間、別紙入御覽申候、猶番人とも罷歸り候は、得と相糺追々可申上候、

但、書簡は當三月中認置候由に御座候、同年六月十日同斷

去秋カラフト島に而召捕候夷人四人、今度エトロフ島へ參候異國船之外手當宜致置候、少し不自由之儀無之候間、故郷に而案し不申様申通し吳候様、ゆるされ歸候者へ傳言申越候由、以上、栗園漫抄、

文化四年七月津輕越中守御届

去月九日於蝦夷地ソウヤ、深山宇平太、私家來之者へ申聞候は、異國人共去秋唐太島に而捕行候者并先頃エトロフに而連行候番人之内二人相殘し、八人一昨日リイシリ島より相返し、右之者へ爲持候交通には、先年交易の儀相願候處、長崎へ相廻り候様被仰付、同所へ以使申上候得共、甲斐無之に付、幾重にも交易之儀預御聞濟願度、此儀御叶被下候は

ば、燒拂跡夫々元之通建置可申候、若御叶不被下候は、來早春大軍を差向、北側一圓討取可申との趣相認、松前役人中様ヲロシヤとの紙面に有之候、猶又爲對談ソウヤへ可相越との文言有之候得共、對談と相唱候儀には、手段之程も難計候間、心得として申達候旨、

一右同人家來之者へ申達候は、彼等文通に應し返答致候は相願候筋有之候は、兵器を不持來春唐太より參候は、同所にて可及對談候、猶亦只今對談致度候は、是へ參候様、尤兵器を携不申上陸可致候、左も無之においては忽討取へき段申遣候得共、此返事于今彼船へ達不申候哉、何れ近邊へ參候は、又候返事可仕候、依而此方は平服陳羽織に而待請、彼方より參候は、重立候者を座敷へ通し、應對可致候に付、私家來にも同様の支度にて致出席、時宜に寄、早速討取候間、人數の儀は、飛道具等夫々致用意、幕張へ伏置候様申達候旨、右之趣ソウヤ詰家來之者より箱館に罷在候家來之者まで申越候由申來候、此段御届申上候、以上、
七月八日 津輕越中守

同年六月十九日同人家來書狀
一六月十九日、宗谷表より公儀會所へ早飛脚到着之由内々承候處、去九月唐太島に而生取候者四人、當四月、エトロフ島にて生取候人五人、外に一人御座候内兩人は船に残し、八人リイシリ島へ送届候よし、ヲロシヤより之書狀も參、猶亦以上にて申越候は、元來古來より日本にて交易致居候處、近年何故か延引、其上長崎へ參候やう申候間、不得止事遠方參候處、前後不詰り之申分、屬國之様に無禮至極に付、ヲロシヤ國の武威を爲見可申、唐太エトロフ相潰申候、此上にて交易相成不申候は、北蝦夷地一圓に打潰し、明年大軍を催し日本一圓に仇をなし可申間、右之趣相聞候様にとの口上之由、船に残る兩人もソウヤにて相渡可申間、請取方通事甲冑并飛道具用意不致、此方の船打見え候は、橋船に乘參り、此書狀之返翰をも、差出候處にて相渡可申候、尤此方にて武器等用意不致候旨之由、其後ソウヤ沖二里計沖に異國船見え候間、公儀役人も心遣いたし候處、風合も不宜、只今にては船も不見候由、北蝦夷地の騒動大騒に相成候よし相聞候、依之今

日東都迄四日半の早打、公儀會所より差立候旨に御座候、

六月十九日

御國元より參候書狀等、去十二日着御飛脚申越候極内々申來候、

八月

同年同斷

一今日私とも相揃罷出候様、被仰付候に付罷出候處、深山宇平太殿被仰談候は、異國人去秋唐太島にて生捕候者も、先頃エトロフ島にて捕候番人共の内二人相殘し、八人は一昨日自注、六月六日、リイシリ島より相返し、右の者共に持せ候文通には、先年交易之儀相願候處、長崎表へ相廻候様被仰付候に付、同所へ使を以申上候處、罷越候甲斐無之に付、幾重にも交易の儀御聞濟願度、此儀御叶被下候は、燒拂候家迄も夫々元の通に建直し可申、御叶不被下候は、明早春大軍を差向、北側一圓打取可申旨之趣相認、松前御役人中様ヲロシヤとの紙面に有之候、尙又爲對談ソウヤへ罷越との旨に有之候得共、對談と相唱候儀は、手段の程も無覺束候間、爲心得申達候

この旨、

一被生捕候者申分には、我等如き下郎共而已捕候ても本意に叶不申候間、是よりソウヤへ向、詰合之内物頭とも可申者一人も生捕申度段、重立之者合に有之候、然其方達は幸生て歸候事故、必ソウヤへ詰合不申様、右同所に居候は、嚴敷打碎候に付、怪我可致旨彼船手之者ともより、内意の由申聞候旨、内野五郎左衛門咄合御座候、

一右八人之者歸候節、糧三石、ヲロシヤ國之圖一枚、外に國產之物珍敷品二三通吳遣候由、國圖認方目を驚かし律派なる細圖之旨、小川喜八郎咄合御座候、
一一昨日、宇平太殿被仰談候は、彼等文通に應し返答には相願候筋有之候は、兵器を不持明春唐太島迄參候様にて、同所にて及對談候、猶亦只今直談致し度候は、兵器携不申上陸有之様、左様無之候においては、忽ち打取可申段申候へ共、此返事未彼船へ達不申候、何れ近邊へ參候は、可遣、依而此方も平服陳羽織にて待請、參候は、重立候者を座敷へ出し、應對可致に付、御自分方にも同様の支度に

て出席いたし、如何敷見請候は、早速打取候様御
人数之分は飛道具等、夫々致用意、幕張に伏せ置候
様にとの旨、

一彼船乗合人数、大船之方は四十人餘、小船之方は
二十餘人、都合七十人に不足由、

一賊將軍年齡三十四五位之由、
一一昨日右兩船とも同所へ乗込、二里程にも相見
え候處、風順不宜、入津相成兼引返申候て、唐太島へ
參候事と相聞え候、以上、中陸漫録、

文化四年、ツイシリ島より異國人共、エトロフ番人
四人、カラフト番人四人差戻し候節遣し候書狀、表
は横文字、裏へ片假名にて此通認め有之、

近く近所の事に御座候間、下々の者に申付、渡海通
商の事こひねかひに遣し候て、ほうばい同様に寄
合吟味相談之上、通商首尾よく致し候は、誠に仕
合に存候へとも、度々長崎へ使者を遣し候得共、只
返事もなく返され候故、異變はしめて此元の天下
さまよりおきしく服立て、通商でもなくは赤人
同様に唐太それによつて、自注、此所相分不申カラフトに
可有御座哉之旨、番人申之候、最初願ひ置候へとも、聞受なく、夫故此

文字、裏片假名よみにくし、松前殿夷地御用留、
文化四年箱館奉行戸川筑前守日記之内
一六月十九日、赤人カラフト並エトロフ亂妨致し、
日本人をとりこに致し、船中に入置候者都合八人、
ソウヤへ歸帆致させ、其便に大將赤人より書を送
る、

一右かな書の文赤人より、ソウヤ詰合深山宇平太
方へ爲持て送る、同人より及即答候文には、猥に及
兵亂、其上諸軍差向、心易不致においては、此上共可
及合戦亂妨の旨申越候條、甚以不届之至候、和人へ
通商致度、又は交易の筋に候は、其船早く令歸帆、
仁義を以可罷越候、左様無之においては、此方より
も諸軍差向可致合戦候、相互に人損候ては其爲不
宜候、何れ來年於カラフト島可及答旨申遣候由、早
飛脚を以、箱館奉行へ注進す、依之右之段江戸表へ
も申上、堀田攝津守殿旅中へも申達候趣承知之、右
御證文付油紙包状箱、并飛脚之儀は、箱館同心之も
の兩人、佐井表より江戸まで日數四日に、御老中御
月番へ相届候様奉行申渡、尤道中宿繼、晝は早馬夜
は宿繼駕籠にて日數不違様可罷越旨、承知之、蝦夷、
草紙、

度此元の手並見せ申候て、きかない時には、北の地
取あけ可申候、ならふならば返事のたよりにても
すみます事に御座候、唐太又は島々ウルツブまで
赤人いつてもいけませんによつて、追ちらしてや
ります、又はこひねかひの筋叶はせ候は、末代
こゝろやすく致たく心掛に御座候、左様無御座
候得は、又々船々澤山に遣し、此こごとくに致し可申
候、

月日

松前御奉行さま

フロシヤ船大將 ミカライサンダラン^{三十二}

下役 ヒヤウトロマルキチ^{三十}

船頭 イハンヘトロエチ^{二十五}

商人 ヒヤウトロキフノエチ^{三十四}

小船大將 ミハラエケミツネ^{ユフ}

右二艘人数都合六十四五人

右之通番人共申之候、以上、
七月十二日、高橋三平より來る、奉行へも申達る由
也、翌十三日奉行宅にて寫を見る、表をフロシヤ横

文化四年箱館奉行支配調役並深山宇平太より魯西
亞國へ答書

いよ、御無事を祝し候、しかれば、御手紙之通り
にては通商の願ひかなひ不申候、其譯はオロシヤ
は禮義のある國なれば、是迄通商不致、しかるに去
年よりろうせきをいたし候上、通商の事を申越れ
開入なひ時は、船々澤山に遣し又ろうせき致し可
申と、失禮不法の事を申、かゝる國へ通商はならず、
其國より船を澤山遣し候時は、此方にては要害を
かため、軍をいたすへし、通商いたし度は、是迄の事
をさつはりご改て、惡心のないしるしに、日本人を
不殘返し、其上にてあきないの事を申へし、しから
はうか、ひの上、來六月唐太島にて有無のあいさ
つに及び可申候、

一あくしんなくは、早々地方を放れ歸國あるへし、
若互にあやまちあれば、通商どころはなく候、謹
言、

大日本國 深山宇平太

フロシヤ國へ雜事記、

文化四年江戸風説

一此度早打のもの、内、或人の宅へ來り物語候は、此度魯西亞人之方へ、カラフトにて召捕候日本人四人、エトロフにて召捕候都合九人之内、八人相返し、書付書簡横文字とかな文字狀二通、アツケシへ差出、通商之事を乞候由、九人之内一人は殘し置候よし也、西蝦夷石かりの方へも船を廻し有之候由、一高橋三平按ずるに、箱館奉行より六月十六日出の書支配吟味役なり、支配吟味役なりより六月十六日出の書狀のよし、ソウヤへ詰居候調役並深山山宇平太まで夷船より通商願書を出し、來年五月此迄迄定議候て、そのころラソツ邊迄、挨拶御申聞候様にと申儀を書し、夷船は歸り申候との風説、しかれども六月廿五日松前家之届と相違の様におもはれ候なり、視聽草、

同月十日、老中より異賊エトロフ島亂妨の後、南部領津輕領の沖にも異船見えしか、當時帆かけみえさるにより、其旨向々へ通すへきむね、大目付及び御目付に口達あり、此日町奉行市中安説を禁すへきよし、町觸を出す、同廿八日また老中より賊船の事により口達する旨あり、

文化四年六月十日、老中土井大炊頭、按ずるに、和原、

口達

大目付 御目付

當四月廿三日、箱館より三百里程北之方、東蝦夷北エトロフ島の内、ナイボと申處へ魯西亞船二艘來着上陸致し、番人等搦捕、番屋藏々焼拂、同廿九日同島之内箱館奉行支配向之もの罷在候、會所シヤナと申所へ大船二艘差寄上陸致し、大筒等を打懸候に付而、勤番のものとも相防ぎ、五六人程打殺し、深手爲負候ものも有之處、夜に入裏手へ廻火をかけ、焼拂候に付、防兼一同シヤナを引退候よし、箱館奉行より注進有之候、且又去月十七日以来南部、津輕之沖合にも怪敷船相見え、同十九日近邊の沖へも乗寄候處、無程同所より西の方エサン崎と申所之沖へ走通り、帆影も不相見、右之外別條無之事に候、於世上彼是風聞可有之候間、心得罷在、向々へも急度可被咄置候事、靖北録、

文化四年六月十日町觸

去る頃、蝦夷地唐太島沖合に異國船到着候に付、夫御役人爲御見分被相越候に付、町々において無益之雜談種々風説致し候旨相聞候、以後聊不寄何

事彼地之噂咄等決而いたす間敷候事、昨日根岸肥前守様、喜多村彦右衛門へ被仰渡候間、名主名主へ急度可被咄置候、以上、

町年寄 役 所 文化丁卯松前異事録

六月十日

文化四年六月廿八日老中土井大炊頭口達

先達而魯西亞人共、蝦夷地島にて彼船へ連行候番人共を小船へ乗せ相返し候大意は、通商の儀を一

向願ひ候との儀に有之候、右番人共申越候にては、千石積三百石積位之船二艘、人數合百六十四五人乗組罷在、外に船は無之、最早歸國も可致趣承候旨申立候段、箱館より去る十九日出之注進有之候事、右之趣向々へ無急度可被咄置候事、憲法部類續編、制令通彙

文化四年江戸風説

一六月中旬、江戸中異國船之噂より外はなく、途中にても高聲に物語いたし候故、跡もなき事を申候ものは召捕候と申風説有之、小菅氏の家來も召捕られ、坊主衆、醫師様にも、とかめられたるものありと風聞ありしかども、皆ごり留たる事は聞えず、町年寄より町觸の書付は出候よしなり、

一六月廿六日の早追より、このかたははらく北方もしつかに相成候と見えて、注進も無之、視聽草、

文化四年六月六日には、參政堀田攝津守正敦朝臣をめして、蝦夷巡察を命せられ、大目付中川飛騨守忠英、御目付遠山金四郎景晉、御使番小菅猪右衛門正容、村上大學儀雄等は是に副らる、かゝりしかは、江戸の町々鍛冶を業とせるは、家毎に番具足をきたへ、古衣需く家は軒毎に陣羽織を掛たり、是等を見るに世の中何となく物さわやか敷、其事に預らぬも安からぬ心地するに、或は蝦夷の邊境には南部、津輕の兵魯西亞人と戦を接し、未だ勝負を決せず、或は夷狄の兵船數百艘佐井御厩渡口を塞、自注、其實にメリカ船一艘長崎より本國へ歸航すこと、此邊の沖合を通りしを、ナロシヤ異船なりとて騒ぎたり、奥羽の運漕を遮りたれば、松前は孤立して援なく、奉行羽太は恐怖して病を生し、人事を辨せず、或は虜と成しとも云、或は松前の家老下國某は、魯西亞王と外縁の因を結び、妻孥を率て彼國に出奔し、手引して撃しむとも云、此折しも竹橋門の古松風なくし折、氷川明神の本社造營年あらざるに崩たり、板橋巢鴨の間、蚊蝶群飛す、自注、鎌倉右府の時此事あり、三浦の亂起ると云、又水戸領に

は白虹日をつらぬく、又初昏西南に彗星出て月を越て消す、八月十九日には、深川富岡八幡宮の祭禮練物見物群集して、永代橋落て溺死三百餘人に及ぶ、是等の事打續しかば、心なきは是を觀ひて劇話とす、自注、是等の類に寄て種々の落書と、心有は額を盛てし有、是を雜話と題して一部とす、云、魯西亞累世漸々國を合、今強大にして其屬國我北境に隣る、寛政四年、彼國我國漂流の者を送りて蝦夷の地ネモロと云所に來る、是魯西亞我國に來る始なり、自注、是等の始末を集め、夷談と題し一部とす、思ふに彼國漂流人を送るとならば、紅毛人に託して可なり、然るを求めて不通の國に來る者は必故有へし、既に文化元年再長崎に來舶し、強て通信通商を乞に、是を請ふに非ず、我國を窺なり、されは今其事許されざるを名として蝦夷の邊境東西に寇す、其漸一朝の事に非ず、其根深を知るへし、往古より異狄我邊境を侵すもの數十度、夫が中にも弘安四年の寇患は甚しきはなし、元賊通信に事寄初て太宰府に來りしは、文永五年なり、艦糧を列るまで凡十四年を経、其漸を積こしかり、其間天變地妖を示す事年をかさねぬ、鎌倉の執事北條時宗不測の卓量有て、用

を節し費を省き、力を防禦に用ひて、兵を練る事數年、寇來るを待て挑み戦ふ、然れどもしはく、敗績す、幸にして伊勢、石清水の神威に依て、元寇十萬一時に海底に沈み、辛うして患を除くに至る、自注、是等類集めて錄故と題し一部とす、つらく今を見るに、事は其時に似て、士民の強弱知るへからず、神威も亦必頼かたし、彼國の船を海城といふ、其術餘國に勝たり、江府素より海岸の地、水路萬里に通しぬれば油斷すへならずなど、口あるに任せいひ騒きもて行しかば、町々にて無益の雜談いさゝかにても彼地の噂嘶致す間敷由、奉行所より町々に觸たり、山本兵衛記、

通航一覽卷之二百九十二終

通航一覽卷之二百九十三

魯西亞國部二十一

○蝦夷地亂妨始末

文化四丁卯年六月廿九日、箱館奉行支配調役下役小川喜太郎、今度歸國の番人七人、及び南部大膳大夫利敬家人大村治五平を携へ、ソウヤより箱館に來る、よて奉行吟味を遂げ、異人の書簡此書狀は、前冊六月七日番人ソウヤに隨國の條に載す、併せ見る、及び番人口書等を江戸に進達す、

文化四丁卯年六月十七日、箱館奉行戸川筑前守日記

一 赤人どりこに致置候番人八人、按するに、八人の内一治五平、ソウヤより小川喜太郎差添、箱館御役所へ差出候趣承知之、按するに、下に載する番人口書によれば、箱館に記せしは、其沙汰箱館に聞えし日次なるへし、○蝦夷草紙

文化四年七月朔日、箱館奉行より御勘定吟味役村垣左太夫に贈る御用狀

此度異國船より被差戻カラフト、エトロフの番人共并南部大膳大夫家來火業師大村治五平と申もの

支配向差添、ソウヤより着致し候に付、昨廿九日一通尋の上揚屋に差遣候、此段被仰上可被下候、

但、先達て番人八人と申上置候處、カラフト番人四人、エトロフ番人五人の内二人差留、三人并本

文治五平共都合八人差戻申候、
一 異國人共より差越候書簡、ヲロシヤ文字にて一通、紅毛文字にて一通、都合二通認分差越候間差上候、御進達可被下候、紅毛文字の方は、其御地にて讀候ものも有之と存候、

但、裏に有之候和解には、船中の首領相認候趣、先達て申上置候得共、今度支配向より申越候趣にては、右首領和語にて申聞、番人共に爲認候由御座候、

右等の趣、宜被仰上可被下候様奉願候、靖北錄、文化四年、或留書の内

去秋唐太島の内、クシユンコタンにて召捕參りし人、并エトロフの内浦舎那にて召捕し人、都合八人の内六人、按するに、此書人數を誤る、其砌乗取候船のせ候て、上の地ソウヤの沖に有之リイシリと申島に放し歸し候を、騒動爲見届、上の地は當三月小川喜太郎罷

越、ソウヤにて段々様子相尋、右のもの召連れ、六月廿九日夕到着の由、早速御尋の處、八人の内二人に先方にて留置候由にて不歸申候、ヲロシヤの内にて、日本にて申候得は津輕、南部の地共申程の所をカムシヤツケと申候由、其所に引上げ介抱仕、食事は甚た不宜候由、先方にて數千の備嚴重に仕、大筒計百挺餘据置、誠に以王城には千里餘の由に候得共、格別の手配に相見候趣、依て大凡百三十年以來、日本地理要害等相考候て、何れの浦に附近候共、一圓手出の儀不相成、嚴重の儀共聞及候より嚴重候、彌交易の次第御聞入なく候は、尙存寄有之候、外にはあらず、とても上陸の上合戦不得勝利事故、日本中の廻船を沖合にて相妨、何時も行懸兵糧手當の心得に候故、左候は、國々疲勞の地夥敷可有之候旨、委細相咄申候由、此方相歸し候もの共、内々毛類其外小物少々宛吳遣し申候て、若御承知無之御乗出の時には箇様と、船印二本先方より相渡遣候由、

一舍那内浦にて被取候武器、悉拾申候趣にて、指て持參不仕、其内朝鮮陣の時加藤清正取置候大筒、大

坂表に被差置候を、五ヶ年以前御下し、舍那御番所に被差置候、右は甚た貫目重く、傳馬船にて配方不相成、如何様共是は當國の筒にて可有之哉に相合、是非々々取戻申候、折節咄居和筒の分は用に不立由笑居候と申事に御座候、

一右の六人のもの共咄には、日本の事をはざれども能存知、百人一首を讀候ものも有之、細々の儀は通事入不申様なる儀有之由、蝦夷雜事、

文化四年七月、津輕氏家人書狀

異國船より相返候八人の者の地役二三人差添、小川喜太郎引連、此度箱館表に罷出申候、右公儀御役人中被仰談候趣、并風説の模様共、大略御用狀にも申上候得共、猶又御内意申上候、以上、

六月 ソウヤ詰 山崎 半藏

右書付に相添書狀は、十日附にて御座候、小川喜太郎も罷登申候に付、飛脚參候を、六月廿八日相達申候、爰元殊外御用繁御座候得共、漸々寫取申上候、御覽可被成候、以上、

七月朔日文化丁卯松前異事録、

文化四年八月、箱館奉行伺書并囚人口書

魯西亞船より差戻し候唐太、エトロフ島番人共、并南部大膳大夫家來大村治五平吟味仕候趣申上候書付

戸川 筑前守
羽太 安藝守

唐太、エトロフ島番人共、并南部大膳大夫家來大村治五平、同州にて去寅九月より當五月まで、追々ヲロシヤ人に被捕候處、リイシリにてヲロシヤ船より解船に爲乗組、一同差出し、當六月六日宗谷に歸帆仕候間、同所詰支配向附添候て、同月廿八日、箱館に着仕候に付、右始末一同吟味仕候處、別紙口書の通申立候間、揚り屋に入置、一切外人に對談等爲仕間敷旨番人に申付、右歸帆致し候もの共、も、ヲロシヤ國并船中の始末等、番人たりとも堅く咄し仕間敷旨申付置候、然處異國に漂流致し候ものは領主に引渡し、領分より外に猥に住居不爲致候様可申渡哉の段相伺候得共、別紙口書の趣にては、來春ヲロシヤ人渡來可仕、其節筆談等仕候儀も可有之處、此者どもはケ様に通辯も仕候間、船中等に遣し候ても相分り可申、餘人を遣し候ては、恐怖のみ

仕相分り申間敷、此ものどもはカムサツカ在留中并船中にては、格別心を用ひ候故、赤人亂妨に及び候意味をも荒増相分り、書翰相渡候節も、赤人より申含め約諾仕候儀も有之、殊に赤人ども知人に候間、彼等方にては安心致し、旁便利も可有御座奉存候處、此者ども夫々領主の引渡候ては差支可申候間、先此方に留置可申奉存候、エトロフ番人木挽三助并大村治五平は船中のみにて、ヲロシヤ國に罷越候者にも無御座候間、一同是迄の通番人并不挽雇人に申付、銘々領主の右の段申達、大村治五平は主人の引渡候様可仕候哉、依之口書三冊、品書一冊相添、此段奉伺候、以上、

戸川 筑前守
羽太 安藝守

唐太番人
富五郎 郎 卯三十三歳 西 藏同三十一歳
源 七 同三十五歳 福 松同四十五歳
エトロフ島番人
長 助 同二十八歳 六 藏同五十五歳
水挽 三 助 同四十六歳

右申口

私共儀、唐太島、エトロフ島にてヲロシヤ人に捕られ、異國船に乗組参り、宗谷の歸帆致し候始末、御吟味に御座候段、一同申上候。

富五郎は、松前在江差村年寄安兵衛次男にて、去酉年正月より、唐太島クシユンコタンの番人に罷成、家内三人相暮し、酉藏は箱館内潤町吉兵衛倅にて、去々丑年三月同日番人に罷成、家内四人相暮し、源七は越後國宮川村又八倅にて、十九ヶ年以前松前瓦町に罷越、同所人別々入、日雇稼致し罷在、去々丑年十二月クシユンコタン番人に罷成、家内七人相暮し、福松は津輕青森金助倅にて、二十ヶ年以前松前神明町に罷越、人別々入、漁事の手傳雇稼致し罷在、去々丑年三月クシユンコタン番人に罷成、家内三人相暮し、長助は羽州庄内大山村久三郎五男にて、親に掛り罷在、去子年四月エトロフ島ナイボ番人に罷成、六藏は南部田名部在關根村六郎倅にて、去々丑年四月ナイボ番人に罷成、家内八人相暮し、銘々漁事手配御産物取扱ひ等致し罷在、三助は南部田名部在樺山村百姓三九郎倅にて、木挽渡世致し、

家内五人相暮し罷在、去る子年四月ナイボの雇入に相成、木挽致し罷在候、然處去寅九月十一日、唐太島ヲフイ泊り沖に異國船一艘掛り居候て、解船二艘に異國人二十人餘乗組、同所の上陸致し、チウラプシグルミ申夷の小屋に入、何歟申候得共相通不申、十七八歳に相成候同人倅を無理に連れ參候に付、親共差留候處、鐵砲を打おとし候て船の連行候段、右チウラプシグル儀、同日八ツ時頃、クシユンコタンの罷越申聞候に付、右ヲフイ泊りよりクシユンコタンまでは、道法わつか一里半程有之候間、同所にも罷越候儀計りかたく、用心致し居候内、同日暮時海岸より凡一里半程沖に異國船相見候付、蝦夷人共残らず番屋に呼あつめ、一同海岸に見張罷在候處、其夜は沖にかゝり候て大筒の音致し候、翌十二日五ツ半時頃、解船三艘に革船一艘都合四艘に、人數三十人乗組、海岸に寄せ、異船に三人程残り、其外一同上陸致し候に付、富五郎外三人、蝦夷人共一同に番屋に集り罷在候處、番屋の戸口、窓等有之候所には鍵の附候鐵砲を打違に持、四人程にて口口を固めて、七八人番屋に入、其中首領と相見候

もの三人有之、一人は劔を持、二人は脇差を帶し罷在、一同に腰をかけ、煙草をのみ居候間、如何様の儀可致も難計、おそろしく御座候に付、有合候鹽引を附、飯を差出候處、少々飯をたへ、箸にて碗をもちし、首領の者懷中より帳面を取出し、何歟様々申候得共一同に不相分、日本商ひと申候事計り相分り、指をさし候て日本人に候哉と相尋ね、羅紗の切れを出し、商ひと申候間、商ひは御法度に付相成不申候旨、手まね致し候處、首領の者何か大聲を發し候得は、外に居候者一同に押入、富五郎、酉藏、福松を縛り候て、赤人二三人附添候て、解船にて元船の連行申候、源七事は其場を逃去、酒部屋に附候寐間の様の下に隠れ居候處、所々相尋ね様の下迄も鐵砲を打込候間、隠れかたく逃出し候得は、大勢罷越縛り、解船にて元船の連行、一同繩を解、砂糖の入候茶をのませ、艦と胴との間の穴に入、蓋を致し置、夫より同所番屋藏々に有之候米六百俵、山中椀三ツ組百二三十人前、日野椀四ツ組百人前、臺盃五組、一升焚より六升焚の鍋七十餘、大釜三ツ、小釜七ツ程、網類少々、木綿五十端餘、木綿古手三十餘奪ひ取、解

船にて元船の積取、其外に多葉古、網、麴、芋の類有之候得共、取不申燒拂申候、

四十間に裏行六間の番屋一ヶ所、三間に四間、四間に五間、四間に六間の板藏三棟、四間に十間の茅藏六棟、四間に六間同一棟、二間に二間半の辨天社、圓合船七艘、三半船二艘、五十石積位の番船一艘、右の分不殘十六日に焼拂ひ、辨天の神體をは奪ひ取船に持參申候、前書ヲフイ泊にて連行候チウラプシグル倅はクシユンコタンにて上陸致させ、同所に十七日まで滞船いたし居候内、十五日は大時化にて碇網切れ、碇一挺をは引上候得共、一挺は不相見、右ヲロシヤ船長さ凡十五間程、幅四間程、深さ一丈餘、七八百石積位にも相見え、人數六十人程乗組居候、船中に臺仕掛に致し候大筒兩側に二十四挺程有之、尤大小有之、何程の筒に御座候哉、私共は相辨し不申、玉は鐵玉の様にて、玉薬は木綿の小袋に入、右小袋の數は不相知、三尺四方位の藥袋に入置、右革袋、幾つも有之候小袋共に大筒に込入打拂ひ候儀も有之、又は袋より出し候て込候事も有之、急速の節は袋共に打拂候儀と存られ候、船中の食料

は麥、大豆、小豆、蕎麥の粉を餅の様に致し、牛の油を
 かけ候て給させ候、同十八日は西風にて同所出帆
 走行候處、同廿四日には何國とも相知れざる島相
 見え、夫より追々走行、十月四日にヲロシヤ國のカ
 ムサツカ近邊にて、既に右の所相見え候海上まで
 走行候得共、風一向に無之滯船又は飄居候て、十一
 月五日カムサツカ、ペトロバウシコイ湊に這入り、
 澗掛り致し居、此澗は二十間程有之、差渡し凡六町
 程も有之澗内に御座候、水主五六人宛上陸致し、日
 日荷物等揚、并首領其外私共旅宿迄も手配致し、十
 一月廿四五日と覺候比、一同上陸致し、富五郎、西
 藏、源七、福松は飛脚屋ガブリウツワメエテレエチキ
 リコウフと申者方へ差遣し、四尺五寸に七尺餘も
 有之候一と間に四人罷在、疊は無之、板敷に御座候
 間、唐太島より奪ひ取持参り候薄縁を借り敷候て
 住居罷在候、船中に乗組居候鍛冶鐵砲師ヲウセミ
 マキセムエチエヒゾウロフと申者、晝夜共附添居
 萬端世話致し、同人儀首領ミカライサンタラエチ
 圖差をうけ、商人ミスネコウフ方より、唐太島にて
 奪ひ取候玄米を四升宛請取持参り、宿にて玄米

のま、飯にたき、生鮭を鹽煮に致し候を菜に附、朝
 晩二度宛食事致させ、唐太より持参り候椀にて給
 させ、膳は差出不申候間、板を一枚借り、其上に椀を
 置食事致し候儀にて、宿の女房煮焚致し候鍋にて
 洗足抔致し候を見請候故、餘り汚穢に御座候間、ヲ
 ウセミマキセムエチエヒゾウロフに申談し、藥罐
 を借候て、手賄ひに致し、猶又同人に申談、肴又は
 んどう豆を貰ひ、鹽煮に致し菜に致し、飯も玄米を
 焚候ては風味も不宣、一同に迷惑致し候間、桶を借
 り、其桶に米を入れ、棒にて少々宛搗候て飯に焚申
 候、右米を搗居候所は、首領サンタラエチ見廻に參
 り、何故右體米を搗候哉の段相尋候間、米の皮有之
 候ては腹に當り候故、日本にては米を搗、白米に致
 し飯に焚候旨相答候、左候は、搗候様申候間、野
 菜物は一向に無之候場所に御座候、赤人は米をば
 平日給不申、折節米を粥に致し給、飯には焚不申、麥、
 蕎麥、大豆、小豆の類を粉に致し、牛の油を入給申
 候、其外肉類魚類等食料に致し、牛の肉を第一に給
 候趣に御座候、ヲロシヤの米をも給見候處、何も
 替り候儀も無之候得共、古米にて至て軽く、風味も

不宣候、サンタラエチ旅宿は、富五郎外三人の宿之
 又隣にて、四間に六間位の家に上下二人罷在、板羽
 目の薄く土を塗り、唐紙にて張、疊は無之、皆板敷に
 御座候、居間は仕切候て、硝窓に致し、板敷に腰を掛
 居候、ふせり候は木綿の蒲團に鳥の毛を眞に厚く
 入、右蒲團を二つ敷、其上に臥し候得は、中くほみ兩
 はし折れくるまり、其上に薄團一つ掛、枕は木綿の
 長枕に致し、眞に鳥の毛を厚く入、三つ重ね枕に致
 し候間、中くほみ、是又兩はし顔にくるまり候、枕元
 に劍并鍵の附候鐵砲をかけ置申候、同人旅宿は日
 日朝晩兩度宛私共四人を呼寄、大白の砂糖を入茶
 をのませ候、右茶碗を皿に載せ候て出し、麥又は蕎
 麥粉を餅の様に致し焼候て、茶菓子に差出申候、尤
 茶は何盃にても呑せ申候、其節茶の口を切、ふたを
 明け候所、中に書付有之候を引さき、其下に小き書
 付一枚有之、入用に無之趣故、右書付を持歸り候は
 は珍敷有之へくと存し、貰ひ持返り、宗谷にて差出
 し申候、食事の節は、商人ミスネコウフ方、ミカラ
 イサンタラエチ、其外船中乗組の者共、夫々旅宿致
 し居候者共罷越、食事致し候、右ミスネコウフ方は、

都ての賄所と相見え候、同所に家數三十五六軒有
 之、何も漁事又は鐵砲にて獵業致し候趣に御座候、
 商人家はミスネコウフ一軒にて、革類、端物、穀物、
 茶、蠟燭、油、眞木、其外種々商ひ致し候、端物は天
 鷲絨羅紗の類、更紗木綿都て此度持歸り候切類有
 之候を見請申候、右の外品々可有之候得共見請不
 申、尤同所はヲロシヤの田舎に候間、宜品は無之、日
 本にても田舎にては下品の物多、此所にては同様
 宜品は交易不致候故、上品は無之、ヲロシヤ本國に
 は上品多有之候由、勿論右品々何と申所にて織候
 哉不承候得共、ヲロシヤにて織候由ミスネコウフ
 咄致し候、且又同所は海岸にて一圓山有之、山海岸
 にも土手をつき、大筒五六挺仕かけ置候場所、七ヶ
 所、同十挺程仕掛置候場所二ヶ所、都合九ヶ所程有
 之、尤私共参り見候節は、雪も降積り候時分故、大筒
 ははつし置候儀と存し不相見、春より秋までは右
 の場所々々大筒悉く仕かけ置候趣にて、要害嚴
 敷致し候様子に相見え候、岸に凡二百間も可有之
 鐵砲矢場有之、九尺四方程の射梁有之、鐵砲稽古場
 と相見え候、三間に四間位の板藏二ヶ所、右は武器

藏と相見え、鐵砲車臺にて引出し候を見請、同様位の船硝藏一ヶ所、穀物入置候藏三棟有之、右の藏より扶持方等出し候、右藏々并首領の住居の入口には、足輕一人宛、蝦夷刃の様成拔身を持、晝夜番致し居候、尤盜賊多く有之候趣承り候、火事は度々有之候由、私共罷在候節も二度出火有之候、ヲロシヤ國は寒國と兼て承り候處、ペトロバウシコイは左様にも無之、尤私共同所お着船以前より雪降積り、湖内に懸り居候節も一圓氷海に相成候得共、烈敷風は吹不申、寒中も綿入二つ宛着致し相凌候、山水流出候小川多有之、右川水にて私共毎朝顔を洗ひ候得共、餘り冷不申、寒中も氷不申、誠に清水に御座候唐太より寒氣は凌よく覺候、私共旅宿はミカライサンタラエチ事折々見廻に參り、内に計罷在候ては腹もこなれ不申、毒に御座候間歩行候様に申聞候間、天氣能節などは出候得共、見物致し候場所も無之、寺一ヶ寺有之參り見候處、住持は筒袖にて衣の様成物を着し、袈裟をかけ、總髮にて三つ打に致し下け居、肉食妻帯に御座候、俗家にも釋迦如來の様なる像を板に畫き置、朝暮拜し祈念致し候、

首領事は神佛を拜し候儀一向無御座候、牛は三四十疋程有之、野放に致し置、冬分は牛部屋に入置申候、日本の牛と替り候儀無之、少々小ふりに御座候、荷物送り等の用辨には致し不申、食料にのみ致し候趣に御座候、犬は多く日本の犬に替り不申、諸荷物等雪車にて犬にひかせ申候、猫も有之候得共、甚拂底の由、鳥類も澤山有之、馬は一向に無之、尤ヲホツカと申所には澤山有之候由、荷物附送には相用候得共、乘馬には不致由に御座候、味噌は無之、醬油は有之趣に候得共、醬油にて煮候ものは見請不申候間、至て拂底に可有御座候、酒は呑候處、燒酎の様にて甚強く、色は黒く茶の濃き色合に御座候、私共着致し候當分内は、右の酒呑せ候得共、越年中は切れ候由にて給させ不申候、尤ヲロシヤにて造り候酒にては無之、外國より交易致し候儀と相見え、酒を積入候船何れにてか破船致し候趣の咄し有之候、ミカライサンタラエチ、ガブリウワイフノエチ同道致し、カムサツカの代官方立歸りに罷越候由にて、去寅十二月十五日兩人共立致し、同月廿九日、ミカライサンタラエチ一人罷歸、四五日

過てガブリウワイフノエチ罷歸、當正月中旬比カムサツカの代官バヒヨウワイフノエチ、ヘトロハウシコイに罷越、評議所とも可申八間に十五間程の家の旅宿致し罷在、役人寄合候所は四間四方程有之、ミカライサンタラエチ其外同所詰役人罷越候様子に御座候、右代官着致し候翌日、同所詰役人十人程附添村々巡見致し、晝時罷歸候處、右旅宿に私共四人可相越員、ミカライサンタラエチ方より申越候間、一同參り候處、右寄合所の上席に代官床机に腰を掛、其次にミカライサンタラエチ、ヒョウドロマルキチ、イワンベトロエチ、ガブリウワイフノエチ、イギリス船の首領歟、船頭歟名も不相知者一人、其外足輕以上の役人六七人、各床机に腰を掛罷在、足輕三人入口に鍵の附候鐵砲を持張番致し罷在、代官より私共ハヒサシイハヒサシイと計申、私共儀彼國の言語通し候哉、酒を呑候哉の段、ミカライサンタラエチに承り候處、少々は言語も通し、酒呑候由同人挨拶に及び候處、コッブにて代官持參致し候酒の由にて一盃宛呑み、其より茶を爲呑候、其節種々軍談有之趣にて、足輕百人も連參り候様、代官よりミ

カライサンタラエチに申聞候處、夫にも及び不申、船の人数にて澤山の由同人相答、其外の儀は不相分勿論軍談の趣、私共の秘し候體にも相見え不申、彼等共の言語不通候故相分り不申、私共は八ツ時頃旅宿に罷歸り、代官は三日逗留致し、四日目に立致し、尤二尺に五尺程の雪車に乗り、屋根には白木綿をかぶせ、雪車は犬に爲引候、陸地つゞきの所と相見え候、ミカライサンタラエチ其外の役人も何方迄歟見送りに罷越、同人は暮過に罷歸候由にて、其晩茶を呑に罷越候節迄は歸り不申候、右代官は去去年長崎の使者に參り候役人の兄の由に御座候、且又當正月下旬、ミカライサンタラエチ旅宿に茶を呑に參り候節、日本にては何品を好み候哉、金、銀、鐵類、羅紗の類有之候哉の段同人相尋候間、金、銀、鐵、其外銅の類は澤山有之、羅紗の類は日本にて出来不申候得共、長崎にて交易致し候間、羅紗其外毛類も有之、絹類は品々結構成織物等も有之、着類、食類も自在にて聊不自由の儀無之候に付、何品を好み候と申儀も無之段相答候處、右の内には無之品も可有事に候得共、何を承り候ても有之候趣計り

申成し候由、ミカライサンタラエチ申聞、且又羅紗を日本人衣類に致し候得は可然、丈夫にて其上段に候旨申聞候間、日本は暖國故、羅紗其外毛類は着用には不相成、合羽、鼻紙袋等に相用、著類は結構成品々多有之候故差支の筋無之段、源七相答候、ヲロシヤにては何品を好候哉不承候得共、米鹽拂底に相見え候間、右の類にも可有之哉、同國に枿は無之、都ての品目にかへ賣買致し候、ヲロシヤ米三升程にて銅十文錢にて四十文程致し候、尤其節は高直のよし、テンの革カムサツカより夥しく出候所、上品の革丸割き一枚にて十文錢七十文位致し、殊の外高直に御座候、扱又一尋の事をシンと申候、相應の羅紗大幅一尋に十文錢七八十文位致し候由、女の衣類裏の絹を附候得共、同國の産には無之、拂底の様子にて、絹類の内別て海氣を尊み候様子にて、都て絹をは好み候趣に相見え候、絹、茶、瀬戸物類はキタエゾより交易致し、右キタエゾは滿洲の事の由、酒、醬油、砂糖杯も外國より交易致し候儀と相見え申候、扱又何故私共四人を捕られ參候哉の趣相尋候處、去々年長崎の漂流人四人送り届、交易願の

儀に付、使者を遣し候得共、願相叶不申、其上漂流人有之候ても以來は送り届候に不及、日本の船附寄申間敷、日本の船をよせ候得は、燒拂候旨申渡候に付、國主立腹致し、交易は出來不申候共宜候得は、ヲロシヤ國は萬國の交易致し候間、通船不致國は一ヶ國も無之、日本の漂流致し同國の船も風順に寄日本に參間敷とは申かた、左候時に船人共被燒拂候ては船も人も盡果、諸國通船も不相成、左候得はヲロシヤ國は立行不申候間、ヲロシヤ船を彌日本にて燒拂候哉試に船を遣し、力の及び候丈は日本を燒拂ひ通船致し、役人をも捕らへ參候様に、國王の申付にて罷越候間、定て此方船をも被燒自分も殺され候敷、生捕られ可申候得共、國王の申付に候は是非も無之、覺悟致し居、力の及び候丈は日本を燒拂ひ候旨申聞候に付、驚き入候て右の譯日本は一向に相通し申間敷、家藏等燒拂ひ、米酒其外の品々奪ひ取候間、海賊とのみ可存、左候得は互に間違不申候間、右の趣日本に相通し候様致し度旨申談し候所、亂妨に及び候儀、元より本意には無之候得共、通商の願叶不申、前書の次第に付、不得

止事右の始末に及び候得共、全く盜賊の筋には無之、右に奪ひ取候品并燒拂ひ候家藏船等に至まで、悉く日記に留置候間、以來通商の願ひ調ひ候上にては、右奪ひ取候品并燒拂候品々迄も、直段積りに致し、不殘代金を以國王より日本の差戻し候積りの由申聞、其上得と勘辨致し候趣にて、左候は、通商の願ひ書を可差遣、乍併ヲロシヤ文字は阿蘭陀文字に替り候儀無之、長崎にては右文字を讀候者澤山有之候得共、松前は遠方の事故讀申間敷候間、日本詞にいたし、日本の文字にて裏書を可致旨申聞、青紙の横文字にて、ミカライサンタラエチ認差出候間、私共一同及相談候處、たごへ御叱りを請候共、裏書を不致候ては相分り申間敷と存、何と裏書致し可申哉の段承り候處、日本詞を彼國の横文字にて認候帳面二冊取出し、右帳面より日本詞一口つゝ追々繰出し、何々と可認旨申聞候間、同人申聞候通り、源七儀片假名にて認讀きかせ候處、宜由にてミカライサンタラエチ方に請取置、夫より四五日過イワンベトロエチ認候を差出候間、片假名にて同様に源七相認遣し、兩人共罷歸、夕方サンタラエ

チ方一同に例の通茶を吞に罷越候處、イワンベトロエチ方にて裏書認候哉の段、サンタラエチ承り候間、差圖の通り認候旨相答候處、左候は、今一枚認候様申候に付、何故今一枚入用に候哉と相尋候處、一枚は日本に遣し候分同人懐中致し、一枚は日本人裏書致し、日本の差遣候と申儀、國王に差出候由申聞候に付、下書を旅宿に持歸り、右同様源七裏書致し、都合下書共三枚相認申候、私共儀もし逃歸り候儀も相成候は、其節可申上心覺の爲、矢張青紙の裏書計一枚源七認、風呂敷包の内に入置申候、然處夫より五六日も過、右書翰を爲持候て私共を差戻し候間、松前に持參、御奉行様を可相届旨をミカライサンタラエチ申聞候間、歸國相成候儀と一同に相歡ひ罷在候處、先年長崎に送り届候漂流人を其外水主共四十二三人并富五郎、西藏、源七、福松一同に乘組、三百石位の船に首領ガブリウフイノイチ其外共都合二三人乗組、右小船へも大船兩側の十二挺仕掛有之、大船の端船三艘、小船の端船一艘革船大小二艘入、同日澗口外に乘出し、碇をおろし懸り候處、翌日四日四ツ時比、右ミスネコ

ウフ母、女房、娘、役人の母、女房二人、イギリス船の首領歟船頭歟不知一人罷越、酒肴等取よせ、一同酒給合、暇乞に候哉大さわき致し、八ツ時頃皆々罷歸り候、右の者共罷越候節より歸り候迄船中にて大砲八放し打申候、同日七日朝巳午の風にて、二艘共出帆、八ツ時過外海へ乗出し候處、山のごとく成氷一面に流れ候間、沖合に翌八日まで懸り罷在、九日の朝戌亥風にて出帆、四ツ時午風に替り、八ツ時半比より西風に成、南の方へ氷の間を十日迄同風にて走行、十一日寅卯風にて走り、夫より西南の方へ晝夜走行、十四日暮時チリホイ島に附寄、上陸は不致、海岸凡二里程乗廻し、ミカライサンタラエチ、ヒヨウドロマルキチ、ヒヨウドロキワノエチ評議の上、地圖を取、イワンベトロエチに繪圖面仕立させ申候、此島周廻凡百里程有之無人島にて、夷人共蠟虎漁に罷越し候由咄有之、同日九ツ時比、丑寅風にて未申の沖へ乗離れ、七ツ時半比酉の方に大き成島を見掛け、十五日も走り行、十六日卯辰風にて走り、七ツ時半比右島海岸へ走附、夜中に沖出し致飄居、十七日朝猶又右の島へ附よせ、革船にてヒヨウドロ

キワノエチ水主二人上陸致し、無程罷歸り、蝦夷の小家五六軒有之候得共、夷人は一人も罷在、外島の夷人共漁業に参り候にて、住居候夷人は無之、シムシリ島と申島の由申聞候、此崎周廻何程有之候哉不相知、高山は無之、所々小山有之候得共、燒山にて御座候、同日四ツ時比寅卯風にて同日出帆、申西の方を走行候處、四ツ時半比小船の首領ガブリウワイフノエチ端船に乗組、私共乗組候大船へ罷越、富五郎、西藏兩人小船へ遊ひに参候様申聞候間罷越候處、七ツ時に相成候ても歸し不申、何の沙汰も無之、源七、福松一同に罷在候ては心細く御座候間、大船へ差戻し吳候様申談候處、もはやウルツプ島へ近寄候處、十ヶ年程以前ヲロシヤより罷越候者破船に及び、右ウルツプ島に罷在候由の處、家來を一人殺し、不法の趣相聞候に付、右の始末吟味をどけ可申積に付、同島人共に通辯致し候儀有之、其節ヲロシヤの言語不相分候得は、兩人に通辯致させ候爲に小船へ呼よせ置候由にて、大船へ戻し不申、同日の暮に及び、シムシリ島より凡海路七八里程走行、申の方に小島二ツ相見え、十八日十九日も

辰巳風にて走行、同日五ツ時半比、午の方に小島相見え、無人島にてト、島と申候由、同日七時比ト、島より五里程隔て午の方に小島相見え、夫より卯辰の風にて午の方へ走行、夜に入丑寅風に替り、大風時化に成候得共走り、廿日朝五ツ時大き成島岸へ大船附寄候處、小船は沖にて不相見候に付、小船を尋候由にて、丑寅風に沖へ乗出し候處、雨降り、モヤ深く、小船不相見候に付、八ツ時半比に乘戻し、七ツ時半比右島岸へ附寄、夜中同島海岸に飄居、廿一日天氣に成、四ツ時比沖に小船相見え候得共、風一向無之、雙方より船よせ候儀不相成飄居、廿二日八ツ時比に辰巳風に替り、小船を大船の方へ附寄、同日七ツ時頃、大船の船頭ヒヨウドロキワノエチ水主二人革船にて右島へ上陸致し、廿三日朝大船へ歸り、家一軒有之、船を造り候哉材木板等有之、人五六人臥り候跡有之候得共、一人も罷在、濱に三人往來し候足跡相見え候由申聞、旗一流持参り、源七へ見せ候處、アツサノホリ大明神と書記し、旗の下に惣兵衛、三助、作之助、太郎助、豊吉、左兵衛、長内、七内と七人の名前書記し有之、右はウルツプに着

岸の心得にて候處、是はエトロフ島の旨、ヒヨウトロキワノエチ申聞、同日暮比革船にて右三人猶又上陸致し、風烈敷夜中も同所近邊に飄居、右革船は同夜何時比歸り候哉不存、廿三日暮時エトロフ島ナイボ海岸より纔十町程沖へ懸り居、廿四日四ツ時半比、海岸より一里程沖へ乗出し、碇をおろし、同日四ツ時比小船より端船一艘革船一艘へガブリウワイフノエチ其外十人程乗組、ナイボの上陸致し、ガブリウワイフノエチ外二人、番屋へ入腰をかけ、帳面を出し、何歟申候得共不相分、日本と申事計相分り、させるを貸し候様物眞似致し候間、左兵衛、煙草、させるを貸し候處、煙草を吞候て、何とも様子不相知候間、寒鹽引并味噌と鹽を附候て三人へ飯を出し候處、濱の方へ持参り一同に手つかみにて給へ、鹽をアイバカマと申草へ附給、鱈粕を干置候處、くれ候様手眞似致し候間、薙に一盃差遣し申候、膳碗をは蝦夷人に爲持歸し候、シル、役夷イタクニシノと申者参り合居候處、同人を濱へ連れ参り、何歟咄し候様子に候得共、不相分、夫より一同端船へ乗組歸帆致し、右イタクニシノは玉一つ、缺一

挺くれ候由にて持参り爲見候間、ヲロシヤ人何事を申候哉の段長内承り候得は、不相分由申開候、右船に九ツ時比小船へ一同に置歸り候間、陸の様子富五郎事承り候處、日本人四人罷在、飯、肴、味噌、鹽等差出し、味噌は給候事も無之候間殘し置、煙草、粕等を貰ひ参り候由にて、玉たはこを富五郎、酉藏にも分け呉候、其外に人は居合不申哉と相尋候處、此蔭に役人も大勢罷在、辨才船も二艘有之候由、陸にて承り候段、ガブリウワイワノエチ申開、同人家來アンテン申開候は、陸にヲロシヤ詞能相分り候夷人有之、格別の咄しも致し不申候得共、ジドロワと申、是は彼國にてヒサシイと申言のよし、ホラツシヤいと申、是はサラバと申言の由、彼國の言語能相分り候よし申候間、甚不審に存し、右の始末并御役人様方も御出被成候趣に付、何卒上陸も致し度存候間、ミカライサンタラエチ相願ひ可申哉の趣、源七の相談も仕度候間、富五郎手紙認置便りを相待罷在候處、幸ひ小船の首領ガブリウワイワノエチより大船の方へ革船にて手紙遺し候に付、富五郎認置候手紙も革船水主の者に頼遺し候處、水主

の者右の手紙二通とも、ミカライサンタラエチに差出し候間、同人より富五郎の手紙は源七の相渡候に付、一覽致し罷在候處、右の手紙疑はしくも存し候體にて、何等の儀を申越候哉の段、ミカライサンタラエチ相尋候間、富五郎より申越候趣有體に申開候ては如何可有之と存候間、此邊に辨財船二艘懸り居候趣承り候旨、富五郎より申越候得共、圖合船の間違に哉有之旨及抄候處、辨財船に無相違、役人も二百人餘相詰罷在候趣、上陸致し候者より申越候段、サンタラエチ申開、私共交通等致し候儀いかにも疑ひ候趣に相見候間、革船水主歸船の節、互に文通取遣り致し候儀は、ミカライサンタラエチ殊の外疑心有之候間、以來は交通は致間敷旨、同人承り居候處にて、富五郎に申通し吳候様、右水主の者に傳言申遣し候處、源七察し候通文通致し候得は、疑心も有之候間、以來右體の取遣無之方可然旨サンタラエチ申開候、同日八ツ時半時比大船も端船二艘にサンタラエチ其外十九人乗組、何れの場所敷上陸致し、同夜五ツ時頃、元船の一同歸家十二軒有之候得共、番人蝦夷人共一人も罷在候

由申開、四斗入油一樽、三味線一挺、薄緑一枚、生着少し端舟へ積入参り、夜中同所に貳艘共掛り罷在ナイボ番屋よりは異國人上陸致し候始末、シヤナ御會所の御注進として飛脚差立又々上陸も可致段計りかたく、用心致し罷在候處、翌廿五日四ツ時端船一艘の、ミカライサンタラエチ其外十一人乗組、小船へ罷越、ガブリウワイワノエチと相談の上、小船よりも端船一艘革舟一艘の、ガブリウワイワノエチ其外十人乗組、一同にナイボの九ツ時比上陸致し、番屋の押入、番人五郎次、左兵衛、長内、六藏、木挽三助一同縛り、端舟へ連行番人附置、藏に有之候米二十俵、木挽鋸三挺、大工道具大秤一挺、押入の古手綿入四ツ、白木綿二端、紺木綿三端、五郎次外四人衣類夜具、長内脇差、五郎次脇差、六藏所持の鉈、鉈、剃刀を奪ひ取、圖合船に積入、番屋并藏棟の火をかけ、一同端船に乘組、五郎次外四人小船の方の連行繩を解、氷砂糖を茶に入、銘々のませ、七ツ時比端船にて一同大船へ連行、源七其外居候所の一同に差置、右奪ひ取候品々は小船の方積入申候、同日四ツ時大船より端船二艘の十人乗組參

り、マ、イに上陸致し、番小屋を燒拂候様子にて、九ツ時頃歸船致し、米五俵、風呂釜一つ、大工道具一箱、椀四五人前、鹽二斗樽一つ、熊の皮一枚積來り申候、同夜并翌日廿六日も大風雨にて、二艘共同所に掛り罷在、廿七日五ツ時出帆、子丑の方の走行候處、七ツ時過、ライトの沖に大船一艘見へ候由にて、私共をは穴へ入置、兩艘より端船をおろし、鐵砲の支度等にて大騒ぎ致し候間、何とぞ遠海へ隔申度一同に氣をもみ罷在候處、間もなく暮時卯辰風俄に強く成、大船走行見失ひ候に付致安心候、夜中も右の船を捜し候様子に御座候、廿七日、廿八日辰卯風にて雨降り、船は丑寅の方の夜中も走行、廿九日酉戌風にて走行、同日四ツ時比シヤナに上陸致し、小船よりも端船一艘に乘組、ガブリウワイワノエチ其外七人乗組、海岸一里程走り参り候處、風烈敷、陸へ附寄難く、九ツ時元船へ歸り、同日七ツ時比橋の近所按ずるに、此續航字あるへし、濱手藏々に候哉、五六ヶ所より火の手相見、間もなく七ツ時半時比、大船の端船二艘革船共小船の方歸り、一同乗移候間、シヤナの様子ミカライサンタラエチに富五郎承り候處、通商

願の書附を持って上陸致し、ヲロシヤ國の禮に候間
筒先を空へ向候て鐵砲打拂候處、日本より端船へ
鐵砲打掛け、ミカライサンタラエチ足のきわへ玉
參り候得共、よけ候間當り不申、右體日本より鐵砲
を打、軍を仕かけ、銘々命もあやうく候間、此方より
も鐵砲を打、日本人を五六人も打殺し候様に相見
へ、此方の者も三人怪我致し候由、尤日本人を殺
し不申候様、國王の申付に候得共、日本人より鐵砲
打掛候間、無據此方よりも打拂候段申候間、如何の
譯にて藏々火を附候哉と相尋候處、此方より火
を附候儀には無之、皆々引拂跡にて火燃立候由、
ミカライサンタラエチ申聞、其夜は小船に一同泊
り罷在候處、四ツ時比陸より鐵砲の音致し、尤船へ
は届き不申候得共用心致し候様、水主はガブリウ
ワイワノエチ申付候、

(朱書下ケ札) 赤人如此申聞候得共、左様には無之、
シヤナ詰合の者共心得方は、赤人如何様の願筋
有之參り候哉も難計候に付、此方より手荒の取
扱は決て致間敷旨申合、最初船附寄候節鐵砲留
の爲棒の先へ布を附振廻し爲見候處、赤人の方

より筒を向、鐵砲一放し打候間、地役并南部家の
者赤人の船へ向ケ鐵砲を打、猶又陸へ向玉拂打
候處、赤人の方にては標を立承知の趣に相見へ
候處、其處より上陸不致、會所より川向の方へ端
船を附寄、空へ向鐵砲三放し打拂ひ、赤人共上陸
致し候間安心致し番人揚助と申者赤人よりの用
向可承爲に、濱邊へ遣し、赤人上陸の場所近く罷
越候處、彼方より鐵砲打掛揚助内股を打倒され、
其時此方よりも早速鐵砲打掛可申處、猶も斟酌
致し、會所にて彼是評儀致し手間取候内、赤人共
車臺の大筒等引上げ、嚴敷鐵砲打掛候に付、會所
固めの者共鎮守社の小高き所に上り、其處より
漸く鐵砲少々打掛候由、此時の防方殊の外手お
くれに成候趣に相聞申候、此所赤人の申口とは
相違の姿に御座候て、赤人水主の内、同所にて日
本人に鐵砲打掛殺し候由にて、船中において右
水主を仕置致し候趣、此末に申立候、且火を掛
候儀も津輕陣屋は、赤人に切取られ候ては不都
合の由にて、勤番の者共燒拂ひ候由、其外粕藏等
は赤人の方にて燒拂候趣に相聞候、

五月朔日五ツ時前、大船へ革船にて玉藥取に遣し、
玉藥入候革袋ニツ差越し、猶又端船一艘大船へ遣
し、右同様の革袋二つ、四五百目の車臺へ乗候大筒
二挺積入遣し、小船よりも四五百目位の短筒車臺
へのせ、二挺端船へ積入、端船四艘革船二艘へ四十
人程乗組、四ツ時比乗出し、革船二艘は會所前海岸
に漂居、端船四艘は會所より左の方濱へ上陸致し、
山に幕張有之候處へ車臺の大筒を引上げ、三放し
打拂鯨波を發し、大船にても大筒を打拂ひヲラヲ
ラと船中一同に大聲を發し候、是は勝鬨の合圖と
相見え候、其節大船にはイワンベトロエチ、ヒョウ
トロキワノエチ、其外水主十七八人殘居申候、同日
七ツ時比シヤナ渡海船へ、ミカライサンタラエチ
水主八人乗組、衣類、酒積入歸り大船へ間近く相成、
ヲラノと大聲を發し、鐵砲を人數程打拂、大船に
ても同様に大聲を發し鐵砲打拂、大船へ一同に乗
組、右品々大船へ積入、大船に居候水主十人入替り、
右渡海船へ乗組罷越、且又シヤナに役所の居所三
ヶ所有之候得共、役人足輕共一人も不罷在、武器
も夥敷備有之候處、軍も不致立去り候事は、如何様

成心得にて候哉、鐵砲も容易に船へ積入候儀不相
成程の大筒有之、右大筒此度は始末成兼候故殘し
置候得共、日本にて不引取候得は、來年は持參り候
由、右武器は蝦夷に見せ候ために備置、軍は不致役
人の心得にて候哉、何れにも日本の足輕共は惡敷、
何程よき大將にても一人にては軍不相成、畢竟足
輕共先へ逃去候故、役人も立去候儀に可有之、日本
も萬國も同様の儀にて、是全足輕の惡敷故なり、此
方の足輕共は、首領より立進み候間甚宜敷由、源七
わミカライサンタラエチ申聞候、前書渡海船に乗
組參り候水主共品々積入、暮時歸船致し、夫より夜
中の儀は相辨不申、翌日曉方も鯨船に米其外積入
來り、大船に積込有之候を夜明け見候處、酒六十樽
程、衣類、碗類夥敷、米三十俵程積入候を見掛候得
共、其餘は不相辨、具足五六十領、弓十張程、長柄二
十筋程、劔并五百五十目位の唐銅筒一挺、三匁五分
位の鐵砲三十挺餘、金箔にて丸籠のマトイ一本、旗
數は不相知候得共、一縷布交并絞附の幕夥敷、鐵砲
袋革四十餘、百目、二百目、三百目短筒三挺、金屏風
二雙、十手一本、大小三通り、脇差五十腰餘、玉箱一

つ、火繩夥敷、小船の方にも酒、衣類、椀箱、屏風夥敷、二百目位の大筒一挺、三百目位の筒一挺、三四匁位の小筒十挺餘、弓十張、長柄二十筋餘、具足二十領餘、矢箱二荷、玉箱一つ、脇差十六腰積入有之、其外品々二艘共夥敷積入、船中少も透間無之、下積の品々は見請不申候間不相知、同日四ツ時比シヤナの所々に火の手相見え、九ツ時比南部様大筒役の由にて、大村治五平を端船にて、水主五六人附添大船へ連参り、私共居候穴へ入置候處、同人をミカライサンタラエチ呼出し、ミヨシの方へ連行縛り候て腰を掛させ置候て、暫過て繩をこき、私共居候穴へ入れ、源七を呼出し、只今治五平を縛り置候は別の子細には無之、陸にて捕られ候節、脇差を抜さらへ候者切掛候得共、疵は不請、然共治五平より手出し致し候答によつて縛り置候間、もはや右の答は相濟、此方の胸もはれ候由、扱又同人事は人物も違ひ、殊に腰物帶し居候間大將にても可有之、得と尋見候様申間候間、其段治五平の申間候處、ミカライサンタラエチ察し候通、南部家にて扶持取に候得共、左候ては不宜候間、町人の趣に申成し吳

候様相頼候に付、猶又ミカライサンタラエチ前出候て、治五平事再應相尋候處、大將にては無之、筆算宜敷候故帳附番人にて、當年初てシヤナの下り候者の由申偽候處、種々疑ひ候得共、漸く取計ひ、帳附番人の積りに申成し候、

(墨書下げ札) 本文エトロフ、シヤナにて五百目位の唐銅筒一挺奪ひ取、此筒は二百六十八年以前ヲロシヤ國より、阿蘭陀、朝鮮の内渡り候六挺の内筒のよし、ヲロシヤ國の文字彫附有之候由にて、水主の者共并私共にも見せ申候、リイシリにて萬春丸よりも、同様の少し小振り成入子筒一挺奪ひ取、是又右六挺の内にて、朝鮮と日本戦ひの節日本に渡り候由申間候得共、ヲロシヤより阿蘭陀、朝鮮の内何れに渡り候筒にて御座候哉、巨細には言語聞取かたく候間、寢とは難申上、右二挺取戻し、殊の外歎ひ候様子に相見え、四挺は日本に有之候由、ミカライサンタラエチ申間候、

(朱書下げ札) 御武器類は、可成丈持除候様に相聞候得共、既に前の下げ札に有之候通、唐銅筒も彼

方の奪取候趣に御座候間、猶残り候物も餘程可有之哉に候得共、爰に書記し候分は、多分南部、津輕兩家の道具と相聞候、

(朱書下げ札) 本文シヤナにて赤人共金子奪ひ取、ヒヨウドロマルキチ事小判八兩程、水主三四人は小判小粒を取交候て三四兩宛持居候て、何にて候哉と私共に見せ、ミカライサンタラエチも小判一兩、小粒一分出し候て源七に見せ、是は日本の通用金にて可有之、如何様の通用に致し候哉の段相尋候間、小粒四つを以小判一兩にかへ候由相答候處、ヲロシヤ通用金の由にて、至て薄く丸き小き金を出し見せ、右丸き金三つと大金一つと換候よし、ミカライサンタラエチ申間候得共、右大金の儀は、私共見不申候間不相辨、シヤナにて奪ひ取候金子、何程同人所持致し居候哉不存、前書の外は私共見掛不申候、

(朱書下げ札) 御用金は持退き候由にて、箱館に差越し候得共、獨残り候も有之候哉、又は南部、津輕用金の内にも可有之哉難計奉存候、且又下役イワンベトロエチ儀、酒に給醉居候處、水

主二人に申付棒縛りに致し、櫓の上へ引上げ、棒にてこし候て半時程の内は、ヒイ〜と申苦しみ候様に仕置致し、夫より繩をこきゆるし遣候間、何故右の通り仕置致し候哉の段、ミカライサンタラエチは源七承候處、同人上陸致し居候間、船中にても格別に心を用ひ、陸の様子等も可承候處、右體に正氣を失ひ候程酒に給醉居候ては、同人事死候ても不構心底と相聞、甚以不埒に付、右の通仕置致し候由、此儀は歸國の上急度申披致し候段申間候、水主其外は夜中何時比歸り候哉不存、同夜八ツ時比にも可有之哉、助け吳候様にとふるへ聲にて申候を承り、私共一同目覺め、誰にて候哉と相尋候得共答も無之、翌三日朝に成、私共居候所にふせり居候者を見請候處、片眼にて面體見苦敷、顔は一面にふくれ候様に相成候男にて候間、何人に候哉と相尋候得は、津輕様御足輕にて、シベトロに飛脚に罷越候戻掛、シヤナにて捕へられ候由申間候、且又右足輕はあしき病有之候間、船中には差置かたく早々差戻し候間、其旨を可申通旨、源七はミカライサンタラエチ申間候間、即足輕の申談候處、左候は、陸

にて殺し候積りにて可有之旨疑惑致し居候處、端船にて水主十人程附添上陸致させ候、元船より端船の乗移り候節、右足輕はミカライサンタラエチ書付を相渡し、大切に致し、役人の相渡候様に申聞候を見請候間、右書面は源七裏書致候、商ひ願ひの書付に可有之、左候得は、私共は相渡書付はもはや無之候故、歸國も相成間敷一同に相款き罷在候、扱又水主イワンミカライ儀、シヤナの上陸致し候節疵を請、痛強く木綿切れにて包なやみ罷在候處、繩にて縛り橋の上へ引上げ、半時程差置て、夫より引おろし繩をとき遣し候間、右體疵を請候者を、何故右の通り致し候哉の段、ミカライサンタラエチは源七承り候處、日本人を不殺様にくれ、申付置、日本人は鐵砲打掛殺し候に付、右の通仕置を致し候段申聞候、右水主の内二十人程は蝦夷人の様子に相見え、子供の内よりヲロシヤに参り居、手習等致し候由にて、蝦夷の内にも横文字を認候ものも有之候、赤人は髪は毛并眼の玉赤く、蝦夷人は髪は毛并眼の玉黒く候間、右體の者は蝦夷人の由、ミカライサンタラエチ相咄し候、且シヤナ渡船の

中 蝦夷雜記○按ずるに、渡船の中以下脱文にして全備せず、文化四年八月朔日、魯西亞船より歸帆の唐太惠戸呂府兩島番人共別口書私共カムサツカ、ベトロバウシコイに罷在候節、ミカライサンタラエチ申聞候は、通商の願有之候に付、日本人を可成丈不殺様取計、役人を生捕參候様國主申付の由、右は別の子細には無之、通商願候得は、右役人を都に差遣、國主同様町噺に取扱差置候、尤永く差置候儀にも無之、遊山乍ら代る、一兩人宛呼寄置、勿論ヲロシヤ國よりも、重役人兩三人代る、日本に差遣候由申聞候、且又去々年長崎に使者を遣し候節、密々様子承候處、役人兩人にて一人は交易可致由、一人は交易不相成段申聞候由、全天下様の惡敷には無之、役人の取計惡敷故通商願不相叶と申候由申聞候、ベトロバウシコイにキリゴウロイワノエチに申醫師有之、同人は阿蘭陀生國にて、何故に候哉、ベトロバウシコイに罷越醫師致し居候、去々年右役人共附添、長崎に參候由にて同所の様子能存罷在、御奉行所御役人御寄合の席、百姓町人罷出候白洲、并御役人衣服其外品委敷

同月三日南部氏家人口書

南部大膳大夫内

大村治五平五十五

私儀、當五月エトロフ島にてヲロシヤ人に被捕、リイシリより唐太島惠戸呂府番人共一同、宗谷に歸帆致し候始末、御吟味に御座候、

此段私儀、大膳大夫兵士にて扶持方八人扶持申請、廣間番下役相勤罷在候處、病氣に付二十四ヶ年以前願の上隠居致し、跡式は孫良八に相讓、右良八に懸、種島流砲術指南仕罷在候、然處エトロフ島にて砲術御用の由にて、去る丑年八月、同所勤番として可罷越旨被申付、去寅五月よりエトロフ島シヤナ御會所勤番仕罷在候處、當四月廿九日八ッ時比異國船二艘渡來、右船はシヤナ海岸より二十五町程沖に懸、小船はナヨカ方寄、海岸より十四五町沖に懸、端船三艘おろし、シヤナ洞内を漕廻り、様子見分致し候體相見候に付、異國人願筋有之、此方より人の出候を見合居候儀と相見え候間、印を出し見候は、其所に端船附寄可申由にて、戸田又太夫殿、關谷茂八郎殿より支配人揚助に被申付、同人儀

繪圖に認、百枚程有之、富五郎外二人は爲見候得共、日本の繪圖故取留候て熟覽も不致候間、逸々覺不申、且又當五月日、矢倉唐太よりリイシリに走行候節、船中にて赤人共罷在候處に參茶を吞候節、ミカライサンタラエチ、ヒヨウドロマル◎二字キワノエチ評議の趣、來春は船十艘にて、三厩より白神迄二艘、大島小島より江差口迄二艘、南部より箱館口まで二艘、エトロフよりクナヅリ迄二艘、リイシリよりソウヤ迄二艘配置候は、都て廻船の通商立切可申、夜に入草船にて海岸陸の様子見届、嚴備有之候は、沖懸致し居通船差留可申旨評議致し居候、都て彼等同士の咄、私共は祕候儀も無之、何事によらず私共より承候得は、有之儘相咄、彼國の事にも隠し候儀は曾て無之趣に御座候、右趣口書申上落候間、別紙を以申上候、

卯八月朔日 富五郎 酉 藏
源 七 福 松
長 内 六 藏
三 助

御奉行所

長き棒の先を白木綿を結附持出、地役衆五人附添被罷越、夫より百間程隔、南部大膳大夫火業手傳宮川忠作、足輕二人に六匁五分鐵砲一挺宛爲持、夫より百間程隔、同手傳大畑忠平、足輕二人に三匁五分の鐵砲一挺宛爲持出、揚助は南部家勤番所前の海岸に出、棒の先を結附候布を振候處、赤人端船より鐵砲打掛候に付、宮川忠作も鐵砲を端船の打掛候間、赤人海岸に附寄不申由にて、一同御會所の立戻候處、鐵砲打掛申間敷旨、又太夫殿、茂八郎殿吳吳被申付候間、其段申合遣し候處、何故此方より鐵砲打掛候哉の段忠作に相尋候處、赤人の方より筒先を向鐵砲打掛候間、此方よりも赤人の船の向打掛候由同人相答申候、夫より赤人端船は川向の方々に近寄候様子に付、猶又御兩人より揚助に被申付、右人數共一同川向の方に罷越候、其節間宮林藏も御會所御門の外に出見張罷在候處、右端船陸の間近く成、空に向鐵砲三放打拂上陸致し、是は彼國の體にて可有之旨同人申聞居候處、揚助内股を被打御會所の立戻、赤人共上陸致し大船等打拂候間、又太夫殿、私、忠作、忠平、其外十四五人附添持參、川

手前辨天社前の罷越、私儀は、鐵砲打方手配いたし、銘々鐵砲打拂ひ、茂八郎殿其外の人數は、御本陣幕張の方に被相越、夫々鐵砲打拂候處、赤人の方より車臺に仕拂候大砲端船に引上烈敷打拂候間、私儀も御本陣の方臺仕掛に致し置候、二百目三百目の御筒打可申と存、御會所の立戻玉藥搜候得共、混雜故何れに可有之哉不相知、誰預り居候もの無之、私所持の胴亂漸取出し候故、小船の玉藥少々有之候間、十匁筒持參、御本陣の方に罷起同所にて忠作、忠平、清之助、鐵砲打掛居、私儀も右十匁筒打拂候處、最早玉藥無之候間御會所可持參と存、南部家見張番所の坂を下候節、赤人の鐵砲玉、右の足甲に當り、引釣難儀致し候に付、陣屋に這入布にて縛り、疵保養仕罷在候内、赤人共川向の粕藏五六棟の火を掛候て、不殘端船に乗組歸船致し候處、私儀大筒役を蒙罷越候得共、四月廿日大筒御引渡相成間もなく、此度の騒動罷成候故、臺仕掛等も出來不致候間、打方も不相成、彼是心配仕候得共、右鐵砲疵惱に歩行も不自由にて心配不任心、防戰の手段も無御座候間、御會所より川上の方に十町程罷越、山岸に

疵保養致し罷在候處、同夜九ツ時比御會所御人數も、サクベツの山奥に御引取被成候様子候得共、私儀は右疵痛にて歩行も不相成、右山岸に野宿致し罷在候處、翌五月初日五ツ時比赤人共上陸、御本陣幕張有之候場所上り、御會所の大筒打おろし、翌二日は赤人共歸船致し候様子にて靜に相成、私儀痛所も餘程快方御座候間、御會所の様子見届可申と存、明六ツ半時比辨天社の後、罷越候處、川向の方より赤人一人罷越、夫日本と申拔身を持駆來候間、私儀も刀を抜二太刀三太刀戰ひ候内、赤人六人程鐵砲を向取圍候に付、振廻り見候節、坂の段木に痛候方の足を踏掛横様に倒候得は、赤人共一同駈附、私を捕へ、大小もぎ取、御會所脇土手の上の連參り、二の腕を繩にて縛り、二人番を附置、赤人二十人程罷在、藏々より米、豆等取し出持運候に付、水を呉候様子眞似致し候處、藥罐の酒を入、吸物碗を添持參り候間、其盃半程給申候、且又私事連も盡果赤人に被捕、甚た残念に存候間、早々首を切候様子眞似致し候處、頭立候ものと相見、赤人は日本人を殺し不申、日本を送り返し候旨、手眞似にて申聞、私に

腰繩を附、サクベツの方の五町程連行、日本人と指差仕候間能々相考候處、御會所の御人數何れに逃參候哉と尋候事に相聞候間、頭を振不存趣相答候處、御會所人數何程と承候様にて、役人と申事計相分候間、不存由相答、其外種々手眞似等致し、何か申聞候得共一向言語不相分候故、答不申候間、赤人共もあきれ果候體にて、其後は同様の儀も相尋不申、赤人并日本人の内にも死人等一向相見不申、赤人二人酒に給酔、私居候大手の下に夜著を著し臥居候に付、右兩人并私をも同日八ツ時比、端船に爲乗組、五人程附添、大船に連參、繩を解穴へ入候處、唐太并ナイボ番人共罷在候付、ナイボの罷越候異國船と申儀を始て相辨申候、無程首領ミカライサンタラエチ私を呼出し、子細も無之、船繩にて腰を三重廻し縛り、樟杭に腰を爲掛、半時計差置繩を解、元の所に差遣し候處、右は陸にて被捕候節、刀を抜刃向候間、其答に依て縛置候得共、最早無構旨、首領ミカライサンタラエチ申聞候段、源七申聞候、七は、カラフト島に於て捕はれし番人なり、且又私を役人と相心得居候趣、源七相咄候間、南部家扶持取候得共、左候ては惡敷、何卒

帳附の趣に申成候様同人の相願、源七より種々申所、漸帳附の趣に罷成候、且又二日夜津輕家足輕一人捕參候處、面體見苦敷由にて三日朝相返し候、其節右足輕はミカイサンタラエチ書付を爲持遣し候、赤人共源七其外の番人共は何か相尋、咄も致し候得共、私儀は彼等言語通し不申候故何も咄不申、右赤人船同所よりウルツブ島の附寄、夫より唐太に罷越、リイシリより右兩人共一同端船の乗組、ソウヤに歸帆致し候、始末は富五郎外六人申上候通御座候旨申上候處、異國船に罷在候節、赤人共に被勸、邪宗門に入佛を拜し候儀可有之段、再應御吟味御座候得共、赤人共より宗門勤候儀等は曾て無之、佛を拜し候儀は猶以無御座、私宗門の儀は濟家宗にて、寺は南部北山法泉寺檀家に御座候、右の通、相違不申上候、以上、

卯八月三日

大村治五平

御奉行 所北海丁卯雜記、

文化四年江戸風説

一九月柳生主膳正宅にて、小川喜太郎蝦夷より同道せし魯西亞より返されける船頭を吟味ありし

同年七月、露木元右衛門より、水主及び御用船の事により、書附を以申上候旨あり、
文化四年七月、船の儀に付、露木元右衛門より差出候書付

見出し

御尋に付奉申上候、 露木元右衛門

卯八ノ五 戸川出

御船手五組の内、御供方四組より五人宛、御召方より十人、合て三十人、

右御頭衆に御掛合、次男、三男の内御召抱被成、外二十人は御當所又は何れにても、船手達者のものを選び、御抱被遊可然哉奉存候、以上、

卯七月

露木元右衛門

御造立御船荒増奉申上候、

卯八ノ五 戸川出

露木元右衛門

御用意船の儀、御尋ねに付奉申上候、

一是迄の有來候總櫓御船の形にて、四百石より五百石位の御船五艘程、御造立被仰付候て可然哉奉存候、右御船廻し方の儀は、一體櫓は總掛り櫓床に致し、船振櫓迄に十二挺立にいたし、風汗候節は右

に、按するに、船頭にあらす、カラフト島、エトさまの事を、委く演説せしとなり、其事を聞及し事はこゝにしるさす、

一今度魯西亞船に召捕し日本人に、レザノットより日本にては何か不足にて候やと尋ねしに、一として不足の物なしと答へしとなり、右の答甚よろしき由風聞、視聽草○按するに、レザノットは、文化元年九月尋問せしは賊將ミカイサンタラエチに、レザノットとあるは、風説の誤りなり。

同年風説

一去秋唐太島にて彼船へ生捕られ、并當夏エトロフにて彼方へ生捕し者、小川喜太郎差添にて、江戸へ御呼出御尋の儀有之、靈巖島會所に罷在由、自注、喜太郎、無程又々彼地に赴く、右喜太郎、并深山宇平太、向井勘助三人の者彼地にての取計等、また異人に手合せせしに、無之、實に達候段三人の申渡有之候、右の者云けるは、唐太島渡來の船は只一艘のみ也、同地亂妨後カムサツカに歸り、同所を越年有之中、右船の大小八十四五日の間他所に逗留、自注、地名、當四月八日、右船一艘の人数を二艘に分け同所出帆、同十七八日の比、エトロフ島沖に船繋せし由、異人みなラロシヤ本國のものといへり、自注、一説に云未詳、○文、化丁卯松前異事録、

船相用申候、尤御船廻し方の儀は、西地石かり秋味、其外近場所御荷物積廻し、且又非常御用有之節は、何國迄參り候共、如何様の難風にても沖合にては相凌可申候、尤異國船出來り、大筒等にて打掛候様子の節、御船凌方の儀は、總垣廻り荷踏等の間一人程も可有御座候哉、右の間は船橋船込より船寄懸り際迄、菰筵等を潮にしめし詰之、内通りには古疊等を致用意立之、其内の鐵網の幕并木綿幕二重に張廻し置、人数を乗せ通行可仕候、船底の儀は三重に仕切、二二ヶ所水入候共も不申候様仕置、尤御船臺を二重に掛け、御船足を臺際迄入置、通船候は、途中に異國船船掛居候て、大筒如何様打掛候共、打破候儀御座有間敷と奉存候、尤船五人廻り并船寄り掛廻りの儀は、筵幕竹束等にて相凌、且楫見楫取其外水主凌の儀は、變に應し筵幕或は鐵網の幕幕疊館カ等にて相凌可申候、壁艦船の先被打破候共、前書の通船底三重に仕切、水通らざる様致置候は、船者もり候儀御座有間敷と奉存候、右の船には人数御廻し等御座候節は、凡二百人位宛も乗船可仕奉存候、尤右御船船にて大筒或は鐵砲等打候事

自由に相成可申候、組御入用の儀は、一艘に付凡金五百兩位相掛り可申と奉存候、尤桶に仕候は、一艘に付五十兩餘も相増可申と奉存候、

一早船二艘、是は房州、伊豆邊、江戸表に着積來候押送り船に、少々心を相用御造立御座候て、右船に船手達者成ものを爲乗組候は、大體の向風には押切、又は帆を以開き乗等いたし、便利に御座候、

但、御入用道具共、凡金五十兩程相掛可申と奉存候、

一御關船長春丸御船の造方にて五百石、以下五艘程御造立有之候は、全非常の節御要害にも相成可申と奉存候、

但、御入用一艘に付金五百兩程も相掛り可申と奉存候、

一阿蘭陀ばつていら造り船、石數五百石程に二艘、是は矢倉を附置、大波をも凌候様にいたし、大筒の備并あやしき船見届等に被遣候御便利にも可相成候、尤同様艦十挺程も相用候仕度奉存候、右難形の儀は、仙石次兵衛殿御預り御船藏に御座候様奉存候、

但、御入用一艘に付凡金百五十兩位も相掛可申と奉存候、

一艦十六挺立の小早、長八尋幅二尋三尺、右船には三百目位の大筒積、爲打候事自在に御座候、是は先年江戸表にて御造御座候節、私乗組拜見仕候、

但、御入用道具共凡金九十兩位も相掛可申と奉存候、

一江戸表にて御用意のちよろ御船三艘、是は江戸表にて造り、春下りの船にて積廻り可申候、尤船の儀は、稽古等に殊の外便利に御座候、

但、御入用の儀は、一艘に付金二十兩位も相掛り可申と奉存候、

前書に御座候五百石以下總櫓作り御船船頭の儀は、是迄相勤候船頭役見習并稽古乗の者、御預被成可然と奉存候、水主の儀は五十人程も、別段役同様御抱、右御船に爲乗、西地秋味の節乗組、又は當漕に御歸相成候御船も御座候得は、御雇水主をも差加、能々調諫爲致候は、全非常の節は御用に相立可申哉に奉存候、尤一艘に五人宛も乗組、其外は雇水主にても御差支御座有間敷と奉存候、右御造

立御船の増減の儀は、思召を以被仰付可被下候、

右の段、御尋に付奉申上候、以上、

露木 元右衛門 松前

蝦夷地御用留、

通航一覽卷之二百九十四

魯西亞國部二十二

○蝦夷地亂妨始末 諸役人歸府御暇并補職御用掛等

文化四丁卯年十月十五日、若年寄堀田礪津守正敦及ひ御使番小菅猪右衛門等、蝦夷地より歸府御目見あり、同十一月朔日、大目付中川飛騨守、御目付遠山左衛門、御使番村上監物もまた歸府の拜謁あり、

文化四丁卯年十月十五日

松前表より罷歸候

干鯛一箱

若年寄 堀田礪津守

右就歸府御目見

同日

松前御用仕廻罷歸候 御使番 小菅 猪右衛門

入御之節御通掛

但、奥御右筆石尾彦四郎、蘆谷源五左衛門、松前御用仕廻罷歸候に付、右同斷、

同年十一月朔日

通航一覽卷之二百九十三終

御白書院御勝手

大目付

中川飛驒守

同

大目付

遠山左衛門

同

御使番

村上監物

御入之節御通掛以上、文化年録、御徒方萬年記、

同年十月廿五日、靖北録には、廿四日、是より先、箱館奉行同所より松前に移りしか、此日向後松前奉行と唱ふへき旨仰出さる、

文化四年十月廿五日、土井大炊頭按するに、老中利厚、渡、

大目付 御目付

箱館奉行之儀、向後松前奉行と相唱候間、可被得其意候、按するに、是より先箱館役所松前に移りし事著し、されど其月日詳ならず、但し、北海島船記に、今年四月とあるは誤りなり、○

文化四年十月廿四日、移箱館御役所于松前、稱松前奉行、靖北録、

今年より來年にわたり、松前奉行其外支配向御役仰付られ、或御加増或御手當ありて、蝦夷地に往返する

者數輩あり、寛永年間より文政のはじめにわたり、蝦夷地御役御用掛等命せられし者數輩あり、これまた登西亞に關係なきにあらざれども、多く彼地御開創の事たるをもち、今た、魯賊亂妨以後彼地の守備嚴整ありし文化五年迄を限り、餘は附録海防の部、陸奥國松前并蝦夷地の條に譲る、併せ見るへし但し他の記事ナシリ島渡來の事の如きは、此後の事といへども、またもらす、かつ文化五年四月五日、官醫に香齋散調達の事を命せられし事あり、こは彼地に赴く輩に賜はらむ爲なるへければ、こゝに附載す、

文化四年十月廿四日

御座間

御納戸頭

御勘定吟味役兼帶

河尻甚五郎(朱)肥後守改

御勘定吟味役

村垣左太夫(朱)淡路守改

松前奉行被仰付三百俵高に被成下

右於御前被仰付之、

同年十二月八日

御勘定吟味方改役並

村本兵五郎

御勘定吟味方改役並

同吟味方改役下役

吉見專一郎

同月廿八日

調役下役

勤候内並之通御足扶持、外御役扶持三人扶持宛、

同五戊辰年正月七日

御勝手より

拜領物無之

文化五年正月八日

松前奉行手附出役

同

調役並

元緒

同

下役

御先手

朝比奈彌太郎組同心

中村伊太夫

荒尾但馬守明組同心

大島勝兵衛

御暇

松前奉行

村垣淡路守以上、

御勘定

奈佐瀨左衛門

御天守番

原田與五郎

下役元緒

關岡右衛門

下役

松田仁三郎

同

向井勘助

在住

平島長左衛門

同並に

右被仰付旨、於躑躅之間、同人申渡之、

同月廿二日

御座之間

御先手

荒尾但馬守

同

銀馬代

同

御勝手より

初而御目見

同月廿七日、堀田攝津守渡、

御目付

御中間

洞

金助

同

右松前奉行支配調役下役可被申渡候、勤候内並之通御足高御足扶持被下、役扶持三人扶持被下候間、其段も可被申渡候、尤松前奉行可被談候、

同 大塚惣太郎
 同 吟味方下役 豊田彌太郎
 同 西丸御小人 金助

右被仰付之、
 同月十二日

松前奉行支配吟味役
 村本兵五郎
 調役 三浦喜十郎
 森 覺 藏

金十兩つ、
 同並 吉見專三郎
 岩淺三五太夫

右御暇に付被下旨、於躑躅之間、下野守按するに、老中青山忠裕、
 申渡之、以上、柳營日記、文文化五年正月廿二日

同吟味役格 佐藤茂兵衛

右被仰付旨、於右筆部屋縁類、老中列座、下野守申渡、

松前奉行支配調役

支配勘定 田邊丑藏

御先手高木又兵衛組與力 高橋藤藏

同並 御切米百俵被下、勤候内是迄之通、御足高被下、
 右被仰付旨、於躑躅之間、同人申渡、
 同日、堀田攝津守渡、
 御目付に

御小人目付 塚田富次郎
 右松前奉行支配役下役可被申渡候、勤候内並之通御足高御足扶持被下、役扶持も被下候間、其段も可被申渡候、
 御小人 大林惣内

右蝦夷地在住可被申渡候、
 右之通候間、松前奉行可被談候、
 同日

松前奉行支配 西丸御先手 渡邊久藏組同心 石原助太郎

右勤候内御足扶持并御役扶持被下候段、小笠原近江守按するに、申渡、
 同日 御勝手より

御暇

松前奉行 河尻肥後守
 初而御目見 肥後守養子 河尻甚五郎

御太刀銀馬代 御勘定 高木金右衛門

同年二月六日

松前表に、爲御用罷越候に付被下之、
 右於御右筆部屋縁類、備前守申渡之、植村駿河守按するに、若年寄家長、侍座、

同年四月廿二日

松前奉行支配調役 御勘定 奈佐瀬左衛門

右被仰付旨、於躑躅之間、備前守申渡之、
 同日廿三日、植村駿河守渡、
 御目付に

御掃除之者 木下久米五郎

右松前奉行組同心可被申渡候、勤候内並之通御足高御足扶持被下候間、其段も可被申渡候、尤松前奉行可被談候、以上、御日記、柳營日記、次記、御徒方萬年記、

文化五年四月五日

頼半井大和守 頼今大路中務大輔 竹田法印 頼吉田大藏卿 頼岡本玄治 多喜安長 頼宮崎元養 塙宗悦 頼久志本左京

曾谷長順 頼藪原宗得 頼井關祐悦 武田叔安 久志本主水 頼土岐長元 井上玄徹 頼久保玄長 頼服部了元 頼野間玄琢 秦壽命院 内田玄勝 小川玄孝

頼上領玄碩 頼吉田玄卓 頼高麗雲祥 頼森雲南 峰岸春庵 橘隆庵 頼東宗嗣

右香齋散御用に候間、可差上旨、於燒火之間、植村駿河守申渡之、
 但、病氣之面々よりも可差上旨、書付竹田法印に渡之、文化年録、

同年十二月十一日、御使番小菅猪右衛門、村上盛物及ひ御小姓組山岡傳十郎、御書院番夏目長右衛門等、來春蝦夷地に赴くへき旨命せられ、御徒目、付御徒等是に屬してかの地へ赴く、
 文化四年十二月十一日 御使番 小菅猪右衛門 村上盛物

御小姓組 松平長門守組 西丸御書院番 水野石見守組
 山岡傳十郎 夏目長右衛門
 右來春松前蝦夷地に、爲御用可被差遣候條、可致用意旨、於御右筆部屋縁類、若年寄中出座、京極備中守接するに、申渡之、
 高久、
 同月廿四日、植村駿河守渡、
 山本伊勢守組御徒 伊東長兵衛組御徒
 黒川又右衛門 中野彦五郎
 右蝦夷地に罷越候様可被申渡候、尤小菅猪右衛門、村上盛物、山岡傳十郎、夏目長右衛門可被談候、
 同月廿五日、堀田攝津守渡、
 御目付へ
 御徒目付 戸塚治郎左衛門
 小澤傳之丞 同件藏悴
 正木新兵衛 御小人目付四人
 右蝦夷地へ罷越候様可被申渡候、尤小菅猪右衛門、村上盛物、山岡傳十郎、夏目長右衛門可被談候、以上、
 年録、御徒方萬年記、
 文化四年十二月十一日
 中之口より出入、平服に而、躑躅之間迄は罷出候

様可仕哉、此段奉伺候、以上、
 十二月十二日 小菅猪右衛門 村上盛物
 左之御臺所斷罷出候度々出ず、
 御臺所斷
 御小姓組 西丸御書院番 松平長門守組 水野石見守組
 山岡傳十郎 夏目長右衛門
 右蝦夷地御用に付罷出申候、以上、
 十二月十二日 小菅猪右衛門 村上盛物
 十二月十二日、石尾彦四郎按するに、奥御右筆布を以上、
 同廿三日、駿河守殿、内藏丞を以御下け、同廿五日、頭々へ御書付を以被仰渡候、
 書面伺之通被仰渡奉承知候、
 十二月廿三日 四名
 御徒目付 同 戸塚治郎左衛門
 小澤傳之丞 同伊東長兵衛組
 御徒頭山本伊勢守組 同伊東長兵衛組
 黒川又右衛門 中野彦五郎
 御徒方目付件藏悴 明屋敷番伊賀者
 正木新兵衛 野呂市三郎

小菅猪右衛門 御小人目付四人
 高橋彌五右衛門
 右之通、手附被仰付被下候様仕度奉存候、以上、
 小菅猪右衛門 村上盛物
 山岡傳十郎 夏目長右衛門
 十二月十九日、駿河守殿に布施内藏丞を以、
 拜借願 兩名
 覺
 一金二百兩宛
 右者、私共并山岡傳十郎、夏目長右衛門、松前蝦夷地に御用被仰付罷越候に付、格別遠路之儀御座候間、書面之通拜借被仰付被下候様仕度、奉願候、以上、
 十二月 小菅猪右衛門 村上盛物
 十二月廿日、駿河守殿丹阿彌を以御下け、
 覺
 一私共儀、來春蝦夷地松前爲御用罷越候節、一先松前へ逗留、奉行申談之上、諸家人數出張候は、其箇所箇所手分仕候而罷越、附添可申哉、
 手分場所之儀、書付を以相達候通被心得、猶又松前奉行に可被談候、

一右様之節 御使番勤方に而は、馬印等も入申事に奉存候得共、御人數へ加り候と申にも無御座、大名人數働見届、且品に寄差引も仕候事に御座候得共、場廣之儀、人數之方より目印にも相成候間、馬印は爲持申度奉存候、
 馬印は爲持候に不及候、目印に相成候ため、四年にても指候様可被致候、
 一出立之儀、正月末出立可候哉、
 松前奉行申談、追々可有出立候、
 一日光道中、奥州海道、夫より南部地道中之儀は、往返多にも御座候間、奉行申談、私共儀は水戸道中筋罷越可申哉、
 可爲勝手候、
 一在勤中御用向之外、呈書等差上申候心得に可仕哉、
 可爲跡々之通、
 一在勤中御届書等差上候儀、在府之松前奉行迄差上可申哉、且君御隠密申上候儀も御座候は、封印仕、矢張同人を以差上可申哉、江戸表同役共之内、別段取扱候者にてても被仰渡可被下哉、

伺之通、松前奉行迄可申越候、松前奉行當地に不詰合節は、小笠原和泉守控するに、御勘定奉行、方へ可被差越候、

一爲御用銘々へ宿次御證文被下置候様奉存候、令承知候、

右之通奉伺候、以上、

十二月

小菅 猪右衛門
村上 監物

駿河殿

書面供連之儀、長右衛門持高之通相心得、傳十郎は父高之格に相心得可申旨、被仰渡奉承知候、以上、

十二月廿三日

山岡傳十郎、夏目長右衛門高少御座候間、格別省略仕候而罷越候様可申談哉、乍併御用柄之儀にも御座候間、人數等千石高之格を以召連候様可申談哉、左候は、何卒千石高に相當仕候御手當等、被下置候様仕度奉存候、依之此段申上候、以上、

十二月十二日

小菅 猪右衛門
村上 監物

松前奉行衆

一各様御出立頃合、承知いたし度候、

は正月下旬出立、猪右衛門、監物儀は、二月初旬出立仕候心得に御座候、

一箱館、エトロフ之方は、南部、佐井より箱館に着仕、エサシ、カラフト之方は、松前に着之積御座候、尤エトロウには箱館より乗船、カラフトには松前より乗船之積に御座候、

十二月

小菅 猪右衛門 村上 監物
山岡傳十郎 夏目長右衛門

十二月廿五日松前奉行より来る、

道順

正月中旬出立 千住通、仙臺、南部、津輕、三厩着、

淡路守

二月出立 千住通同前、

肥後守

正月下旬出立 千住通より小坂越、津輕海道、三厩着、

傳十郎

右同時出立 水月通、夫より仙臺、南部、佐井着、

長右衛門

二月初旬出立 水月通前同前、

猪右衛門

右同時出立 板橋通り三國越、越後通津輕、三厩着、

監物

一御道中道筋之事、

一一と先松前へ御到着、從夫何へと御出張被成候哉、又は相替儀無之候は、松前に御居付被成候哉、一拙者共出立頃合、正月末と伺置候得共、何頃にて可然候哉、

一拙者共四人一同出立に而は道中差支可申哉、一拙者共一同と先松前へ到着、夫より被仰渡之箇所へ罷越候方に可有之哉、

右之通御間合申候、御附札に被仰付聞可被下候、以上、

小菅 猪右衛門

村上 監物

山岡傳十郎

夏目長右衛門

御書面御出立頃合之儀、兩家エトロフ、カラフト島、人數は正月下旬御許差立候積有之候に付、右御場所御心得之方々は、正月下旬江戸御出立に候は、道中落合候儀も無之可然存候、松前箱館之人數は、三月中旬迄に彼地着候積有之候間其心得にて御出立可然存候、エトロフ箱館之方は、南部、佐井より箱館御着、江差カラフト詰之御方は、松前御着之積にて可然奉存候、但、エトロフには箱館より乗船之積、カラフトへは松前より乗船之積御心得可被成候、

十二月廿三日、駿河殿内藏丞を以御下け、

書面何之通被仰渡、奉承知候、

十二月廿三日

私共儀、蝦夷地爲御用出立之儀、傳十郎、長右衛門儀

右之通にも可有之哉、

道順御談之趣致承知候、右御割合之通相心得申候、

小菅 猪右衛門 村上 監物
山岡傳十郎 夏目長右衛門
箱館 小菅 猪右衛門
江着 村上 監物
からふと 山岡傳十郎
ゑころふ 夏目長右衛門

十二月廿六日、攝津守殿專阿彌を以御渡、

右之通手分致し可被相越候、出立頃合之儀は、松前奉行相談可被申開候、

猪右衛門方 小澤傳之丞 永瀬作右衛門 水沼宗一郎
監物方 戸塚治郎左衛門 高橋彌五右衛門 高橋源之丞
傳十郎方 中野彦五郎 正木新兵衛 高木專五郎

長右衛門方

黒川又右衛門 野呂市三郎 神尾喜三郎

右之通御心得可被成候、

正月下旬出 千住通りより、小坂越、津輕海道、三厩着

右同時出立 水戸通夫より仙臺、南部佐井着

二月初旬出 水戸通前に

同時出立 板橋通、三國越、越後道、津輕、三厩着

卯十二月廿七日達す、

松前奉行衆

御徒目付

小澤傳之丞

御小人目付

水沼宗一郎

神尾喜三郎

黒川又右衛門

正木新兵衛

永瀬作右衛門

監物

猪右衛門

長右衛門

傳十郎

高橋源之丞

高木專五郎

中野彦五郎

野呂市三郎

高橋彌五右衛門

高橋彌五右衛門

右之通、蝦夷地御用被仰付、拙者共召連罷越候、依

之御達申候、以上、

十二月

小菅猪右衛門

村上監物

山岡傳十郎

夏目長右衛門

小菅傳右衛門殿

山岡傳十郎殿

河尻肥後守

村垣淡路守

荒尾但馬守

淡路守

肥後守

傳十郎

長右衛門

猪右衛門

監物

卯十二月廿七日、駿河守殿專阿彌を以御渡、

小菅猪右衛門 村上監物

山田傳十郎 夏目長右衛門

小菅猪右衛門 村上監物

山岡傳十郎 夏目長右衛門

夏目長右衛門

松前蝦夷地を御用罷越候に付、金二百兩宛拜借

被仰付候、返納之儀は歸府之上可相達候、尤御勘定

奉行へ可被談候、

卯十二月廿八日達す、同晦日下札に而挨拶來る、

松前奉行衆

此度松前蝦夷地を御用出立候節、拙者共罷越候道

筋之積、猪右衛門、長右衛門、水戸通夫より仙臺南部

佐井着、監物は三國越にて越後通津輕三厩着、傳十

郎は千住通より小坂越津輕海道三厩着之積罷越候

に付、右道筋驛々里數早々御調、被仰聞候様いたし

度存候、以上、

十二月

小菅猪右衛門 村上監物

山岡傳十郎

夏目長右衛門

河尻肥後守

村垣淡路守

荒尾但馬守

卯十二月

駿河守に、卯十二月廿九日御直に上る、同日丹阿彌

を以御下、

小菅猪右衛門

村上監物

先達て私共馬印之儀奉伺候處、馬印は爲持候に不

及候、目印に相成候ため四半にても指候様、被仰渡

奉畏候、然る處私共儀は、御役前之四半御座候間、品

に寄當前之通相用可申候得とも、傳十郎、長右衛門

儀は母衣褙に御座候間、如何可仕候哉、此度之儀具

足相用儀に御座候得は、四半指候儀も仕能御座候

得共、其節之時宜に寄、陣羽織計にても罷出候儀も

可有御座と奉存候に付、不苦候は、吹貫又は銘々

紋之出し、下に切裂に而も付候而、脇を爲持候様仕

度奉存候、依之猶又此段奉伺候、以上、

十二月

兩

名

可爲伺之通候、

駿河守殿へ、卯十二月廿八日御直に上る、同廿九日丹阿彌を以御下け、

一昨廿六日、被仰渡候心得方之儀、檢使と相心得可申旨奉畏候、左候得は諸家人數勸見届候儀重に相心得候儀と奉存候、

一先達而罷越候節、大炊頭殿御書付を以被仰渡候内、奉行并支配向之者計に而は、行届兼候儀も御座候間、諸事差引をも仕候様被仰渡候、此は矢張先達之通相心得、人數不行届様子見請候は差引可仕哉、一此度向々にも被仰出、ヲロシヤ船打拂之儀、右書付通相心得候儀には御座候得共、カラフト、エトロフ之儀も右同様に御座候哉、若右相心得候上、又別段に心得方も御座候は、傳十郎、長右衛門にも得と申談置度奉存候間、可相成儀に御座候は、御内意奉伺度奉存候、以上、

十二月

小菅 猪右衛門
村上 監物

(下札)二ヶ條共可爲此通候、
(同)打拂之儀は、奉行に得と可被申談候、
駿河守殿へ、卯十二月廿八日御直に上る、同廿九日丹阿彌を以御下け、

小菅 猪右衛門
村上 監物
山岡 傳十郎
夏目 長右衛門

私共儀箱館、江差、カラフト、エトロフに罷越、右在勤中銘々相分候間、四人之内若病氣等御座候ても持場限に相心得可申哉、又エトロフにて長右衛門病氣等之節は、猪右衛門相心得、其品に寄遅くも彼地へ罷越候様にも可仕哉、左候得は箱館之方明き候間、其段早速奉行に可申達と奉存候、カラフトにて傳十郎病氣之節は、監物同様相心得可申哉、且又猪右衛門、監物右同様之節、松前奉行へ可申達と奉存候、

(附札)持場限可被相心得候、
一彼地相詰候大名人數より間合等御座候は、差圖之儀、出馬先にては尤奉存候得共、若箱館、江指返

留中申談等御座候而、大名人數之内より備向筋之儀等間合申聞候は、矢張相答可申哉、又は何れにも松前奉行に承候様挨拶可仕哉、

(同)奉行詰合候は、奉行に承合候様可被申達候、一一體之儀、猪右衛門箱館に罷在候得は、長右衛門申合、可成丈東之方重に相心得可申哉、西之方は右同様監物、傳十郎申合、相心得可申哉、一銘々被仰渡之箇所に到着仕候は、前書之心得にて、御備場等御座候場所は、見廻り置候様可仕哉、(同)二ヶ條共可爲此通候、

十二月

小菅 猪右衛門
村上 監物
山岡 傳十郎
夏目 長右衛門

駿河守殿へ、卯十二月晦日布施内藏丞を以上る、辰正月五日同人を以御下け、承附翌日返上、

書面之通被仰渡、奉承知候、

正月五日

四名

此度松前蝦夷地御用之儀に付奉伺候書付一於道中筋出水并渡海場風待等にて、逗留仕候は

は彼地到着之上、申上候様可仕候哉、
但、歸參之節は當地着之上、申上候様可仕候哉、
一道中往返共彼地在勤中、私共儀羽織袴又は野服着可仕哉、

但、手附之者着服之儀も、是迄蝦夷地御用にて罷越候節之通可申渡候、

一道中筋領主其外より音物有之候共、受納仕間敷奉存候、

一私共并手附之者産穢忌中罷成候而も、其儘御用向相勤候様可仕候哉、

去卯年蝦夷地御用之節、本文之通申上候、
右之通奉伺候、以上、

十二月

小菅 猪右衛門
村上 監物
山岡 傳十郎
夏目 長右衛門

駿河守殿へ辰正月五日布施内藏丞を以上る、四名此度松前蝦夷地御用に付、出立并彼地着御届申上等、御用番御老中方に計申上、若年寄衆は不申上様可仕候、依之申上置候、以上、

正月

四名

辰正月六日、駿河守殿丹阿彌を以御渡、
 植村駿河守 水野出羽守
 井伊兵部少輔 堀田攝津守
 小菅猪右衛門殿 村上監物殿
 山岡傳十郎殿 夏目長右衛門殿
 明七日五ツ時可有登城候、
 正月 堀田攝津守
 井伊兵部少輔
 水野出羽守
 植村駿河守
 小菅猪右衛門殿
 村上監物殿
 山岡傳十郎殿
 夏目長右衛門殿

駿河守殿

松前蝦夷地御用中、從彼地諸御届之儀は、在府松前奉行、且小笠原和泉守を以、御用番に申上候心得に御座候、御直に差上候節は、御老中方御連名に申上候様可仕候哉、奉伺候、以上、

正月

四名

辰二月五日 村上監物
 太田岬高島邊見廻り之儀、里數も有之候事故、於新部屋攝津守殿に相伺候處、御同人より伊豆守殿へ被仰上之上、伺之通被仰渡候、松前蝦夷地御用留、文化五年正月七日
 御勝手より
 御暇 松前蝦夷地に爲御用罷越候

金十枚
 時服二羽織
 同斷 小菅猪右衛門
 同斷 村上監物
 同斷 山岡傳十郎
 同斷 西丸御書院番
 同斷 水野石見守組
 同斷 夏目長右衛門
 同 御徒目付
 同 小澤傳之丞
 同 戸塚治郎左衛門
 同 山本伊勢守組御徒
 同 黒川又右衛門
 同 伊東長兵衛組御徒
 同 中野彦五郎

右松前蝦夷地へ爲御用罷越候に付被下旨、於燒火之間、堀田攝津守申渡、
 同年二月六日

御勘定 高木金右衛門
 右松前表へ爲御用罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、備前守申渡、植村駿河守侍座、
 同年九月廿七日

蝦夷地御用仕廻罷歸候
 御小姓組松平長門守組
 山岡傳十郎
 同年十月十五日

御勝手より
 參上 蝦夷地御用仕廻罷歸候
 御使番 村上監物
 同年十一月朔日

蝦夷地御用仕廻罷歸候
 西丸御書院番
 水野石見守組
 夏目長右衛門以上、
 年録、柳營日記○按するに、御使番小菅猪右衛門歸府の事所見なし、但し十月廿四日西丸御目付に轉せしを、は、村上監物に同時に歸府の事疑ひなし、

同年同月廿四日、御鐵砲方井上左太夫蝦夷地御備向御用を命せらる、同五戊辰年正月八日諸組與力、御徒及ひ同心是に屬して、かの地に赴くへき旨仰付られ、いづれも御手當あり、
 文化四年十二月廿四日

井上左太夫
 右者、蝦夷地御備向取扱御用可相勤旨、於新番所前溜、堀田攝津守申渡之、
 同五戊辰年正月八日

御持頭 桑山猪兵衛組與力
 渡邊庄次郎
 御先手頭 小野小十郎組與力
 豐藤於鬼之丞
 田村四郎兵衛組與力
 松島左十郎
 同人組同心
 大原半左衛門
 野口吉次郎
 御徒頭 阿部勘左衛門組御徒
 米良庄藏
 金十兩
 右蝦夷地の罷越候様可被申渡候、尤井上左太夫可被談候、
 金三兩宛
 同斷
 同斷
 同斷
 金七兩

金三兩

火消役
神保右近組同心
坂本六郎兵衛

金十兩

井上左太夫組
御先手與力
佐藤禮助

戸高源左衛門

日渡與市

同人組同心

金三兩宛

鈴木茂十郎

鳥居八右衛門

右同斷、依之御金被下候間、其段可被申渡候、

井上左太夫

與力四人姓名

右扶持方分限高一倍、宿代一ヶ月金一兩、雜用金一ヶ月四兩二分宛、賄道具代金三兩二分、御手當金一日銀十五匁、

御徒一人姓名

御扶持方五人扶持一倍、宿代金一ヶ月銀一枚、賄道具代金三兩二分宛、御手當金一日銀十五匁、

同心七人姓名

御扶持方三人扶持一倍、宿代金一ヶ月金三分、雜

用金一ヶ月二兩宛、賄道具代金二分、御手當金一日銀十匁、
右蝦夷地の罷越候に付被下候間、御勘定奉行に可被談候、以上、文化丁卯
松前異事録

通航一覽卷之二百九十四終

通航一覽卷之二百九十五

魯西亞國部二十三

○蝦夷地亂妨始末 所々防禦

文化四丁卯年十一月三日、松平伊達 政千代周宗に、領分浦々警衛の事、及び蝦夷地御固として、來正月中出勢あるへき旨命せらる、同年十二月廿二日、松平金之助容衆にも同く命せられ、容衆人數は同五戊辰年正月九日よりかの地に赴き、カラフト島及びソウヤ、シヤリ、松前を警固す、周宗人數は同月十五日出立してエトロフ、クナジリの二島及び箱館を固む、此他要所には南部、津輕の人數守禦あり、但し所々みな松前奉行支配の士在勤なり、同年二月晦日、奉行戸川筑前守、河尻肥後守、村垣淡路守、荒尾但馬守より備向心得の事等、書付をもて仙臺、會津の人數に達す、
文化四丁卯年十一月三日、老中より松平政千代に達、

松平政千代

一蝦夷地警固被仰付候間、人數六百人程可被差出

候、

一要害之地所相備候事之條、二手三手にも引分候儀相成候様、武器其外共に組合可被申、大筒火矢等も可有留意候、

一彼地備場所請取之上、異國船防方之儀、頭役之者計地理に應し存分に備を立、打拂等可致候、向後松前奉行支配之者差圖候共、如何に存候儀は、無遠慮可申談候、

一備方之儀、手配申達候人數押之儀、海路に而候はは、手船に而も可爲心次第候、

右之通被得其意、來正月中旬迄に、彼地に到着候様に、人數可被差出候、松平金之助へも人數差出候様に、自注、會津家へは、備場所人數割も委細之儀は、相達候、五百人との間、備場所人數割も委細之儀は、松前奉行より可相達候之條可承合候事、

別紙小書之寫

一書付之内に二手三手とは有之候得共、松前奉行へ談次第、四手にも五手にも致候ても不苦候、

一蝦夷地へ人數差出候儀、來正月中旬迄に相達候得共、雪深之内は差支可申候間、松前奉行承合、雪消通路開候頃、在所差出候様可被致候事、

松平政千代家來
中村日向

右出府候様可申遣候事、
同年十二月廿二日、同斷松平金之助へ達、

松平金之助家來
田中三郎兵衛

今般蝦夷地備人數之儀被仰付、右は其方家之儀、武威においては從來格別之趣に而、今年エトロフ一件之儀、粗承及も可有之、不行届次第如何之事共に付、來年仕儀に依而は、武威を示し不申候而は難叶、就右御目鏡を以、此度之御用被仰付候條、此旨厚相心得、萬事申付候様、主人に申達取計候様に可致候、

同五戊辰年、松平政千代領分浦々固人數
名取郡

片倉小十郎家老

片倉主馬助

稻田玄蕃

宮城郡

伊達安房家老

和田内記

村田筑後

桃生郡

伊達式部家老

大音下野

天童右近助

瀨上筑後
武田恆之助

氣仙郡

茂庭周防家老

伊達下總

大内縫殿

鮎貝志摩

伊達大炊家老

中村主計

沼部兵庫

江戸より入口越後固

小十郎嫡子

片倉豊後

南部境固

伊達將監

半澤石見

松前に罷遣候人數割

日野英馬

茂庭三郎助

長柄組下四十人宛

清水仲兵衛

中村八郎右衛門

矢野周助

目付

齋藤孫太郎

平丹下

代家要人

戸田次兵衛

組下同斷

鐵砲組

三宅十郎右衛門

加藤大七郎

使番
右兩名組下五十人百目筒

望月多膳

森田音記

平井林太夫

小荷駄奉行
森喜一

手配役
山口六之助

最松庄左衛門

都合人數六百人、外に控之分、

九番 大番頭

石貫筑後

組下大番士三百五十人

十番 同斷
亘理内膳 同斷、同斷

控置總人數三千百七十三人

追而被仰渡控之分、

長上役
茂庭周防

自分手勢計

七十五騎

鐵砲大筒百挺

同 小筒三百挺

弓百張、長柄百筋

右之通、

同年正月五日、同人御届

蝦夷地續江土呂府島、異國船渡來之節、防固勤番役

仕候家來、正月十五日出立、

右一手一備

大番頭

日野英馬

但侍百騎、高二百石より二千石迄、二百石より供

人數上下二十人宛、但頭役一人、

大目付二人 使番役二人 武頭六人

一組鐵砲足輕三十三人宛、鐵砲四匁筒より三十目迄、右六組人數二百人、玉藥小道具持人一人つゝ、

人足二百人、

兵糧奉行二人 金奉行兼役 小荷駄奉行二人

兵具奉行一人 軍師一人 本道醫一人

外科醫一人 陣螺役一人 陣太鼓一人

陣鐘一人 鐵砲玉藥役一人 兵糧小奉行五人

人 小奉行五人 小荷駄小奉行五人

兵船三艘水主二艘に付三十人宛 兵糧米二萬石但

上白米三重包俵入 金子二萬兩但一分判にて 錢一

萬五千貫 味噌五百樽但二十貫目入 鹽百俵

但二斗五升入 大筒二挺但五貫目、三貫目 旗十七流

内、大昇旗二本、吹流五本、四半五本、破連五本

鐵橋二百挺 燧硝一萬五千貫目 鉛一萬八

千貫目 陣火繩二百貫目 武道具 長持二十桿

持 乘馬五十疋 小荷駄馬三十疋 鐵砲

鍛冶二人 玉鑄三人 右總人數一千七百人餘
 右一手一備、江土呂府島へ防固勤番、正月十五日國許城下出立仕候、
 蝦夷地久志濱の一手一備、人數并諸品右同斷、
 松前の一手一備、人數并諸品右同斷、
 番頭 石貫 但馬
 番頭 高野 隼人
 右三手三備、總人數四千八百餘人、
 右二手二備は、二月上旬出立仕候、
 右之通御届申上候、委細之儀は追々可申上候、以上、
 辰正月 中村 日向
 片倉 小十郎
 石田 豊前
 右之通申來候間、御届申上候、
 正月 松平 政千代
 同年、或留之内、
 正月九日より十三日に至て、會津勢千三百餘人城下を出陣して、蝦夷地に發向す、
 同十五日より、仙臺勢四千八百餘人城下を出陣し、

蝦夷地に進發す、軍粧美麗を盡すとなん、
 二月五日、會津勢二百五十人、又蝦夷地に發向す、
 同年二月晦日、松前奉行より仙臺、會津兩家人數に達書、
 一此度蝦夷地在勤之輩未々迄、作法能神妙に致罷在、蝦夷共頼母敷存候様可心掛候、少も蝦夷之妨にならざる様可致旨、可被申付事、
 一岩等も無之場所之事故、陣營之心得に而、居小屋補理致候は、土地を見計ひ要害を構へ、又は土居を築掘切致し候儀も、心次第に可被申付候事、
 一材木入用に候は、自分共支配之者に相斷、山林より伐出し可申候、居小屋廻り雜木繁り要害之妨に有之候は、伐透し又は燒拂候共、是は相斷候上、勝手次第可被致候事、
 一異國船より不法之働致候は、不及兎角打拂可申儀に候得共、夷國より仕向により及對談候儀も可有之候間、其趣可被相心得候事、
 一異國人上陸之時并應對之節之最初、筒先高く玉拂致候由に候間、此儀も兼而心得可罷在候事、
 一打拂候計に而は難行届候は、上陸爲致打果致

候儀は勿論に候、生捕多候は、彌手柄可爲候事、
 一異國船海上に罷在誘ひ候共、此方より船を出し打掛候儀は見合可申候、敵船打負漕去候共、是又みたりに追駈申間敷候事、
 一唐太わはサンタン并ヲロコ人罷越候間、魯西亞と相違ひ手荒之取扱不致候様、可心付候事、
 一エトロフと蝦夷は、年來オロシヤ屬島之蝦夷と出會候事も有之間、オロシヤ着船之時、自然内應之様子も有之哉、或は弓箭を以て手向候事も有之候は、用捨なく可打殺候事、
 右之趣、爲心得申達候、此外臨機之事は、存寄次第可被取扱候事、
 二月 戸川 筑前守
 河尻 肥後守
 村垣 淡路守
 荒尾 但馬守
 同年、蝦夷地所々固人數
 エトロフ 比企市郎左衛門
 岩 淺 三五太夫
 早 川 八郎 近 藤 斧 八

平島 長左衛門 松平政千代人數七百人
 クナジリ 高橋治太夫 向井勘助
 前田彌左衛門 櫻井盛物
 松平政千代人數五百人
 ネモロ 増田金五郎 玉井半助
 内藤源左衛門 南部大膳夫人數百人
 アツケシ 湯淺孫作 丹羽鑑次郎
 クスリ 大塚惣太郎
 トユテ 柵木猪之助
 ホロイヅミ 和 田 貞 吉 砲術與力一人、同心
 二人 南部大膳大夫人數五十人
 シヤマン、ウフカワ、ミツイシ 牛袋左兵衛 石原助太郎

ニイカツブ、シツナイ
長野七太夫
サル、イウフツ
龍崎八郎左衛門 鈴木覺次
シラライ、ホロベツ、エトモ、ウス、アフタ
福井千馬助 石井善藏
ヤムクシイナ、ラシヤマンへ
竹内五郎助 去卯年罷越候 御鐵砲方二人
サワラ
原 半左衛門 重松熊五郎
砲術方與力一人、同心二人 南部大膳大夫人
數百人
箱館
大島榮次郎 寺田忠右衛門
吉見專三郎 天田六三郎
石坂武兵衛 柳 權十郎
杉山良左衛門 豊田彌太郎
六笠仁兵衛 田中直藏
田中定右衛門 松平政千代人數八百人

カラフト
藤井平兵衛 最上 徳内
松田仁三郎 遠藤津右衛門
間宮林藏 松平金之助人數七百人
ソウヤ
高橋三平 深山宇平太
小川喜太郎 河久保和三郎
道開方三橋勝十郎
シヤリ
岩間哲藏 今井泉藏
大林惣太夫 砲術方與力一人、同心二人 松平金之助人數六百人
テシホ、ル、モツベ、マシケ
關岡右衛門 大西恆右衛門
大島勝兵衛 津輕越中守人數五十人
イシカ、タカシマ、イワナイ、スツ、
木原半兵衛 井上喜右衛門
井上伴太夫 平川半次郎

クマイシ
齋藤要八郎 與力一人 御徒一人
同心一人 津輕越中守人數百人
江指
鈴木甚内 小俣次郎八
丹内專助 大池十郎左衛門
武内辨之助 田村兵左衛門
戸田又五郎
松前
村本兵五郎 富山元十郎
三浦喜十郎 森 覺 藏
太田 彦助 中川又太郎
折原 政吉 西山平十郎
村上次郎右衛門 庄原直一
近藤儀右衛門 洞 金 助
水谷茂十郎 高麗 林 平
今井良兵衛 同心組頭 同心
松平金之助人數三百人
(朱書)村垣淡路守は松前に居住、河尻肥後守は四月十五日松前出立ソウヤに赴く、以上、文化丁卯松前、異事録、北海丁卯

雜記
松平政千代人數
エトロフ詰
八百石 日野英馬
五百石 平 丹 下
六百石 齋藤孫三郎
千二百石 太田次郎兵衛
六百石 清水仲兵衛
六百石 矢野 周 介
六十貫 星 甚 兵 衛
八百石 永島 東 吾
三百石 白石源右衛門
徒目付
武 田 直 次 佐藤 周 助
醫師
勝 田 壽 閑 常磐 玄 周
小野寺格安
クナジリ詰
千八百石 高野 大 學
三百石 猪飼市郎右衛門
千二百石 山崎源太左衛門

六百石 手坂榮藏
 四百石 大音彌覺
 六百石 石母田平馬
 三百石 米山徳右衛門
 五百石 木村矢柄
 徒目付 山口直之進
 醫師 秋山軍吉
 高屋養安 兒玉玄安
 西村理周
 箱館詰 齋藤徳藏
 三百石 茂庭三郎助
 千二百石 氏家要人
 二千五百石 黑津繁之丞
 三百五十石 中村八郎右衛門
 七百石 今村常次
 三百石 望月多膳
 六百二十石 平井林太夫
 六百五十石 徒目付 鈴木忠太夫
 金須俊次 醫師 別所玄季
 小澤三之丞

阿邊祐真
 二千石 芝田兵庫
 七百石 田邊保
 伊藤源之助
 五千二百石 柴田藏人
 七百石 笠原内記
 千七百石 中島波江
 松平金之助人數 正月九日出起
 軍事奉行、丹羽織之丞備 與力二十一人 金鼓角之者七人 旗之者五人 足輕小頭共二十一人 目付役一人 徒目付一人 總從僕二十一人 〆七十七人
 隊長 日向三郎右衛門備 組頭二人 金鼓角之者七人 總頭三人 足輕小頭共六十六人 但、士六十三人 與力二十五人 旗之者九人 廐之者二人 目付役一人 徒目付一人 火術者 但、組士其外與力等より兼勤之者共七人 勘定役二人 下役二人 醫師三人 總從僕七

十五人 〆二百六十二人
 同日出起
 隊長 梶原平馬備 組頭二人 金鼓角之者七人 總頭三人 足輕小頭共六十六人 組士六十一人 與力十六人 旗之者九人 廐之者二人 目付役一人 徒目付一人 火術者 但、組士其外與力等より兼勤之者共二十二二人 勘定役二人 下役二人 醫師三人 總從僕七十八人 〆二百五十四人
 普請奉行一人 下役并大工職足輕、小頭共二十九人 右之從僕四人 〆三十四人
 同日出起
 陣將 北原采女備 組頭二人 音頭并金鼓角之者共九人 總頭三人 足輕小頭共六十六人 旗奉行一人 旗與力十人、旗之者小頭共十六人 長柄頭一人 長柄小頭共二十一一人 組士六十人 寄合組十人 幌役一人 右筆組頭并右筆三人 下役二人 目付役一人 徒目付二人 火術者 但、組士其外寄合組等より兼勤之者共三十一人 醫師三人 天文

方之者一人 勘定頭一人 下役四人 與力一人 總從僕八十人 〆二百九十九人
 同日出起
 陣將 内藤源助備 組頭二人 音頭金鼓角之者共九人 總頭三人 足輕小頭共六十六人 旗奉行一人 旗與力十人、旗之者小頭共十七人 長柄頭一人 長柄之者小頭共二十一一人 組士六十八人 寄合組十二人 右筆組頭并右筆共三人 下役二人 目付役一人 徒目付三人 火術者 但、組士其外寄合組等より兼勤之者共二十三三人 天文方之者一人 醫師一人 馬醫一人 勘定役頭一人 下役四人 賄役二人 總從僕百六十五人 〆三百五拾七人
 同十三日出起
 武器奉行一人 下役并職人共二十人 右從僕八人 〆二十九人
 二月五日出起
 隊長 三宅孫兵衛備 組頭二人 金鼓角之者七人 總頭三人 足輕小頭共六十六人

組士五十九人 與方二十一人 旗之者九人
 廐之者二人 目付役一人 徒目付一人
 火術者 但組士其外與力等より兼勤之者共に十
 一人 勘定役二人 下役二人 醫師三人
 使番一人 總從僕七十九人 二百五十九人
 總べ千五百七十一人
 右以前追々出起致候者、左之通、
 十二月晦日出起
 留守居一人 下役兼附屬之役々共に六人 右之
 從僕四人
 正月五日出起
 道中奉行二人 内一人船手裁判、一人 下役并附屬
 之役共に十二人 下間役一人 右之從僕九人
 右家中之者共、知行役高通人數召連候得共、過分之
 人高に相成、御達之趣に相違候付、押而減召連候間、
 從僕之高不足之事、以上、會津仙臺人數押、
 同四年十二月九日、今年魯西亞人狼藉に及ひしによ
 り、その船渡來においては、何れの浦にても打拂ふへ
 き旨、沿海の面々に觸らる、同日奥羽道中往來繁、土
 人難儀たるへきにより、旅行の輩人馬減少の事を老

中より達す、同廿日、南部大膳大夫利敬、津輕越中守
 寧親には拜借金仰付らる、
 文化四年十二月九日、御書付
 魯西亞船取計方之儀に付、去寅年相違候旨有之候
 處、其後蝦夷之島々來り狼藉に及ひ候上は、向後
 何れの浦方にても、おろしや船と見請候は、嚴重
 に打拂ひ、近付候においては召捕又は打捨、時宜に
 應し可申は勿論之事に候、萬一難船漂着にまされ
 無之、船具等も損し候程之儀に候は、其處に留手
 當いたし置、可被相伺候、畢竟おろしや人不埒之次
 第に付、取計方嚴しく致し候わけに候條、油斷なく
 可被申付候、
 右之通、萬石以上以下海邊に領分有之面々、不洩
 様可被相觸候、
 卯十二月
 同月、同斷
 當夏以來奥州道中往來繁、宿次及難儀候間、自今御
 用にて往來之面々、成たけ雇人馬相減し、御朱印人
 馬たりともみたりに大勢出し候は、届出候様可
 致候、且又旅宿にても馳走かましき儀不及申、一汁

一菜之外、酒食等一切不相好、總而宿方難儀に不成
 様、手輕に可有旅行候、勿論召仕下々之もの決而非
 法を不申掛様、精々可被申付候、
 右之通、奥州道中旅行致し候面々可被相達候、
 卯十二月以上、文化年録、
憲法部類類編、
 文化四年十二月廿二日
 金七千兩 南部 大膳大夫
名代 松平攝津守
 金五千兩 津輕 越中守
名代 新居越前守
 右當夏、蝦夷地島々異國之船渡來之儀に付、領分往
 來繁物入多可有之候、依之拜借被仰付之、
 右於御白書院縁類、老中牧野備前守按するに、
忠精、申渡
之、御書日次記、御
徒方萬年記、
 文化四年十二月廿日
 金七千兩 南部 大膳大夫
 同五千兩 津輕 越中守
 當夏蝦夷地島々異國之船渡來之節、領分往來繁
 く宿驛及難儀之由相聞え、彼此物入多にも可有之、
 依之拜借被仰付候、上納之儀は、來辰より十ヶ年賦

たるへ候、
 右於御白書院縁類備前守申渡、栗園漫抄○按するに、文
中異同あるにより、再附
 同五戊辰年四月、クナヅリ、エトロフの二島其外に在
 勤せし南部大膳大夫利敬か人數松平伊達、政千代周宗
 か人數交代して兩所を退く、其旨同年六月利敬より
 江戸に注進あり、
 文化五年六月、南部大膳大夫御届
 當月十九日於箱館表、大島榮次郎、按するに、箱館奉
行支配吟味役、寺
 田忠右衛門、同く調役、同所詰家來之者に申達候は、山
 瀬泊并尻澤邊立待、御鐵砲被据置候場所、松平政千
 代人數へ引渡可申旨被申渡候に付、翌十八日引渡
 し相濟、并サワラも政千代人數に引渡候間、私人數
 引揚候様、其外クナヅリ之儀は四月十九日、高橋次
 太夫、按するに、同く調役、并
下三五大夫又同し、同所詰家來之者に被申達、
 エトロフ之儀は同月廿五日、岩淺三五太夫、早川八
 郎、按するに、同
く調下役、同所詰家來之者に被申達、人數引揚申
 候、隨而當正月御城において、佐藤茂兵衛、同く調役、
同く調役、
 家來之者に被申遣候場所へ、二百五十人之人數分
 配仕、且箱館、松前へも勤番人數出置、其外過人數之

分は引揚申候、此段御届申上候、以上、

辰六月廿八日 南部 大膳大夫 丁卯文化

松前異事録、北
海丁卯雜記

同年十二月十八日、南部大膳大夫利敬、津輕越中守寧親に、永々東西蝦夷地一圓の警固あるへきむね命せられ利敬は侍從に任し二十萬石高、寧親は四品に敘し十萬石高に直し下さる、同十癸酉年十二月廿二日、南部利敬に金一萬兩拜借仰付らる、

文化五年十二月十八日

南部 大膳大夫

東西蝦夷地一圓之警固、其方并津輕越中守相手と永々被仰付、領地二十萬石高に直し被下之、且又侍從被仰付、彌入精相勤可申旨被仰付之、

津輕越中守

東西蝦夷地一圓之警固、其方并南部大膳大夫相手と永々被仰付、領地十萬石高に直し被下之、且又四品に被仰付、彌入精相勤可申旨被仰付之、
右於御白書院縁類、老中列座、青山下野守按するに、申渡、文化年誌、御徒方、元年記

同十癸酉年十二月廿二日

蝦夷地御用被相勤、連年物入多之上、當年領分不少損毛趣に相聞、可爲難儀と思召候、度々増人數差出し臨時入用も可有之候に付、格別之譯を以金一萬兩拜借被仰付之、且亦先年之拜借金、當冬上納之儀も被差延候條、可得其意候、
右於御白書院縁類、老中列座、大炊頭按するに、利厚、申渡之、

南部 大膳大夫

通航一覽卷之二百九十五終

通航一覽卷之二百九十六

魯西亞國部二十四

○蝦夷地亂妨始末 御褒美并御告

文化四丁卯年十一月十五日、酒井左衛門尉忠器、今年蝦夷地に人數を出し、家人大儀たりし旨、及び同五戊辰年十二月十五日、松平伊達 政千代周宗同所に人數を出し、家人の指揮行届きし旨上意のよし、老中より傳達す、此時周宗か家人及び松平金之助容衆が家人等に時服を賜ふ、

文化四丁卯年十一月十五日

酒井左衛門尉

先達而蝦夷地島々へ異國船渡來之節、人數差出し、彼島へ滞留も久敷、家來共大儀之事に候、此旨可申開由上意候、
右於御白書院縁類、老中列座、伊豆守按するに、老中松平信明、傳達書付渡之、

同五戊辰年十二月十五日

松平 政千代名代 土方大和守

當年蝦夷地へ差越候人數、一同心掛宜段、申付方行届候様相聞候、此段可申開旨上意候、

右於白書院縁類、老中列座、下野守按するに、老中青山忠稔、申渡之、同日

時服五

松平政千代家來
年寄役 芝 多兵庫

同三

番頭 高成田藤七
名代 日野英馬
番頭列 長沼五郎左衛門

同二

番頭 山家富三郎
名代 高野雅樂
番頭 邊 保
番頭 山路五郎左衛門

同

番頭 丹下
名代 氏家仲七郎

同

近習 堀越源左衛門

名代 吉田源六郎
 松平金之助家來
 同五 内藤源助
 名代 左竹五郎左衛門
 同 北原采女
 名代 未本惣五郎
 軍事奉行 丹羽織之丞
 同三 安藤新九郎
 番頭 日向三郎右衛門
 同 神山勘太夫
 名代 梶原平馬
 同 吉村平八
 名代 三宅孫兵衛
 山田庄藏
 蝦夷地急警固、遠境迄も罷越骨折相勤候に付、被下之、
 右於柳之間、下野守申渡、

但、檜之間差支に付、席如右、以上、文化年録、
 同四年十一月より來年にわたり、黄金白銀等を賜は
 るもの及び御褒詞を蒙るもの數輩あり、寛政年間より文
 たり、蝦夷地諸役人其外褒賞を蒙るものあり、されども多分の地
 御開創の事たるを以て、今營賊亂始の後、かの地の守備嚴整ありし文
 化五年を限り、餘は附録海防の部、陸奥國松前并蝦夷地の條に譲る、
 併せ見るへし、但し他の記事クナシリ島渡來の事の如きは、此後の事
 さいへとも、ま
 たしらす、
 文化四年十一月十六日、堀田攝津守按するに、若年達、
 松前奉行支配調役 比企市郎右衛門五十三
 同調役並 深山宇平 太四十三
 同調役下役 小川喜太郎 四十三
 同上 向井勘助 四十四
 クナシリ詰合
 右は當夏異國船渡來之節防方宜敷、一段之事に候、
 此段年寄衆まで申上候事、
 (朱書)魯西亞船相見候節、防方手配之次第、委細老
 中衆へ申達候處、心掛宜一段之事に候旨被申候、
 此段申開置可被申事、靖北錄、
 同五年三月十六日
 御書物奉行 近藤重藏
 金一枚

右小普請方勤役之節、西蝦夷地へ罷越骨折候に付
 被下旨、於御右筆部屋縁類、伊豆守申渡、若年寄中
 侍座、
 同日 御徒目付 神谷勘右衛門
 銀十枚
 右東蝦夷地へ罷越骨折申候に付被下候、於燒火之
 間、植付駿河守按するに、若年
 間、植付駿河守按するに、若年
 同日井伊兵部少輔按するに、若年
 寄井伊直則、
 御目付へ
 御小人目付 三
 金三兩宛
 東西蝦夷奧地へ罷越骨折候付被下之、
 同年十一月廿二日
 御使番之節相勤候 西丸御目付 小菅猪右衛門
 御使番 村上監物
 右於芙蓉間、老中列座、備前守按するに、老申渡之、若
 年寄中侍座、
 同斷宛 御小姓組松平長門守組 山岡傳十郎

同斷に付被下之、
 右於御右筆部屋縁類、同人申渡之、侍座同前、
 銀十枚宛 御徒目付 小澤傳之丞
 戸塚治郎左衛門
 山本伊勢守組御徒 黒川又右衛門
 伊東長兵衛組御徒 中野彦五郎
 同斷に付、被下之、
 右於燒火之間、堀攝津守申渡之、
 同年十二月九日 御勤定奉行 小笠原和泉
 時服三
 右蝦夷地御用取扱骨折候に付被下旨、於芙蓉間、老
 中列座、下野守申渡之、以上、柳營日記記、
 同四年十一月十八日、松前奉行羽太安藝守、當夏魯西
 亞人蝦夷地亂妨の刻、指揮不調法により御役御免逼
 塞仰付らる、同五年四月六日、同役戸川筑前守も御役
 召放たる、此他奉行支配の内御仕置仰付らる、者數

輩あり、
文化四年十一月十八日

松前奉行
羽太安藝守

當夏中魯西亞人、エトロフ島へ罷越及亂妨候節、詰合之者共平日之心掛不宜、聊之儀に度を失ひ、防之手段にも至らず立退候、畢竟常々申付方不行届故に候處、兼々取締相整候由申聞候、段不都合之儀、且又右之節、其方箱館より申上方其外取計も愈忽之仕形、旁不調法之至に候、依之御役御免、小普請入逼塞被仰付もの也、

右於水野出羽守忠成宅、若年寄列座同人申渡、御目付齋藤次左衛門、服部久右衛門相越、
(朱書)翌年四月十九日逼塞御免、百五十日目、
同年十二月十五日、牧野備前守直渡、

松前奉行へ

松前奉行支配
調役下役元締
中村小市郎

其方儀、當夏クナヅリ島へ參會居候節、カシヤの方に大筒之音相聞、異國船寄來候趣に候處、右場所には向井勘助一人詰合罷在候を不心附、取急自分持

場へ罷越候とは乍申、右場所引取候段不行届之儀に付、急度叱置之、

右之通可被申渡候、

右即日、於村垣淡路守松前奉行に、宅申渡、
同月廿七日、土井大炊頭松前奉行に、直渡、

松前奉行へ

松前奉行支配
山田鯉兵衛

其方儀、エトロフ島は異國境之事故、御要害第一に心掛可申處、取飾り候儀而已申聞、御備向ゆるかせに有之段、初發より相詰候證も無之、當夏魯西亞人亂妨に及候節も、相違之儀を申立候始末、總而表裏之勤方不埒之至候、依之役儀取放、御目見以下小普請入押込被仰付之、

右之通可被申渡候、

右即日、於河尻肥後守松前奉行に、宅申渡、
(朱書)翌年五月廿九日押込御免、百五十日
同日

松前奉行へ

松前奉行支配
調役下役元締
戸田又太夫

右エトロフ島へ魯西亞人渡來之節、會所を明退自殺候に付、御宛行并屋敷上候、御勘定奉行御普請奉行可被談候、
右同斷、
同日

松前奉行支配
關谷茂八郎

兒玉嘉内

其方共儀、エトロフ島へ魯西亞人渡來之節、會所を明候段未練之始末、不届之至に候、依之重追放申付之、

松前奉行支配同心

羽生家次郎卯四十二

小島官藏卯二十八

粕屋與七卯三十一

其方共儀、エトロフ島へ魯西亞人渡來之節、戸田又太夫、關谷茂八郎俱々會所を明退候段、不届之事に候、依之江戸拂申付之、

右於町奉行根岸肥前守御役宅、同人申渡、
同五年二月二日

松前奉行へ

其方共儀、エトロフ島へ魯西亞人渡來之節、戸田又太夫、關谷茂八郎俱々會所を明退候段、不届之事に候、依之江戸拂申付之、
右之通可被申渡候、
(朱書)辰二月二日申渡、
同日

松前奉行組同心

井瀧長藏卯三十五

橋本幾八卯三十二

松前奉行へ

松前奉行掛
森重左

仲卯三十八

内野五郎左衛門卯三十五

リイシリ島に船繋致し候節、異國船渡來候由承、御武器并御船を捨置逃去候始末、不届之至候、依之江戸拂申付之、

萬春丸御船屋船頭

箱館辨天町

同町山の上町

善三

水主

郎卯四十五

吉卯六十五

七

甚三郎喜吉は履船頭取放、水主共は一同急度叱

市太	小八郎	伊助	吉七	彌丞	甚之	藤助	德次郎	伊三郎	吉五郎	伊之助	右總代	吉松	村上左金吾	松前地役履之者

ソウヤへ罷越候於途中、所々へ異國船渡來之趣承、奉行之申渡を背き、箱館へ引返し候段不届之至候、依之江戸拂申付之、右之通、御仕置可被申付候、以上、
(朱書)辰二月二日申渡、

同年四月六日
松前奉行 戸川筑前守

去年エトロフ島へ魯西亞人罷越候節、詰合之もの共立退候始末、兼々取締相整候由申聞候とは令相違候、畢竟支配之もの共へ、申付おろそかなる故と相聞、不調法之事に候、依之御役御免被成もの也、右於堀田攝津守宅、若年寄列座同人申渡、御目付黒川與市、彦坂三太夫相越、按するに、筑前守、此月三日歸府のよし、文化丁卯松前異事録に記す、

(朱書)右に付翌、七日差控相同候處、差控可罷在旨被仰渡、五月廿七日差控御免、五十日目、
同年六月廿九日
松前奉行へ
松前奉行支配吟味役格 菊池惣内

其方儀、エトロフ島之儀引受罷在候上は、御要害第一心掛可申處、御備向等閑に致し置、去年夏露西亞人及亂妨候始末、旁不埒之至候、依之役儀取放、御目付以下小普請入押込被仰付之、右之通可被申渡候、

右即日、於荒尾但馬守松前奉行、宅申渡、

(朱書)同年十二月四日押込御免、百五十日目、以上、
文化

年録、靖北録、栗園漫抄、

同年二月廿七日、南部大膳大夫利敬家人大村治五平、去年異賊に捕はれし始末、松前奉行河尻肥後守、荒尾但馬守再吟味を遂、口書をもて老中に進達す、同三月八日主人に引渡し、家法に申つくへき旨下知あり、

文化五年二月廿七日、松前奉行河尻肥後守、荒尾但馬守より土井大炊頭へ進達、

戸川筑前守、羽太安藝守吟味仕申上置候、南部大膳大夫家來火業師大村治五平儀、私共立會猶亦相尋候處、別紙之通申上候間、則口上書相添、此段申上候、以上、

辰二月

河尻肥後守
荒尾但馬守

南部大膳大夫家來火業師 辰五十六歳
大村治五平 六歳

私儀先達而於箱館表、戸川筑前守様、羽太安藝守様御吟味之節申上候、去卯年五月エトロフ島に而魯西亞人に被捕、ツイシリより唐太、惠戸呂府番人共

一同、ソウヤへ歸帆致し候始末、猶又御吟味に付、其節申上落候始末、左之通巨細申上候、

此段エトロフ島御會所勤番中、四月廿九日八ツ時頃、異國船二艘渡來、大船はシヤナ海岸より二十五町程沖へ掛り、小船はナヨカの方へ寄海岸十四五町沖へ掛り、橋船三艘おろし、シヤナ洞内を漕廻候始末、先達而申上置候處、右は最初より巨細申上候得共、去卯年四月廿二日、ナイホ魯西亞人渡來致し及亂妨候趣、同月廿四日シヤナへ相聞候に付、關谷茂八郎殿按するに、箱館奉行支配調役下役、其外地役之衆一同鐵砲用意致し、ナイホへ罷越と出船致し候得共、風惡敷、同廿七日ホロホロと申岩有之場所へ着岸仕、同所に兒玉嘉内殿被居候間會仕候に付、ナイホへ罷越引返し、同夜四ツ時比シヤナへ歸帆仕、翌廿八日晝、南部家并津輕様御人數共御會所へ相詰候様、御支配向御差圖に付、銘々鐵砲玉藥等持參、會所へ相詰候處、翌廿九日朝、異國船北之方沖に相見候由風聞有之候に付、南部家家來改役干葉祐右衛門儀、火藥手傳大畑忠平へ差圖致し、玉藥等相詰させ、其節私儀は、防御手傳相成候御陣所補理之

ため、御支配向差圖に付、人足召連れ、御會所之方山手神社堂有之上之方原へ出、御地所見立萱草等刈拂、幕張等致し罷在候内、同日八ッ時比異國船二艘渡來、大船はシヤナ海岸より二十五町程沖へ掛候、小船はナヨカ之方へ寄海岸より十四五町沖へ掛り、橋船三艘おろし、シヤナ澗内を漕廻り候始末は、先達而申上置候通御座候、

一先達而申上置候箇條之内、間宮林藏儀御會所御門之外へ出見張罷在候處、右橋船陸へ間近相成、空へ向鐵砲三放打候節、陽助内股を被打候儀、右體空へ向打候鐵砲に而、股を被打候と申儀は難相分段、御吟味御座候、右巨細申上候得は、陽助儀赤人上陸致し候場所近く罷越候砌、彼等より猶亦鐵砲を打進、其節疵受候儀御座候、

一私儀も、御本陣之方へ臺仕掛致し置、百目三百目之御筒打可申と存、御會所へ立戻玉藥搜候得共、混雜故何れに有之候哉、不相知候旨申上置候處、右砲術之儀は、平日主役に而心掛居候上は、警混雜候共有處相知可申處、畢竟常々心懸等閑故之儀にも可有之段、御吟味御座候、右は御陣屋地所見立罷出候

相廻り不申内、同廿四日前書之通、私儀もナイホへ可罷越と出帆いたし、同廿七日歸帆致し候處、同日晝私居合不申候内、大筒シヤナへ相廻し有之、南部家番所前に、假に仕付置候わくへ居有之候迄にて、尤大筒へ相用候玉は、二つ用意致し置候得共、合藥等無之、いまた臺仕掛等も出來不仕内騒動に相成、勿論兼而南部家重役より總體へ渡置候合藥、一貫六百目程有之候得共、小筒其外へ割渡、中々右大筒へ引當候程には行届不申、打方不相成候儀にて、廿日に大筒御引渡に相成、則受取候儀には御座なく候、

一私儀刀を抜、二太刀三太刀戰候内、赤人六人程銘銘にて取圍候に付、振返見候節、坂之段木へ痛候方之足を踏懸、横様に倒れ候得は、赤人共一同駈着被捕候段申上置候始末、御吟味御座候、右巨細申上候得は、坂之段木へ痛候足を踏かけ、横様に倒候砌、抜刀を持候右之手を下に敷候處、無透間赤人共打重候に付、一向働難相成被捕候儀御座候、其外之始末は、先達而申上置候通無御座候、右は先達而御吟味之節申上落候始末、此度御吟味

跡にて及騒動、混雜仕候に付、右見立地所より立戻り搜候得共、最早其節は玉藥有之候場所は不相知、尤預候と申もの無之、其節漸私所持之胴亂取出し參候儀に御座候、

一私儀も十夕筒拂候處、最早玉藥無之間、猶亦御會所へ參可持參と存、南部家見張番所之坂を下候節、鐵砲玉右之足甲へ當候と申上候儀は、其節申違に而、御會所には無之、南部家番所には私貯之玉藥少少有之候、持參可致と存、見張番所之坂へ下候節疵受候儀御座候、

一私儀、大筒役を蒙罷越候得共、四月廿日大筒御引渡相成間もなく、此度之騒動相成候旨、先達申立置候條、右體廿日より大筒請取置候上は、手當致し可置處無其儀、右亂妨逢候迄等閑之段御吟味御座候、右は其節申上落候儀にて、巨細申上候得共、シヤナに兼而大筒御備有之候處、去々年同所於川上田中伴四郎殿按ずるに、殿打様之節、右場所へ相廻、シヤナには無之、右大筒相廻し候上引渡相成候段、御支配向より被申渡候趣、前書之千葉祐右衛門より四月廿日私へ申聞候得共、其節は申渡而已にて、いまた

に付申上候通、少も相違無御座候、以上、
辰二月廿六日 大村治五平

御奉行所

書面、大村治五平儀、南部大膳大夫へ引渡、家法を以相應之仕置申付候様可相達旨、被仰渡奉承知候、

辰三月八日

荒尾但馬守

同年三月十一日

南部大膳大夫家來火藥師
大村治五平

其方儀、主人家法を以、相應之仕置可申付旨申渡、南部大膳大夫へ引渡、

南部大膳大夫家來
吉田一學

大村治五平儀、南部大膳大夫方へ引渡、家法を以相應之仕置可申付旨、土井大炊頭御差圖に依而申渡、右之段主人へ可申聞、
右於荒尾但馬守宅申渡、以上、靖北録、

通航一覽卷之二百九十六終

通航一覽卷之二百九十七

魯西亞國部二十五

○蝦夷地亂妨始末クナヅリ島

文化八辛未年五月廿七日、これより先同四丁卯年夏、魯賊エトロフ島亂妨の刻、クナヅリ島 松前より海路二百里、其間九里十里の間、霧ありて人馬の備あるよし、其間蝦夷千島語に記す、但箱館奉行支配向及び南部氏人數等在勤す、を過り、備あるを見て歸帆せしか、同所詰調役下役向井勘介、謀れ、諸書に此日同島ケラムイ崎に上陸して米酒を奪ふ、時に南部氏人數等、火炮を放つに、かれ戰を好まず、海中に標を建て、米酒を請ふの意を示して滯船す、よて六月三日船長を上陸せしめ、明四日役人應對あるへきむねを論し、本船に歸らしむ、

文化四丁卯年五月十九日、田中直藏 按するに、クナヅリ島に在り、 久奈尻も向井勘介一人にて、所々手配仕、柵を構へ幕を二重に張、弓鐵砲小高き所石弓を備、竹束吹流を押し、晝夜見廻り、要人數を 按するに、要字の綴落字あるへし、 一所へ集置、勘介家内は根詰と申所へ送り、自分一人残り

所詰奈佐瀨左衛門、廿六日、廿七日、兩度に差立候注進狀、當五日夜、同廿六日晝前到來いたし、尤其節南部家并當方詰合にても、大筒小筒を以打拂候段申越候付、右之趣呈書を以申上候間、右寫 按するに、呈書并瀨左衛門書狀寫とも差進申候、狀所見なし、此書尤別紙之趣に付、南部、津輕兩家は勿論、其外防禦手當方之儀は夫々申付置候、

一前文之趣にて、クナヅリ詰南部家家來より箱館詰家來へ、加勢之儀申越候由に付、同所詰人數二百人之内より加勢人數差遣申度段、申立候は、承届候様、箱館詰吟味役へ心得させ申候、尤右加勢人數之儀、五十人位も差立候は、跡差立之儀も有御座間敷候得共、若箱館人數不足いたし候に付、右代盛岡より招呼申度段申立候は、是又承届可申と存候、

同日進達、以別紙申上候、去月廿九日、クナヅリ之内ケラムイ沖合に魯西亞船と相見え、二艘乗通候様相見候得共、もや深く二艘之内一艘は舵と相見不申候處、同廿七日朝より、右異國船一艘同所之内トマリ洞内

居、夜は篝を燒盡之様に見せかけ、竹を燒候ゆる誠に鐵砲の音の様に御座候よし、右之通二日之間備、ヲロシヤ人を遅しと待ちかけ罷在候内、尤矢玉は無之候に付、右之通之計方にて候間、ヲロシヤ船も側迄参り候得共、如何様成謀事に合可申と、夫より寄付不申よし、誠に向井勘介一人を以久奈尻に残り候に付、何も感心仕候、文化丁卯松前異事録○按するに、此書はしめ、魯賊エトロフ島亂妨の事記し、クナヅリ島の事に及ぶ、但此他勘介の事を載る書あれども、大凡同しければ可く、 文化四年、戸川筑前守日記

五月廿四日、クナヅリ島は魯西亞船いまた責來らる趣、同所掛より注進狀來る、按するに、筑前守江戸より箱館に赴く旅中の日記なり、 一六月十八日、クナヅリ島詰合比企市郎右衛門、向井勘介軍慮宜しく、いまた同島亂妨無之旨相聞候、蝦夷軍紙、

文化八辛未年六月六日、村垣淡路守より小笠原伊勢守、荒尾但馬守 按するに、俱に松前奉に贈る御用狀、淡路守在勤、 東蝦夷地クナヅリ場所、ケラムイ沖合に魯西亞船と相見え、二艘乗通、五月廿七日朝、同所トマリ洞内へ船繋いたし、橋船二艘同所會所前へ乗寄候段、同

へ相懸、沖合凡二十町餘も可有御座と相見候由にて、三貫五百目筒五發打拂候へ共、町合遠く相届不申、其内船橋二艘同所會所前へ向乗参候趣に付、是亦打拂候由に候へ共、同様間合相隔候哉相届不申趣、クナヅリ詰支配向より申越候、尤右異國船未同所邊へ洞懸仕居候哉、又は航行其後は船影も相見不申候哉、右否之儀は不申越候得共、前書之趣急便を以申越候儀に付、此段申上候、以上、

未六月 村垣淡路守

クナヅリ洞内へ相繋候魯西亞船之儀に付、申上候書付

村垣淡路守 荒尾但馬守

當月六日、村垣淡路守より御注進申上候、去月廿七日、クナヅリ洞内へ相繋候魯西亞船、同廿八日未明より同所洞内颯廻り、又は繋り候間、南部家御固人數并支配向一同、打拂之手配仕罷在候處、晝過海岸より三十町程沖合へ橋船にて乗寄せ、紅印小旗様成もの二本海中へ建置、右橋船は遠沖へ乗戻し候間、蝦夷人差遣、右印取入候處、繪圖一枚、猩々緋小き

れ一つ、硝子德利一つ、錫夏目へ異國米一合程入一つ、かば長き曲物へ酒香ひ仕候もの入一つ有之、尤同月廿七日は、トマリより大筒小筒打拂候得共、異國船よりは小筒逆も一放も打出不申、同廿九日も矢張洞内颯廻り、同日四時頃、ケラムイ番屋へ橋船三艘にて、多人數上陸仕候躰に付、實否爲見届、蝦夷人とも兩三人へ番人一人差添遣し、且南部家御固勤番所より海岸見渡に有之候間、出張之儀物頭玉山六兵衛へ申談候處、見渡には有之候へ共、右場所迄人數差出候儀は相成兼候に付、トマリ辨天邊へ人數差出候積り手配可仕旨申候間、支配向之者も、晝夜海岸へ出張打拂之手配等仕罷在候旨、委細之始末は追而可申越段、別紙繪圖寫相添此繪圖所見、クナジリ詰調役奈佐瀬左衛門より、急使を以申越候に付、右繪圖相添此段申上候、猶委細之儀は申越次第、追々申上候様可仕候、以上、

未六月
村垣淡路守
荒尾但馬守

(下ケ札)書面かばと申候は、櫻に似寄候木之皮に有之候、以上、靖北録、中、陸没録、雜事記、

文化八年七月、奈佐瀬左衛門再調御用狀
當五月廿六日、晝領場所内ケラムイ出崎後通沖合に、怪敷帆形相見え候趣、會所之もの并南部家より申出候間、私早速會所前海岸へ罷出、遠眼鏡を以睨と見定候處、異國船に相違無御座候付、尙又稼方三之丞、政右衛門兩人へ申付、同所迄早馬を以爲見届差遣候處、此程罷歸申候は、異國船に相違無之、日本船に見競候得は、凡千石餘も積込可申帆形にて、二艘と相見候段申候間、南部家物頭玉山六兵衛へ防戦之用意相達、并同心共會所之者共へも、夫夫手配申付居候内、ケラムイ崎近異國船一艘走入候付、得と見定候處、帆柱三本帆數十三程有之候船に御座候、依之兼而被仰渡候通、ネモロ地へ合圖之烽火を揚げ、海岸通大筒相備、近寄候は、打拂候積相控居候處、暮合頃洞内沖合へ走込候様子に候得共、烟霧強く難見定、篝火所々へ焚置、夜中に嚴重相固守居、同廿七日、夜明頃烟霧之晴間より沖合見候處、洞内へ乗入、海岸より凡三十町餘に繫居候處、無程橋船二艘相下け、一艘に人數は九人乗組、會所を目近漕寄候間、玉間宜敷迄引付、同心原川次三郎一

百目御筒を以打懸候處、玉附少々越候へ共、乗組之者共周章候様子にて早々漕戻し、同時に南部家より、元船へ三百目按するに、或は三百五目とたり御筒打掛、海岸通備候二十目御筒木筒共、同心松井力太、名鏡儀右衛門并會所之者共打拂、南部家居小屋よりも、海手に備候筒共打拂候得共、町間遠く或は越又は落候に付、今少し間近に乘來候迄は大筒爲相控候處、異國船餘程遠沖へ颯繫居申候、同廿八日朝又橋船一艘相下、人數七八人乗組、桶様成ものへ竿二本建、其先へ赤き印を附遠沖へ浮め置、元船へ乗戻候付、取入可申段、南部家物頭六兵衛へも申談候處、可然趣申開候に付、蝦夷人佐兵衛、新五郎、アツウエン、永助蝦夷船へ爲乗組差出、右印相建候浮桶取入見候處、狸々緋小切一枚、ギヤマン德利一つ、錫夏目へ異國米一合入一つ、權曲もの、酒と思敷ものを入一つ、并練玉二連、其外當方より大筒打進候玉落、洞内之様子巨細認候繪圖を入差置候間、相考候處、多分交易願之儀にも可有御座と奉存候得共、是以取留候儀無御座候間、何れにも間近く寄來候は、打碎候心得御座候處、終日同所に繫居申候、同廿九日晝頃

ケラムイ崎へ向、橋船二艘乗出候付、遠眼鏡を以見候處、致上陸番屋之屋根に異國人登居候體相見候付、陸路凡二里程も可有之候得共、見渡之場所所有之候間、南部家物頭六兵衛へ人數差廻候様申談候處、小人數之儀に付、人數引分候儀難相成段申候候付、致方も無御座候に付、稼方久兵衛并蝦夷人の内、市平、タカンロク、金藏、右之者共へ申付、物頭より見届候様申開差遣候處、無程罷歸申候は、同所へ圍置候玄米十六俵、麴二叭、造酒三斗餘、薪凡十鋪程、鋸一枚、鉸一枚、圖合船一艘、綱一房、碇一挺紛失仕、右跡へ桃色唐木綿二端、革手袋二つ、横置島破れ有之候服紗一つ、銅板へ魯西亞文字彫付、棟へ結付有之候に付、持參仕候段申候候付、餘り空々敷詠居候も残念奉存候付、愚考仕候處、兼而打拂可申御趣意には御座候へ共、玉間届不申、其上當方より打拂候而も少も手向不仕候付、先は降參之姿に而御座候間、右を打拂候へは御仁心薄きにも相響可申哉、且紛失仕候米、薪、圖合船等之申譯も無御座候に付、彼者共へ出會得心之上、當場所へ引留、御下知相伺可申と、南部家役人へも申談候上、異國人共小人數に

而橋船へ乗組上陸候は、不打拂、多人數乗組候は、打拂候繪圖二枚認、外にも片假名にて右之趣相認、六月朔日、異國船より差出候浮桶へ入、本之印を建沖合へ差出候處、早速橋船を以差入申候、同日晝過西海岸センベコタンと申所へ、橋船二艘にて多人數致上陸候間、爲見届同心儀右衛門、稼方政右衛門蝦夷人三助、鶴松、伊助、周八、アリウエン都合六人差遣候處、同人罷歸申候は、水にても吸取候様子而已にて、相變儀も無御座候趣申聞、夫より暫く過候て、又候櫻井啓助へ、稼方三之丞、蝦夷人佐兵衛、次郎、米藏、シタマレキ、サヤマ、シカルセツケ、五助九人爲召連差遣候處、歸之程手間取候間、南部家物頭六兵衛へ申談、跡より足輕五人差遣申候、然處無間元船へ橋船不殘漕戻候、右跡へ啓助罷越見申候處、日本仕立之脚半一足、水に濡れ候を木之先へ掛置、草小屋之内に藍島唐木綿風呂敷一つ、練玉一連、横一寸堅一寸程之革之切一つ、呑口之せん様成木一つ有之候旨にて、蝦夷人共持参いたし候趣、櫻井啓助申聞候、同日、又候橋船一艘元船より下し、ボンタル、ベツと申處へ上陸仕候間、同心儀右衛

門へ南部家足輕五人、稼方三之丞、蝦夷人次郎、周八、唐助、又吉、三助、タカンロク、ツヤフセ、テウケレロ、力藏、新五郎、作内、宇太郎、チヨワイ、メツカ十四人召連相越候處、異國人共致上陸居候間、儀右衛門儀、タカンロクへ申付爲呼候處、不思寄草之内より異國人一人駈出候間、タカンロク早速追駈、彼も之へ申聞候は、願筋も有之候は、儀右衛門へ面談可致趣申聞候へは、一人にては中々面談難致候間、上陸致居候異國人共不殘罷越逢可申由、彼者申聞候付、タカンロク及挨拶候は、一人來候は、對談可致候得共、大勢にては面談難致趣申聞、夫より段々渡來之始末爲承候處、全く船中糧米盡候付、米酒賞請度旨申聞、何卒右之段申立吳候様、タカンロクへ申聞候間、同人挨拶には、左候得は會所へ相廻り候様申聞候處、彼者申聞候は、此間洞内へ颯入候處、大筒夥敷被打懸、元船も既に危き程之儀に而、怖敷存候間難參申之候間、此度は打拂不申候に付、當方より差出置候浮桶之所迄相越可申と、儀右衛門よりタカンロクへ申付、約定爲致候處、タカンロクに横置絹木綿風呂敷、練玉少々吳候由申聞候

付、持參爲致候段、儀右衛門罷歸申聞候、右之趣南部家物頭六兵衛へも申談候處、八ツ時過、元船より橋船一艘相下、人數六人乗組、約束之赤印附候浮桶目當に漕寄候間、此方よりも蝦夷船へ、番人與左衛門、蝦夷人佐兵衛、唐助、新五郎、永助、アリウエン、タカンロク七人乗組せ差遣候處、右橋船にラシヨワ島夷人ヲロキセ乗組罷在、申聞候は、船中薪水切れ、并米酒賞請度由申聞候に付、兼而與左衛門へ申付置候通、願筋も有之候は、船中頭分之者上陸不致候ては、沖合にて米酒等差遣候儀は難致段、申聞候へ共、兎角上陸之儀は迷惑之趣にて、直に橋船は元船へ漕戻候間、當方の蝦夷船も漕戻候趣申聞候付、南部家物頭六兵衛へ相達、元船は勿論橋船にても、玉合宜敷場へ漕寄候は、打拂可申旨申談置候處、同日元船より橋船三艘にて、センベコタンへ上陸致し、間も無之元船へ罷歸、七ツ時前、小人数乗組橋船一艘、會所へ向漕寄候間、僅橋船一艘之儀に付、自在上陸いたし候上、様子に寄打果可申と見合居候處、海岸間近漕寄、彼方此方徘徊いたし居候間、支配人八右衛門、通詞利左衛門差出、無心遣上

陸いたし候様爲申聞候處、又々米酒賞請度段、如以前申立候付、左候へは上陸之上、詰合へ一通申立候様爲申聞候得とも、何分にも詰合役人へ逢候儀はいたし難き趣申聞、左候は、元船へ罷歸候趣申聞候由、種々上陸進め候内、八右衛門儀申聞候は、何れ啓助にても逢候は、安心も致し可申由に付、直に啓助へ申付、於海岸爲逢候處、以前申立候通申聞候付、同人申聞候付は、薪水、飯料遣切候は、随分遣し候様にも可致候得共、當島にも重役詰居候間、右人役人へ逢候上、願之始末申立候は、無不自由被差遣候事も可有之候間、申立候通僞無之候は、上役之者へ逢可申由申聞候處、左候は、元船へ歸帆之上一同相談いたし、明朝上陸可致旨申聞候間、日本人は決而僞無之候間、無間達明朝可參段申聞、右之者名前承候處、カワビシカビタンと申ものにて、元船總頭分之由申之、夫よりヲロキセ乗組來候は、如何致し候譯と尋候得は、エトロフ島アトイヤ出帆、直に此異國船に乗組候段申聞、左候へはエトロフにても、異國人共致上陸候哉と尋候處、カビタンカワビン申聞候は、エトロフ島アトイヤへ

上陸、同所詰合役人にも逢候處、フウレベツ會所へ相廻可申積約定いたし候上、手紙認貫ひ、同所へ相廻可申處、風順惡敷且澗繫も不宜趣承候間、當澗内へ乗入候段申開候付、彌右體候は、右書狀差出候様申開候處、元船に有之候間歸り候て、差越可申旨申開、明朝上陸いたし候印に、硝子德利二つ預候段申開、元船へ漕戻、無間橋船を以、右書狀岸迄届候付見候へは、エトロフ島詰深山宇平太按するに、へ、石坂武兵衛調役下役、よりの書狀に御座候、岡田某所蔵留書、蝦夷筆記、千八百十一年、自注、我文アレキセイ、按するに、魯西亞屬予按するに、かの甲必丹コロライに語て曰く、南方なる第二十島なるクナジリには、甚能き船掛りの處あり、又市邑もありて、薪水、米穀、野菜の類も容易に得へしと、依てフウレベツに往かす、直にクナジリに行んと決せり、其ゆゑは是迄歐羅巴の、航海するもの、松前、クナジリの門を審にしたるものなし、かつて地圖多けれども、皆クナジリは松前の地續の様に畫けり、近來のプログトン自注、人名、の圖にさへ、此誤を正さ、れは、予松前とクナジリとの海峡に到て、

其湊迄も詳に測量せんと欲してなり、又一は船懸りの場并に市邑ある處に急ぎ行たき事あり、其ゆゑは船中に貯置ける食料、鼠に食れたり、尙船底に積置ける食料いかなりしや、いつれ船を平穩なる處に繫かされば、これを檢査する事能はず、もし不足する時は、新に求めて是を催んこ、急ぎて船をクナジリに向たるなり、然るに逆風或は曇天にして雲霧深く、船之進退自由ならず、エトロフ、クナジリ、シコタン自注、我五、松前とクナジリの間なる海峡に七月四日、自注、我五、松前とクナジリの間なる海峡に到り、日暮にクナジリの東方平地ある湊に着り、然るに夜中湊の中に乗入て、日本人等驚き騒かん事を思ひて、其夜は湊の外の海峡に碇泊せり、湊の方を見やれば、合圖と見えし湊の左右の山に終夜烽火を焼たり、翌五日、自注、我五、の朝に至て、船を湊の方に進めたりしに、忽ち陣屋より大砲二聲放てり、然れども幸にして船に届かす、其玉水中に落、是に因て思ふに、エトロフ島の日本人より、未此島の役人等我等が、野心なく來りし事を告さると覺えた

り、按するに、かれ今年先エトロフ島に近づき、役人より書付を得し事あり、こは同島フウレベツ役人に充たる書のみし、しむるをクナジリに來り、かく且陣屋の方凡て湊内霧深くしていらさき故、再び前の所に碇を下せしに、間もなく天氣晴たれば、端船を出して湊の淺深を測らしむ、其端船陣屋を去こと、凡大砲の届く自注、保按に、十二三町の遠さをいふ、○按するに、自注保按あるは、天文方高橋作左衛門景保にして、此書の翻譯を校正せし人なり、今度蝦夷地に赴き、魯西亞の通譯を勤め、後此筆記を讀處に近寄しかと、陸より大砲を放つ事なし、陣屋は堵檣木柵等の見えざる程に、黑白或に紺色の筋ある幅廣き布を張りたり、また處々に大なる板に丸く銃眼を畫きて、大砲臺場の様に見せかけたり、然れども其製甚拙きゆゑ、遠くより見ても實の大砲臺場とは見えす、其陣屋は低き地に建て前の堤を打越して見るゆる家の棟の數分ち難し、唯長官の第宅のみ少し高く見ゆ、家毎に大小數多の旗を立たり、陣屋の外の家々にも、右の如く旗を翻したれども其數少し、斯の如く飾立たる事の實の所爲を、アレキセイ我に明さすして、唯いへるは、異國の船か或は高位の人湊内に來る時は、毎に陸にて斯の如く飾れりとなり、陸を去こと凡二十町

はかりの處に船を移し、碇を下し端船を出し、予を按針役格のヌレトノイと水夫四人、并にアレキセイを伴ひ陸の方によせ、既に陸を去こと五十尋計の處に至りし時、俄に諸方より予船に向て大砲を放てり、依ていつれも十分の力を出して漕戻せる、其初發の大砲尤危く、その玉子の耳の傍に鳴り渡りて過る、其後は打出す事も少く、又筒の向きも違へり、日本の火薬は甚惡しと見えて火烟多し、本船に残れる予か次官のリコルト、其大砲の音を聞こひとしく、予か船を助けんとて、武器を備へし端船を漕出せり、然れども幸にして一發も予か船に中らす、其助けを受けずして事濟たり、僅に七人のりたる船に、思ふまゝ、近付て、俄に數挺の大砲を放ちかくるは、言語同斷理非を辨へざる野人の所爲なり、唯一發にても予か小船に當る時は、船中残らず死すへし、予此日本人等の不法の所爲、實に怒に堪ず、既に一度は予心を決して、彼等か所爲を恨み此恥を雪んため、船中のもの共に命して、陣屋の方に大砲を向させ、船の進退をよき所に移さんとせしか、熟思ふに此恨を報するにはいまた時至らず、且

執政の命を請ず、私に戦をなすは理に當らずと、俄に心を改め、夫より船を遠に移せり、予ふと畫圖を以て日本人に我意を諭さん事を思ひ得て、翌六日自注、五月空桶を二つ隔て、一方には水を入たる硝子陶と薪の小片並て米一握を收む、是此類の品を欲すること論さんか爲なり、又一方には銀錢并に羅紗の小片、水晶器并に硝子の玉を納る、是此類にて其價を贖はんといふ意を示さんかためなり、また其上にミイチマン自注、のモール、か細密に畫ける繪畫を添たり、此圖は陣屋并に我船を畫き、陣屋より頻に大筒を打出せども、我船中にては大砲に手をかけず、又陣屋より放てる大の玉は、我船の上を過越せる様に畫きたり、是をもて少しは彼等か不實の所爲を思ひ知らさんか爲なり、此桶を人家の前に浮めしかは、日本人即時に是を取上て、陣屋の中に持行けり、其答を得んこと、翌日小船に不虞の備をなし、僅に小銃の届く計自注、保按に三十間計の遠さをいふ、隔りたる處にやりしに、一人も出て見る者なく、日本人等少しも此船にこゝろを留まると見えて、陣屋より一人も出て見るものなし、陣屋は尙前日のこ

とく布を張れり、予いろ／＼に心を碎き、如何様なる事ありとも答を得へしと、彼もまたこれに答へざる事はよもあらしと思へり、我等前に日本人に逢しは實に不意の事にして、其長官に薪水、食料迄も得へき爲にて、クナヅリの長官に遣すへき書翰を與へしは、全く彼か一己の計ひ見えたり、自注、由按に、前文に遠へナヅリに持行爲にあらず、エトロフのフウレベツへ遣すへき書翰なり、彼か言を信して半月計の日をつひやして、むなしく此處に來れり、其日數を經はオホーツカに行へかりしを、今は詮方なし、又船中の食料甚乏しきゆゑ、價を出して是を得んとすれば、日本人は敵として是を待、且野心なき事を諭すとも答をなさず、今は進退此に極りければ、予船中の諸士を集めて、事急に至れり、此上は如何すへきや、各その策を書し予に示すへしと言しに、何れも其論一様にして、國王の命なきに、私に兵を用ひ給ふは宜かるまじとなり、予も固より同意なれば、是に一決し、船を陣屋の方より退けり、其後予か次官のリコルトに、兵器を備へし端船にのりて、湊口の魚村に至り、銀錢或は貨物にて、よき程に

薪水、米穀を易へ來るへしと命せり、予は本船にありて帆の用意をなさしめ、もし日本人等、此方より遣はせし者共の上陸を妨んとする時は、船を近く乗寄せて、武威を用んと用意せり、然るに此漁村は歩卒のみならず、土人さへ一人も居らず、その所にある粘れる留水と薪、并少の米と枯魚とを取らしめ、其代歐羅巴産の貨物を残して歸り來り、其取來りし品と残し置る品との價を、アレキセイに問しに、残せし品の遙に勝れしと言ひ、予か好事にて、日本人の住む家々の様子を檢視せんとて、ある夜の村落に上陸せしに、先にリコルトの置候品々見えされは、リコルトの歸れる後に、日本人此處に來りしと見えたり、然れば陣屋にても、我等か此處に來りしは、盜をなす爲ならざる事悟れるならんと、予心に喜へり、此湊口の一方に漁村ニヶ所ありて、漁具并に鹽、醃、乾脯或は煮油等の器械あり、日本人用ゆる網は誠に大なり、又漁獵に用ゆる小船、或は油をいる、大小の桶、其外の諸器の夥しき事、予大に驚けり、

せり、因て直に碇を揚船を進めて、是を船中に取入れ開き見れば、内に蠟を引たる布にて包たる箱あり、是を開けば三葉の紙あり、其内一葉は日本文字にて書し書翰にて、少しも讀こと能はず、取置ける外の二葉は、いづれも陣屋俄羅斯船浮桶并に是に向て漕たる小舟に扇を畫き、同様の畫圖なり、但しその異なる所は、一葉は陣屋より大砲を放ちたる圖、一葉は大砲を後に向くる圖なり、いづれも集りて此圖を評せしに、日本人等我等を嫌て應戦を好まずといふこと成へしといへり、我考には、前に我方より陣屋前に桶を浮めたる時は、其船に大砲を放たされども、再び來て桶を浮むる時は、大砲を放つへしといふ意なるへしと覺えたり、依て湊の西岸の小河ある處に船を移して碇をおろし、此處にて水を取らんこと、武器を備へたる端船を出せしに、日本人等是を支ゆる事なければ、水夫をして終日水を吸しめたり、但その時二三人のクルル人を陣屋より出して檢視せしむ、クルル人は我等居る處より凡五町計も隔て、甚靜まりて我か動靜を視居たり、

一第七月八日に自注、我六陸より浮めたる桶を見出

一同九日の朝も、自注、我六水を取らんとて、端船を出して皆上陸せしに、や、ありて陣屋より一人のクリル人を出して遣せり、此もの我等を甚恐るゝと見えて、其片手に十字を畫ける板をもち、片手にて頻に法を修しなから、甚靜に歩行み來れり、元來彼は我屬下のラツワ島に、兩三年も經たる者にて、其頃は名をクスマンと名へり、其處にて此十字修法を習ひ、また俄羅斯人の十字を尊敬する事を聞て、此十字の法を修して、俄羅斯人に近寄る時は、兵器にも勝ると思ひて、かくせしと見ゆ、按針役のルータクウ進て是を迎へ、其言を口し、少しの品を與しに、彼戰慄する事癢を患る人のことし、予もまた自ら對面せしか、アレキセイを船に残せしかは、予か意を通する事能はず、アレキセイの來るを俟んも心もとなく、又船につれ行に、彼か好さる處なり、強て止るもまた悪かるへしと思へは詮方なし、彼か僅に十言に足らざる俄羅斯語を演へ、手品を交へて予に示せしは、陣屋の長官、雙方より同し人數を出し、船中に於て予と對談せん事を欲するとの意を解し得たり、依て予大に悦び、その旨承諾したる

よしを答へ、且彼に糸を貫たる珠を與へしかは、彼か心少しうち解しと見えて、予に烟草を請へり、然れども折節持合せなければ、再び持來りて與ん事を約せり、や、ありて日本人陣屋の前より桶を水上に浮めり、然るに其桶大砲臺場に甚近ければ、行て取には思慮なき所爲なるへしと猶豫して、陣屋より船の來るへしと俟しに、船は來らずして、白き旗を以て陸に來れど、我々を招くものあり、依て思ふに、先にクリル人の手品にて示したる事を解し誤りたるならんとて、今ははや本船に歸らんとする時刻なれば、是に拘らす本船の方に小船を少し進めし折から、陸の方より小船を漕出せり、中にクリル通事をなす役人のりて、我船に向て來れり、其人數を見るに、我船の人數より多し、然れども我船には兵器をよく備へたれば、是を恐れざりき、偕彼方よりいひ出せるをきくに、前に彼か陸に近寄し時、大砲を放ちし罪を謝し、且備等に敵し拒める故、只兩三年前二艘の俄羅斯船來り、上陸して大に亂妨をなせし故なり、今備等の所爲を見るに、先年來りし者の行とは大に殊なれば、備等に敵せんと

する意なく、その疑を散せん爲、此處にて調ふべき事は、其意に任すへしといへり、依てアレキセイに命し、前に日本に來りて亂妨なせしは、皆商船にして我執政の命にあらず、彼等か私になせし事なり、依て其船長は刑せられて、既に死せしよしをいはしめ、且前にエトロフ島において日本人に諭せし如くに、其眞實なる事を誓ひ示せしに、彼答て其いふ處宜なり、俄羅斯人の我等に對して野心なき事を聞て、甚悦となり、予又彼に問しは、前に我等陸より品々を取去り、是を償はんために品々を残し置しか、取される品より不足にはあらずやと、彼答て曰、其取去る品は聊の物にて、其償は分に過たり、又何品によらず、必用の品は我長官より與ふへし、先何等を欲するや、因て予答るに、米十俵并鮭魚、野菜を得へし、其報には好に任せて銀錢を以償はんと、彼曰今より陣屋に來りて、長官に應對すへしと、予丁寧に是を謝し、明日は我本船を陣屋の方へ近く寄て上陸せんと約せり、予前にクリル人のクス自注、人名に烟草を與へんと約せしかは、是を與へしに、日本役人の許なければ、敢て取らず、其役人も

また是を許さず、予か尙此日本人に語りたき事あれども、通事のアレキセイ、彼小船の中に知交の者居しかは、夫と頻に談話して、予かいふ事を通辯せず、空しく時刻を移せり、さて此日本人に別れて後、アレキセイ彼船に居る日本人より親しく聞けるよしにて、予に語れるは、日本人等我船を見て甚驚怖し、亂妨をもせられんとて大に周章し、諸具を山深く藏せり、(諸具を夥しく馬に駄して山の方に引行を、予も見たり、)我船に大砲を打かけたるは、唯恐怖の餘り、前後も省みすなせし事にして、又我端船を漁村によせし時は、必らず亂妨竊奪をなし、かつ家をも焼拂ならんと皆思ひしに、左はなくて端船の去りし後、其家を檢視せしに、以前に變りたる事なし、又米穀、薪、魚等を奪へり、跡には彼國にて稍價の貴き品を残し置しかは、是を見て大に悦び、始めて安心せしとなり、予思ふに、大砲を放せしは實に恐怖の餘りならん、また我端船の中にも軍兵を埋伏せしと思へるならん、然れ共我端船は極て小く、兵を伏する程の船にあらず、されども恐怖の餘り眼もくら